

法務総合研究所

研 究 部 報 告

41

—第3回犯罪被害実態（暗数）調査—

2 0 0 9

法務総合研究所

は し が き

欧米の主要先進国では、かなり以前から暗数（警察等の公的機関に認知されていない犯罪の件数）調査の重要性が認識され、アメリカ及び英国では、それぞれ1972年及び1982年以降、全国規模で実施される暗数調査が、毎年又は隔年に、定点観測の見地から継続的に実施され、その結果が刑事政策に反映されてきた。1989年には、暗数の国際比較を目的として、統一された調査様式と方式を用いた国際犯罪被害実態調査（ICVS：International Crime Victimization Survey）が、オランダ司法省によって開始された。その後、ICVSは、国連犯罪司法研究所（UNICRI：United Nations Interregional Crime and Justice Research）や国連薬物犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）など国連機関とオランダ司法省が中心となり、1992年の第2回から2004年の第5回まで4年ごとに世界規模で実施され、15年間にわたり、78の国・地域で、30万人を超える人々が、体験した犯罪被害や関連する諸問題について調査を受けた。

日本では、第4回ICVSに参加する形で、法務省法務総合研究所が、2000年に第1回の犯罪被害実態（暗数）調査を行い（研究部報告10号（2000年））、以後、定点観測の趣旨から、2004年に第2回調査を（研究部報告29号（2005年））、2008年の1月から3月にかけて第3回調査を実施した。本報告書は、この第3回調査の実施結果をまとめたものである。

日本国内を対象とする犯罪被害実態（暗数）調査は、このようにICVSの一環としての意味も有することから、第1回及び第2回調査は、それぞれ第4回ICVS及び第5回ICVSの一部として国際比較の対象となっており、法務総合研究所においても、日本を中心として国際比較の分析を行ってきた（第4回ICVSを踏まえた国際比較－研究部報告18号（2002年）、第5回ICVSを踏まえた国際比較－39号（2008年））。第6回ICVSは、2009年から2010年にかけて世界規模で実施される予定であり、その結果とこの第3回調査の結果については、今後、以前と同様の国際比較を行って研究部報告にまとめる予定である。

本報告書の第1編は、犯罪被害実態（暗数）調査の意義等及び今回の調査結果の概要を、第2編は、犯罪被害の統計的分析、第3編は、治安に対する認識及び犯罪対策に対する意見、第4編は、治安に関する認識及び犯罪対策に関する意見、第5編は、資料編として基礎集計表及び調査票を、それぞれ収録した。

従来 of 調査結果は、前記研究部報告のほか、犯罪白書や法務省ホームページにおいても要旨等を公表し、治安の改善・犯罪対策に関する施策の立案・実施や研究等において幅広く参照されるなど国民の共有財産となっており、治安に対する国民の関心が高まる中、効果的な刑事政策を立案するための基礎資料として幅広く活用されている。本号も、そのような資料充実の一環となれば幸いである。

平成21年3月

法務総合研究所所長

小 貫 芳 信

要 旨 紹 介

第 1 編 犯罪被害実態（暗数）調査の意義等及び調査結果の概要

●調査実施概要

第 3 回調査では、全国から16歳以上の者6,000人（男女同数）を層化 2 段無作為抽出法によって抽出し、平成20年（2008年）1 月 7 日～同年 3 月21日にかけて、調査員による個別訪問面接聴取及び調査対象者による調査員の面前での自記式回答用紙記入（性的事件用，男女共通）によって調査した。前 2 回の調査と異なる点は、犯罪被害者等基本計画を具体化する一環として、より詳細に犯罪被害の状況を調査するため調査対象者数を倍にしたこと、性別を問わず、すべての調査対象者に性的事件に関する調査を行ったことである。

回収結果は、有効回収数3,717人であり、その内訳は、男1,756人(47.2%)，女1,961人(52.8%)で、回答率は62.0%であった。

●犯罪被害の実態

「被害態様別犯罪被害率」については、世帯犯罪被害の中では、自転車盗の被害率が最も高く、自動車損壊、バイク盗がこれに続いている。他方、強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫等の個人犯罪被害の被害率は、全般的に低い。

すべての種類の犯罪被害（全犯罪被害）のうち、いずれかの被害に遭った者の比率は、過去 5 年間では全回答者の32.3%であり、調査前年の平成19年 1 年間では9.4%であった。この点に関して、第 1 回調査から今回までの経年比較をみると、過去 5 年間及び調査前年の被害率ともに、一貫して低下傾向にある。

「被害態様別被害申告率」については、世帯犯罪被害では、自動車盗、バイク盗、車上盗及び不法侵入の順に被害申告率は60%を超えている。個人犯罪被害では、強盗の被害申告率が比較的高い。

●犯罪に対する不安等（全般）

「居住地域における犯罪に対する不安」は、第 1 回調査（平成12年（2000年））のときが最も低く、第 2 回調査（平成16年（2004年））において不安が高まったが、第 3 回調査（平成20年（2008年））においては、やや改善した。

「防犯対策の状況」について第 1 回から第 3 回調査において顕著に認められる傾向としては、①侵入防止警報機、②特別のドア鍵、③特別の窓／ドア格子といった住居の防犯設備の設置率の増加、及び「何の防犯設備もない」とする者の比率の一貫した低下である。

「日本全体における治安に関する認識」を見ると、第 2 回調査に比べて第 3 回調査では、「良い」とする者の比率が5.2ポイント上昇する一方で、「悪い」とする者の比率が低下した。しかし、依然として「悪い」とする者の比率は過半数を超えており、国民の治安に関する認識は依然として厳しい。

第2編 犯罪被害の統計的分析

ここでは、犯罪被害の統計的分析として、①世帯犯罪被害及び個人犯罪被害について、クロス集計を中心とした分析を行った後、②犯罪被害に遭う可能性に影響を及ぼす要因について、ロジスティック回帰分析及びCHAID分析を行った。

●世帯犯罪被害

世帯犯罪被害は、被害者の世帯が所有している乗り物関係の被害（盗難及び損壊）と被害者の住居への不法侵入（未遂を含む）に大別される。前者については、自動車関係の被害について、自動車の所有台数が多いほど被害に遭っている人が多い。バイク盗、自動車盗について、政令指定都市の方が比較的被害が多いなどの特徴が見られた。

●個人犯罪被害

強盗（日本の法律上、強盗、強盗未遂、恐喝及びひったくりに該当する行為）、個人に対する窃盗（自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入及びひったくり以外の窃盗）、暴行・脅迫及び性的事件（強姦（未遂を含む）、強制わいせつ、不快な行為（痴漢、セクシャル・ハラスメント等）であって、必ずしも日本の法律上犯罪とならない行為を含む）については、被害率自体が低いと、クロス集計によって統計的な有意差を見い出せた項目は少なかった。その中で、統計的有意差が見られたのは、個人に対する窃盗では、就業状況について、学生の「被害あり」の比率が高く、性的事件については、女性の被害がほとんどであり年齢別に見ると、39歳以下の人の「被害あり」の比率が高く、就業状況、婚姻状況別では、学生、独身の人の「被害あり」の比率が高かった。

●被害の有無に影響を与える要因

全犯罪被害（世帯犯罪被害と個人犯罪被害）について、どれか一つでも被害に遭う可能性は、①「学生」又は「働いている」である、②世帯人数が「4人以上」である、③「60歳未満」である、④夜間外出頻度が「週1回以上」である、⑤教育年数が「13年以上」である、⑥婚姻状況が「離婚・別居・死別」である、⑦「女性」である、ということが「被害あり」に影響を及ぼす。

世帯犯罪被害に遭う可能性は、①世帯人数が「4人以上」である、②住居形態が「アパート・長屋等」である、③「防犯設備がある」ことが、「被害あり」に影響を及ぼす。

個人犯罪被害に遭う可能性は、ロジスティック回帰分析では、①「学生」又は「働いている」である、②「女性」である、③夜間外出頻度が「週1回以上」である、④住居が「アパート・長屋等」である、⑤教育年数が「13年以上」である、ということが「被害あり」に影響を及ぼす。CHAID分析では、「年齢」（39歳以下に「被害あり」が多い）が最も影響を与える要因となっていた。

第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由

犯罪被害実態（暗数）調査では、警察等に申告されなかった（不申告）の犯罪被害の数が、暗

数として把握される。被害の不申告理由は、暗数発生の根拠を探究する上で極めて重要であり、他方、被害の申告理由についても、実際に、その申告理由が申告を受けた関係機関等によって充足されたか否かが被害者対策の充実を検討する上で重要である。

犯罪被害の申告理由を概観すると、①「奪われたものを取り戻すため」、②「犯人検挙・処罰」及び③「再発防止」が上位を占めている。これらの犯罪被害者のニーズに対する、捜査機関の対応の満足度を見ると、いずれの被害態様においても、満足との回答が、おおむね50.0%を超えている。しかし、消費者詐欺のように、不満足が満足を上回っている例、性的事件のように、満足と不満足が同率の例も見られる。捜査機関等に対する期待が高い被害者ニーズについては、充足されなかった場合の不満も高い傾向がうかがえる。

他方、犯罪被害不申告の理由を見ると、①被害の重大性に乏しい（被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」）ことを理由とするものが、いずれの態様の犯罪被害についても多く見られ、②犯人検挙や被害回復へのあきらめを示す「捜査機関は何もできない／証拠がない」がそれに続いている。

第4編 治安に関する認識及び犯罪対策に関する意見

ここでは、治安に対する認識の詳細及び犯罪対策に対する意見について分析した。

●居住地域における犯罪に対する不安と回答者の属性との関係

①「一戸建て住宅に居住する者」は、自宅に夜間一人でいることの不安及び不法侵入の被害に遭う不安ともに、他の居住形態の者に比べて高い、②「女性」の方が、男性よりも犯罪不安が高い、③「60歳以上の者」の方が、犯罪不安が低い等の傾向が見られた。

居住地域における犯罪に対する不安の中で、①「夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人でいることの不安」という夜間の犯罪不安については、女性の方が、不安を感じる傾向がある。②「夜間の一人歩きに対する不安」及び「不法侵入の不安」については、個人犯罪被害に遭った人、60歳未満の人の方が不安を感じやすい。③「自宅に夜間一人でいること」、「不法侵入の不安」という自宅に関する犯罪不安については、「一戸建て住宅」に居住する人の方が不安を感じる傾向がある。この不安認識の傾向は、世帯犯罪被害全体や自動車損壊、バイク・自転車盗、個人に対する窃盗に関して、「一戸建て住宅」よりも「アパート・長屋等」に居住している方が被害に遭う可能性が高いという、実際の犯罪被害の傾向とは逆の傾向を示している。

●日本全体における治安に関する認識と回答者の属性との関係

①「一戸建て住宅に居住する者」の方が、犯罪不安が強い、②「世帯人数」2人において、治安が「とても悪い」とする者が多く、「世帯人数」5人以上において、それが少ない、③「主婦・主夫」に、治安が「やや悪い」とする者が多く、「学生」に、治安が「やや悪い」及び「とても悪い」とする者が少ない等の傾向が見られた。

日本全国における治安に関する認識では、①「一戸建て住宅」に居住する人、②「女性」、③「無職・定年・主婦等」の方が、それぞれ「悪い」と認識する傾向が強い。①の住居形態や③の就業状況については、実際の犯罪被害の傾向（一部の被害態様では、「アパート・長屋等」に居住する

人、「学生」の方が犯罪被害に遭う可能性が高い。)と逆の認識を示していることが分かる。

●青少年による犯罪を減らすために最も効果的だと思われる措置等

最大3つまでの複数選択回答を求めた結果、経年変化を見ると、第1位と第2位は、しつけの強化と厳罰化であり、前2回の調査と順位の変更はない。しかし、今回は、第2回(平成16年(2004年))と比べて厳罰化が減少し、第3位の学校教育の強化との差が縮小した。また、第4位は、雇用の改善となって、初めて警察活動の強化と順位が逆転した。雇用の改善は、これまで3回の調査において一貫して増加しており、厳罰化の減少とも相まって、単なる締め付けではなく、定職に就くことなど、青少年を取り巻く環境の実質的な改善が、青少年犯罪の減少に効果的であるとの考え方が徐々に浸透してきたものと考えられる。

●量刑に関する意識

ICVSの統一質問項目である「21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。」を用いて、5種類の処分の選択肢について回答を求めた。経年変化を見ると、今回は、第2回(平成16年(2004年))と比べて実刑を選択した者が減少したが、なお過半数の者(50.9%)が実刑を選択している。他方、実刑以外の処分である罰金、執行猶予、社会奉仕活動を選択した者が増えた。特に、社会奉仕活動については、諸外国で広く普及しているが現在の日本の法制度には導入されていないものの、処分の選択肢として選んだ回答者がほぼ5人に1人となっている点が注目される。

研究部長

城 祐一郎

— 第 3 回犯罪被害実態（暗数）調査 —

	研 究 官	染 田 惠
	研 究 官	作 原 大 成 子
	研 究 官	郷 原 恭 子
	研 究 官	渡 邊 俊 子
	研 究 官	西 元 雅 夫
	研 究 官 補	櫻 田 香 子
	研 究 官 補	船 谷 明 子
北海道地方更生保護委員会事務局長	（前 研 究 官）	中 川 利 幸
北九州医療刑務所首席矯正処遇官	（前 研 究 官）	小 野 義 浩
播磨社会復帰促進センター統括矯正処遇官	（前研究官補）	姫 田 卓 朗
新潟保護観察所保護観察官	（前研究官補）	明 石 史 子

目 次

第1編 犯罪被害実態（暗数）調査の意義等及び調査結果の概要	7
第1章 犯罪被害実態（暗数）調査の意義と必要性	9
1 調査の意義と必要性	9
2 調査の目的	9
3 諸外国における暗数調査及び国際犯罪被害実態調査の歴史	10
4 日本での暗数調査の実績と結果の公表	10
第2章 第3回犯罪被害実態（暗数）調査結果の概要	12
1 犯罪被害の種類	12
2 犯罪被害の実態	12
3 被害態様別犯罪被害の経年比較	15
4 居住地域における犯罪に対する不安	16
5 防犯対策の状況	20
6 日本全体における治安に関する認識	21
第2編 犯罪被害の統計的分析	23
第1章 世帯犯罪被害	25
第1節 乗り物関係の被害	25
1 自動車所有者の特徴	25
2 自動車盗	27
3 車上盗	29
4 自動車損壊	32
5 バイク盗	35
6 自転車盗	37
7 まとめ	41
第2節 不法侵入の被害	42
1 不法侵入，不法侵入未遂の被害の概要	42
2 防犯設備と不法侵入，不法侵入未遂との関係	45
3 まとめ	45
第2章 個人犯罪被害	46
第1節 強盗，個人に対する窃盗，暴行・脅迫，性的事件	46
1 強 盗	46
2 個人に対する窃盗	49
3 暴行・脅迫	52

4	性的事件	59
5	まとめ	65
第2節	詐欺・汚職	66
1	詐欺	66
2	汚職	70
第3章	犯罪被害の有無に影響を与える要因	71
第1節	分析の手順	71
第2節	全体	73
第3節	被害態様別	80
第3編	犯罪被害の申告及び不申告の理由	93
第1章	総説	95
第2章	犯罪被害を申告した理由	97
第1節	犯罪被害を申告した理由別の分析	97
第2節	被害態様別の被害申告理由の分析	103
第3章	犯罪被害を申告しなかった理由	111
第1節	犯罪被害不申告の理由別分析	111
第2節	被害態様別の被害不申告理由の分析	117
第4編	治安に関する認識及び犯罪対策に関する意見	125
第1章	治安に関する認識	127
第1節	総説	127
第2節	居住地域における犯罪に対する不安	128
1	総説	128
2	居住地域における犯罪に対する不安の経年比較	130
3	回答者の属性等と3種類の居住地域における犯罪不安との関係	130
第3節	日本全国の治安に関する認識	144
1	総説	144
2	居住地域における犯罪に対する不安と日本全国の治安に対する認識との関係	145
3	回答者の属性等と日本全国の治安に対する認識との関係	147
第4節	犯罪不安・治安に対する認識に関する統計的解析	157
第2章	青少年犯罪対策に関する意見	165
第3章	量刑に関する意見	171
おわりに		182
第5編	参考資料	185
1	基礎集計表	187

2	第3回犯罪被害実態調査票	233
3	第3回犯罪被害実態調査票（自記式記入票）.....	270

第 1 編

犯罪被害実態（暗数）調査の意義等 及び 調査結果の概要

第1章 犯罪被害実態（暗数）調査の意義と必要性

1 調査の意義と必要性

効果的な刑事政策を考える場合、その前提として、犯罪情勢を正確に把握することが不可欠である。そのための方法としては、①警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法（受理統計）と、②受理統計によっては把握できない「暗数」、すなわち、認知件数と実際に発生している事件数との間の差を、一般国民を対象としたアンケートによって調査する方法（暗数調査）がある。

暗数調査は、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという実態を調べるもので、一般国民から無作為抽出した調査対象者に対する調査結果に基づき、犯罪被害率を統計的に推定するものである。暗数調査は、サンプル調査の結果から全体を推計するため、統計的なサンプル誤差をできるだけ小さくする必要性から、サンプル数はある程度の件数以上であることが望ましい（後記の英米の例参照）。

現在、日本で問題となっている、体感治安の悪化や国民の刑事司法に対する考え方等については、暗数調査のような社会調査によってのみその内容を把握することができる。他方、暗数調査は、犯罪被害者に対する調査であるため、被害者のない犯罪、被害者が死亡している犯罪について調査することはできないという限界を有する。

①と②は、犯罪情勢を知る上で表裏一体のものであり、お互いを相補う形で活用することによって初めて効果的な刑事政策を考えることができる。

2 調査の目的

日本の場合、後記のように、法務省法務総合研究所では、今回を含め、これまで3回の暗数調査を実施してきたが、その目的は、概ね以下の点に集約される。特に、認知件数（受理統計）と暗数調査の結果を組み合わせるためには、経年変化の比較が必要であり、暗数調査は、継続的・定期的に実施されて、初めて意味のある調査となる。

- 1 警察に届けられなかった犯罪の種類及び件数等を推定すること（受理統計と実態との違いを把握する。）。
- 2 犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること。
- 3 犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること。
- 4 犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供すること。

なお、英米のように、全国規模で、地域別に多くのサンプルを抽出する調査を行っている場合は、上記に加えて、①受理統計に代わる犯罪統計を提供すること、②犯罪被害に遭遇する危険性に関する情報を提供すること（地域別、罪種別、犯行の手口別、被害者の属

性別の犯罪被害情報の提供)なども、目的の一つに掲げられている。

3 諸外国における暗数調査及び国際犯罪被害実態調査の歴史

欧米の主要先進国では、かなり以前から犯罪被害の実態を把握するための暗数調査の重要性が認識されている。米国では、1972年に全国犯罪被害実態調査(NCVS: National Crime Victimization Survey)が開始され、以後毎年実施されている(2005年調査では、サンプル数134,000人、77,200世帯)。英国では1982年に、英国犯罪被害実態調査(BCS: British Crime Survey)が開始され、おおむね隔年実施であったが、2000年以降は毎年実施され、サンプル数も47,000人と当初(11,000人)の4倍以上になっている。サンプル数を増やすことで、地域別に一層精緻な暗数の把握ができ、よりきめ細かな犯罪対策が可能となる。これらの大規模暗数調査は、いずれも面接方式によっており、その結果が英米の刑事政策に反映されてきた。また、オランダやその他の欧米等諸国においても、同様の犯罪被害実態調査が実施されている。

また、平成元年(1989年)から国際犯罪被害実態調査(ICVS: International Crime Victimization Survey)が開始され、国連機関の指導等の下、標準化された質問票を用いた調査に、世界30数か国・地域の参加を得ている。その後もおおむね4年ごとに世界規模で実施されて、平成16年(2004年)に第5回ICVSが実施され、平成21年(2009年)から22年(2010年)にかけて第6回が予定されている(第5回までに、78か国・地域の約30万人が調査に参加した。)。ICVSは、国によって異なる刑事司法制度や認知件数集計方式を超えて、国際的な比較を可能とする国際的な暗数調査であり、参加国は、それぞれの国の状況や課題について、国際的な観点から調査結果を比較・検討して、国内の刑事政策に反映させることができる。

4 日本での暗数調査の実績と結果の公表

(1) 従来の実績

日本では、法務省法務総合研究所が、第4回ICVSに参加する形で、平成12年(2000年)に第1回、平成16年(2004年)に第2回の犯罪被害実態(暗数)調査を実施した。

従来の調査結果は、「犯罪白書」に一部を収録し(平成13年、16年版)、詳細は法務総合研究所研究部報告10号(2000—第1回国内調査結果)、18号(2002—国際比較)、29号(2005—第2回国内調査結果)、39号(2008—国際比較)として刊行した。

(2) 第3回犯罪被害実態(暗数)調査

本報告に収録した第3回調査は、要旨の速報版を、平成20年版犯罪白書第5編(犯罪被害者)に収録したほか、法務省ホームページ上でも要旨を公開した。

第3回調査の実施概要は、次のとおりである。

① 調査対象

- (1) 母集団 全国16歳以上の者
- (2) 標本数 6,000人（男女同数）
- (3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法

② 調査時期

平成20年1月7日～同年3月21日

③ 調査方法

調査員による個別訪問面接聴取及び調査対象者による調査員の面前での自記式回答用紙記入（性的事件、男女共通。自記式の回答は、回答者本人以外の目に触れることがないように、回答者自らが専用封筒に入れて調査員の面前で厳封した上、それを調査員に渡す方式とし、回答者のプライバシーに十分な配慮を行った。）

④ 調査実施委託機関

社団法人 中央調査社

⑤ 回収結果

- (1) 有効回収数（率）3,717人（62%）
- (2) 調査不能数（率）2,283人（38%）

前2回の調査と異なる点は、犯罪被害者等基本計画を具体化する一環として、より詳細に犯罪被害の状況を調査するため調査対象者数を倍にしたこと、性別を問わず、すべての調査対象者に自記式調査票を用いて性的事件に関する調査を行ったことである。

第2章 第3回犯罪被害実態（暗数）調査結果の概要

回答が得られた者は3,717人で、回答率は62.0%であった。その内訳は、男1,756人（47.2%）、女1,961人（52.8%）である。

1 犯罪被害の種類

国際犯罪被害実態調査では、犯罪被害の実態を世帯犯罪被害と個人犯罪被害に分けて調査している。世帯犯罪被害とは、世帯単位での犯罪被害の有無の調査であり、例えば「あなたは、又はあなたの世帯では、自転車を盗まれたことがありましたか。」という形で被害を調査する。調査対象となる犯罪被害は、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入及び不法侵入未遂である。また、個人犯罪被害とは、個人単位での犯罪被害の有無を調査するもので、例えば「あなたは、暴行・脅迫の被害に遭ったことがありましたか」という形で被害を調査する。調査対象となる犯罪被害は、強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫及び性的事件である。これらの犯罪被害は、国際比較を可能とするため、当該被害の実態に共通の要素を基準とした国際標準の定義に基づいて調査しており、特定の国の法律上の犯罪類型とは必ずしも合致しない場合を含む（詳細は、1-2-1図の注を参照）。

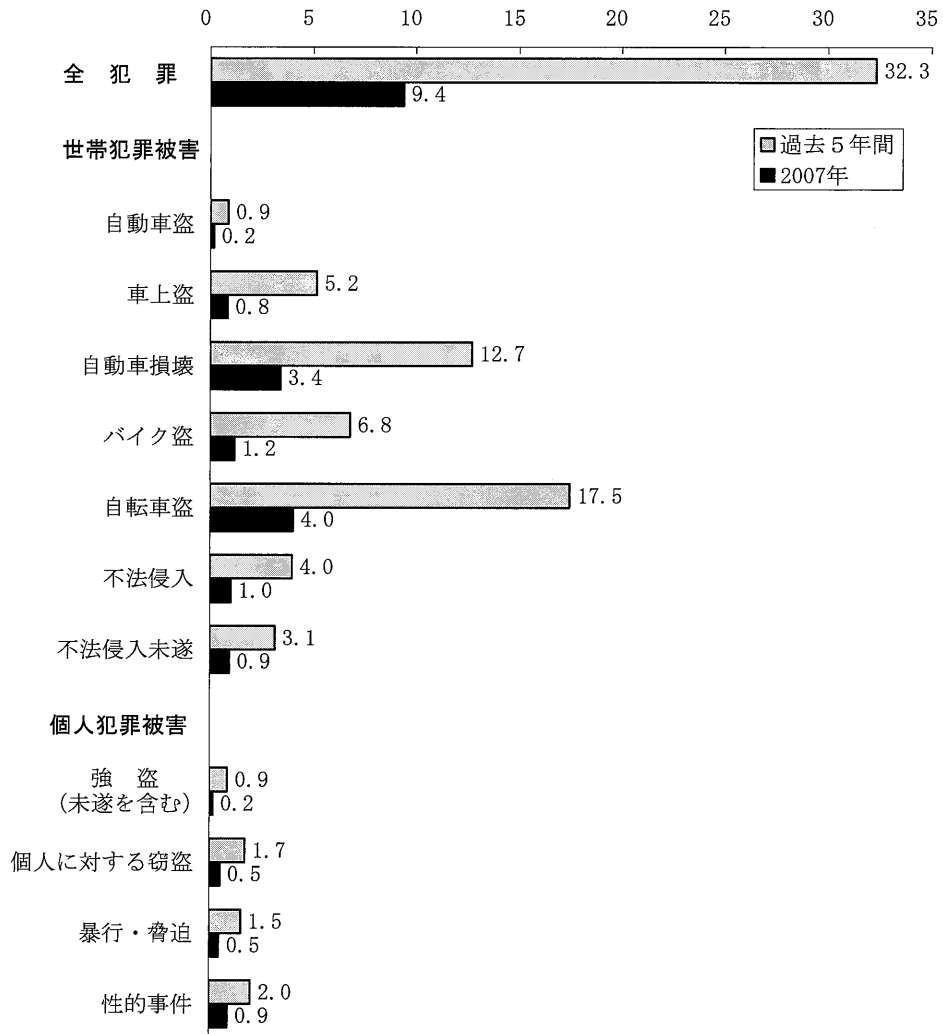
2 犯罪被害の実態

(1) 被害態様別犯罪被害率

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間（調査実施時点以前の5年間をいう。以下、本章において同じ。）及び2007年中に、それぞれ1回以上犯罪被害に遭った比率（以下、本章において「被害率」という。）を被害態様別に見ると（1-2-1図）、世帯犯罪被害の中では、自転車盗の被害率が最も高く、自動車損壊、バイク盗がこれに続いている。他方、個人犯罪の被害率は、全般的に低い。

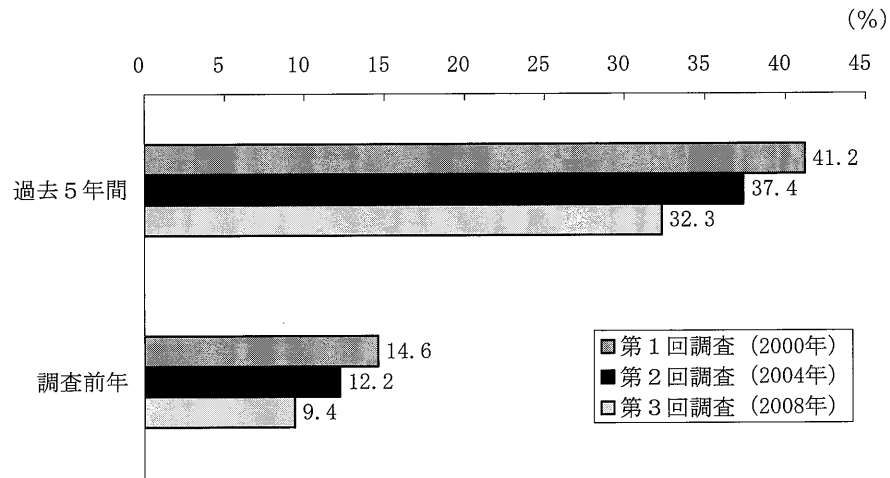
また、すべての種類の犯罪被害（全犯罪被害）のうち、いずれかの被害に遭った者の比率は、過去5年間では全回答者の32.3%であり、調査前年の2007年1年間では9.4%であった。この点に関して、第1回調査から今回までの経年比較を見ると（1-2-2図）、過去5年間及び調査前年の被害率ともに、一貫して低下傾向にあることが分かる。

1-2-1図 第3回調査 被害態様別過去5年間・2007年の被害率 (%)



- 注 1 「過去5年間」とは、2008年1月以前の5年間をいう。
- 2 「全犯罪」は、11種類の態様のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
- 3 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。
- 4 「強盗」とは、日本の場合、法律上、強盗、強盗未遂、恐喝及びひったくりに該当する行為を含む。
- 5 「個人に対する窃盗」とは、世帯犯罪被害に含まれる車両関連の窃盗との対比で用いる概念であり、具体的には「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」及び「ひったくり」以外の窃盗である。
- 6 「性的事件」とは、強姦(未遂を含む)、強制わいせつ、不快な行為(痴漢、セクハラなど)を指し、日本の法律上必ずしも処罰の対象とはならない行為も一部含まれる。

1 - 2 - 2 図 過去5年間・調査前年の全犯罪被害の被害率



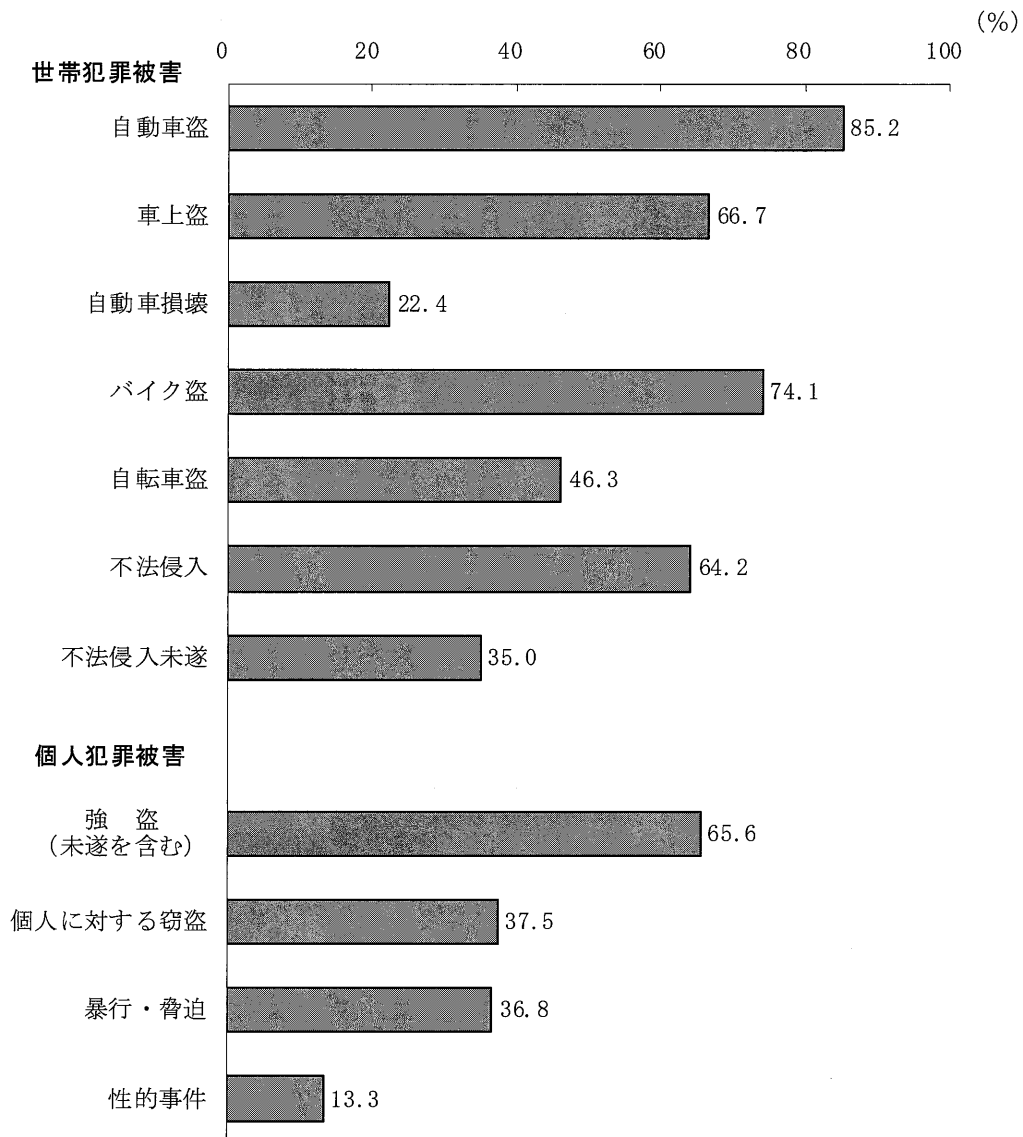
- 注 1 「過去5年間」とは、第1回調査(2000年)においては、2000年2月以前の5年間、第2回調査(2004年)においては、2004年2月以前の5年間、第3回調査(2008年)においては、2008年1月以前の5年間をいう。
- 2 「全犯罪被害」は、「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」、「不法侵入未遂」、「強盗」、「個人に対する窃盗」、「暴行・脅迫」及び「性的事件」のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。

(2) 被害態様別被害申告率

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間にこれらの被害に遭った世帯及び個人につき、直近の被害を捜査機関に届けた比率(以下本章において「被害申告率」という。)を被害態様別に見ると(1-2-3図)、世帯犯罪被害では、自動車盗、バイク盗、車上盗及び不法侵入の順に被害申告率は60%を超えている。他方、自動車損壊や不法侵入未遂の被害申告率は低く、被害態様による差が大きい。自動車損壊及び不法侵入未遂の被害を申告しなかった理由は、双方の被害態様とも「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」が最も高く、それぞれ61.6%、68.7%であった。

個人犯罪被害では、強盗の被害申告率が比較的高く、その理由は、「犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから」が57.1%と最も高い。被害申告率が最も低い性的事件の被害を申告しなかった理由は、「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」が43.9%と最も高い。

1－2－3図 第3回調査 被害態様別の被害申告率



- 注 1 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について質問した。
- 2 「強盗」とは、日本の場合、法律上、強盗、強盗未遂、恐喝及びひったくりに該当する行為を含む。
- 3 「個人に対する窃盗」とは、世帯犯罪被害に含まれる車両関連の窃盗との対比で用いる概念であり、具体的には「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」及び「ひったくり」以外の窃盗である。
- 4 「性的事件」とは、強姦（未遂を含む）、強制わいせつ、不快な行為（痴漢、セクハラなど）を指し、日本の法律上必ずしも処罰の対象とはならない行為も一部含まれる。

3 被害態様別犯罪被害の経年比較

全犯罪被害の経年比較は、1－2－2図のとおりであるが、ここでは、さらに過去5年間の被害態様別被害率・申告率について、第1回から第3回までの経年比較を行う（1－2－4表）。

世帯犯罪被害の被害率では、一貫して低下傾向にあるのが、自動車損壊、バイク盗、自

転車盗である。自動車盗、車上盗、不法侵入及び不法侵入未遂については、大きな変動は見られない。被害申告率では、自動車盗は増減を経ながら上昇し、車上盗に関しては一貫して上昇したこと、不法侵入未遂に関して増減が見られること以外、大きな変動は見られない。

個人犯罪被害の被害率では、一貫して低下傾向にあるのが、個人に対する窃盗及び性的事件である。強盗及び暴行・脅迫では、若干の増減が見られる（なお、第2回調査で、強盗の被害率が低下したのは、この部分に関してのみ調査票の内容が国際標準から外れていたため、正規の調査票に戻した第3回と第1回の結果を比較すると、大きな変動は見られない）。被害申告率では、強盗及び暴行・脅迫に関しては、増減を経ながらも上昇したが、個人に対する窃盗及び性的事件については、大きな変動は見られない。

4 居住地域における犯罪に対する不安

犯罪被害実態（暗数）調査では、直接の犯罪被害以外に、居住地域における犯罪に対する不安、防犯対策の状況、日本全体における治安に対する認識等多様な項目についても同時に調査している。ここでは、その中から、まず、居住地域における犯罪に対する不安の調査結果について、経年比較を行う。

居住地域における犯罪に対する不安は、第1回調査（2000年）の時の最も低く、第2回調査（2004年）において不安が高まったが、第3回調査（2008年）においては、やや改善した。刑法犯の認知件数の推移を見ると、2002年に戦後最高を記録した後、2007年まで5年連続で減少している。しかし、犯罪に対する不安に影響を及ぼすと考えられる身近な犯罪である傷害、住居侵入及び器物損壊は2004年以降若干減少傾向にあるものの、全体の傾向とは異なり依然として高い認知件数を維持しており、暴行の認知件数は11年以降増加が続いていることから（2008年版犯罪白書第1編第1章1－1－2－2図参照）、犯罪に対する不安の改善度も小幅なものに留まったものと考えられる。

(1) 夜間の一人歩きに対する不安

「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」との問に対して、第2回調査で減少した「とても安全」、「まあまあ安全」とする者の比率が、第3回調査では、やや回復し、「とても危ない」、「やや危ない」とする者の比率が少し低下した（1－2－5図①）。

(2) 自宅に夜間一人でいることの不安

「暗くなってから自宅に一人でいるとき、どの程度安全であると感じますか。」との問に対して、第2回調査では「とても安全」とする者の比率が8.7ポイント低下し、その分やや危ないとする者の比率が増加したが、第3回調査では、「とても安全」とする者の比率が3.5ポイント上昇し、「やや危ない」とする者の比率が2.0ポイント低下した（1－2－5図②）。

(3) 自宅において不法侵入の被害に遭う不安

「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入しようとするについて考えてみてください。」との問に対して、「あり得ない」とする者の比率が6.2ポイント上昇し、その分「あり得る」及び「非常にあり得る」とする者の比率が低下した（1－2－5図③）。

1－2－4表 被害態様別被害率・被害申告率（過去5年間）の経年比較

被害態様	第1回調査（2000年）		第2回調査（2004年）		第3回調査（2008年）	
	被害率	申告率	被害率	申告率	被害率	申告率
世帯犯罪被害						
自動車盗	0.7	61.5	0.7	100.0	0.9	85.2
車上盗	5.7	41.7	7.1	64.3	5.2	66.7
自動車損壊	16.8	20.9	15.5	21.5	12.7	22.4
バイク盗	12.4	72.7	10.3	75.0	6.8	74.1
自転車盗	27.3	36.1	23.2	48.1	17.5	46.3
不法侵入	4.1	61.1	3.9	64.2	4.0	64.2
不法侵入未遂	2.6	36.2	2.7	19.3	3.1	35.0
個人犯罪被害						
強盗（未遂を含む）	0.6	30.8	0.3	28.6	0.9	65.6
個人に対する窃盗	2.7	43.3	2.2	33.3	1.7	37.5
暴行・脅迫	2.1	21.3	1.1	50.0	1.5	36.8
性的事件	2.7	9.7	2.5	14.8	2.0	13.3

注 1 「過去5年間」とは、第1回調査（2000年）においては、2000年2月以前の5年間、第2回調査（2004年）においては、2004年2月以前の5年間、第3回調査（2008年）においては、2008年1月以前の5年間をいう。

2 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。

3 「強盗（未遂を含む）」については、第1回調査（2000年）では「暴力又は脅迫により何かを盗まれた（強盗事件に遭われた）ことがありますか。また、誰かに暴力や脅迫によって何かを奪われそうになったことがありますか。スリの被害は除いてください。」と質問し、第2回調査（2004年）では、「暴行や脅迫を受けて、抵抗できない状態で、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったこと（つまり、強盗の被害に遭ったこと）がありましたか。スリやひったくりの被害は含めないでください。」と質問した。第2回調査（2004年）では、「恐喝」及び「ひったくり」は、別項目で調査した。第3回調査（2008年）においては、原文の国際犯罪被害実態調査（ICVS）の調査票（英文）の記載に沿って「暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったこと（強盗、恐喝、ひったくりの被害に遭ったこと）がありましたか。スリの被害は含めないでください。」と質問した。その理由は、「強盗」の法律上の定義が国によってかなり異なることから、それらの違いを超えて、身体に対する犯罪の一種として「暴行や脅迫を手段として金品を奪われた（未遂を含む）ことがあったか」を問うICVS本来の調査の趣旨を生かすためである。したがって、ここでいう「強盗」には、日本の場合、法律上、強盗、強盗未遂、恐喝及びひったくりに該当する犯罪行為が含まれる。

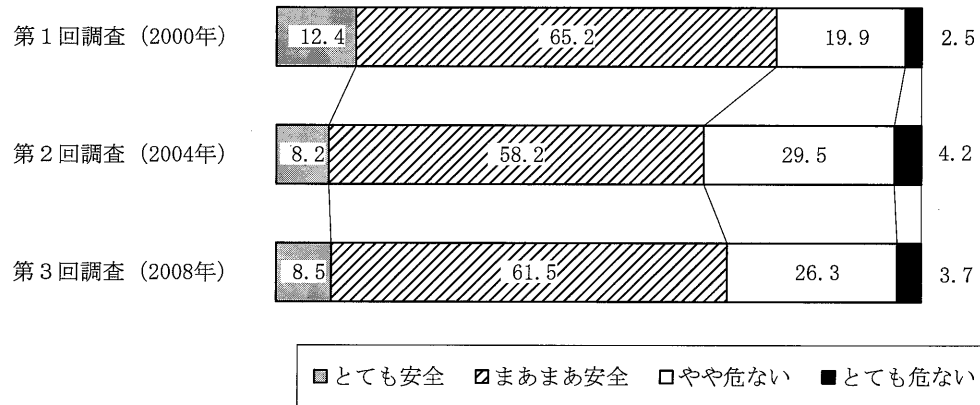
4 「個人に対する窃盗」は、第1回調査（2000年）においては「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」及び「不法侵入」以外の窃盗であり、第2回調査（2004年）及び第3回調査（2008年）においては「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」及び「ひったくり」以外の窃盗である。

5 「性的事件」の被害率は、第1回調査（2000年）及び第2回調査（2004年）は、女性回答者に対する比率であるが、第3回調査（2008年）においては、男女を問わず全回答者に対する比率である。第3回調査（2008年）から本来のICVSの形に沿って性的被害は男女共通で全対象者に調査することとした。

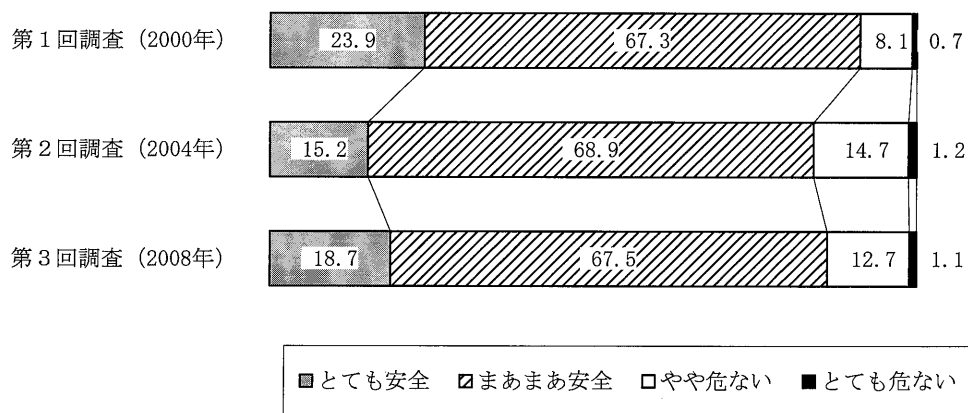
6 被害申告の有無については、複数回被害に遭っている場合、直近の被害について質問した。

1-2-5 図 居住地域における犯罪に対する不安の経年比較

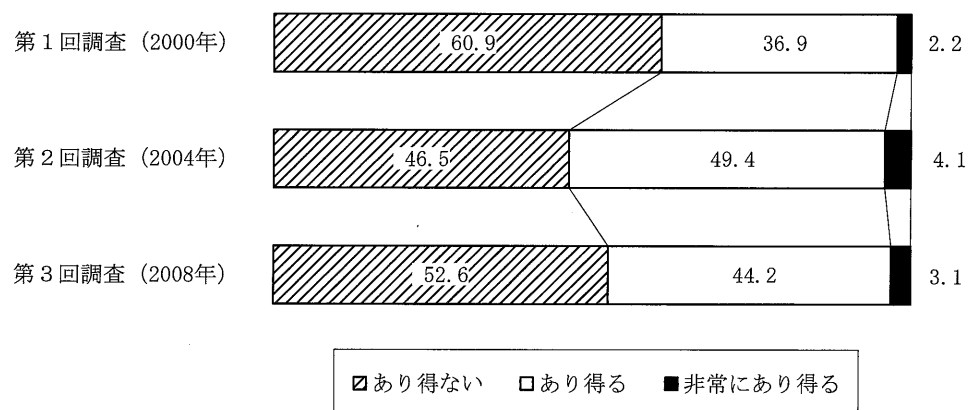
① 夜間の一人歩きに対する不安



② 自宅に夜間一人でいることの不安



③ 不法侵入の被害に遭う不安

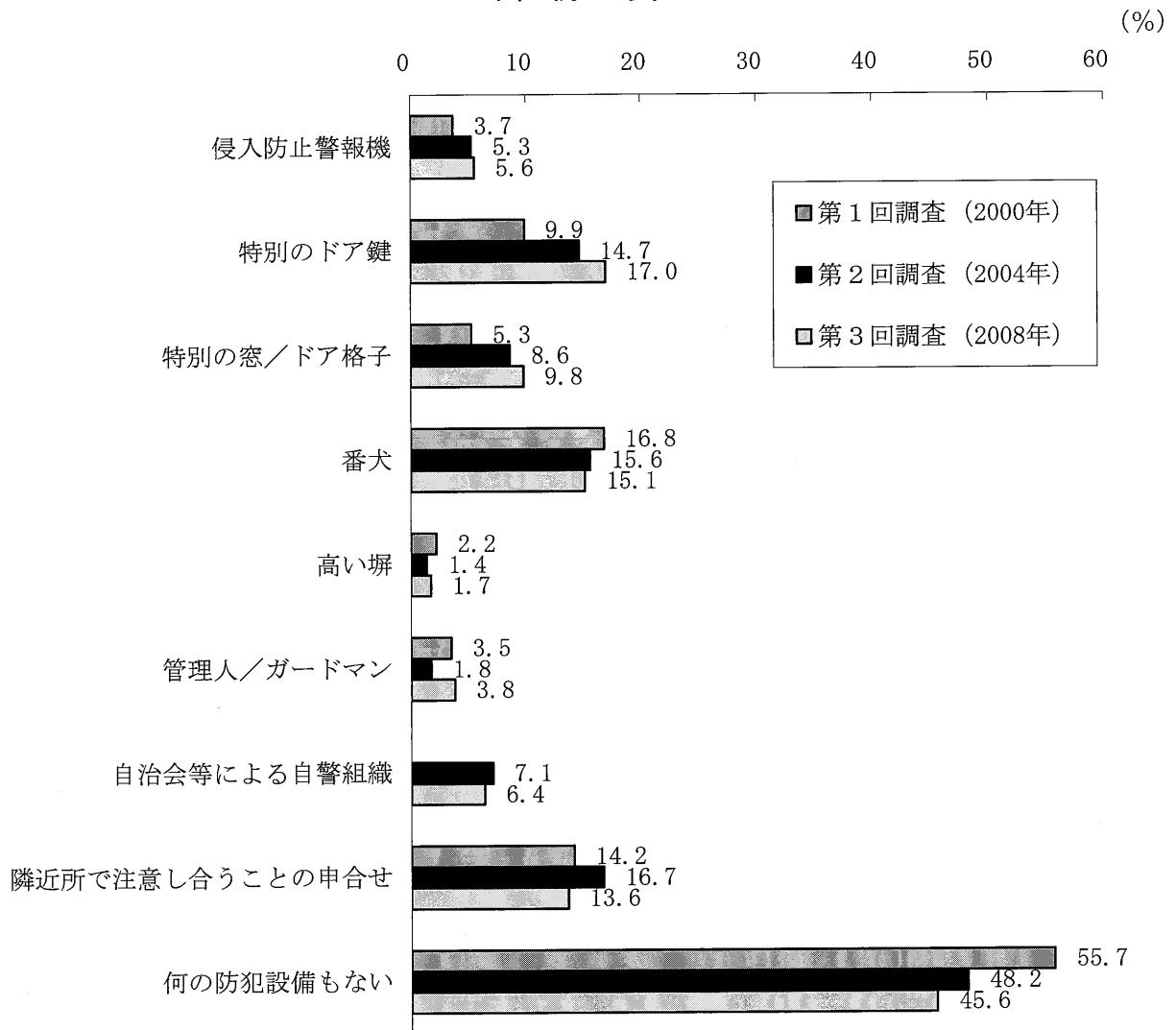


注 「わからない」と答えた者を除く。

5 防犯対策の状況

防犯対策の状況について第1回から第3回調査において顕著に認められる傾向としては、①侵入防止警報機、②特別のドア鍵、③特別の窓／ドア格子といった住居の防犯設備の設置率の増加、及び「何の防犯設備もない」とする者の比率の一貫した低下である（1－2－6図）。

1－2－6図 防犯対策の経年比較



注 1 複数回答である。

2 「何の防犯設備もない」は、第1回調査においては、防犯設備等で「護られていない」と回答した者を計上している。

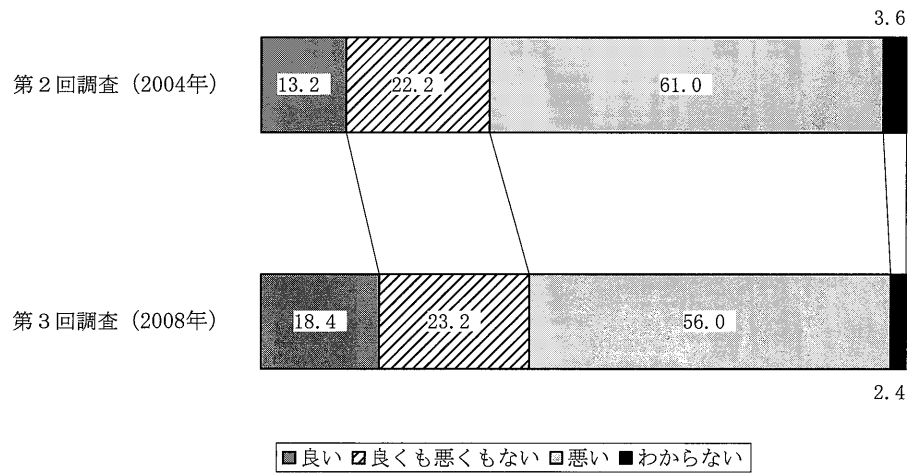
3 「自治会等による自警組織」は、第2回調査から選択肢として設けた。

4 回答者総数に占める各項目の回答者の比率である。

6 日本全体における治安に関する認識

以上をまとめた日本全体における治安に関する認識を見ると、第2回調査に比べて第3回調査では、「良い」とする者の比率が5.2ポイント上昇し、その分「悪い」とする者の比率が低下した。しかし、依然として「悪い」とする者の比率は過半数を超えており、国民の治安に関する認識は依然厳しいことが分かる（1－2－7図）。

1－2－7図 現在の我が国の治安に関する認識の経年比較



注 「良い」は、「とても良い」と「まあまあ良い」を合計したものであり、「悪い」は「やや悪い」と「とても悪い」を合計したものである。

第 2 編

犯罪被害の統計的分析

第1章 世帯犯罪被害

本章では、調査対象者の属する世帯が遭った被害として、乗り物関係の被害及び住宅への不法侵入に関する被害について検討する。第1節では、①自動車盗、②車上盗、③自動車損壊、④バイク盗及び⑤自転車盗について、世帯の属性等と被害の有無、被害内容の詳細、さらに乗り物の種類による被害内容の違いについて分析する。第2節では、世帯の属性等と①不法侵入、②不法侵入未遂の被害の関係について検討する（各項目において、不詳の者を除く。）。

第1節 乗り物関係の被害

本節では、過去5年間の被害の有無及び被害内容の詳細を採り上げる。ただし、被害回数については、調査前年（2007年）1年間の状況を対象とした。被害回数及び事件の重大性の認識については、本節「7 まとめ」の部分で被害態様ごとにその特徴を比較した。

1 自動車所有者の特徴

自動車関係の被害に遭った人（世帯）の特徴を検討する前提として、まず自動車を所有している人（世帯）の特徴（属性等）を見る。

自動車の所有の有無・所有台数と各属性等とのクロス集計の結果、以下のような自動車所有世帯の特徴が見られた（2-1-1-1表～2-1-1-4表）。

- ① 人口10万人以下の市町村に居住している人（世帯）の90%以上が自動車を所有しており、その所有台数も政令指定都市と比べて多い。
- ② 世帯人数が多いほど自動車を所有しており、その台数も多い（5人以上の世帯の95%以上が自動車を所有している。単身世帯では45%が所有。）
- ③ 一戸建て住宅に居住している人の約90%が自動車を所有している。
- ④ 世帯収入が500万円以上の人の約90%が自動車を所有している。

2-1-1-1 表 都市規模別自動車の所有・台数

区 分	な し	あ り	1 台	2 台	3 台以上	計
政令指定都市	244 (28.0)	627 (72.0)	389 (44.7)	153 (17.6)	85 (9.8)	871 (100.0)
人口10万人超	237 (15.0)	1,341 (85.0)	534 (33.8)	477 (30.2)	330 (20.9)	1,578 (100.0)
人口10万人以下	108 (8.5)	1,160 (91.5)	326 (25.7)	374 (29.5)	460 (36.3)	1,268 (100.0)
計	589 (15.8)	3,128 (84.2)	1,249 (33.6)	1,004 (27.0)	875 (23.5)	3,717 (100.0)

2-1-1-2 表 世帯人数別自動車の所有・台数

区 分	な し	あ り	1 台	2 台	3 台以上	計
1 人	150 (54.7)	124 (45.3)	93 (33.9)	22 (8.0)	9 (3.3)	274 (100.0)
2 人	226 (24.2)	708 (75.8)	431 (46.1)	214 (22.9)	63 (6.7)	934 (100.0)
3 人	101 (11.9)	746 (88.1)	309 (36.5)	273 (32.2)	164 (19.4)	847 (100.0)
4 人	75 (9.1)	748 (90.9)	264 (32.1)	262 (31.8)	222 (27.0)	823 (100.0)
5 人以上	37 (4.4)	802 (95.6)	152 (18.1)	233 (27.8)	417 (49.7)	839 (100.0)
計	589 (15.8)	3,128 (84.2)	1,249 (33.6)	1,004 (27.0)	875 (23.5)	3,717 (100.0)

2-1-1-3 表 住居形態別自動車所有

区 分	な し	あ り	計	検定結果
アパート／ マンション	207 (32.6) [12.7]	427 (67.4) [-12.7]	634 (100.0)	$\chi^2(3)=247.278$ $p=0.000^{**}$
テラスハウス・ 長屋	40 (48.8) [8.3]	42 (51.2) [-8.3]	82 (100.0)	
一戸建て住宅	335 (11.3) [-15.1]	2,630 (88.7) [15.1]	2,965 (100.0)	
その他	7 (19.4) [0.6]	29 (80.6) [-0.6]	36 (100.0)	
計	589 (15.8)	3,128 (84.2)	3,717 (100.0)	

注 1 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 3 「その他」には、「公共の施設(病院、老人ホーム)」を含む。

2-1-1-4 表 世帯収入層別自動車所有

区 分	な し	あ り	計	検定結果
300万円未満	111 (35.4) [10.0]	203 (64.6) [-10.0]	314 (100.0)	$\chi^2(4)=135.013$ $p=0.000^{**}$
500万円未満	98 (20.5) [2.8]	380 (79.5) [-2.8]	478 (100.0)	
700万円未満	44 (10.6) [-3.7]	373 (89.4) [3.7]	417 (100.0)	
1,000万円未満	21 (7.0) [-4.9]	281 (93.0) [4.9]	302 (100.0)	
1,000万円以上	22 (7.5) [-4.5]	271 (92.5) [4.5]	293 (100.0)	
計	296 (16.4)	1,508 (83.6)	1,804 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

以上のような、自動車所有世帯の特徴を踏まえて、自動車関係の被害の有無について分析する。

2 自動車盗

今回の調査では、自動車盗について、自動車を持っている世帯を対象に「過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、自家用の普通乗用車、バン、トラックを盗まれたことがありますか。」と質問した。自動車所有者（世帯）3,128人の中で、過去5年間に自動車盗の被害に遭ったことがある人は27人（0.9%）であった。クロス集計により都市規模、住居形態、世帯人数、自動車の所有台数及び世帯収入との関係を検討すると、被害ありの数が少ないため、被害に遭った世帯の特徴は明確ではないが、①都市規模別に見ると、自動車所有世帯は人口10万人以下の市町村に多かったが、被害は若干政令指定都市が多かった。②自動車の所有台数が多いほど、被害が多く、世帯収入については、多いほど被害ありの比率が若干高かったという点では有意な差が見られたが、それ以外は顕著な差は見られなかった。

2-1-1-5 表 都市規模別自動車盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	10 (1.6) [2.2]	617 (98.4) [-2.2]	627 (100.0)	$\chi^2(2)=5.542$ $p=0.063$
人口10万人超	11 (0.8) [-0.2]	1,329 (99.2) [0.2]	1,340 (100.0)	
人口10万人以下	6 (0.5) [-1.6]	1,150 (99.5) [1.6]	1,156 (100.0)	
計	27 (0.9)	3,096 (99.1)	3,123 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-6 表 住居形態別自動車盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート／ マンション	4 (0.9) [0.2]	423 (99.1) [-0.2]	427 (100.0)	(m) $p=1.000$
テラスハウス・ 長屋	— (0.0) [-0.6]	42 (100.0) [0.6]	42 (100.0)	
一戸建て住宅	23 (0.9) [0.2]	2,602 (99.1) [-0.2]	2,625 (100.0)	
その他	— (0.0) [-0.5]	29 (100.0) [0.5]	29 (100.0)	
計	27 (0.9)	3,096 (99.1)	3,123 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 「その他」には，「公共の施設（病院，老人ホーム）」を含む。

2-1-1-7 表 世帯人数別自動車盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 人	2 (1.6) [0.9]	122 (98.4) [-0.9]	124 (100.0)	(m) $p=0.524$
2 人	3 (0.4) [-1.4]	705 (99.6) [1.4]	708 (100.0)	
3 人	6 (0.8) [-0.2]	740 (99.2) [0.2]	746 (100.0)	
4 人	7 (0.9) [0.2]	740 (99.1) [-0.2]	747 (100.0)	
5 人以上	9 (1.1) [0.9]	789 (98.9) [-0.9]	798 (100.0)	
計	27 (0.9)	3,096 (99.1)	3,123 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-1-1-8 表 自動車所有台数別自動車盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 台	6 (0.5) [-1.9]	1,243 (99.5) [1.9]	1,249 (100.0)	$\chi^2(2)=8.058$ $p=0.018^*$
2 台	7 (0.7) [-0.7]	995 (99.3) [0.7]	1,002 (100.0)	
3 台以上	14 (1.6) [2.8]	858 (98.4) [-2.8]	872 (100.0)	
計	27 (0.9)	3,096 (99.1)	3,123 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-9表 世帯収入層別自動車盗
被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
300万円未満	— (0.0) [-1.7]	203 (100.0) [1.7]	203 (100.0)	(m) p=0.000**
500万円未満	2 (0.5) [-1.4]	378 (99.5) [1.4]	380 (100.0)	
700万円未満	6 (1.6) [0.9]	367 (98.4) [-0.9]	373 (100.0)	
1,000万円未満	— (0.0) [-2.0]	281 (100.0) [2.0]	281 (100.0)	
1,000万円以上	10 (3.7) [4.2]	261 (96.3) [-4.2]	271 (100.0)	
計	18 (1.2)	1,490 (98.8)	1,508 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

3 車上盗

今回の調査では、車上盗について、自動車を持っている世帯を対象に、「過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、車の中に置いてあったバック等の物、又はタイヤ等の車の部品を盗まれたことがありましたか。車の破損はここに含めないでください。車ごと盗難に遭った場合も含めないでください。」と質問した。自動車所有者（世帯）3,128人の中で、過去5年間に車上盗の被害に遭ったことがある人は162人（5.2%）であった。車上盗の被害の有無と各属性との関係を見たところ（2-1-1-10表～2-1-1-14表）、都市規模、住居形態と車上盗被害との関係に明確な特徴は見られなかった。

2-1-1-10表 都市規模別車上盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	41 (6.6) [1.7]	584 (93.4) [-1.7]	625 (100.0)	$\chi^2(2)=3.280$ $p=0.194$
人口10万人超	68 (5.1) [-0.2]	1,268 (94.9) [0.2]	1,336 (100.0)	
人口10万人以下	53 (4.6) [-1.2]	1,104 (95.4) [1.2]	1,157 (100.0)	
計	162 (5.2)	2,956 (94.8)	3,118 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり，[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-11表 住居形態別車上盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート／ マンション	28 (6.6) [1.4]	399 (93.4) [-1.4]	427 (100.0)	(m) $p=0.229$
テラスハウス・ 長屋	— (0.0) [-1.5]	41 (100.0) [1.5]	41 (100.0)	
一戸建て住宅	132 (5.0) [-0.9]	2,489 (95.0) [0.9]	2,621 (100.0)	
その他	2 (6.9) [0.4]	27 (93.1) [-0.4]	29 (100.0)	
計	162 (5.2)	2,956 (94.8)	3,118 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり，[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

5 「その他」には、「公共の施設(病院、老人ホーム)」を含む。

一方、世帯人数、自動車所有台数と車上盗被害の間には、若干の特徴が見られた。世帯人数が多い（特に4人以上）場合や、自動車の所有台数が多い場合に車上盗の被害ありの比率が高かった。ただし、1の自動車所有者の特徴で述べたとおり、世帯人数と所有台数との間には関係が見られるため、実際には所有台数による影響が大きいものと考えられる。

2-1-1-12表 世帯人数別車上盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 人	6 (4.8) [-0.2]	118 (95.2) [0.2]	124 (100.0)	$\chi^2(4)=10.148$ $p=0.038^*$
2 人	22 (3.1) [-2.8]	683 (96.9) [2.8]	705 (100.0)	
3 人	37 (5.0) [-0.3]	708 (95.0) [0.3]	745 (100.0)	
4 人	45 (6.0) [1.2]	700 (94.0) [-1.2]	745 (100.0)	
5 人以上	52 (6.5) [1.9]	747 (93.5) [-1.9]	799 (100.0)	
計	162 (5.2)	2,956 (94.8)	3,118 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-14表 世帯収入層別車上盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
300万円未満	10 (5.0) [-0.4]	192 (95.0) [0.4]	202 (100.0)	$\chi^2(4)=5.744$ $p=0.219$
500万円未満	16 (4.2) [-1.3]	363 (95.8) [1.3]	379 (100.0)	
700万円未満	29 (7.8) [2.1]	343 (92.2) [-2.1]	372 (100.0)	
1,000万円未満	17 (6.0) [0.4]	264 (94.0) [-0.4]	281 (100.0)	
1,000万円以上	12 (4.4) [-0.9]	259 (95.6) [0.9]	271 (100.0)	
計	84 (5.6)	1,421 (94.4)	1,505 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-13表 自動車所有台数別車上盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 台	50 (4.0) [-2.4]	1,194 (96.0) [2.4]	1,244 (100.0)	$\chi^2(2)=11.778$ $p=0.003^{**}$
2 台	48 (4.8) [-0.7]	951 (95.2) [0.7]	999 (100.0)	
3 台以上	64 (7.3) [3.3]	811 (92.7) [-3.3]	875 (100.0)	
計	162 (5.2)	2,956 (94.8)	3,118 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

車上盗の被害場所については、約3割が自宅での被害、自宅と自宅付近を合わせると約6割であった。被害場所と都市規模の間に有意な差は見られず、特に被害場所が「自宅」である割合はどの地域も3割前後で差がなかった。被害場所が「自宅付近」と答えた人の割合は、政令指定都市では約40%（17人）、人口10万人以下の市町村では約15%（7人）であった。

4 自動車損壊

(1) 自動車損壊被害の概要

今回の調査では、自動車損壊について、自動車を持っている世帯を対象に、「過去5年間に、盗難とは別に、あなたの世帯で持っている自家用の普通乗用車、バン、トラックを、わざと傷つけられたり、壊されたりしたことがありましたか。わざとであるとあなたが考える場合はそれを含めてください。なお、交通事故は含めないでください。」と質問した。自動車所有者（世帯）3,128人の中で、過去5年間に自動車損壊の被害に遭ったことがある人は398人（12.7%）であった。自動車損壊の被害の有無と各属性との関係を見たところ（2-1-1-15表～2-1-1-19表）、自動車の所有台数においてのみ、有意な差が認

2-1-1-15表 都市規模別自動車損壊被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	75 (12.0) [-0.7]	549 (88.0) [0.7]	624 (100.0)	$\chi^2(2)=2.295$ $p=0.317$
人口10万人超	162 (12.2) [-0.9]	1,171 (87.8) [0.9]	1,333 (100.0)	
人口10万人以下	161 (14.0) [1.5]	990 (86.0) [-1.5]	1,151 (100.0)	
計	398 (12.8)	2,710 (87.2)	3,108 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-16表 住居形態別自動車損壊被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート/ マンション	67 (15.8) [2.0]	358 (84.2) [-2.0]	425 (100.0)	(m) $p=0.199$
テラスハウス・ 長屋	7 (16.7) [0.8]	35 (83.3) [-0.8]	42 (100.0)	
一戸建て住宅	320 (12.3) [-2.1]	2,292 (87.7) [2.1]	2,612 (100.0)	
その他	4 (13.8) [0.2]	25 (86.2) [-0.2]	29 (100.0)	
計	398 (12.8)	2,710 (87.2)	3,108 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

5 「その他」には、「公共の施設（病院、老人ホーム）」を含む。

2-1-1-17表 世帯人数別自動車損壊被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 人	17 (13.7) [0.3]	107 (86.3) [-0.3]	124 (100.0)	$\chi^2(4)=4.461$ $p=0.347$
2 人	83 (11.8) [-0.9]	620 (88.2) [0.9]	703 (100.0)	
3 人	86 (11.6) [-1.1]	656 (88.4) [1.1]	742 (100.0)	
4 人	110 (14.8) [1.9]	631 (85.2) [-1.9]	741 (100.0)	
5 人以上	102 (12.8) [-0.0]	696 (87.2) [0.0]	798 (100.0)	
計	398 (12.8)	2,710 (87.2)	3,108 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-19表 世帯収入層別自動車損壊被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
300万円未満	23 (11.3) [-1.3]	180 (88.7) [1.3]	203 (100.0)	$\chi^2(4)=8.029$ $p=0.091$
500万円未満	50 (13.2) [-0.7]	329 (86.8) [0.7]	379 (100.0)	
700万円未満	60 (16.1) [1.2]	312 (83.9) [-1.2]	372 (100.0)	
1,000万円未満	32 (11.4) [-1.5]	248 (88.6) [1.5]	280 (100.0)	
1,000万円以上	49 (18.1) [2.0]	221 (81.9) [-2.0]	270 (100.0)	
計	214 (14.2)	1,290 (85.8)	1,504 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-18表 自動車所有台数別自動車損壊被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 台	130 (10.4) [-3.2]	1,116 (89.6) [3.2]	1,246 (100.0)	$\chi^2(2)=11.371$ $p=0.003^{**}$
2 台	136 (13.7) [1.0]	856 (86.3) [-1.0]	992 (100.0)	
3 台以上	132 (15.2) [2.5]	738 (84.8) [-2.5]	870 (100.0)	
計	398 (12.8)	2,710 (87.2)	3,108 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

められた。

(2) 自動車損壊被害の被害場所

一方、自動車損壊の被害場所別に都市規模、住居形態などとの関係を見ていくと、特徴が認められた。

自動車損壊の被害場所は、自動車盗、車上盗や、後に述べるバイク盗、自転車盗と比べると、自宅・自宅付近以外での被害が多い。被害場所と都市規模の関係を見ると(2-1-1-20表)、政令指定都市では自宅付近での被害が比較的多く、人口10万人以下の市町村では、市町村内、職場での被害が多かった。また、2-1-1-21表に見られるように、住

2-1-1-20表 都市規模別自動車損壊の被害場所

区 分	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他 国内	計	検定結果
政令指定都市	17 (23.3) [0.3]	26 (35.6) [3.0]	17 (23.3) [-2.4]	2 (2.7) [-2.3]	11 (15.1) [1.4]	73 (100.0)	$\chi^2(8)=31.827$ $p=0.000^{**}$
人口10万人超	32 (21.2) [-0.3]	42 (27.8) [2.0]	53 (35.1) [-0.1]	14 (9.3) [-0.3]	10 (6.6) [-2.0]	151 (100.0)	
人口10万人以下	33 (22.0) [0.0]	16 (10.7) [-4.5]	62 (41.3) [2.0]	21 (14.0) [2.2]	18 (12.0) [0.8]	150 (100.0)	
計	82 (21.9)	84 (22.5)	132 (35.3)	37 (9.9)	39 (10.4)	374 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-21表 住居形態別自動車損壊の被害場所

区 分	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他 国内	計	検定結果
アパート/ マンション、 長屋等	21 (29.6) [1.7]	22 (31.0) [2.1]	13 (18.3) [-3.4]	6 (8.5) [-0.5]	9 (12.7) [0.7]	71 (100.0)	$\chi^2(4)=13.342$ $p=0.010^{**}$
一戸建て住宅	61 (20.4) [-1.7]	59 (19.7) [-2.1]	118 (39.5) [3.4]	31 (10.4) [0.5]	30 (10.0) [-0.7]	299 (100.0)	
計	82 (22.2)	81 (21.9)	131 (35.4)	37 (10.0)	39 (10.5)	370 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 住居形態が「テラスハウス・長屋」の者は、「アパート/マンション、長屋等」に含む。

5 住居形態が「公共の施設」及び「その他」の者4人を除く。

居形態がアパート、長屋等の場合は、自宅や自宅付近で被害に遭っている人が若干多く、一戸建て住宅の場合は、自宅・自宅付近以外の場所で被害に遭っている場合が比較的多かった。

5 バイク盗

(1) バイク所有者の特徴

まず、バイク所有者の特性について検討する。都市規模、住居形態などで顕著な差は見られないが、以下のような特徴が見られた。

- ① 人口10万人以下の市に住んでいる人が比較的多く所有している（人口10万人以下26.7%が所有、政令指定都市19.2%所有）。
- ② 一戸建て住宅で所有している場合が多い（一戸建て住宅(24.6%)、アパート／マンション(14.8%)）。
- ③ 世帯人数が多いほど所有している場合が多い（5人以上(32.7%)、1人(10.9%)）という特徴が見られる。

(2) バイク盗被害の概要

今回の調査では、バイク盗について、バイクを持っている世帯を対象に、「過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、原付自転車、スクーター、オートバイを盗まれたことがありますか。」と質問した。バイクを所有している人（世帯）852人のうち、過去5年間にバイク盗の被害に遭ったことがある人は、58人（6.8%）であった。

過去5年間にバイク盗の被害の有無別の特徴を検討した。都市規模別に見ると（2-1-1-22表）、政令指定都市において、バイク盗の被害が比較的多く見られる（12.0%）。政令指定都市では、バイク所有者の割合が少なかったにもかかわらず、被害が比較的多かった。

住居形態別に見ると（2-1-1-23表）、アパート／マンションでは、一戸建て住宅と比べて、被害ありの割合が若干高い。

2-1-1-22表 都市規模別バイク
盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	20 (12.0) [3.0]	146 (88.0) [-3.0]	166 (100.0)	$\chi^2(2)=11.739$ $p=0.003^{**}$
人口10万人超	25 (7.2) [0.4]	321 (92.8) [-0.4]	346 (100.0)	
人口10万人以下	13 (3.9) [-2.8]	322 (96.1) [2.8]	335 (100.0)	
計	58 (6.8)	789 (93.2)	847 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-23表 住居形態別バイク
盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート/ マンション	14 (14.9) [3.3]	80 (85.1) [-3.3]	94 (100.0)	(m) $p=0.010^*$
テラスハウス・ 長屋	3 (16.7) [1.7]	15 (83.3) [-1.7]	18 (100.0)	
一戸建て住宅	41 (5.7) [-3.3]	683 (94.3) [3.3]	724 (100.0)	
その他	— (0.0) [-0.9]	11 (100.0) [0.9]	11 (100.0)	
計	58 (6.8)	789 (93.2)	847 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 「その他」には、「公共の施設(病院、老人ホーム)」を含む。

2-1-1-24表 世帯人数別バイク盗
被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1人	2 (6.7) [-0.0]	28 (93.3) [0.0]	30 (100.0)	(m) $p=0.985$
2人	10 (6.7) [-0.1]	140 (93.3) [0.1]	150 (100.0)	
3人	14 (7.3) [0.3]	177 (92.7) [-0.3]	191 (100.0)	
4人	15 (7.4) [0.4]	188 (92.6) [-0.4]	203 (100.0)	
5人以上	17 (6.2) [-0.5]	256 (93.8) [0.5]	273 (100.0)	
計	58 (6.8)	789 (93.2)	847 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-1-1-25表 バイク所有台数バイク
盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1台	42 (6.4) [-1.0]	615 (93.6) [1.0]	657 (100.0)	(m) $p=0.518$
2台	11 (7.8) [0.5]	130 (92.2) [-0.5]	141 (100.0)	
3台以上	5 (10.2) [1.0]	44 (89.8) [-1.0]	49 (100.0)	
計	58 (6.8)	789 (93.2)	847 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-1-1-26表 世帯収入別バイク盗
被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
300万円未満	1 (1.8) [-1.6]	56 (98.2) [1.6]	57 (100.0)	(m) p=0.439
500万円未満	6 (5.5) [-0.6]	103 (94.5) [0.6]	109 (100.0)	
700万円未満	9 (8.9) [1.0]	92 (91.1) [-1.0]	101 (100.0)	
1,000万円未満	7 (8.9) [0.8]	72 (91.1) [-0.8]	79 (100.0)	
1,000万円以上	5 (7.2) [0.2]	64 (92.8) [-0.2]	69 (100.0)	
計	28 (6.7)	387 (93.3)	415 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

(3) バイク盗被害の被害場所

バイク盗の被害について被害場所の詳細を見ると（不詳の人を除く），自宅が約半数を占め，自宅と自宅付近を合わせると約6割を占める。

6 自転車盗

今回の調査では、自転車盗について、自転車を持っている世帯を対象に、「過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、自転車を盗まれたことがありましたか。子どもの自転車を含めてください。」と質問した。過去5年間の自転車盗の被害の有無と各属性等との関係について検討した。

(1) 自転車所有者の特徴

調査対象者（世帯）中、自転車を所有している人は、2,877人（77.4%）であった。所有者の特徴を見ると、自動車やバイクについては居住地域（都市規模）によって所有の有無に差があったが、自転車については差が見られなかった。住居形態については、他の乗り物と同様、一戸建て住宅に居住している場合、自転車を所有している比率がわずかに高い（一戸建て住宅79.2%，アパート／マンション71.1%）。世帯人数との関係でも、その他の乗り物と同様、世帯人数が増えるほど、自転車を所有している比率が高くなっている。

(2) 自転車盗被害の概要

過去5年間に自転車盗の被害に遭ったことがある人は、503人(17.5%)であり、自動車盗、バイク盗と比べて高い。都市規模別に見ると(2-1-1-27表)、政令指定都市に居住している人で、被害に遭ったことがある人は151人(21.9%)であり、人口10万人以下の市町村と比較すると割合が高い。自転車の所有の有無においては、都市規模による差がなかったにもかかわらず、自転車盗の被害は大都市に多かったことから、自転車盗も比較的大都市に多い被害であると思われる。住居形態別に見ると(2-1-1-28表)、一戸建て居住者と比較して、アパート/マンション居住者に「被害あり」の比率が高い。

2-1-1-27表 都市規模別自転車盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	151 (21.9) [3.5]	537 (78.1) [-3.5]	688 (100.0)	$\chi^2(2)=15.963$ $p=0.000^{**}$
人口10万人超	209 (17.5) [0.0]	985 (82.5) [-0.0]	1,194 (100.0)	
人口10万人以下	143 (14.4) [-3.2]	849 (85.6) [3.2]	992 (100.0)	
計	503 (17.5)	2,371 (82.5)	2,874 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-28表 住居形態別自転車盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート/ マンション	97 (21.5) [2.4]	354 (78.5) [-2.4]	451 (100.0)	(m) $p=0.028^*$
テラスハウス・ 長屋	14 (25.0) [1.5]	42 (75.0) [-1.5]	56 (100.0)	
一戸建て住宅	387 (16.5) [-2.9]	1,957 (83.5) [2.9]	2,344 (100.0)	
その他	5 (21.7) [0.5]	18 (78.3) [-0.5]	23 (100.0)	
計	503 (17.5)	2,371 (82.5)	2,874 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

5 「その他」には、「公共の施設(病院、老人ホーム)」を含む。

世帯人数別に見ると(2-1-1-29表)、世帯人数が多いほど「被害あり」の比率が高いことが分かる。しかし、他の乗り物と比べて比較的所有しやすい自転車は、世帯人数が多いほど所有台数は多くなり(単身世帯は約77%が1台のみ、3人以上の世帯になると約6割が2台以上所有している。)、自転車の所有台数が多いほど被害に遭っていることから(2-1-1-30表)、世帯人数と自転車盗の被害の有無は、所有台数の多寡を介して密接な関係があると思われる。

世帯収入別に見ると(2-1-1-31表)、世帯収入が700万円以上の場合、被害ありの比率が高い。

2-1-1-29表 世帯人数別自転車盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 人	15 (10.5) [-2.3]	128 (89.5) [2.3]	143 (100.0)	$\chi^2(4)=32.752$ $p=0.000^{**}$
2 人	73 (11.6) [-4.4]	554 (88.4) [4.4]	627 (100.0)	
3 人	113 (17.0) [-0.4]	551 (83.0) [0.4]	664 (100.0)	
4 人	137 (20.0) [2.0]	548 (80.0) [-2.0]	685 (100.0)	
5 人以上	165 (21.9) [3.7]	590 (78.1) [-3.7]	755 (100.0)	
計	503 (17.5)	2,371 (82.5)	2,874 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-31表 世帯収入層別自転車盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
300万円未満	21 (9.6) [-3.1]	198 (90.4) [3.1]	219 (100.0)	$\chi^2(4)=21.344$ $p=0.000^{**}$
500万円未満	46 (13.3) [-2.0]	301 (86.7) [2.0]	347 (100.0)	
700万円未満	57 (16.7) [0.0]	284 (83.3) [-0.0]	341 (100.0)	
1,000万円未満	55 (22.1) [2.5]	194 (77.9) [-2.5]	249 (100.0)	
1,000万円以上	54 (22.1) [2.5]	190 (77.9) [-2.5]	244 (100.0)	
計	233 (16.6)	1,167 (83.4)	1,400 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-30表 自転車所有台数別自転車盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 台	108 (10.5) [-7.3]	916 (89.5) [7.3]	1,024 (100.0)	$\chi^2(2)=79.881$ $p=0.000^{**}$
2 台	159 (16.9) [-0.6]	783 (83.1) [0.6]	942 (100.0)	
3 台以上	236 (26.0) [8.1]	672 (74.0) [-8.1]	908 (100.0)	
計	503 (17.5)	2,371 (82.5)	2,874 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

(3) 自転車盗被害の被害場所

自転車盗の被害に遭った場所（不詳の人を除く。）については、約半数が自宅又は自宅付近で被害に遭ったと回答している。特に、政令指定都市に居住する人の約3分の1が自宅で自転車を盗まれている（2-1-1-32表）。一方、住居形態と被害場所との関係を見ると、アパート／マンション、長屋等に居住している人の約40％が自宅で自転車盗の被害に遭っており、一戸建て住宅の26％と比較すると高い。

2-1-1-32表 都市規模別自転車盗の被害場所

区 分	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他 国内	計	検定結果
政令指定都市	54 (36.5) [2.4]	46 (31.1) [4.3]	39 (26.4) [-4.6]	3 (2.0) [-1.3]	6 (4.1) [-1.3]	148 (100.0)	$\chi^2(8)=48.570$ $p=0.000^{**}$
人口10万人超	52 (25.7) [-1.3]	36 (17.8) [-0.8]	94 (46.5) [1.8]	12 (5.9) [2.2]	8 (4.0) [-1.7]	202 (100.0)	
人口10万人以下	35 (25.4) [-1.1]	13 (9.4) [-3.5]	71 (51.4) [2.7]	3 (2.2) [-1.1]	16 (11.6) [3.1]	138 (100.0)	
計	141 (28.9)	95 (19.5)	204 (41.8)	18 (3.7)	30 (6.1)	488 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5％以下で，「**」は有意水準1％以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-1-33表 住居形態別自転車盗の被害場所

区 分	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他 国内	計	検定結果
アパート／ マンション、 長屋等	42 (38.9) [2.5]	34 (31.5) [3.8]	20 (18.5) [-5.6]	6 (5.6) [1.1]	6 (5.6) [-0.3]	108 (100.0)	(m) p=0.000**
一戸建て住宅	99 (26.4) [-2.5]	57 (15.2) [-3.8]	183 (48.8) [5.6]	12 (3.2) [-1.1]	24 (6.4) [0.3]	375 (100.0)	
計	141 (29.2)	91 (18.8)	203 (42.0)	18 (3.7)	30 (6.2)	483 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 住居形態が「テラスハウス・長屋」の者は，「アパート／マンション，長屋等」に含む。
 6 住居形態が「公共の施設（病院，老人ホーム）」及び「その他」の者5人を除く。

7 まとめ

乗り物関係の被害をまとめると，以下のような特徴が挙げられる。

- ① 自動車関係の被害については，自動車の所有台数が多いほど被害に遭っている場合が多いという特徴が認められるが，それ以外に共通する特徴はなかった。ただし，自動車損壊の被害場所については，都市規模，住居形態により違いが見られた。
- ② バイク盗，自転車盗については，大都市で比較的被害が多いという特徴が見られた。
- ③ 自転車盗については，世帯人数，所有台数，世帯収入が多いほど，被害に遭っている人（世帯）の比率が高い。
- ④ 被害回数を見ると，車上盗，バイク盗については，1年間に被害に遭った回数は1回のみという人が大半（9割以上）であるが，自動車損壊，自転車盗については，2回以上被害に遭っている人がそれぞれ約3割，約2割に上る（参考資料1 基礎集計表参照）。
- ⑤ 事件の重大性については，自動車盗に遭った人は約9割が，車上盗，バイク盗については約3分の2，自動車損壊，自転車盗については約半数の人が「とても重大」又は「ある程度重大」と認識していた（参考資料1 基礎集計表参照）。

第2節 不法侵入の被害

本節では、世帯関係の被害のうち、過去5年間の不法侵入の被害（自宅（家屋）に許可なく侵入され、窃盗又は窃盗未遂の被害に遭ったことがあること）と不法侵入未遂の被害（自宅への侵入の形跡に気づいたことがあること）について分析する。不法侵入については、「過去5年間に、誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか。ここでは、車庫、納屋、物置、倉庫は自宅には含めません。また、地下室は含めますが、別荘は含めません。」と質問し、不法侵入未遂については、不法侵入被害とは別に「過去5年間に、誰かがあなたの自宅に侵入しようとした形跡に気付いたことがありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されていたり、鍵の周りにひっかき傷等があったことがありましたか。」と質問した。

1 不法侵入、不法侵入未遂の被害の概要

過去5年間に不法侵入の被害に遭ったことがある人（世帯）は、148人（4.0％）であり、不法侵入未遂の被害に遭ったことがある人（世帯）は、117人（3.1％）であった。また、①調査前年に不法侵入、不法侵入未遂の被害に遭った人のうち、約2割が2回以上被害に遭っている。②過去5年間に実際に不法侵入に遭った人のうち、盗難被害に遭った人は約7割、在宅者がいるときに侵入されたと答えた人が4割弱であった（参考資料1 基礎集計表参照）。

以下、不法侵入、不法侵入未遂の被害の有無について、世帯に関する属性等別に検討する（不詳の人を除く。）。

都市規模別に見たものが**2-1-2-1表**である。不法侵入においては、有意な差は認められなかったが、不法侵入未遂をみると、人口10万人以下の市町村においては、「被害あり」の比率がわずかながら低かった。

世帯収入別に見ると（**2-1-2-4表**）、1,000万円以上の収入がある世帯で、実際に不法侵入の被害に遭ったことがある人の割合が若干高かった。

2-1-2-1 表 都市規模別

① 不法侵入被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	38 (4.4) [0.6]	829 (95.6) [-0.6]	867 (100.0)	$\chi^2(2)=0.463$ $p=0.793$
人口10万人超	60 (3.8) [-0.5]	1,510 (96.2) [0.5]	1,570 (100.0)	
人口10万人以下	50 (4.0) [-0.1]	1,209 (96.0) [0.1]	1,259 (100.0)	
計	148 (4.0)	3,548 (96.0)	3,696 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	35 (4.0) [1.6]	830 (96.0) [-1.6]	865 (100.0)	$\chi^2(2)=7.911$ $p=0.019^*$
人口10万人超	56 (3.6) [1.2]	1,500 (96.4) [-1.2]	1,556 (100.0)	
人口10万人以下	26 (2.1) [-2.7]	1,225 (97.9) [2.7]	1,251 (100.0)	
計	117 (3.2)	3,555 (96.8)	3,672 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-2-2 表 住居形態別

① 不法侵入被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート／ マンション	20 (3.2) [-1.2]	613 (96.8) [1.2]	633 (100.0)	(m) $p=0.459$
テラスハウス・ 長屋	5 (6.3) [1.0]	75 (93.8) [-1.0]	80 (100.0)	
一戸建て住宅	121 (4.1) [0.6]	2,826 (95.9) [-0.6]	2,947 (100.0)	
その他	2 (5.6) [0.5]	34 (94.4) [-0.5]	36 (100.0)	
計	148 (4.0)	3,548 (96.0)	3,696 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート／ マンション	16 (2.5) [-1.0]	613 (97.5) [1.0]	629 (100.0)	(m) $p=0.489$
テラスハウス・ 長屋	3 (3.7) [0.3]	78 (96.3) [-0.3]	81 (100.0)	
一戸建て住宅	98 (3.3) [1.1]	2,828 (96.7) [-1.1]	2,926 (100.0)	
その他	— (0.0) [-1.1]	36 (100.0) [1.1]	36 (100.0)	
計	117 (3.2)	3,555 (96.8)	3,672 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

5 「その他」には、「公共の施設（病院、老人ホーム）」を含む。

2-1-2-3 表 世帯人数別

① 不法侵入被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 人	16 (5.9) [1.6]	256 (94.1) [-1.6]	272 (100.0)	$\chi^2(4)=4.955$ $p=0.292$
2 人	35 (3.8) [-0.4]	891 (96.2) [0.4]	926 (100.0)	
3 人	35 (4.2) [0.2]	808 (95.8) [-0.2]	843 (100.0)	
4 人	25 (3.1) [-1.6]	793 (96.9) [1.6]	818 (100.0)	
5 人以上	37 (4.4) [0.7]	800 (95.6) [-0.7]	837 (100.0)	
計	148 (4.0)	3,548 (96.0)	3,696 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 人	10 (3.7) [0.5]	260 (96.3) [-0.5]	270 (100.0)	$\chi^2(4)=3.523$ $p=0.474$
2 人	31 (3.4) [0.4]	890 (96.6) [-0.4]	921 (100.0)	
3 人	31 (3.7) [1.0]	806 (96.3) [-1.0]	837 (100.0)	
4 人	18 (2.2) [-1.8]	793 (97.8) [1.8]	811 (100.0)	
5 人以上	27 (3.2) [0.1]	806 (96.8) [-0.1]	833 (100.0)	
計	117 (3.2)	3,555 (96.8)	3,672 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-1-2-4 表 世帯収入層別

① 不法侵入被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
300万円未満	11 (3.5) [-0.6]	301 (96.5) [0.6]	312 (100.0)	$\chi^2(4)=9.674$ $p=0.046^*$
500万円未満	18 (3.8) [-0.5]	458 (96.2) [0.5]	476 (100.0)	
700万円未満	20 (4.8) [0.8]	394 (95.2) [-0.8]	414 (100.0)	
1,000万円未満	6 (2.0) [-2.1]	293 (98.0) [2.1]	299 (100.0)	
1,000万円以上	20 (6.8) [2.5]	272 (93.2) [-2.5]	292 (100.0)	
計	75 (4.2)	1,718 (95.8)	1,793 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
300万円未満	7 (2.3) [-1.2]	303 (97.7) [1.2]	310 (100.0)	$\chi^2(4)=5.684$ $p=0.224$
500万円未満	19 (4.0) [0.8]	454 (96.0) [-0.8]	473 (100.0)	
700万円未満	10 (2.4) [-1.3]	401 (97.6) [1.3]	411 (100.0)	
1,000万円未満	10 (3.4) [-0.1]	288 (96.6) [0.1]	298 (100.0)	
1,000万円以上	15 (5.2) [1.8]	275 (94.8) [-1.8]	290 (100.0)	
計	61 (3.4)	1,721 (96.6)	1,782 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2 防犯設備と不法侵入、不法侵入未遂との関係

次に、住居の防犯設備と不法侵入、不法侵入未遂の被害との関係について見る。

2-1-2-5表は、住居に何らかの防犯設備を備え付けているかどうか（回答拒否を除く。）と不法侵入、不法侵入未遂との関係を見たものである。「防犯設備あり」と回答した人の方が、不法侵入、不法侵入未遂の被害に遭っている割合が若干高い。防犯設備を設置した時期が被害の前か後か不明であり、被害に遭ったために、防犯設備を備え付けるようになったと考える余地もあるが、第4編で分析しているように、犯罪被害の減少傾向が続いているにもかかわらず、市民の犯罪に対する不安は余り改善していないので、防犯を強化した人もある程度は含まれていると推測される。

2-1-2-5表 防犯設備の有無別

① 不法侵入被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
防犯設備なし	50 (3.0) [-3.1]	1,632 (97.0) [3.1]	1,682 (100.0)	$\chi^2(1)=9.390$ $p=0.002^{**}$
防犯設備あり	98 (5.0) [3.1]	1,870 (95.0) [-3.1]	1,968 (100.0)	
計	148 (4.1)	3,502 (95.9)	3,650 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
防犯設備なし	42 (2.5) [-2.2]	1,629 (97.5) [2.2]	1,671 (100.0)	$\chi^2(1)=5.037$ $p=0.025^{*}$
防犯設備あり	75 (3.8) [2.2]	1,881 (96.2) [-2.2]	1,956 (100.0)	
計	117 (3.2)	3,510 (96.8)	3,627 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 「回答拒否」の者を除く。

3 まとめ

不法侵入、不法侵入未遂の被害について、共通する特徴は、防犯設備の有無に関するこのみであった。

住宅への侵入であるにもかかわらず、住居形態による被害の有無の違いは見られなかった。また、世帯人数による被害の有無の違いも認められなかった。

これらを総合すると、不法侵入被害の有無に関しては、その他の各世帯の個別の状況による影響があると推測される。

第2章 個人犯罪被害

本章では、調査対象者が個人として遭ったことのある被害として、①強盗（日本の法律上、強盗、強盗未遂、恐喝及びひったくりに該当する行為。）、②個人に対する窃盗（自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入及びひったくり以外の窃盗をいう。）、③暴行・脅迫及び④性的事件（強姦（未遂を含む）、強制わいせつ、不快な行為（痴漢、セクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」）等）であって、必ずしも日本の法律上犯罪とならない行為を含む。）並びに、⑤詐欺（手口別）、及び⑥汚職について、被害の有無、被害内容の詳細と調査対象者の属性等との関係を検討する。

第1節 強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、性的事件

本節では、強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫及び性的事件について、過去5年間の犯罪被害の有無とその内容（回数については、調査前年（2007年）1年間を対象とする。）について、各属性等別にクロス集計等を用いて分析する。

1 強盗

(1) 強盗被害の概要

今回の調査では、強盗について「過去5年間に、あなたは、誰かから暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったこと（強盗、恐喝、ひったくりの被害に遭ったこと）がありましたか。スリの被害は含めないでください。」と質問した。以下、これに該当する被害をまとめて「強盗」の被害とする。過去5年間に強盗の被害に遭ったことがある人は、32人（0.9%）であった。

各属性と被害の有無とのクロス集計分析は、以下のとおりである。「被害あり」の数が全体の1%に満たないこともあり、両者の間に明確な関係性は見られなかった。参考までにいくつかの特徴を挙げると、いずれも有意な差ではないものの、男性よりも女性の方が若干被害に遭った人の比率が高いことが分かる（2-2-1-1表）。都市規模では、政令指定都市の居住者に被害に遭った人の割合が若干高かった（2-2-1-9表）。

2-2-1-1 表 男女別強盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
男 性	11 (0.6) [-1.5]	1,742 (99.4) [1.5]	1,753 (100.0)	$\chi^2(1)=2.176$ $p=0.140$
女 性	21 (1.1) [1.5]	1,929 (98.9) [-1.5]	1,950 (100.0)	
計	32 (0.9)	3,671 (99.1)	3,703 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり, []内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-2 表 年齢層別強盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
39歳以下	9 (0.9) [0.2]	967 (99.1) [-0.2]	976 (100.0)	$\chi^2(2)=0.106$ $p=0.948$
40～59歳	11 (0.9) [0.1]	1,227 (99.1) [-0.1]	1,238 (100.0)	
60歳以上	12 (0.8) [-0.3]	1,477 (99.2) [0.3]	1,489 (100.0)	
計	32 (0.9)	3,671 (99.1)	3,703 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり, []内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-3 表 就業状況別強盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
働いている	22 (1.0) [1.3]	2,095 (99.0) [-1.3]	2,117 (100.0)	(m) $p=0.028^*$
主婦・主夫	5 (0.8) [-0.3]	660 (99.2) [0.3]	665 (100.0)	
無職・定年	2 (0.3) [-1.8]	678 (99.7) [1.8]	680 (100.0)	
学生	1 (0.5) [-0.6]	201 (99.5) [0.6]	202 (100.0)	
その他	2 (5.1) [2.9]	37 (94.9) [-2.9]	39 (100.0)	
計	32 (0.9)	3,671 (99.1)	3,703 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり, []内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-4 表 婚姻状況別強盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
独身	8 (1.2) [0.9]	682 (98.8) [-0.9]	690 (100.0)	(m) $p=0.098$
既婚・同棲	18 (0.7) [-2.0]	2,642 (99.3) [2.0]	2,660 (100.0)	
離婚・別居	3 (2.5) [2.0]	116 (97.5) [-2.0]	119 (100.0)	
配偶者死亡	3 (1.4) [0.8]	219 (98.6) [-0.8]	222 (100.0)	
計	32 (0.9)	3,659 (99.1)	3,691 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり, []内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-5 表 教育年数別強盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
12年未満	7 (0.9) [-0.0]	781 (99.1) [0.0]	788 (100.0)	$\chi^2(3)=1.829$ $p=0.609$
12年	11 (0.8) [-0.6]	1,417 (99.2) [0.6]	1,428 (100.0)	
13～15年	8 (1.4) [1.3]	581 (98.6) [-1.3]	589 (100.0)	
16年以上	5 (0.8) [-0.4]	659 (99.2) [0.4]	664 (100.0)	
計	31 (0.9)	3,438 (99.1)	3,469 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 学生を除く。

2-2-1-7 表 世帯人数別強盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1人	3 (1.1) [0.4]	269 (98.9) [-0.4]	272 (100.0)	(m) $p=0.925$
2人	8 (0.9) [-0.0]	919 (99.1) [0.0]	927 (100.0)	
3人	9 (1.1) [0.7]	835 (98.9) [-0.7]	844 (100.0)	
4人	6 (0.7) [-0.5]	816 (99.3) [0.5]	822 (100.0)	
5人以上	6 (0.7) [-0.5]	832 (99.3) [0.5]	838 (100.0)	
計	32 (0.9)	3,671 (99.1)	3,703 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-6 表 夜間外出頻度別強盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
週1回以上	8 (0.9) [0.1]	871 (99.1) [-0.1]	879 (100.0)	$\chi^2(3)=0.965$ $p=0.810$
少なくとも月1回	8 (1.1) [0.7]	733 (98.9) [-0.7]	741 (100.0)	
月1回未満	6 (0.6) [-0.9]	929 (99.4) [0.9]	935 (100.0)	
全く外出しない	10 (0.9) [0.1]	1,110 (99.1) [-0.1]	1,120 (100.0)	
計	32 (0.9)	3,643 (99.1)	3,675 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-8 表 住居形態別強盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート／マンション	2 (0.3) [-1.6]	632 (99.7) [1.6]	634 (100.0)	(m) $p=0.174$
テラスハウス・長屋	1 (1.2) [0.4]	80 (98.8) [-0.4]	81 (100.0)	
一戸建て住宅	28 (0.9) [1.1]	2,924 (99.1) [-1.1]	2,952 (100.0)	
その他	1 (2.8) [1.2]	35 (97.2) [-1.2]	36 (100.0)	
計	32 (0.9)	3,671 (99.1)	3,703 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 「その他」には、「公共の施設(病院、老人ホーム)」を含む。

2-2-1-9表 都市規模別強盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	11 (1.3) [1.5]	858 (98.7) [-1.5]	869 (100.0)	$\chi^2(2)=2.212$ $p=0.331$
人口10万人超	11 (0.7) [-0.9]	1,563 (99.3) [0.9]	1,574 (100.0)	
人口10万人以下	10 (0.8) [-0.3]	1,250 (99.2) [0.3]	1,260 (100.0)	
計	32 (0.9)	3,671 (99.1)	3,703 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり，[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

(2) 強盗被害の詳細

強盗の被害内容について見ると、被害場所は自宅、自宅付近がそれぞれ約3割であった。自宅での被害が比較的多いことから、ひったくりのような屋外での暴力的な盗難だけではなく、いわゆる押し込み強盗や日本の刑法典上の恐喝に相当するケースも含まれていると考えられる。顔見知り（「顔を知っていた」及び「名前を知っていた」）による犯行は約1割であり、凶器を使ったケースはなかった（ただし、不詳が4割。）。実際に物品等を奪われた人が4割、事件をととても重大又はある程度重大と考える人が7割であった（参考資料1 基礎集計表参照）。

2 個人に対する窃盗

(1) 個人に対する窃盗の被害の概要

今回の調査において、個人に対する窃盗については、「既にお伺いした自動車盗，車からの盗難，バイク盗，自転車盗，住居侵入盗，強盗，恐喝，ひったくりとは別に，過去5年間に，あなたは，盗難の被害に遭ったことがありましたか。」と質問した。過去5年間に個人に対する窃盗の被害に遭ったことがあると回答した人は，64人（1.7%）であった。各属性と被害の有無との関係は，以下のとおりである。

男女別（2-2-1-10表），年齢層別（2-2-1-11表）を見ると，有意な差ではないが，男性で被害に遭った人，39歳以下で被害に遭った人の比率が高い。就業状況については，実際の人数こそ少ないが有意な差があり，学生の「被害あり」の比率が高い（2-2-1-12表）。また，有意な差ではないが，夜間外出頻度が「週1回以上」である人は，「被害あり」の比率が比較的高かった。

個人に対する窃盗と世帯の属性との関係は明確ではないが，アパート・マンションに住んでいる人において，それ以外の住居形態の人より「被害あり」の比率が高かった。

2-2-1-10表 男女別個人に対する
窃盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
男 性	36 (2.1) [1.4]	1,712 (97.9) [-1.4]	1,748 (100.0)	$\chi^2(1)=2.096$ $p=0.148$
女 性	28 (1.4) [-1.4]	1,920 (98.6) [1.4]	1,948 (100.0)	
計	64 (1.7)	3,632 (98.3)	3,696 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-11表 年齢層別個人に対する
窃盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
39歳以下	24 (2.5) [2.0]	951 (97.5) [-2.0]	975 (100.0)	$\chi^2(2)=4.211$ $p=0.122$
40～59歳	19 (1.5) [-0.6]	1,215 (98.5) [0.6]	1,234 (100.0)	
60歳以上	21 (1.4) [-1.2]	1,466 (98.6) [1.2]	1,487 (100.0)	
計	64 (1.7)	3,632 (98.3)	3,696 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-12表 就業状況別個人に対する
窃盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
働いている	38 (1.8) [0.4]	2,076 (98.2) [-0.4]	2,114 (100.0)	(m) $p=0.008^{**}$
主婦・主夫	4 (0.6) [-2.5]	661 (99.4) [2.5]	665 (100.0)	
無職・定年	11 (1.6) [-0.2]	666 (98.4) [0.2]	677 (100.0)	
学生	9 (4.5) [3.1]	192 (95.5) [-3.1]	201 (100.0)	
その他	2 (5.1) [1.6]	37 (94.9) [-1.6]	39 (100.0)	
計	64 (1.7)	3,632 (98.3)	3,696 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-13表 婚姻状況別個人に対する
窃盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
独身	14 (2.0) [0.7]	675 (98.0) [-0.7]	689 (100.0)	(m) $p=0.130$
既婚・同棲	41 (1.5) [-1.2]	2,613 (98.5) [1.2]	2,654 (100.0)	
離婚・別居	5 (4.2) [2.1]	114 (95.8) [-2.1]	119 (100.0)	
配偶者死亡	3 (1.4) [-0.4]	219 (98.6) [0.4]	222 (100.0)	
計	63 (1.7)	3,621 (98.3)	3,684 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-14表 教育年数別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
12年未満	15 (1.9) [0.9]	772 (98.1) [-0.9]	787 (100.0)	$\chi^2(3)=5.623$ $p=0.131$
12年	14 (1.0) [-2.3]	1,413 (99.0) [2.3]	1,427 (100.0)	
13～15年	13 (2.2) [1.4]	576 (97.8) [-1.4]	589 (100.0)	
16年以上	12 (1.8) [0.6]	648 (98.2) [-0.6]	660 (100.0)	
計	54 (1.6)	3,409 (98.4)	3,463 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 学生を除く。

2-2-1-16表 世帯人数別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1人	6 (2.2) [0.6]	266 (97.8) [-0.6]	272 (100.0)	(m) $p=0.565$
2人	18 (1.9) [0.6]	909 (98.1) [-0.6]	927 (100.0)	
3人	17 (2.0) [0.7]	826 (98.0) [-0.7]	843 (100.0)	
4人	9 (1.1) [-1.6]	813 (98.9) [1.6]	822 (100.0)	
5人以上	14 (1.7) [-0.1]	818 (98.3) [0.1]	832 (100.0)	
計	64 (1.7)	3,632 (98.3)	3,696 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-15表 夜間外出頻度別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
週1回以上	24 (2.7) [2.7]	853 (97.3) [-2.7]	877 (100.0)	$\chi^2(3)=7.174$ $p=0.067$
少なくとも月1回	10 (1.3) [-0.9]	731 (98.7) [0.9]	741 (100.0)	
月1回未満	14 (1.5) [-0.6]	921 (98.5) [0.6]	935 (100.0)	
全く外出しない	15 (1.3) [-1.1]	1,100 (98.7) [1.1]	1,115 (100.0)	
計	63 (1.7)	3,605 (98.3)	3,668 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-17表 住居形態別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート／マンション	17 (2.7) [2.0]	617 (97.3) [-2.0]	634 (100.0)	(m) $p=0.152$
テラスハウス・長屋	2 (2.5) [0.5]	79 (97.5) [-0.5]	81 (100.0)	
一戸建て住宅	45 (1.5) [-1.9]	2,900 (98.5) [1.9]	2,945 (100.0)	
その他	— (0.0) [-0.8]	36 (100.0) [0.8]	36 (100.0)	
計	64 (1.7)	3,632 (98.3)	3,696 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 「その他」には，「公共の施設（病院，老人ホーム）」を含む。

2-2-1-18表 都市規模別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	17 (2.0) [0.6]	850 (98.0) [-0.6]	867 (100.0)	$\chi^2(2)=0.653$ $p=0.721$
人口10万人超	28 (1.8) [0.2]	1,543 (98.2) [-0.2]	1,571 (100.0)	
人口10万人以下	19 (1.5) [-0.7]	1,239 (98.5) [0.7]	1,258 (100.0)	
計	64 (1.7)	3,632 (98.3)	3,696 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり，[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

(2) 個人に対する窃盗の被害の詳細

個人に対する窃盗の被害場所、手口について見ると、被害場所が①自宅の場合が3割弱、②自宅付近の場合が2割弱、③「その他国内」（自宅、自宅付近、市町村内、職場以外の国内の場所）が8人（12.5%）であった。実数は少ないものの、乗り物盗、車上盗（本編第1章第1節）、強盗の場合と比べると、「その他国内」の割合が若干高い（乗り物盗などはいずれも10%未満。）。「その他国内」で被害に遭った8人は全員が男性であり、うち6人は人口10万人以下の市町村に居住していた。スリの被害は、9件（14.1%）であった。

3 暴行・脅迫

(1) 暴行・脅迫被害の概要

今回の調査において、暴行・脅迫については、「既にお伺いした被害とは別に、過去5年間に、あなたは、自宅又はその他の場所で、本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか。家庭内での暴力を含めてください。性的暴力は含めないでください。」と質問した。過去5年間に暴行・脅迫の被害に遭ったことがある人は、57人（1.5%）であった。

各属性と被害の有無との関係は、以下のとおりである。有意な差が見られたものはなかったが、夜間外出頻度が「週1回以上」である人の中で、「被害あり」とする比率が若干高かった。

2-2-1-19表 男女別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
男 性	25 (1.4) [-0.5]	1,726 (98.6) [0.5]	1,751 (100.0)	$\chi^2(1)=0.285$ $p=0.593$
女 性	32 (1.6) [0.5]	1,914 (98.4) [-0.5]	1,946 (100.0)	
計	57 (1.5)	3,640 (98.5)	3,697 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-20表 年齢層別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
39歳以下	13 (1.3) [-0.6]	961 (98.7) [0.6]	974 (100.0)	$\chi^2(2)=0.473$ $p=0.789$
40～59歳	21 (1.7) [0.5]	1,216 (98.3) [-0.5]	1,237 (100.0)	
60歳以上	23 (1.5) [0.0]	1,463 (98.5) [-0.0]	1,486 (100.0)	
計	57 (1.5)	3,640 (98.5)	3,697 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-21表 就業状況別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
働いている	33 (1.6) [0.1]	2,081 (98.4) [-0.1]	2,114 (100.0)	(m) $p=0.779$
主婦・主夫	8 (1.2) [-0.8]	655 (98.8) [0.8]	663 (100.0)	
無職・定年	13 (1.9) [0.9]	666 (98.1) [-0.9]	679 (100.0)	
学生	2 (1.0) [-0.7]	200 (99.0) [0.7]	202 (100.0)	
その他	1 (2.6) [0.5]	38 (97.4) [-0.5]	39 (100.0)	
計	57 (1.5)	3,640 (98.5)	3,697 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-22表 婚姻状況別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
独身	12 (1.7) [0.5]	677 (98.3) [-0.5]	689 (100.0)	(m) $p=0.194$
既婚・同棲	40 (1.5) [-0.3]	2,615 (98.5) [0.3]	2,655 (100.0)	
離婚・別居	4 (3.4) [1.6]	115 (96.6) [-1.6]	119 (100.0)	
配偶者死亡	1 (0.5) [-1.4]	221 (99.5) [1.4]	222 (100.0)	
計	57 (1.5)	3,628 (98.5)	3,685 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-23表 教育年数別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
12年未満	10 (1.3) [-0.8]	778 (98.7) [0.8]	788 (100.0)	$\chi^2(3)=3.036$ $p=0.386$
12年	19 (1.3) [-1.0]	1,405 (98.7) [1.0]	1,424 (100.0)	
13～15年	12 (2.0) [1.0]	577 (98.0) [-1.0]	589 (100.0)	
16年以上	14 (2.1) [1.2]	648 (97.9) [-1.2]	662 (100.0)	
計	55 (1.6)	3,408 (98.4)	3,463 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 学生を除く。

2-2-1-25表 世帯人数別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1人	2 (0.7) [-1.1]	270 (99.3) [1.1]	272 (100.0)	(m) $p=0.369$
2人	17 (1.8) [0.8]	910 (98.2) [-0.8]	927 (100.0)	
3人	15 (1.8) [0.6]	827 (98.2) [-0.6]	842 (100.0)	
4人	15 (1.8) [0.7]	807 (98.2) [-0.7]	822 (100.0)	
5人以上	8 (1.0) [-1.6]	826 (99.0) [1.6]	834 (100.0)	
計	57 (1.5)	3,640 (98.5)	3,697 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-24表 夜間外出頻度別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
週1回以上	20 (2.3) [2.1]	858 (97.7) [-2.1]	878 (100.0)	$\chi^2(3)=5.025$ $p=0.170$
少なくとも月1回	8 (1.1) [-1.1]	732 (98.9) [1.1]	740 (100.0)	
月1回未満	11 (1.2) [-1.0]	922 (98.8) [1.0]	933 (100.0)	
全く外出しない	17 (1.5) [-0.0]	1,101 (98.5) [0.0]	1,118 (100.0)	
計	56 (1.5)	3,613 (98.5)	3,669 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-26表 住居形態別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート／マンション	12 (1.9) [0.8]	621 (98.1) [-0.8]	633 (100.0)	(m) $p=0.664$
テラスハウス・長屋	2 (2.5) [0.7]	78 (97.5) [-0.7]	80 (100.0)	
一戸建て住宅	42 (1.4) [-1.1]	2,906 (98.6) [1.1]	2,948 (100.0)	
その他	1 (2.8) [0.6]	35 (97.2) [-0.6]	36 (100.0)	
計	57 (1.5)	3,640 (98.5)	3,697 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 「その他」には、「公共の施設(病院, 老人ホーム)」を含む。

2-2-1-27表 都市規模別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	15 (1.7) [0.5]	852 (98.3) [-0.5]	867 (100.0)	$\chi^2(2)=0.790$ $p=0.674$
人口10万人超	21 (1.3) [-0.9]	1,553 (98.7) [0.9]	1,574 (100.0)	
人口10万人以下	21 (1.7) [0.5]	1,235 (98.3) [-0.5]	1,256 (100.0)	
計	57 (1.5)	3,640 (98.5)	3,697 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

(2) 暴行・脅迫被害の詳細

暴行・脅迫の被害の回数，被害場所，加害者との関係について検討した。ここでは，対象となる総数が少ないため，統計的な検定等はせず，実数を図示していく。

調査前年に被害に遭ったと回答した人（17人）のうち，まず被害回数を見ると，1回と回答した人は，7人（41.2%）であり，これまで検討した乗り物盗などの世帯犯罪，強盗，個人に対する窃盗の個人犯罪と比べて低い割合である。一方，5回以上と答えた人は，3人であった。総数が少ないため，複数回被害に遭っている人の傾向を見ることは難しいが，特徴的なものを2-2-1-28図に示した。

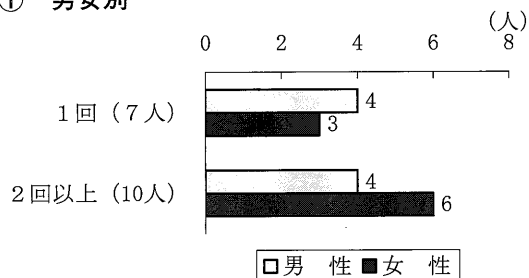
男女別に見ると，2回以上被害に遭っている人に女性，60歳以上の人が多かった。また，調査前年に暴行・脅迫の被害を受けた人の中で，就業状況が「主婦・主夫」，「無職・定年退職等」の人は，全員2回以上被害に遭っていた。婚姻状況が「既婚・同棲」の人も2回以上被害に遭っている場合が多かった。被害が1回の場合，2回以上の場合，それぞれの被害場所を見ると，どちらも自宅，自宅付近の割合が高かった。

被害場所別に見ると，自宅が21人（36.8%），自宅付近が16人（28.1%）であった。男女別に被害場所を見ると，2-2-1-29図のとおり女性の半数が自宅において被害に遭っていることが分かる。また，年齢層別に見ると，60歳以上の人（20人）のうち10人が自宅で被害に遭っていること（39歳以下12人中5人，40～59歳19人中6人）などが特徴的であった。

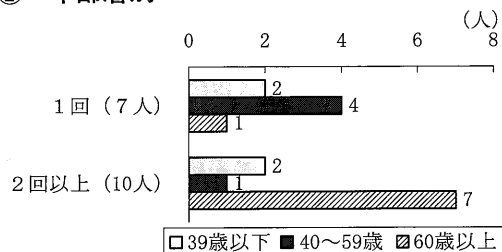
加害者の人数は，1人である場合が7割であり，強盗における加害者の人数が1人であ

2-2-1-28図 調査前年（平成19年）1年間の暴行・脅迫被害回数別調査対象者の属性

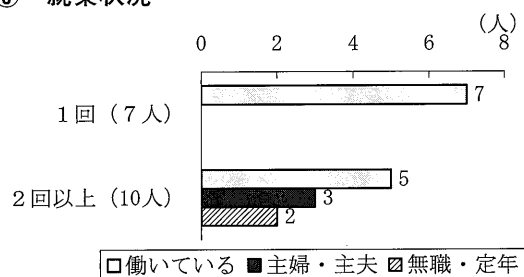
① 男女別



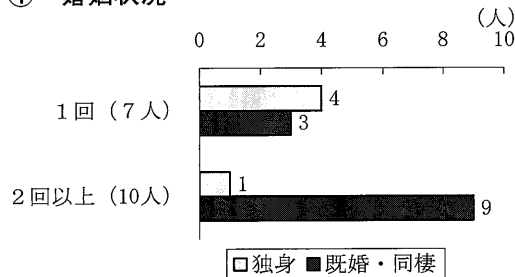
② 年齢層別



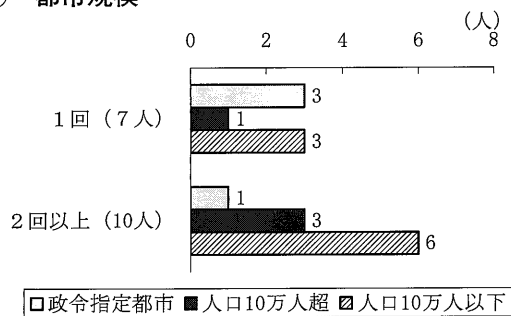
③ 就業状況



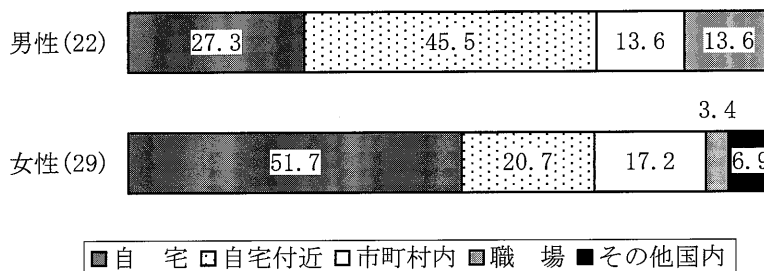
④ 婚姻状況



⑤ 都市規模



2-2-1-29図 男女別暴行・脅迫被害場所別構成比



注 不詳を除く。

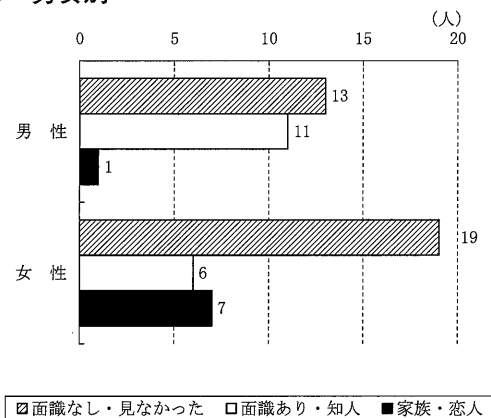
る割合は4割強であるのと比べて、高い比率である。加害者との面識も、強盗において加害者と顔見知り（「顔を知っていた」及び「名前を知っていた」）である割合は1割に満たなかったが、暴行・脅迫においては、顔見知りである比率は43.9%であった。以上の被害回数、被害場所の特徴から、女性の暴行・脅迫被害の内容として家庭内暴力（配偶者等か

らの暴力）が推測される。

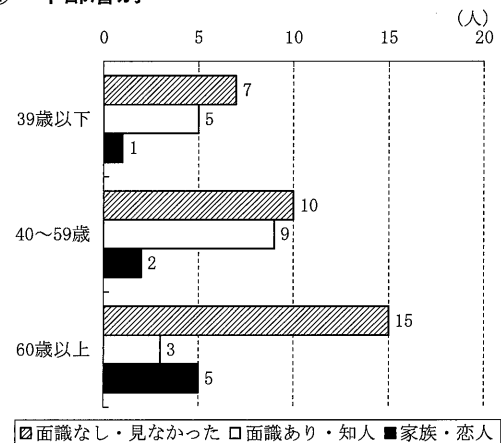
次に、加害者との関係について更に検討するため、調査対象者から見た加害者を3つの区分に分けた。具体的には、①「加害者を知らなかった」又は「加害者を見なかった」を「面識なし・見なかった」（32人）、②「名前を知っていた」人のうち、加害者との関係が配偶者、元配偶者、恋人、元恋人、家族・親戚である場合「家族・恋人」（8人）、③それ以外の「名前を知っていた」人及び「顔を知っていた」人を「面識あり・知人」（17人）の3種類に分けている。2-2-1-30図のとおり、男性と比較して女性の方が、「家族・恋人」から暴行・脅迫を受けている場合が多く、「家族・恋人」から暴行・脅迫を受けていると回答した8人のうち5人が60歳以上であった（5人とも女性であり、うち4人が「家族・親戚」、1人が「元恋人」からである。）。以上の特徴から家庭内暴力の被害に遭っている人を示していると考えられる。特に、60歳以上の人の加害者の多くが配偶者等ではなく、「家族・親戚」であることから、配偶者以外の家族による高齢者への虐待も推測される。被害

2-2-1-30図 調査対象者の属性別加害者との関係

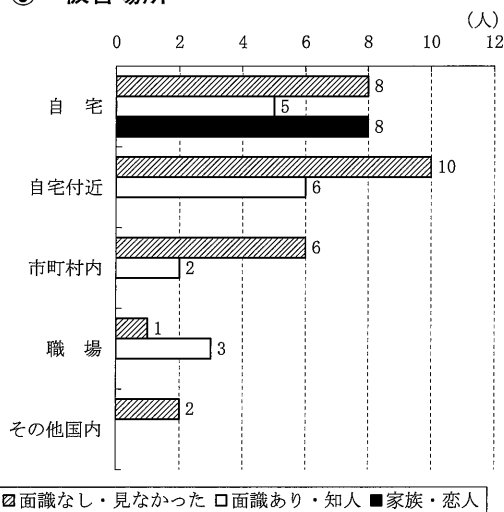
① 男女別



② 年齢層別



③ 被害場所



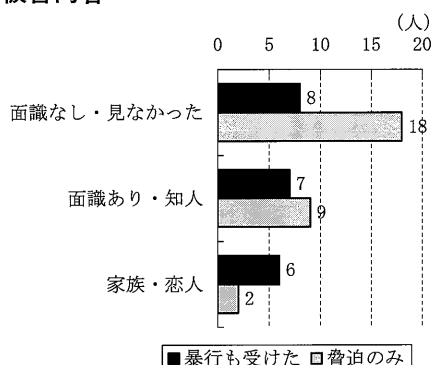
注 不詳を除く。

場所について見ると、自宅で被害に遭った人の中で、加害者が「面識なし・見なかった」と回答している人が8人いるが、これらの人の被害内容を見ると、7人が脅迫の被害に遭っていた。

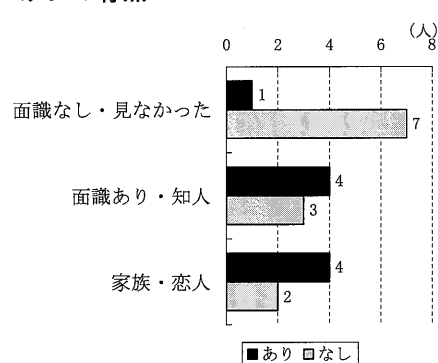
次に、加害者との関係別に被害内容について検討を進める(2-2-1-31図)。加害者が「面識なし・見なかった」の場合、被害内容は脅迫のみである場合が約7割であり、加害者が「家族・恋人」の場合は、暴行も受けていることが多かった。また、暴行の程度についても、面識がある場合の方が、けがに至るほどの暴行を受けている人が多い。また、捜査機関への届出の有無については、数が少ないものの「家族・恋人」が加害者である場合は、届出をした人としなかった人が同数であり、その他の区分と若干異なる傾向が見られた。

2-2-1-31図 加害者との関係別被害内容等

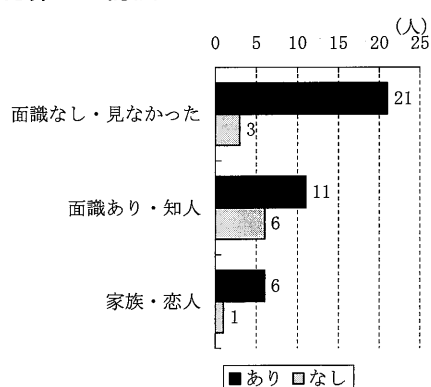
① 被害内容



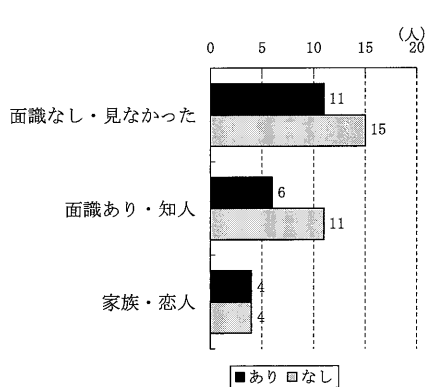
② けがの有無



③ 犯罪との認識



④ 届出の有無

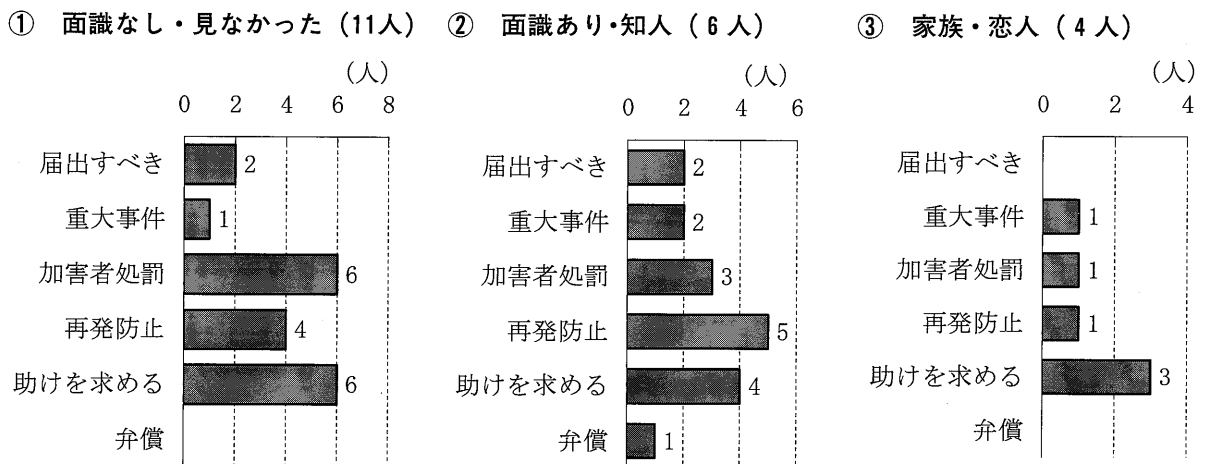


注 不詳を除く。

届出の有無の理由(複数回答)について、加害者との関係別に見ると(2-2-1-32図), 届出をした理由としては、「面識なし・見なかった」の人は、「加害者処罰」と「助けを求める」ためとした人がそれぞれ6人であり、最も多かった。「面識あり・知人」の場合は、「再発防止」を意図する人が最も多く、「家族・恋人」の場合は、「助けを求める」目的が多数を占めた。

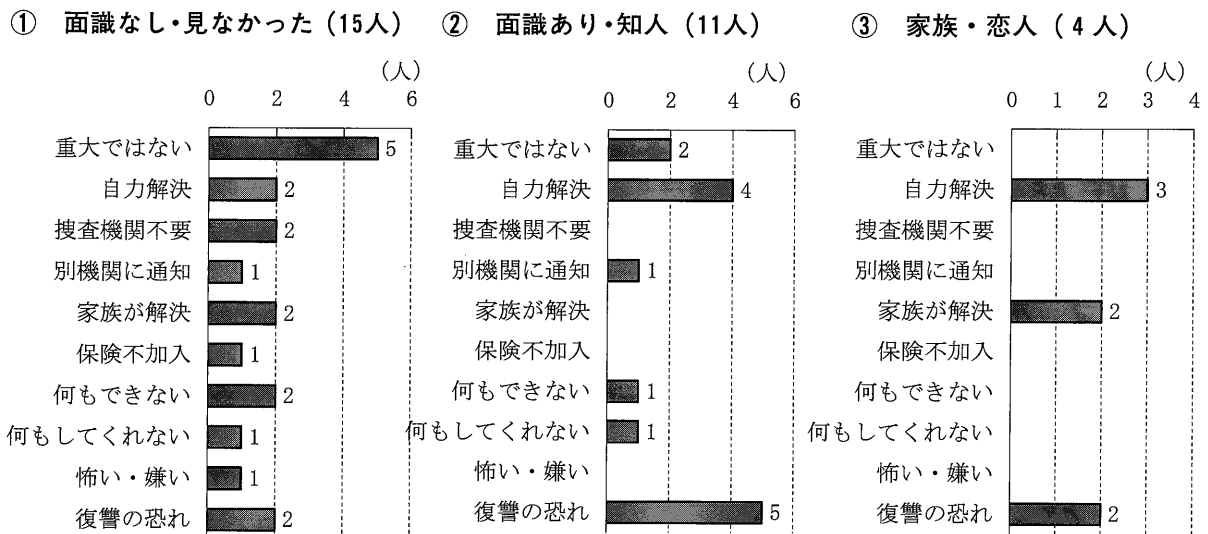
一方、届出をしなかった理由としては、「面識なし・見なかった」の場合は、「重大ではない」が最も多く、「面識あり・知人」の場合は、「復讐の恐れ」が多かった。「家族・恋人」の場合は、「自力解決」、「家族が解決」、「復讐の恐れ」の3つが選択された。「面識あり・知人」の届出をしている人の割合は、他の区分と比べて比較的少なく、「復讐の恐れ」により被害が暗数化していることがうかがわれる。

2-2-1-32図 届出の理由



注 1 複数回答である。
2 「その他」を除く。

2-2-1-33図 届出しなかった理由



注 1 複数回答である。
2 「その他」を除く。

4 性的事件

(1) 性的事件被害の概要

今回の調査では、前回までと異なり、性的事件（前回までは「性的暴行」）の調査の対象

を男女問わずに行った。その理由は、犯罪被害者等基本計画において性犯罪被害の実態をより詳細に調査することが法務省所管部分で盛り込まれたことによる。また、名称を「性的事件」としたのは、本章冒頭で述べたように、日本の法律上必ずしも犯罪行為とならない不快な行為を調査対象に含んでいるからである。本調査における性的事件とは、性的な目的によって行われる暴力の被害であり、刑法上にある性犯罪である強姦(未遂含む)、強制わいせつだけでなく、いわゆる痴漢、セクハラ等の不快な行為も含む。調査票においては、「人はときとして性的な目的のために、むりやり他人に触ったり、暴行を加えたりすることがあります。(中略)職場等での性的いやがらせ(以下「セクハラ」という。)や家庭内における性的暴行も含めて考えてみてください。過去5年間にあなたはこれらの性的な被害に遭われたことがありますか。」と尋ねている。この被害態様に関しては、答えにくい事柄であることや回答者のプライバシーに配慮し、自記式記入票により回答者本人が記入して、封筒に封をしたうえで調査員に渡している。

過去5年間に性的事件の被害に遭ったことがあると答えた人は75人(2.0%)であった。一方、「分からない」と答えた人が41人、無回答が22人であり、以下、「分からない」と無回答を除く3,654人を対象として分析した。

男女別に見ると、被害に遭ったことがあると答えた75人のうち、男性は4人で、残りの約95%は女性であった。年齢別に見ると、39歳以下の人の「被害あり」の比率が高く、被害に遭った75人のうち3分の2を占めている。就業状況、婚姻状況別についても有意な差が見られ、学生、独身の人の「被害あり」の比率が高かった。夜間外出頻度については、その差は大きくないが、夜間外出頻度が多い人ほど「被害あり」と回答している比率が高いという傾向が見られた。

2-2-1-34表 男女別性的事件被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
男 性	4 (0.2) [-7.4]	1,726 (99.8) [7.4]	1,730 (100.0)	$\chi^2(1)=54.213$ $p=0.000^{**}$
女 性	71 (3.7) [7.4]	1,853 (96.3) [-7.4]	1,924 (100.0)	
計	75 (2.1)	3,579 (97.9)	3,654 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-35表 年齢層別性的事件被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
39歳以下	50 (5.2) [8.0]	909 (94.8) [-8.0]	959 (100.0)	$\chi^2(2)=66.998$ $p=0.000^{**}$
40～59歳	17 (1.4) [-2.0]	1,208 (98.6) [2.0]	1,225 (100.0)	
60歳以上	8 (0.5) [-5.3]	1,462 (99.5) [5.3]	1,470 (100.0)	
計	75 (2.1)	3,579 (97.9)	3,654 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-36表 就業状況別性的事件被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
働いている	42 (2.0) [-0.2]	2,049 (98.0) [0.2]	2,091 (100.0)	(m) p=0.000**
主婦・主夫	11 (1.7) [-0.8]	653 (98.3) [0.8]	664 (100.0)	
無職・定年	4 (0.6) [-2.9]	658 (99.4) [2.9]	662 (100.0)	
学生	14 (7.1) [5.1]	184 (92.9) [-5.1]	198 (100.0)	
その他	4 (10.3) [3.6]	35 (89.7) [-3.6]	39 (100.0)	
計	75 (2.1)	3,579 (97.9)	3,654 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-38表 教育年数別性的事件被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
12年未満	4 (0.5) [-3.0]	767 (99.5) [3.0]	771 (100.0)	$\chi^2(3)=12.414$ p=0.006**
12年	25 (1.8) [-0.1]	1,392 (98.2) [0.1]	1,417 (100.0)	
13~15年	13 (2.2) [0.9]	571 (97.8) [-0.9]	584 (100.0)	
16年以上	19 (2.9) [2.4]	635 (97.1) [-2.4]	654 (100.0)	
計	61 (1.8)	3,365 (98.2)	3,426 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 学生を除く。

2-2-1-37表 婚姻状況別性的事件被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
独身	34 (5.0) [6.0]	640 (95.0) [-6.0]	674 (100.0)	(m) p=0.000**
既婚・同棲	36 (1.4) [-4.7]	2,596 (98.6) [4.7]	2,632 (100.0)	
離婚・別居	3 (2.6) [0.4]	114 (97.4) [-0.4]	117 (100.0)	
配偶者死亡	2 (0.9) [-1.2]	217 (99.1) [1.2]	219 (100.0)	
計	75 (2.1)	3,567 (97.9)	3,642 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

2-2-1-39表 夜間外出頻度別性的事件被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
週1回以上	26 (3.0) [2.3]	837 (97.0) [-2.3]	863 (100.0)	$\chi^2(3)=9.408$ p=0.024*
少なくとも月1回	17 (2.3) [0.6]	713 (97.7) [-0.6]	730 (100.0)	
月1回未満	19 (2.0) [-0.0]	911 (98.0) [0.0]	930 (100.0)	
全く外出しない	12 (1.1) [-2.7]	1,092 (98.9) [2.7]	1,104 (100.0)	
計	74 (2.1)	3,553 (98.0)	3,627 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-40表 世帯人数別性的事件
被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
1 人	6 (2.3) [0.2]	260 (97.7) [-0.2]	266 (100.0)	$\chi^2(4)=4.043$ $p=0.400$
2 人	12 (1.3) [-1.9]	909 (98.7) [1.9]	921 (100.0)	
3 人	19 (2.3) [0.5]	820 (97.7) [-0.5]	839 (100.0)	
4 人	21 (2.6) [1.3]	785 (97.4) [-1.3]	806 (100.0)	
5 人以上	17 (2.1) [0.0]	805 (97.9) [-0.0]	822 (100.0)	
計	75 (2.1)	3,579 (97.9)	3,654 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり, []内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

2-2-1-41表 住居形態別性的事件
被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
アパート/ マンション	22 (3.5) [2.8]	602 (96.5) [-2.8]	624 (100.0)	(m) $p=0.039^*$
テラスハウス・ 長屋	2 (2.5) [0.3]	77 (97.5) [-0.3]	79 (100.0)	
一戸建て住宅	51 (1.7) [-2.6]	2,865 (98.3) [2.6]	2,916 (100.0)	
その他	— (0.0) [-0.9]	35 (100.0) [0.9]	35 (100.0)	
計	75 (2.1)	3,579 (97.9)	3,654 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり, []内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 「その他」には、「公共の施設(病院、老人ホーム)」を含む。

2-2-1-42表 都市規模別性的事件
被害の有無

区 分	あ り	な し	計	検定結果
政令指定都市	22 (2.6) [1.2]	835 (97.4) [-1.2]	857 (100.0)	$\chi^2(2)=3.801$ $p=0.150$
人口10万人超	35 (2.3) [0.8]	1,512 (97.7) [-0.8]	1,547 (100.0)	
人口10万人以下	18 (1.4) [-1.9]	1,232 (98.6) [1.9]	1,250 (100.0)	
計	75 (2.1)	3,579 (97.9)	3,654 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり, []内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

(2) 性的事件被害の詳細

性的事件の被害の種類は、強姦（未遂を含む）が6人（8％）、強制わいせつが4人（5.3％）、不快な行為（痴漢、セクハラ等）が52人（69.3％）であった。被害場所は、職場が3割であり、各種の世帯犯罪被害、個人犯罪被害を通じて最も高い比率である。次いで、「市町村内」の比率が高く（21.3％）、自宅と答えた人は6人（8.0％）で、世帯・個人犯罪被害の中で最も低かった。加害者との関係を見ると、約半数が顔見知りであり、「一緒に働いていた人／働いたことのある人」が多かった。

以上のことから、今回の調査で判明した性的被害の内容は、職場などでのセクハラや、被害場所の「市町村内」から推測される交通機関などでの痴漢が多いと考えられる。

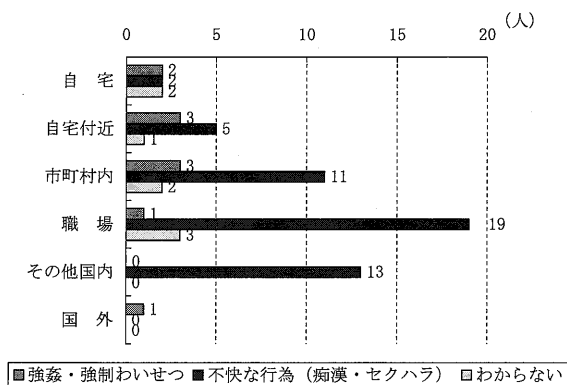
次に、被害の種類別、調査前年の被害回数別に検討する。

ア 被害の種類と被害場所・加害者・届出の有無の関係

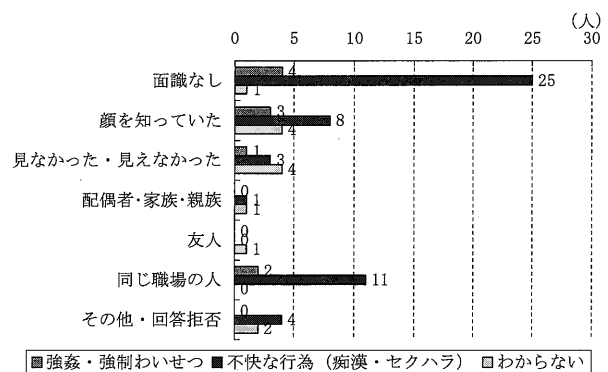
被害場所、加害者との面識別に被害の種類を検討する。「不快な行為」の被害場所は、職場、その他国内、市町村内の順に多い。

届出の有無について見ると、「不快な行為」で届け出た人は1人のみであり、理由は再発防止のためであった。届け出なかった理由として一番多かったのは、「それほど重大ではなかった／損失がなかった／たいしたことではなかった」であった。一方で、強姦・強制わいせつの被害に遭った10人のうち、6人が届け出ており、その理由としては、再発防止、加害者処罰の順に多かった。

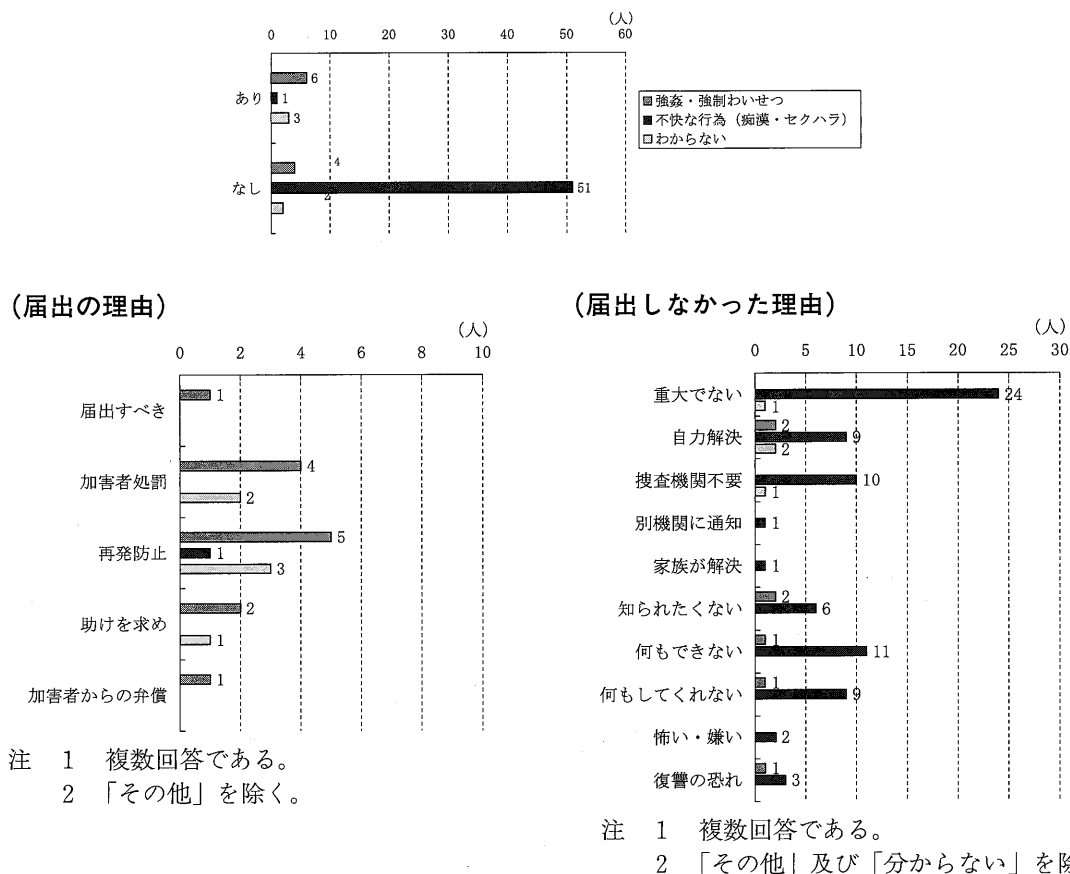
2-2-1-43図 被害場所別被害の種類



2-2-1-44図 加害者との面識別被害の種類



2-2-1-45図 届出の有無・理由別被害の種類



イ 調査前年の被害回数

調査前年1年間に性的事件の被害に遭った人の数は33人であり、回数別に見ると、1回のみという人が11人で3分の1であり、乗り物盗などの世帯犯罪被害、強盗、暴行・脅迫などの個人犯罪被害を通じて、一番低い割合である。5回以上と答えた人は5人である。

性的事件について、同一の人が複数回被害に遭っている場合が比較的多いため、調査前年の被害回数別に被害内容や属性等を比較した（被害回数不詳の4人を除く。）。

被害内容は、1回のみの人でも2回以上の人でも8割が「不快な行為」であり差はなかった。調査前年に被害に遭ったと回答した人の中で強姦・強制わいせつの被害に遭った人は1人であり、被害は1回であった。

被害に遭った人の属性を見ると、全員女性であり、特徴的なのは、調査前年に被害に遭った40～59歳の人の全員が2回以上被害に遭ったと回答していること、「働いている」人に、被害回数2回以上の割合が高いことである。

以上のことから、職場、通勤途中のセクハラや痴漢と推測されるものが複数回繰り返されていると考えられる。

5 まとめ

個人に対する犯罪被害については、性的事件を除き、被害に遭った人の属性等と被害の有無との関係はさほど明確ではなかった。しかし、被害場所や被害回数、被害内容、加害者との関係などから見ると、それぞれの被害態様の特徴が明らかになった。

個人に対する窃盗では、就業状況について、実数は多くないものの、学生の「被害あり」の比率が高かった。

暴行・脅迫については、自宅での被害、家族・恋人が加害者であることから家庭内暴力と推測されるものが見られた。その被害者は、女性、60歳以上の方が比較的多く、配偶者暴力や高齢者虐待が推測され、警察等への届出の理由も助けを求めるためであるなど、他の暴行・脅迫のケースとは異なる傾向が見られた。

また、性的事件の被害者は、女性、39歳以下が多く、学生や独身、夜間の外出頻度が多い人などに「被害あり」が多いという特徴が見られた。性的事件の内容は、その被害の種類や被害場所などから、職場でのセクハラや交通機関での痴漢が多いと推測される。

また、調査前年1年間の被害回数についても、他の犯罪被害と比べて多い傾向が見られた。

第2節 詐欺・汚職

本節では、消費者詐欺、クレジットカード詐欺、振り込み詐欺及びネットオークション詐欺並びに公務員から賄賂を求められる汚職について、調査前年（1年間）の被害の有無とその内容について検討する。

1 詐欺

第1回（2000年）及び第2回（2004年）調査においては、消費者詐欺について調査した。今回は、消費者詐欺のほかに、クレジットカード詐欺、振り込み詐欺及びネットオークション詐欺について調査した。

消費者詐欺については、「商品を買ったり、サービスを受けたりした場合に、その商品やサービスの質や量について、騙されたことがありましたか」と質問した。クレジットカード詐欺については、「クレジットカード又はクレジットカード情報を悪用されたことがありますか」と質問した。振り込み詐欺については、その名称が報道を通じて広まっていることから、「振り込み詐欺の被害に遭ったことがありましたか」と直接名称を用いて尋ねている。ネットオークション詐欺については、「インターネットオークション詐欺の被害に遭ったことがありましたか」と質問し、消費者詐欺の項目で、手口について尋ねている枝間で「インターネットショッピング・通信販売」と回答した者も含め、すべての対象者に質問した。

(1) 詐欺の概要

調査前年1年間に消費者詐欺の被害に遭った人は、77人（2.1%）、クレジットカード詐欺の被害に遭った人は、12人（0.3%）、振り込み詐欺の被害に遭った人は、17人（0.5%）、ネットオークション詐欺の被害に遭った人は、29人（0.8%）であった。振り込み詐欺等は、新たな詐欺の手口として注目されているが、被害に遭った人数としては、消費者詐欺の方が多かった。

消費者詐欺の被害の内容（商品やサービス）を見ると、「店頭での買い物」が最も多く（21人（27.3%））、次いで「インターネットショッピング・通信販売」、「訪問販売」（いずれも17人（22.1%））であった。

(2) 届出の有無

それぞれの種類の詐欺について、捜査機関に届け出た割合を見ると、消費者詐欺11人（14.3%）、クレジットカード詐欺2人（16.7%）、振り込み詐欺7人（41.2%）、ネットオークション詐欺3人（10.3%）であった。それぞれ母数となる「被害あり」の数に差があるため、単純に比較することはできないが、消費者詐欺は、「被害あり」の数は多いものの、捜査機関に届け出た人の割合は少ない。一方で、振り込み詐欺は、4割の人が届け出ている。

届け出なかった人の割合が多かった消費者詐欺、ネットオークション詐欺において、届け出なかった理由として一番多かったのは、「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」であり、届け出なかった人の半数を占めていた。クレジットカード詐欺についても、届け出なかった人の割合が多く、その理由として比較的多かったものは「代わりに別の機関に知らせた」（8人中3人）であった。

一方、届け出た人の割合が多かった振り込め詐欺について、届け出た理由で一番多かったのは、「再発を防ぐため」であり、届け出た7人中6人が選択していた。届け出なかった人について、届け出なかった理由で比較的多かったのは、「自分で解決した／犯人を知っていた」（9人中4人）であった。

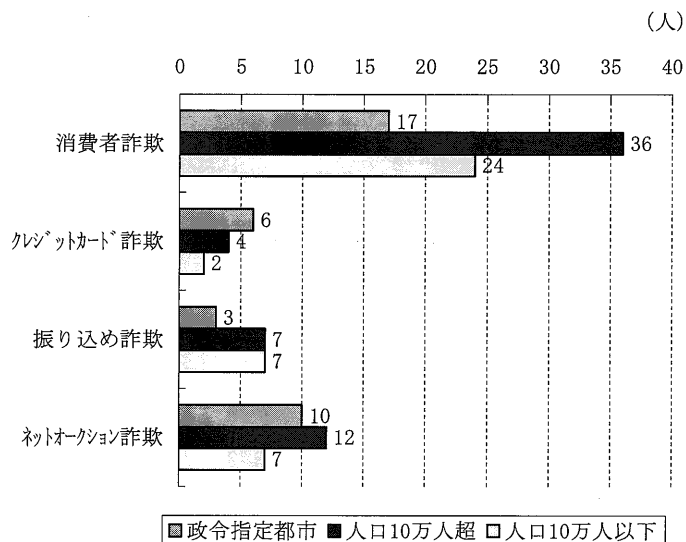
（3）詐欺の種類と属性等との関係

次に、詐欺の種類と、それぞれの詐欺で被害に遭った人の属性等の関係を検討する。

① 都市規模別

どの種類の詐欺についても、都市規模による有意な差は見られなかった。クレジットカード詐欺については、大規模な都市における被害が若干多く見られた。

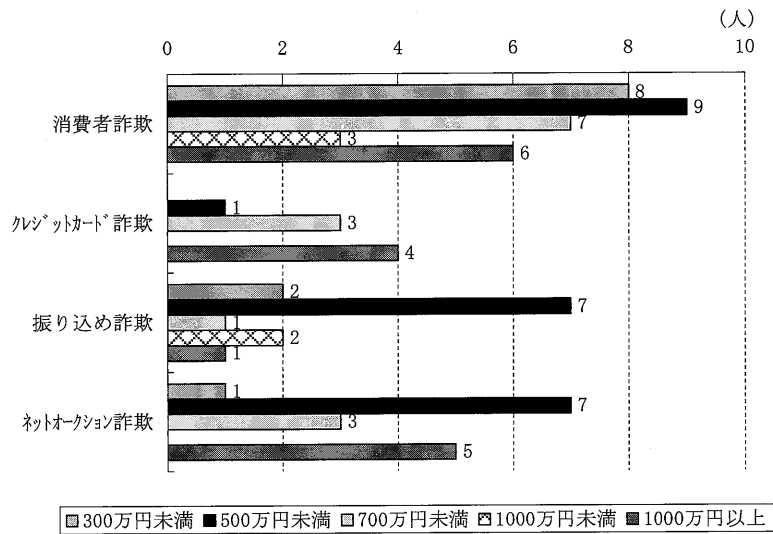
2-2-2-1図 都市規模別



② 世帯収入別

世帯収入とクレジットカード詐欺被害の有無について検定を行った結果、有意な差が見られた。1,000万円以上の収入がある人に「被害あり」の比率が若干高い。一方、有意な差ではないが、振り込め詐欺において、収入300万円以上500万円以下の人の「被害あり」の比率が若干高かった。

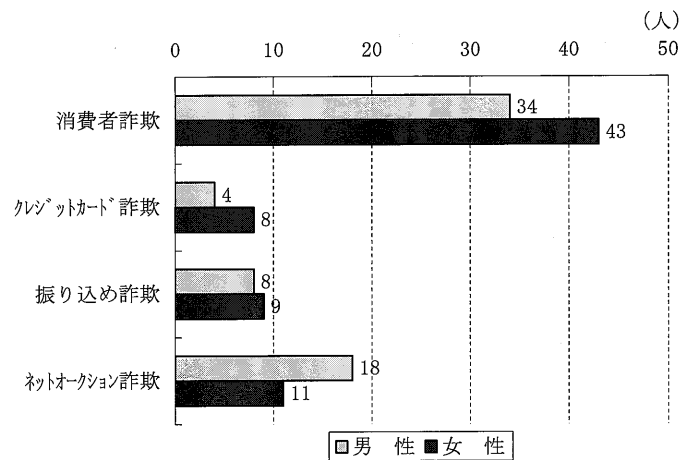
2-2-2-2 図 世帯収入別



③ 男女別

どの種類の詐欺についても、性別による有意な差は見られなかった。ただし、消費者詐欺等では女性の数が多いが、ネットオークション詐欺のみ男性の被害の方が多い。

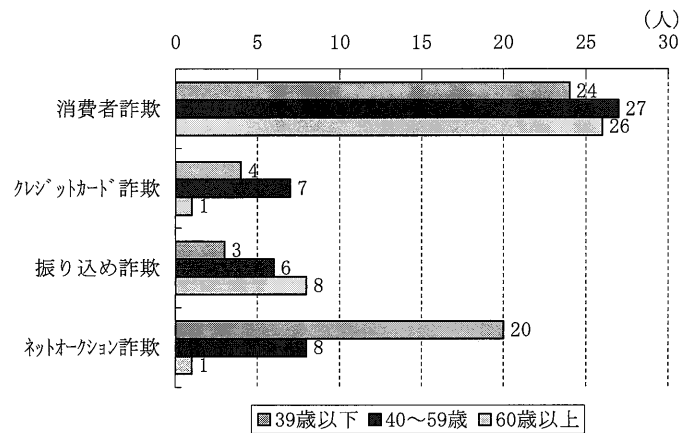
2-2-2-3 図 男女別



④ 年齢層別

ネットオークション詐欺において有意な差があり、39歳以下の人「被害あり」の比率が高く、60歳以上の人「被害あり」の比率が低い。振り込み詐欺については、有意な差ではないが、「被害あり」の中で60歳以上の人「被害あり」が約半数を占めた。

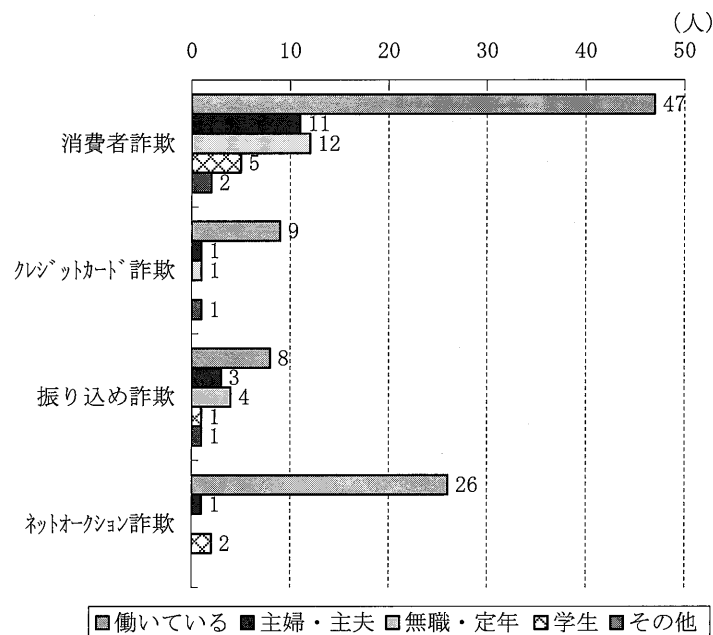
2-2-2-4 図 年齢層別



⑤ 就業状況別

ネットオークション詐欺において有意な差が見られ、「働いている」人の被害が多く、「無職・定年」で被害に遭った人はいなかった。これは60歳以上の年齢層と「無職・定年」との関係の強さが影響しているものと思われる。

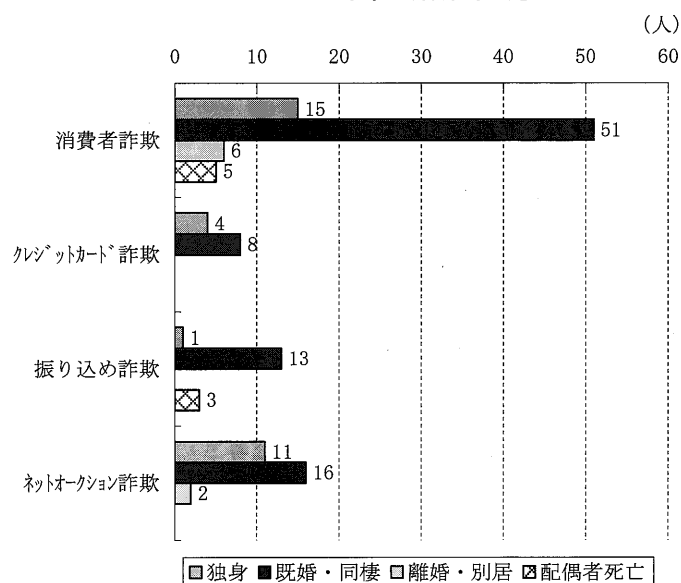
2-2-2-5 図 就業状況別



⑥ 婚姻状況別

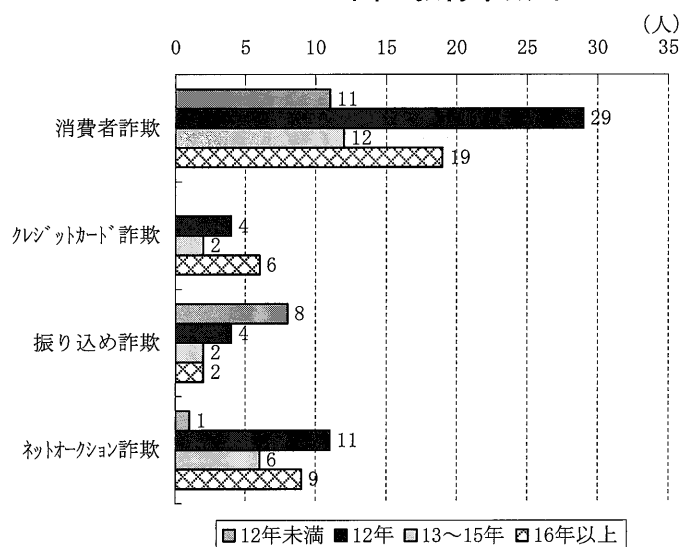
ネットオークション詐欺において有意な差が見られ、独身の人で「被害あり」の人の比率が高かった。39歳以下の人で独身の場合が多いことと関係していると思われる。

2-2-2-6 図 婚姻状況別



⑦ 教育年数別

2-2-2-7 図 教育年数別



注 学生を除く。

2 汚 職

今回の調査では、第2回調査(2004年)と同様、「汚職」を公務員から賄賂を求められることとし、「公務員からわいろを要求されたり、期待されたりしたことがありますか」と質問した。調査前年(1年間)に賄賂を供与するよう要求されたことがあると回答した人は3人(0.1%)であり、捜査機関に届け出た人はいなかった。

第3章 犯罪被害の有無に影響を与える要因

犯罪被害の有無等と個々の属性等との関係についてはクロス集計によって見てきたが、年齢と就労状況、都市規模と住居形態など、属性同士にも関わりがあり、また、ある犯罪被害の有無に関係している属性が複数ある場合、特にどの属性が最も強く関係しているかを分析する必要がある。本章では、以上のような点を明らかにしつつ、犯罪被害の有無に対して、各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析と、補足的に CHAID（Chi-Squared Automatic Interaction Detection）分析を行う。

第1節 分析の手順

ロジスティック回帰分析については、犯罪被害の有無を目的変数とし、都市規模、住居形態、性別、年齢などの属性等に関する項目を説明変数とした。回帰式への投入は、増減法という手法を用いた（抽出基準は0.05）。説明変数の中から、最もよく目的変数を説明できるものを採用し、組み合わせることで、どの属性等（説明変数）がどのくらいの強さで犯罪被害の有無（目的変数）に関係しているかを示した。

本章の分析で用いた変数とそのカテゴリの分割は、次のページのとおりである。カテゴリは、クロス集計で用いたカテゴリをまとめた形にした。なお、世帯の犯罪被害に関する属性等を目的変数とする場合は、個人属性を除き、世帯の属性のみを説明変数として投入した。自動車等の乗り物の台数に関する説明変数は、その乗り物に関する被害が目的変数となっている場合のみ投入した。「世帯収入」、「16歳以上の男性の人数」などについては、不明の者が多く、分析に支障をきたすため、説明変数から除外している。

CHAID 分析では、各目的変数（犯罪被害の有無等）を説明する変数としてどの変数が有力か、目的変数の値を大きくする（又は小さくする）説明変数の組合せはどのようなものかということを探る。目的変数と各説明変数とのクロス集計を行い、検定の結果、カテゴリ間の違いが大きくなるものを選択しながら、重層的に各変数間の関係性を検討し、その検討結果（決定木）を図示する。使用する変数は、ロジスティック回帰分析で用いるものと同じである（ただし、ロジスティック回帰分析では除外した「わからない」など一部のカテゴリについても分析に加える。ツリーの最大の深さは3、親ノード最小ケース数100、子ノード最小ケース数50に設定した。）。

● 目的変数：

- ・ 被害態様別被害の有無（「あり」1, 「なし」0）

全犯罪被害, 世帯犯罪被害*, 個人犯罪被害, 自動車盗*, 車上盗*, 自動車損壊*, バイク盗*, 自転車盗*, 不法侵入*, 不法侵入未遂*, 強盗, 個人に対する窃盗, 暴行・脅迫, 性的事件

● 説明変数:

- ・ 都市規模 (政令指定都市／人口10万人超／人口10万人以下)*
- ・ 住居形態 (アパート・マンション・テラスハウス・長屋／一戸建て住宅)*
- ・ 世帯人数 (1人／2～3人／4人以上)*
- ・ 性別 (女性／男性)
- ・ 年齢 (39歳以下／40～59歳／60歳以上)
- ・ 就業状況 (働いている／学生／無職・定年・主婦等)
- ・ 婚姻関係 (独身／既婚・同棲／離婚・別居・死別)
- ・ 教育年数 (13年以上／12年以下)
- ・ 夜間外出頻度 (週1回以上／週1回未満)
- ・ 防犯設備 (あり／なし)*
- ・ 自動車台数, バイク台数, 自転車台数 (1台, 2台, 3台, 4台, 5台以上)

*は, 世帯犯罪に関する変数である。

第2節 全 体

1 全犯罪被害

目的変数中の犯罪被害のうち、どれか一つでも被害に遭う（全犯罪被害）要因についてロジスティック回帰分析を行ったところ（2-3-2-1表）、①「学生」又は「働いている」、②世帯人数が「4人以上」である、③60歳未満である、④夜間外出頻度が「週1回以上」である、⑤教育年数が「13年以上」である、⑥婚姻状況が「離婚・別居・死別」である、⑦「女性」である、⑧防犯設備が「あり」であるということが被害ありに影響を及ぼすことを示している。

2-3-2-1表 全犯罪被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
世帯人数	1人 / (4人以上)	-0.664	0.188	12.454	0.000	0.515	0.356	0.745
	2～3人 / (4人以上)	-0.252	0.080	9.858	0.002	0.778	0.665	0.910
防犯設備	あり / (なし)	0.178	0.075	5.666	0.017	1.195	1.032	1.384
性別	女 / (男)	0.184	0.079	5.460	0.019	1.201	1.030	1.401
年齢	39歳以下 / (60歳以上)	0.393	0.124	9.993	0.002	1.481	1.161	1.889
	40～59歳 / (60歳以上)	0.382	0.103	13.900	0.000	1.466	1.199	1.792
就業状況	働いている / (無職・定年・主婦等)	0.289	0.095	9.289	0.002	1.336	1.109	1.609
	学生 / (無職・定年・主婦等)	0.727	0.205	12.543	0.000	2.068	1.383	3.093
婚姻状況	独身 / (離婚・死別)	-0.655	0.184	12.654	0.000	0.520	0.362	0.745
	既婚・同棲 / (離婚・死別)	-0.337	0.151	5.006	0.025	0.714	0.531	0.959
教育年数	13年以上 / (12年以下)	0.277	0.079	12.129	0.000	1.319	1.129	1.541
夜間外出	週1回以上 / (週1回未満)	0.381	0.090	18.126	0.000	1.464	1.229	1.746
	定数	-1.065	0.177	36.330	0.000	0.345		

注 1 「教育年数」については、「学生」は「非該当」であるが、ロジスティック回帰分析を行う際には、「学生」を分析対象とするため、回答者の年齢から調査時の教育年数を推定して分析に加えている。

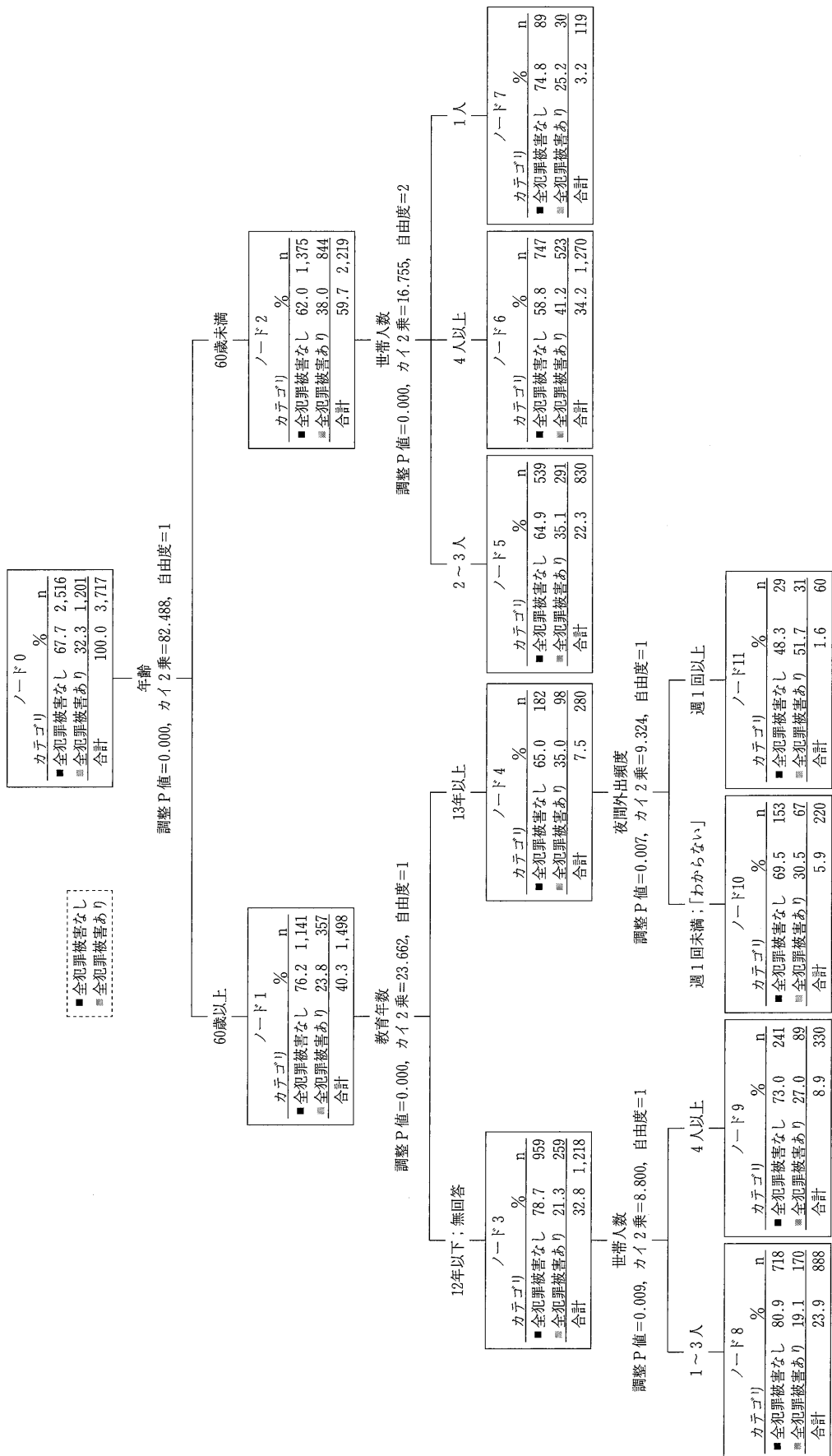
2 分析に使用したケース数は、3,540件である。

3 「都市規模」及び「住居形態」は、モデルに採用されなかった。

次に、これらの各属性等がどのように関係すると「被害あり」の割合が高くなるのかということについて、CHAID分析により検討した（2-3-2-2図）。全犯罪被害の有無に最も影響を与えるものは年齢であった。ロジスティック回帰分析における結果同様、60歳未満の方が「被害あり」の比率が高い。しかし、サブグループ別に見ると、「被害あり」の人の割合が最も多かったのは、「60歳以上で、教育年数が高く（13年以上）、夜間週1回以上外出をしている人」であり、このグループの総数は60人と少ないが、うち31人（51.7%）が「被害あり」であった。このグループとその他を比較した場合、自動車損壊（「被害あり」

2-3-2-2 図 全犯罪被害の有無

全犯罪被害の有無



の比率24.5%，その他12.6% $p=0.020$ （フィッシャーの直接法による。以下同じ。)), 不法侵入（16.7%，その他は3.8% $p=0.016$ ），不法侵入未遂（8.5%，その他は3.1% $p=0.038$ ）の被害に遭っている人の比率が高かった。

そのほか、全犯罪被害の有無に影響を与えるものとしては、教育年数、世帯人数、夜間外出頻度が挙げられる。全体の1／3を占める「60歳未満で、世帯人数が4人以上の人」の「被害あり」の比率は41.2%であり、先に挙げた60歳以上のサブグループに次いで「被害あり」の比率が高かった。

世帯人数については、全犯罪被害が個人の犯罪被害を含むため、1世帯の人数が多いほど、被害に遭った人を含む可能性が高くなることも影響を与えているのではないかとと思われる。

2 世帯犯罪被害

世帯犯罪被害については、世帯にかかわる属性変数のみを分析に使用しているが、その中で、ロジスティック回帰分析では、①世帯人数が「4人以上」である、②住居形態が（「一戸建て住宅」と比較して）「アパート・長屋等」である、③防犯設備が「あり」であることが「被害あり」に影響を及ぼしている（2-3-2-3表）。

CHAID分析においても同様の変数が影響を与えるという結果が出ており、「世帯人数4人以上」のグループは、「世帯犯罪被害あり」の比率が最も高かった（36.2%）。次いで「世帯人数2～3人でアパート・長屋等に居住している」人の比率が32.5%と高かった（2-3-2-4図）。

世帯人数が多く、住居がアパート等である場合に、乗り物盗、不法侵入などの世帯に対する犯罪に遭う可能性が高いと考えられる。

防犯設備については、設置した時期が被害に遭う前か後か不明であるものの、参考として、防犯設備の設置の有無（回答なしを除く。）を目的変数としてCHAID分析を行い、防

2-3-2-3表 世帯犯罪被害の有無

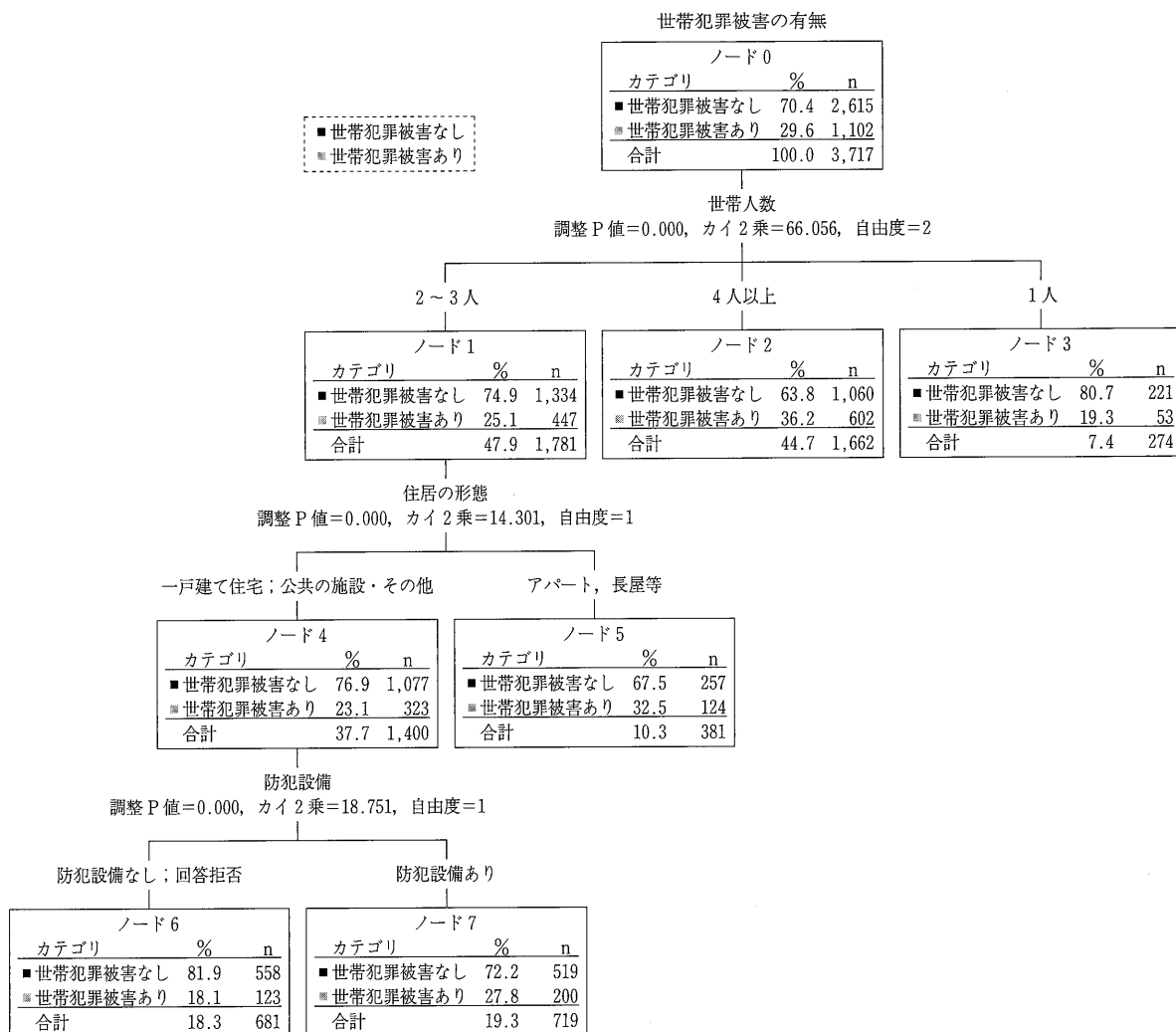
説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート・長屋等)	-0.248	0.095	6.878	0.009	0.780	0.648	0.939
世帯人数	1人 / (4人以上)	-0.918	0.170	29.264	0.000	0.399	0.286	0.557
	2～3人 / (4人以上)	-0.533	0.076	48.847	0.000	0.587	0.505	0.681
防犯設備	あり / (なし)	0.228	0.074	9.427	0.002	1.256	1.086	1.452
	定数	-0.479	0.107	20.078	0.000	0.619		

注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。

2 分析に使用したケース数は、3,637件である。

3 「都市規模」は、モデルに採用されなかった。

2-3-2-4 図 世帯犯罪被害の有無



犯設備を設置している人の特徴を見た。防犯設備の有無に最も影響を与える変数は教育年数であった。防犯設備を設置している人の比率が最も高かったのは、教育年数が高く（13年以上）、中・大規模都市に住み（10万人超・政令指定都市）、世帯人数2人以上のグループであった（該当する918人中64.6%が設置）。

3 個人犯罪被害

一方、個人犯罪被害については、ロジスティック回帰分析によると、①「学生」又は「働いている」、②「女性」である、③夜間外出頻度が「週1回以上」である、④住居形態が（「一戸建て住宅」と比較して）「アパート・長屋等」である、⑤教育年数が「13年以上」である、ということが被害ありに影響を及ぼすことを示している（2-3-2-5表）。

2-3-2-5表 個人犯罪被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
住居形態	一戸建て／(アパート・長屋等)	-0.377	0.173	4.779	0.029	0.686	0.489	0.962
性別	女／(男)	0.814	0.164	24.587	0.000	2.256	1.636	3.112
就業状況	働いている／(無職・定年・主婦等)	0.433	0.183	5.611	0.018	1.542	1.078	2.207
	学生／(無職・定年・主婦等)	1.075	0.281	14.699	0.000	2.931	1.692	5.080
教育年数	13年以上／(12年以下)	0.324	0.156	4.290	0.038	1.382	1.018	1.878
夜間外出	週1回以上／(週1回未満)	0.551	0.165	11.230	0.001	1.736	1.257	2.396
	定数	-3.721	0.250	221.335	0.000	0.024		

注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。

2 「教育年数」については、「学生」は「非該当」であるが、ロジスティック回帰分析を行う際には、「学生」を分析対象とするため、回答者の年齢から調査時の教育年数を推定して分析に加えている。

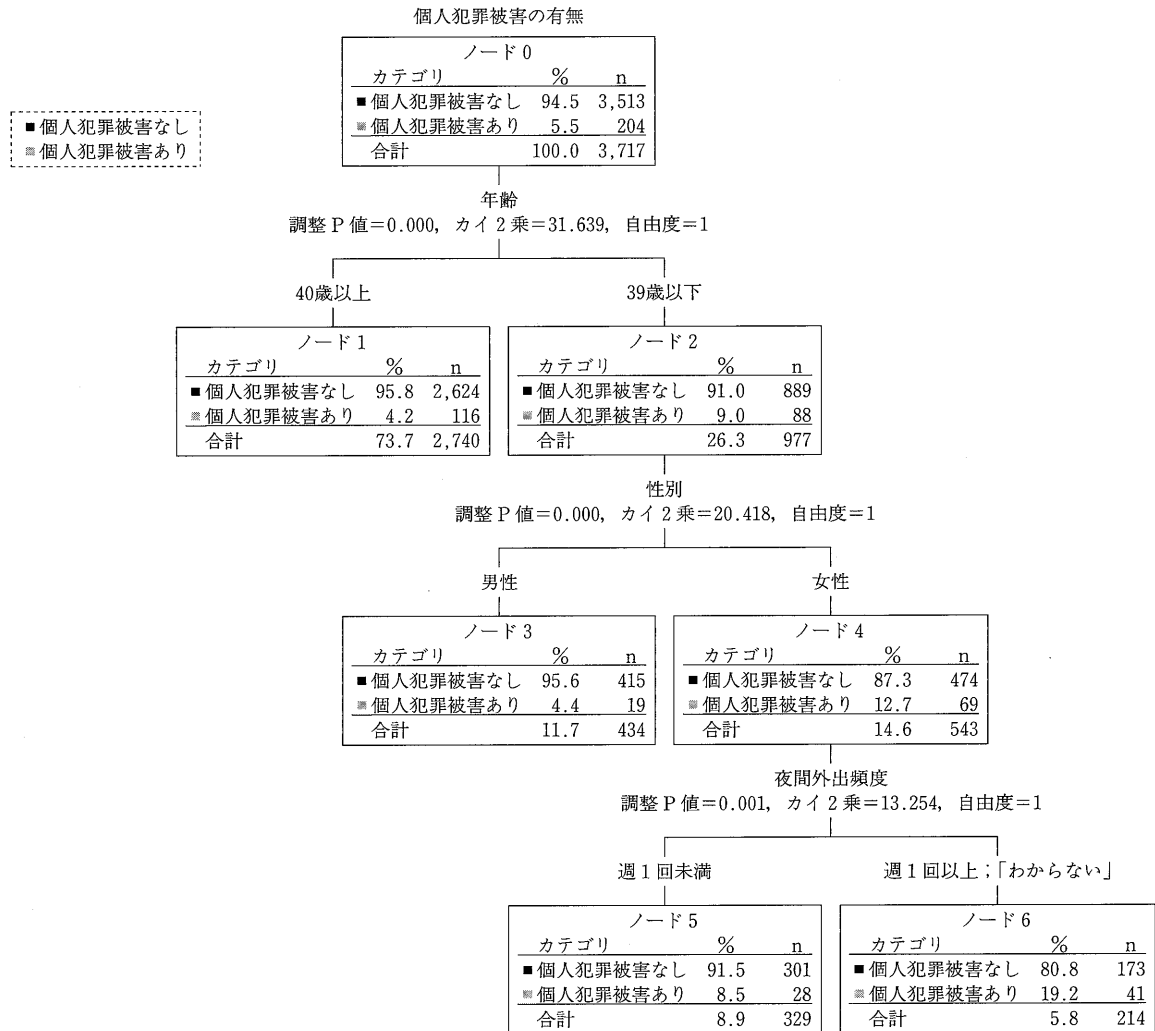
3 分析に使用したケース数は、3,540件である。

4 「都市規模」、「世帯人数」、「防犯設備」、「年齢」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

CHAID 分析では、年齢、性別、夜間外出頻度が個人犯罪被害の有無に影響を与える変数として挙げられている(2-3-2-6図)。就業状況の変数は見られないが、「学生」は、年齢の区分では全て「39歳以下」に含まれていることに留意する必要がある。

調査対象者全体で見ると、「被害あり」の人の比率は5.5%と高くないが、「39歳以下の女性で週1回以上夜間外出する」人(214人)の中では、41人(19.2%)が個人犯罪被害に遭っており、サブグループの中で最も高い比率となっている。女性であることのほかに、夜間外出頻度が多いことなど、行動の範囲が比較的広いことが個人に対する被害の有無に影響を及ぼしていると思われる。

2-3-2-6 図 個人犯罪被害の有無



4 属性同士の関係

全犯罪, 世帯犯罪, 個人犯罪のどの区分においても, 「都市規模」が影響を及ぼすものとして採用されていない点が特徴的である。ただし, 「都市規模」は, 住居形態や世帯人数と関係しており (大規模な都市ほどアパート・長屋等の住宅が多く, 単身者が多いなど), 住居形態や世帯人数が被害の有無に影響を及ぼす場合は, 都市規模も間接的に関係していると考えられる。

2-3-2-7表 都市規模と住居形態の関係

区 分	アパート／ マンション	テラスハウス・ 長屋	一戸建て住宅	その他	計	検定結果
政令指定都市	286 (32.8) [14.1]	27 (3.1) [2.1]	545 (62.6) [-14.4]	13 (1.5) [1.8]	871 (100.0)	$\chi^2(6)=250.893$ $p=0.000^{**}$
人口10万人超	249 (15.8) [-1.8]	35 (2.2) [0.0]	1,285 (81.4) [2.2]	9 (0.6) [-2.1]	1,578 (100.0)	
人口10万人以下	99 (7.8) [-10.8]	20 (1.6) [-1.9]	1,135 (89.5) [10.6]	14 (1.1) [0.6]	1,268 (100.0)	
計	634 (17.1)	82 (2.2)	2,965 (79.8)	36 (1.0)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 「その他」には，「公共の施設（病院，老人ホーム）」を含む。

2-3-2-8表 都市規模と世帯人数の関係

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	計	検定結果
政令指定都市	85 (9.8) [3.1]	206 (23.7) [-1.1]	218 (25.0) [1.8]	212 (24.3) [1.8]	150 (17.2) [-4.3]	871 (100.0)	$\chi^2(8)=58.497$ $p=0.000^{**}$
人口10万人超	122 (7.7) [0.7]	428 (27.1) [2.4]	369 (23.4) [0.7]	329 (20.8) [-1.6]	330 (20.9) [-2.1]	1,578 (100.0)	
人口10万人以下	67 (5.3) [-3.5]	300 (23.7) [-1.5]	260 (20.5) [-2.4]	282 (22.2) [0.1]	359 (28.3) [6.0]	1,268 (100.0)	
計	274 (7.4)	934 (25.1)	847 (22.8)	823 (22.1)	839 (22.6)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 「その他」には，「公共の施設（病院，老人ホーム）」を含む。

第3節 被害態様別

ここでは、被害態様別に被害の有無に影響を及ぼす要因を見る。

1 世帯犯罪被害

(1) 乗り物盗・車上盗・自動車損壊

まず、ロジスティック回帰分析の結果を要約する（**2-3-3-1表**～**2-3-3-5表**）。自動車盗、車上盗、バイク盗及び自転車盗に共通した特徴としては、人口10万人以下の市町村に比べて、政令指定都市に居住している場合、被害に遭いやすい。その他の被害態様との関連性を見ると、都市規模が被害の有無に影響している場合はほとんどないので、都市規模の影響は、乗り物盗などに特徴的な傾向であると思われる。

自動車盗及び車上盗のCHAID分析の結果は、**2-3-3-6図**及び**2-3-3-7図**のとおりである。ともに所有台数が影響していることが分かる。自動車盗については、ロジスティック回帰分析の結果同様、都市規模も影響している。

自動車の所有と都市規模の関係を見ると（**第2編第1章第1節 2-1-1-1表**参照），自動車を所有していない世帯の割合は、政令指定都市は244人（28.0%），人口10万人以下の市町村は，108人（8.5%）である。政令指定都市は，自動車を所有していない世帯が多いにもかかわらず，自動車盗の被害に遭いやすいということが分かる。

また，自動車損壊，バイク盗及び自転車盗については，住居形態も被害の有無に影響を及ぼしていると考えられる。自動車損壊等については，「一戸建て住宅」よりも「アパート・長屋等」に居住している場合に，被害に遭う可能性が高いことが分かる。

2-3-3-8図のとおり，CHAID分析においても，自動車損壊の被害に遭った人の比率が最も高かったグループは，「自動車を2台以上所有し，住宅に防犯設備がなく，アパート・長屋等に住んでいる」人のグループであった（22.5%）。バイク盗においても，最も「被害あり」の比率が高かったのは，住居形態が「アパート・長屋等」のグループであった（**2-3-3-9図**）。自転車盗被害については（**2-3-3-10図**），自転車の所有台数や世帯人数が影響のある変数とされているが，同じ条件（自転車1台のみ所有，世帯人数3人以下）のグループのうち，住居形態が「アパート・長屋等」の方が，「一戸建て住宅」よりも「被害あり」の比率が高い。

住居形態と被害の有無の関係について理解するために，住居形態と被害場所について検討する。

住居形態別に自動車損壊の被害場所を見ると（**第2編第1章第1節 2-1-1-21表**参照），①「アパート・長屋等」に居住している71人について，自宅・自宅付近で自動車損壊の被害に遭ったと回答した人は43人（60.6%），②「一戸建て住宅」に居住している299人について，自宅・自宅付近で被害に遭った人は120人（40.1%）であった。バイク盗につ

いては、住居形態と被害場所との明確な関係は見られなかったが、自転車盗の住居形態と被害場所の関係（第2編第1章第1節 2-1-1-33表参照）については、①「アパート・長屋等」に居住している108人について、自宅・自宅付近で被害に遭った人は76人（70.4%）、②「一戸建て住宅」に居住している375人について、自宅・自宅付近で被害に遭った人は156人（41.6%）であった。

このことから自動車損壊と自転車盗については、「アパート・長屋等」に居住している場合、被害場所が自宅・自宅付近であることが多いことが分かる。住居形態と被害の有無の関係性が推測される。

2-3-3-1表 自動車盗被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市/(人口10万人以下)	1.850	0.545	11.525	0.001	6.357	2.185	18.492
	人口10万人超/(人口10万人以下)	0.802	0.516	2.412	0.120	2.230	0.811	6.134
自動車所有	台数	0.733	0.146	25.250	0.000	2.082	1.564	2.771
	定数	-7.400	0.662	124.789	0.000	0.001		

注 1 分析に使用したケース数は、3,052件（全て自動車を所有している者）である。

2 「住居形態」、「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

2-3-3-2表 車上盗被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市/(人口10万人以下)	0.686	0.226	9.194	0.002	1.986	1.275	3.095
	人口10万人超/(人口10万人以下)	0.213	0.194	1.198	0.274	1.237	0.845	1.810
自動車所有	台数	0.317	0.068	21.902	0.000	1.374	1.203	1.569
	定数	-3.853	0.239	259.057	0.000	0.021		

注 1 分析に使用したケース数は、3,047件（全て自動車を所有している者）である。

2 「住居形態」、「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

2-3-3-3表 自動車損壊被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て/(アパート・長屋等)	-0.455	0.150	9.243	0.002	0.634	0.473	0.851
防犯設備	あり/(なし)	0.269	0.111	5.835	0.016	1.309	1.052	1.628
自動車所有	台数	0.174	0.048	12.853	0.000	1.190	1.082	1.308
	定数	-2.059	0.158	168.987	0.000	0.128		

- 注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。
 2 分析に使用したケース数は、3,038件（全て自動車を所有している者）である。
 3 「都市規模」及び「世帯人数」は、モデルに採用されなかった。

2-3-3-4表 バイク盗被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市/(人口10万人以下)	1.083	0.394	7.548	0.006	2.955	1.364	6.400
	人口10万人超/(人口10万人以下)	0.698	0.361	3.734	0.053	2.010	0.990	4.082
住居形態	一戸建て/(アパート・長屋等)	-0.838	0.328	6.514	0.011	0.433	0.227	0.823
	定数	-2.531	0.405	39.080	0.000	0.080		

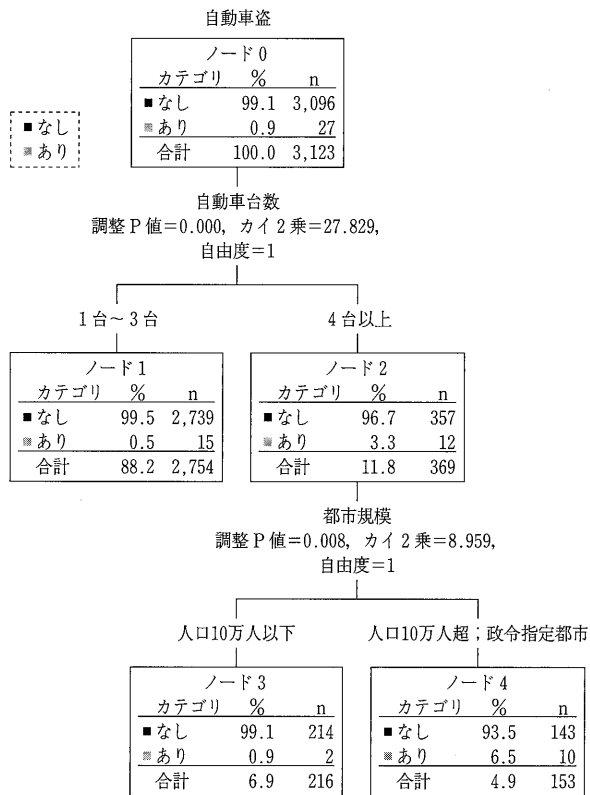
- 注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。
 2 分析に使用したケース数は、828件（全てバイクを所有している者）である。
 3 「世帯人数」、「防犯設備」及び「バイク所有台数」は、モデルに採用されなかった。

2-3-3-5表 自転車盗被害の有無

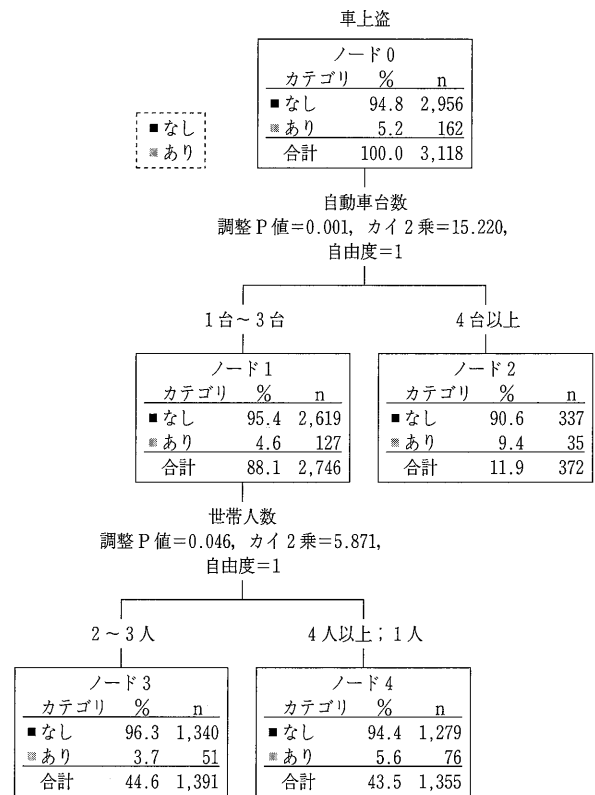
説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市/(人口10万人以下)	0.388	0.138	7.933	0.005	1.475	1.125	1.932
	人口10万人超/(人口10万人以下)	0.185	0.122	2.316	0.128	1.204	0.948	1.528
住居形態	一戸建て/(アパート・長屋等)	-0.362	0.129	7.902	0.005	0.696	0.541	0.896
自転車所有	台数	0.394	0.042	87.229	0.000	1.483	1.365	1.611
	定数	-2.334	0.173	181.468	0.000	0.097		

- 注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。
 2 分析に使用したケース数は、2,818件（全て自転車を所有している者）である。
 3 「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

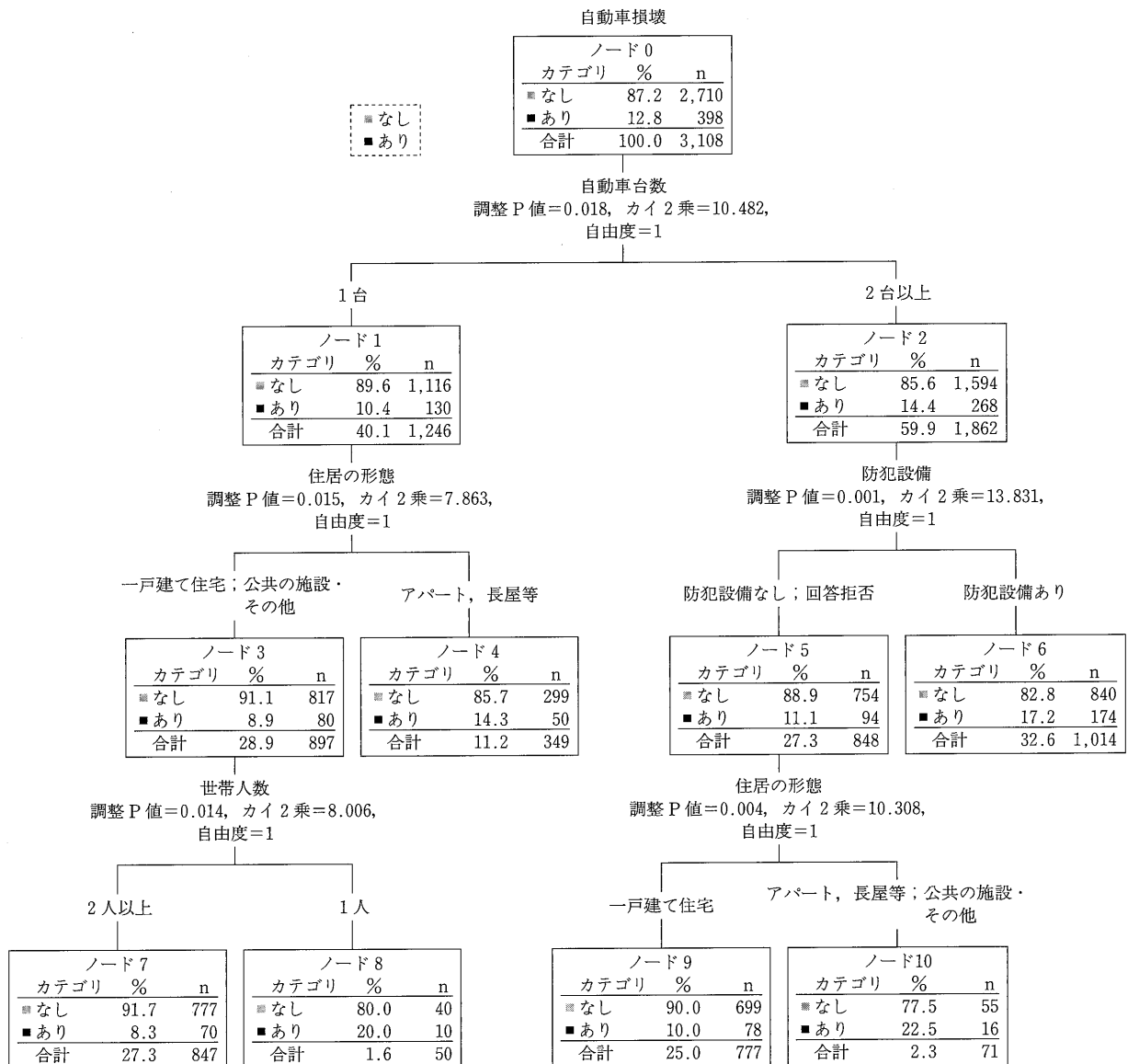
2-3-3-6図 自動車盗被害の有無



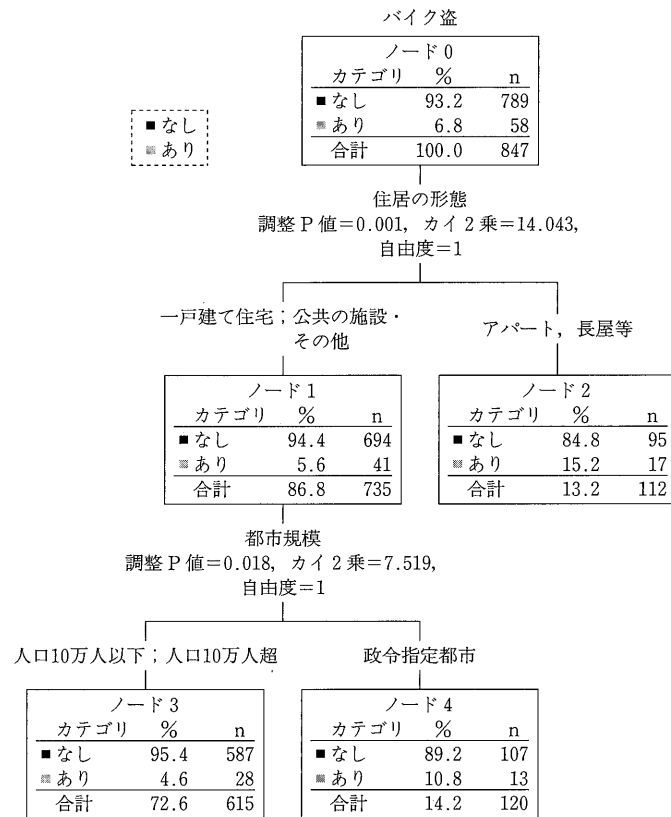
2-3-3-7図 車上盗被害の有無



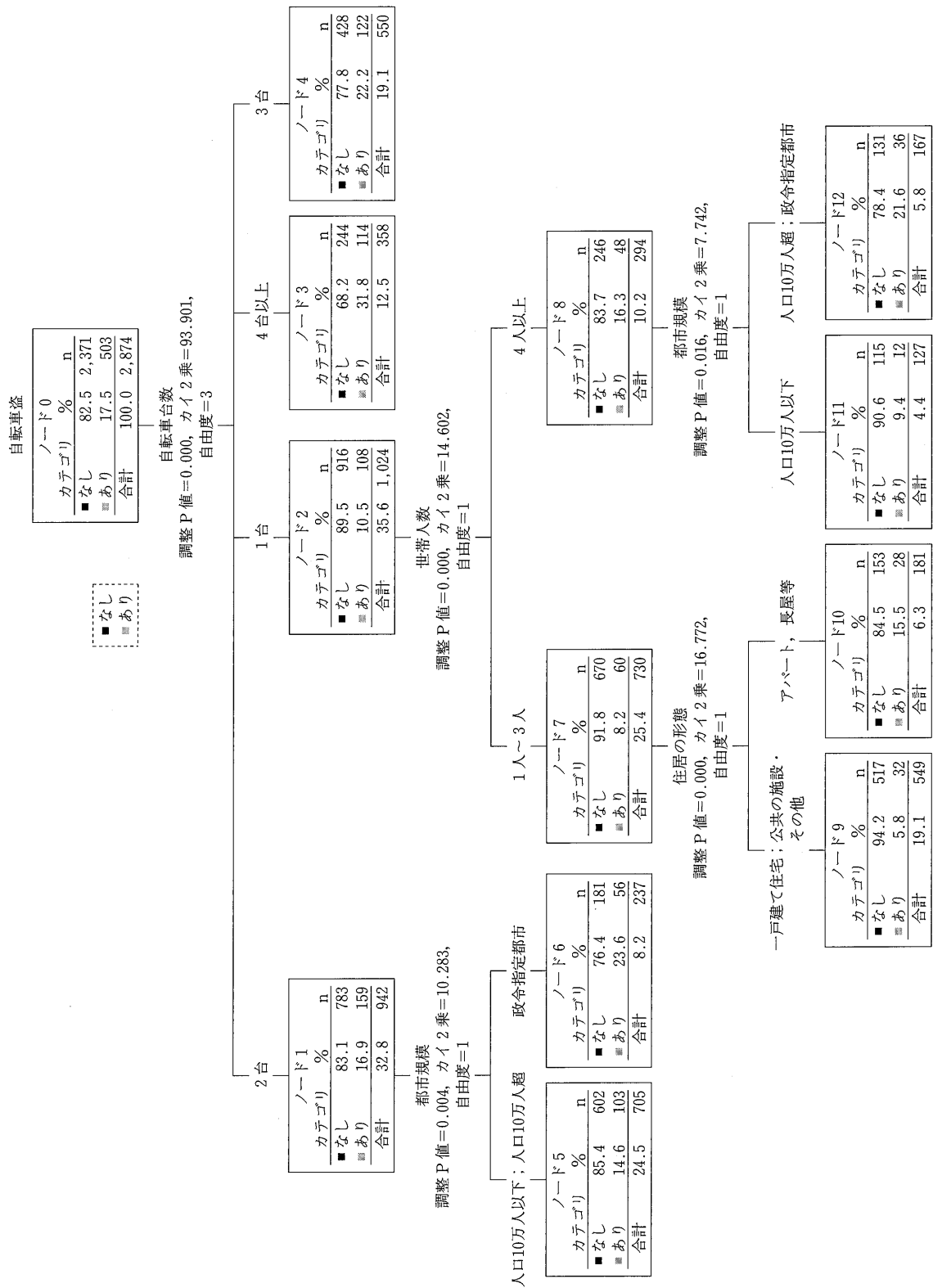
2-3-3-8 図 自動車損壊被害の有無



2-3-3-9図 バイク盗被害の有無



2-3-3-10図 自転車盗被害の有無



(2) 不法侵入・不法侵入未遂

ロジスティック回帰分析において、不法侵入及び不法侵入未遂被害に共通して影響している要因として、防犯設備の有無が採用された（2-3-3-11表，2-3-3-12表）。ただし、これは、防犯設備の設置時期が被害に遭った時期の前か後か不明である点について留意する必要があることは前述のとおりである。また、不法侵入未遂については、人口10万人以下の市町村と比べて、政令指定都市や人口10万人超の都市の方が、被害に遭う可能性が高いことを示している。

CHAID分析においても、不法侵入について防犯設備の有無が影響を与え、不法侵入未遂について都市規模が影響を与えていることが分かる（2-3-3-13図，2-3-3-14図）。

2-3-3-11表 不法侵入被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
防犯設備	あり	0.537	0.179	9.056	0.003	1.711	1.206	2.428
	定数	-3.491	0.145	579.725	0.000	0.030		

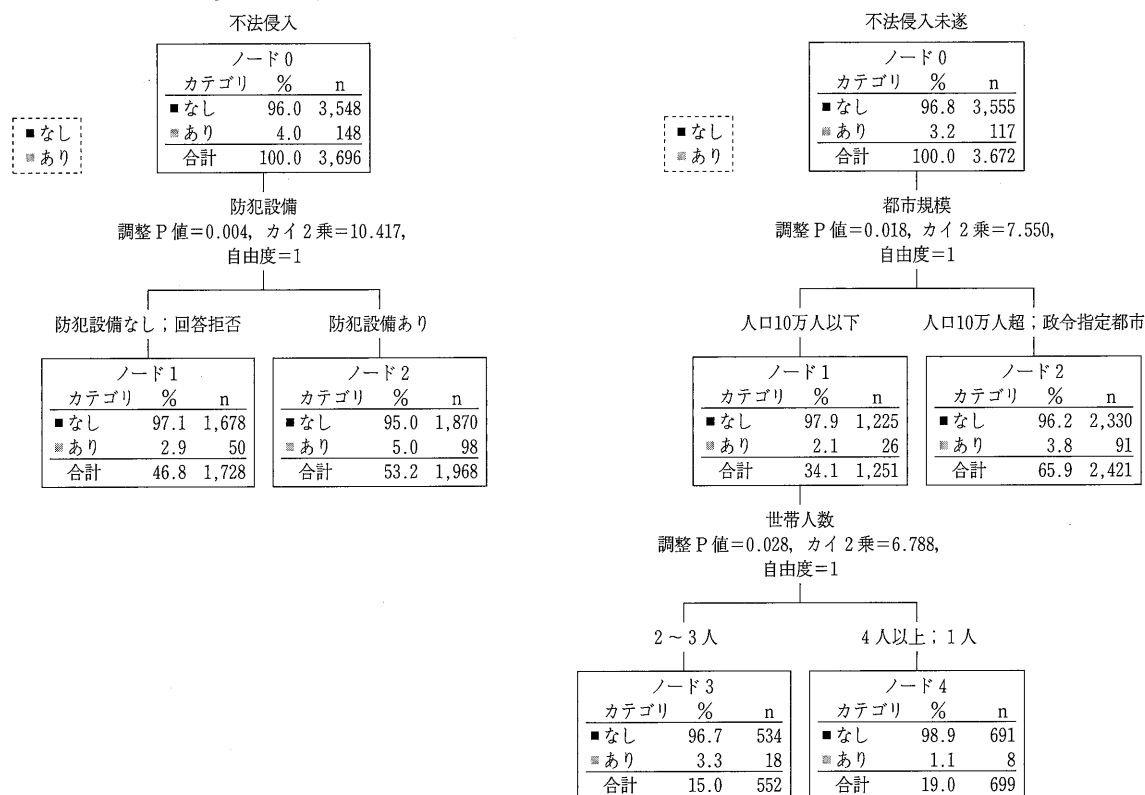
注 1 分析に使用したケース数は、3,616件である。
2 「都市規模」，「住居形態」及び「世帯人数」は、モデルに採用されなかった。

2-3-3-12表 不法侵入未遂被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
都市規模	政令指定都市／(人口10万人以下)	0.659	0.263	6.258	0.012	1.932	1.153	3.236
	人口10万人超／(人口10万人以下)	0.533	0.241	4.895	0.027	1.703	1.063	2.730
防犯設備	あり	0.397	0.196	4.108	0.043	1.488	1.013	2.185
	定数	-4.043	0.230	308.549	0.000	0.018		

注 1 分析に使用したケース数は、3,593件である。
2 「住居形態」及び「世帯人数」は、モデルに採用されなかった。

2-3-3-13図 不法侵入被害の有無 2-3-3-14図 不法侵入未遂被害の有無



2 個人犯罪被害

(1) 強 盗

ロジスティック回帰分析においては、強盗の被害の有無について影響を与えるものとして、婚姻状況が採用された。これは、「既婚・同棲」の人と比べて、「離婚・別居・死別」の人のほうが被害に遭いやすいということを示している（「既婚・同棲」と「独身」を比較した場合はこの限りではない。）。

この原因について考えるために、比較する対象を変えて、「独身」と比べて、「既婚・同棲」、「離婚・別居・死別」の影響はどうか分析してみた。「既婚・同棲」に比べると、「独身」は強盗の被害に遭いやすい傾向を示すが、この差は、「離婚・別居・死別」と比べて明確ではない。強盗の被害に遭ったことのある「離婚・別居・死別」の人は、6人と少ないこともあって、強盗の被害に遭ったことのない「離婚・別居・死別」の人と比較することによる特徴は得られず、その他の属性との関係性も明らかにならなかった。

CHAID分析においては、影響があるものとして採り上げられた変数はなかった。

2-3-3-15表 強盗被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
婚姻状況	独身 / (離婚・死別)	-0.558	0.561	0.991	0.320	0.572	0.191	1.717
	既婚・同棲 / (離婚・死別)	-1.180	0.487	5.879	0.015	0.307	0.118	0.798
	定数	-3.954	0.412	92.061	0.000	0.019		

注 1 分析に使用したケース数は、3,526件である。

2 「都市規模」, 「住居形態」, 「世帯人数」, 「防犯設備」, 「性別」, 「年齢」, 「就業状況」, 「教育年数」及び「夜間外出頻度」は、モデルに採用されなかった。

(2) 個人に対する窃盗

ロジスティック回帰分析においては、乗り物盗や不法侵入などの窃盗以外の個人に対する窃盗（すり等）の被害は、「無職・定年・主婦等」に比べて、「学生」の方が被害に遭いやすいこと、「一戸建て住宅」に比べて、「アパート・長屋等」に住んでいる人の方が被害に遭いやすいことが判明した。

就業状況について、比較する対象を「無職・定年・主婦等」から「働いている」に変えて比較したところ、「働いている」人よりも、「学生」の方が被害に遭いやすいことが分かった。

CHAID分析においても、就業状況が個人に対する窃盗の有無に影響を与えるものとして挙げられており、その他の就業状況の人よりも「学生」の方に被害に遭っている人の比率が高い。

これらのことから学生が、個人に対する窃盗の被害に遭いやすいと考えられる。

さらに住居形態と個人窃盗の被害場所について調べたところ、自宅付近で被害に遭った人の割合は、「アパート・長屋等」居住者は、37.5%、「一戸建て住宅」居住者は、13.5%であった。自宅での被害の割合については、両者に大きな差がないことから、住居形態そのものよりも、住居の近くが環境が影響するのではないかと推測される。

2-3-3-16表 個人に対する窃盗被害の有無

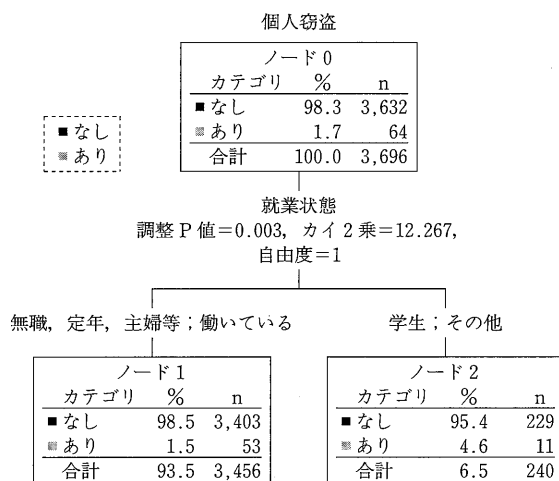
説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート・長屋等)	-0.598	0.287	4.341	0.037	0.550	0.313	0.965
就業状況	働いている / (無職・定年・主婦等)	0.588	0.324	3.300	0.069	1.801	0.955	3.396
	学生 / (無職・定年・主婦等)	1.448	0.457	10.054	0.002	4.255	1.738	10.414
	定数	-4.114	0.349	139.221	0.000	0.016		

注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。

2 分析に使用したケース数は、3,519件である。

3 「都市規模」, 「世帯人数」, 「防犯設備」, 「性別」, 「年齢」, 「婚姻状況」, 「教育年数」及び「夜間外出頻度」は、モデルに採用されなかった。

2-3-3-17図 個人に対する窃盗被害の有無



2-3-3-18表 住居形態別個人に対する窃盗の被害場所

区 分	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他国内	国 外	計	検定結果
アパート／ マンション 長屋等	4 (25.0) [-0.9]	6 (37.5) [2.0]	1 (6.3) [-1.5]	3 (18.8) [1.5]	1 (6.3) [-1.2]	1 (6.3) [1.5]	16 (100.0)	(m) p=0.035*
一戸建て 住宅	14 (37.8) [0.9]	5 (13.5) [-2.0]	9 (24.3) [1.5]	2 (5.4) [-1.5]	7 (18.9) [1.2]	— (0.0) [-1.5]	37 (100.0)	
計	18 (34.0)	11 (20.8)	10 (18.9)	5 (9.4)	8 (15.1)	1 (1.9)	53 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 住居形態が「テラスハウス・長屋」の者は，「アパート／マンション，長屋等」に含む。
 6 住居形態の「公共の施設」及び「その他」は分析から除外している。

(3) 暴行・脅迫

ロジスティック回帰分析の結果，暴行・脅迫の被害は，夜間の外出頻度が「週1回未満」よりも「週1回以上」の人の方が暴行・脅迫の被害に遭う可能性が高いことが分かる。

夜間外出頻度別の暴行・脅迫の加害者を見ると，「週1回以上」外出する人（20人）については，「配偶者・恋人」1人（5%），「その他の知人」が3人（15%），「家族・親戚」はいなかった。一方，「週1回未満」しか外出しない人（36人）については，「配偶者・恋人」2人（5.6%），「家族・親戚」5人（13.9%），「その他の知人」が7人（19.4%）であった。夜間外出が「週1回未満」の人の加害者は，身近な人・知人である割合が約4割であり，「週1回以上」の2割と比べて高かった。

CHAID 分析においては、影響があるものとして採り上げられた変数はなかった。

2-3-3-19表 暴行脅迫被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
夜間外出	週1回以上／(週1回未満)	0.685	0.286	5.736	0.017	1.985	1.133	3.478
	定数	-4.388	0.175	627.641	0.000	0.012		

注 1 分析に使用したケース数は、3,520件である。

2 「都市規模」, 「住居形態」, 「世帯人数」, 「防犯設備」, 「性別」, 「年齢」, 「就業状況」, 「婚姻状況」及び「教育年数」は、モデルに採用されなかった。

(4) 性的事件

ロジスティック回帰分析の結果、性的事件の被害については、男性と比べて女性の方が、性的な被害に遭いやすく、60歳以上と比較すると59歳以下、特に39歳以下の方が被害に遭う可能性が高かった。

CHAID 分析においては、年齢が最も影響を与えるものとして挙げられている。「39歳以下の女性で、世帯人数2～3人」の人の性的事件の被害に遭った比率が最も高い。

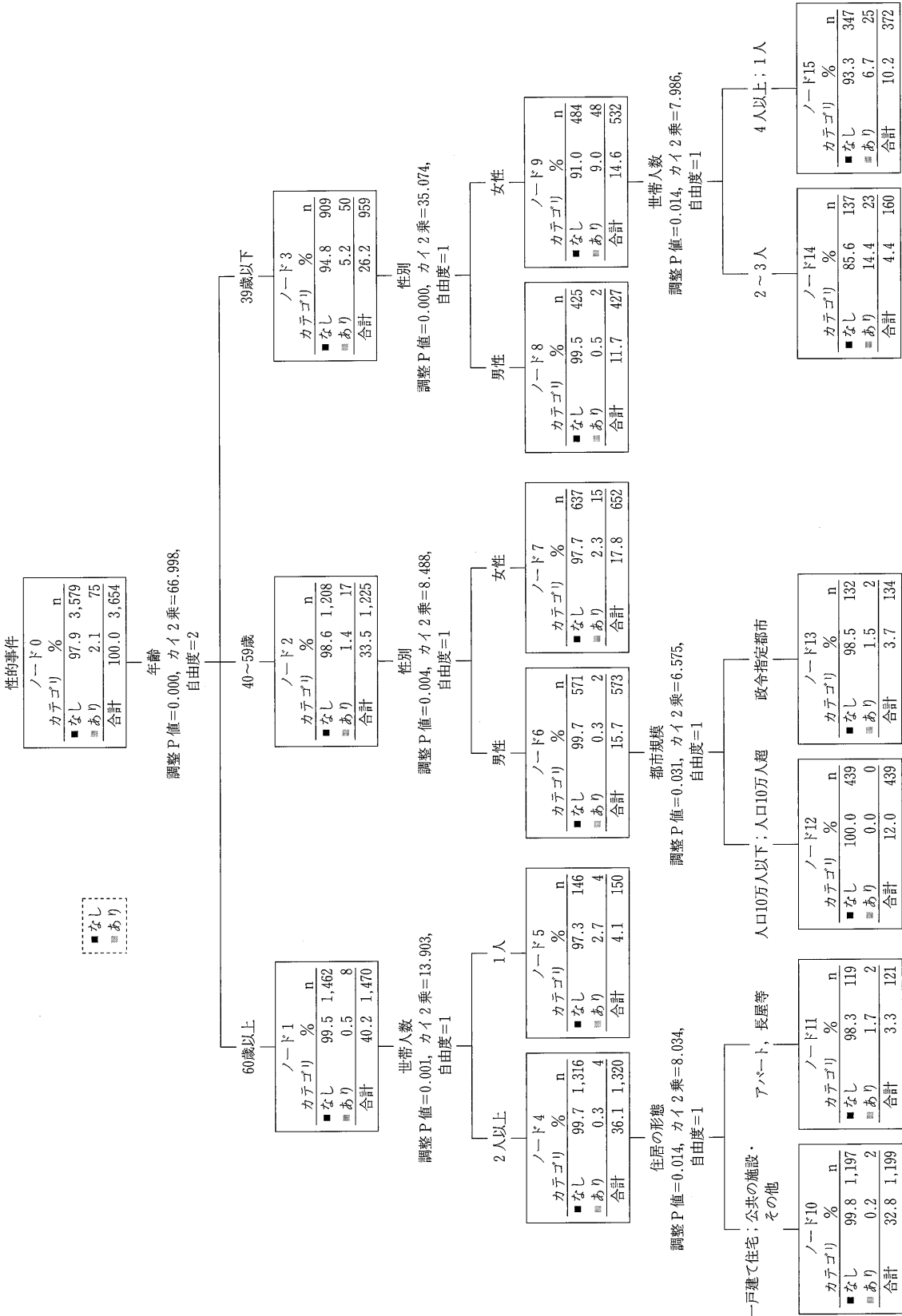
2-3-3-20表 性的事件被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
性別	女／(男)	2.970	0.592	25.156	0.000	19.497	6.108	62.238
年齢	39歳以下／(60歳以上)	2.176	0.387	31.546	0.000	8.807	4.122	18.816
	40～59歳／(60歳以上)	0.761	0.441	2.978	0.084	2.140	0.902	5.080
	定数	-7.490	0.666	126.571	0.000	0.001		

注 1 分析に使用したケース数は、3,481件である。

2 「都市規模」, 「住居形態」, 「世帯人数」, 「防犯設備」, 「就業状況」, 「婚姻状況」, 「教育年数」及び「夜間外出頻度」は、モデルに採用されなかった。

2-3-3-21図 性的事件被害の有無



第 3 編

犯罪被害の申告及び不申告の理由

第1章 総説

1 犯罪被害の申告及び不申告の理由を調査する意義

第1編で述べたように、犯罪被害実態（暗数）調査は、警察等に申告されなかった（不申告）の犯罪被害について調査することによって、犯罪の実像を解明しようとするものである。この不申告となった犯罪被害の数が、暗数である。公的統計との関係では、警察等の認知件数と実際に発生した犯罪被害の件数との差（不申告犯罪被害数）が暗数となって表される。調査では、どのような理由によって暗数が発生するのか（犯罪被害暗数化の要因）についての手がかりを得るため、犯罪被害態様別に、警察等に①申告した理由と②申告しなかった理由について調査した。回答方式は、無制限の複数選択である。

これらの中で、被害の不申告理由は、正に暗数発生の根拠を探究する上で極めて重要であり、他方、被害の申告理由についても、実際に、その申告理由が、申告を受けた関係機関等によって充足されたか否かが被害者対策の充実策を検討する上で重要である。申告理由が充足されなかった場合、次の被害発生に際して、不申告に転じて暗数化を拡大したり、場合によっては当該被害態様について自力救済を助長する可能性があるからである。そこで、後者については、犯罪被害を申告した回答者について、さらに捜査機関の対応の満足度と不満な場合の理由を被害態様別に調査した。

2 犯罪被害申告の理由

犯罪被害の申告理由を概観すると、①「奪われたものを取り戻すため」、②「犯人検挙・処罰」及び③「再発防止」が上位を占めている。

これらの犯罪被害者のニーズに対する、捜査機関の対応の満足度を見ると、いずれの被害態様においても、満足との回答が、おおむね50.0%を超えている。しかし、消費者詐欺のように、不満足（45.5%）が満足（36.4%）を上回っている例、性的事件のように、満足と不満足が同率（50.0%）の例も見られる。

不満足である理由として最も多く見られたのは、①「十分な対処をしなかった」、②「加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった」であり、③「自分の受けた損害を回復しなかった」、④「十分な経過通知をしなかった」とする例等も少なからず見られた。それゆえ、捜査機関等に対する期待が高い被害者ニーズについては、充足されなかった場合の不満も高い傾向がうかがえる（捜査機関の対応の満足度及び不満足の原因の詳細については、第5編に収録した基礎集計表の被害態様ごとの集計を参照されたい。）。

3 犯罪被害不申告の理由

他方、犯罪被害不申告の理由を見ると、①被害の重大性に乏しい（被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」）ことを理由とするものが、いずれの態様の犯罪被害についても多く見られ、②犯人検挙や被害回復へのあきらめを示す「捜査機関は何もできない／証拠がない」がそれに続いている。

以下では、第2章において、犯罪被害を申告した理由について、まず、第1節で、申告理由別に傾向等の分析を行い、続いて、第2節において、被害態様別に、犯罪被害を申告した理由を検討した。犯罪被害を申告した理由別の分析（第1節）では、申告理由ごとに被害態様別の申告率の比較が可能であり、他方、被害態様別の申告理由の分析（第2節）では、前記のように、特定の犯罪被害に関する被害者ニーズの重点がどこにあるのかを把握する上で参考になる。

続いて第3章において、犯罪被害を申告しなかった理由について、第2章と同様に、第1節における理由別の分析に続いて、第2節において被害態様別の分析を行った。

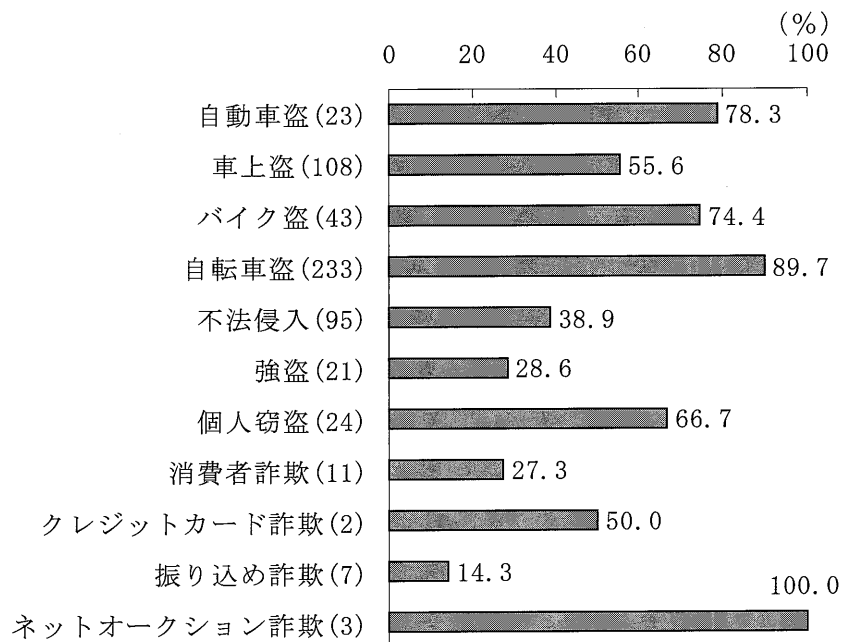
第2章 犯罪被害を申告した理由

第1節 犯罪被害を申告した理由別の分析

1 奪われたものを取り戻すため

世帯犯罪被害である乗り物関係の窃盗及び個人犯罪被害である個人に対する窃盗（定義については、第2編第2章冒頭参照。）において、奪われたものを取り戻すという原状回復が申告理由として多く見られ、自転車盗では89.7%に達している。また、詐欺では、近時見られることが多くなったネットオークション詐欺について、実数は少ないものの全員（100%）が原状回復を望んでいた（この場合、詐取されたネットオークション出品物の回復又は詐取された対価である金銭的被害の回復も含まれていると考えられる。3-2-1-1図）。

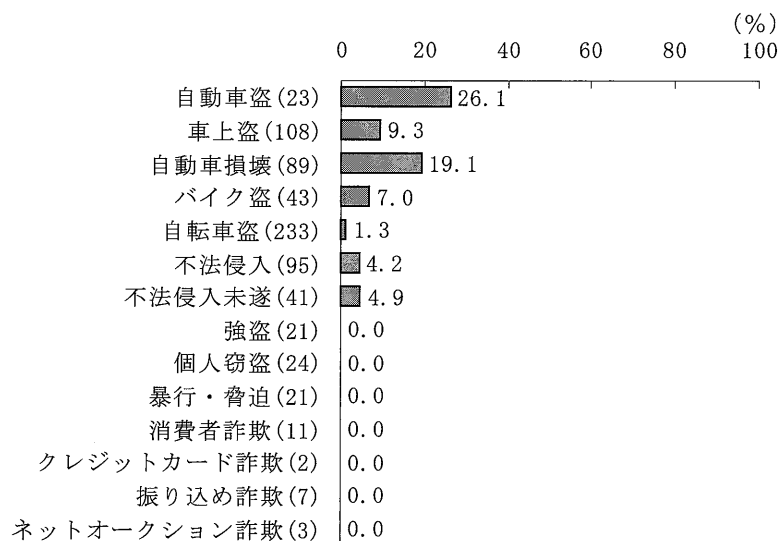
3-2-1-1図 奪われたものを取り戻すため



2 保険金を得るため

保険加入が一般的と思われる自動車及びバイクの窃盗及び自動車損壊の被害について、この理由が見られるほか、住宅に関する保険の対象となる不法侵入及びその未遂の被害についても、一定比率この理由が見られた（3-2-1-2図）。

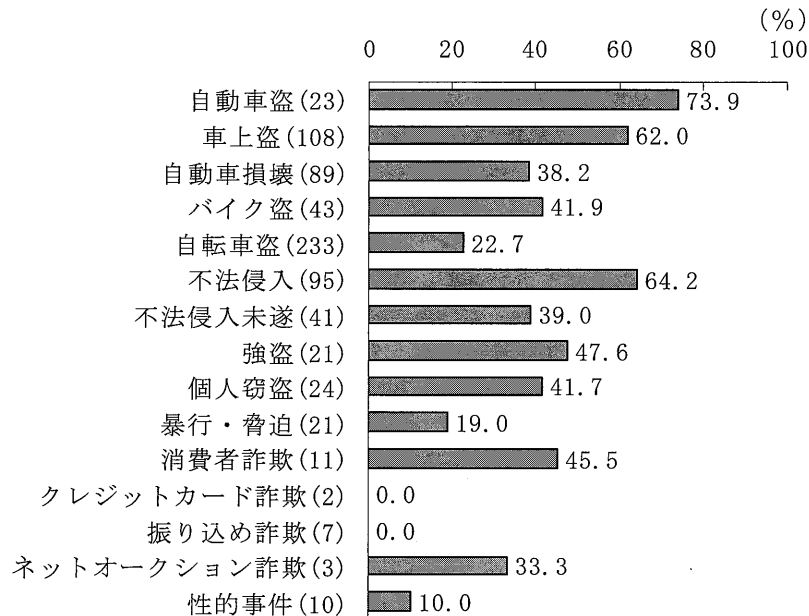
3-2-1-2 図 保険金を得るため



3 届け出についての規範的理由

「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」という、届け出についての市民の規範的理由については、世帯犯罪被害としての自動車盗及び車上盗並びに不法侵入被害については、いずれも6割を超える回答者が理由として選択した。それ以外の被害態様では、世帯犯罪被害では、バイク盗及び自動車損壊並びに不法侵入未遂被害に関して、ほぼ4割の回答者が選択しているほか、個人犯罪被害は、強盗、消費者詐欺及び個人に対する窃盗の被害者の4割を超える回答者が理由として選択した。他方、暴行・脅迫、性的事件においてこれを選択した者の比率は低く、近時、社会問題化している振り込め詐欺については、まったくいないなど、個人犯罪被害については、被害態様による相違が大きい傾向が見られた(3-2-1-3 図)。

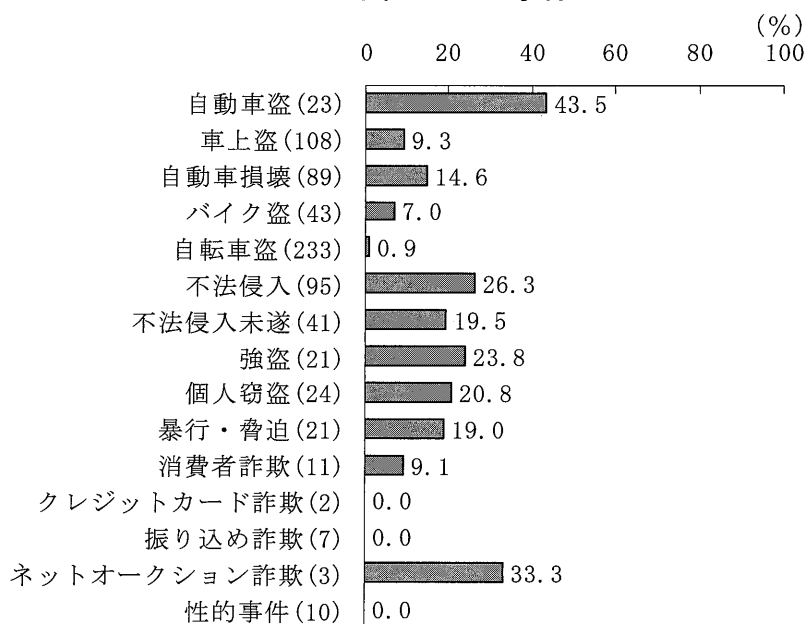
3-2-1-3 図 届け出についての規範的理由



4 重大な事件だから

世帯犯罪被害である自動車盗では、比較的多い回答者が選択した（43.5%）ほか、不法侵入・同未遂でも4分の1前後の者が選択した。それ以外は、個人犯罪被害において、ネットオークション詐欺、強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫において、2～3割前後間被害者が届け出理由として選択した（3-2-1-4図）。

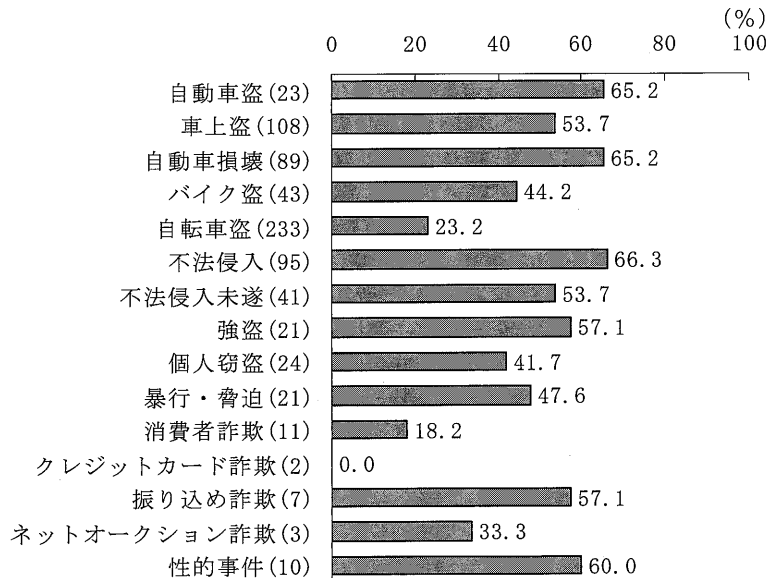
3-2-1-4 図 重大な事件だから



5 犯人検挙・処罰

自転車盗, 消費者詐欺, クレジットカード詐欺, ネットオークション詐欺以外の犯罪被害において, 約4割から6割前後と, 他の届け出理由と比べて比較的多くの者が, 犯人検挙・処罰を届け出理由としている。また, 性的事件については, 重大な事件だからという理由で届け出をした者は無かったが(3-2-1-4図), 「犯人検挙・処罰」については60.0%の者が, 次に述べる「再発防止」については90.0%の者が届け出の理由としている点が注目される(3-2-1-5図)。

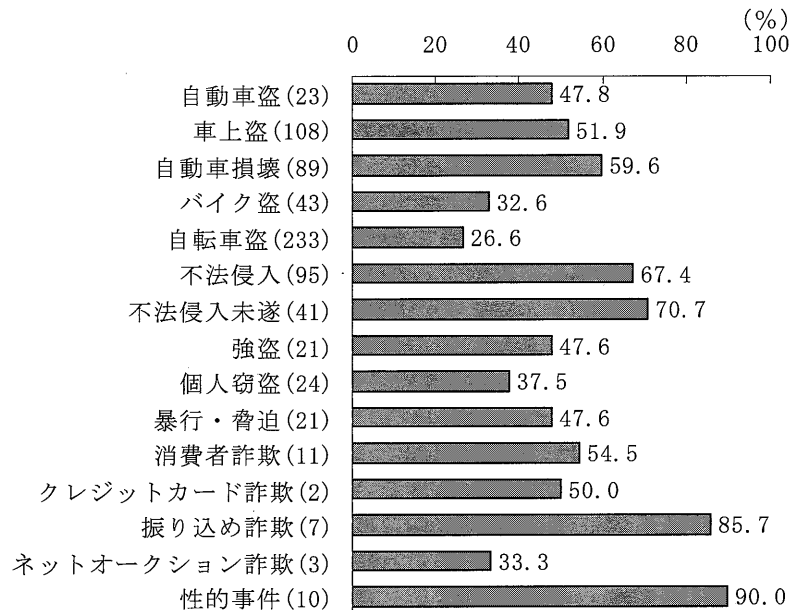
3-2-1-5図 犯人検挙・処罰



6 再発防止

すべての届け出理由の中で, 比率において最も多く選択された回答肢である。実数は少ないものの, 性的事件について90.0%, 近時, 大きな社会問題となっている振り込め詐欺について85.7%の被害者が, この理由を選択した(3-2-1-6図)。前記3「届け出の規範的理由」については, 選択が多くなかったものの, 再発防止を選択した者が多かったのは, 自分が体験したのと同じ被害の再発を予防したいという市民の公德心の表れとも考えられ, 実質的に犯罪予防・治安維持に協力しようとする市民の姿勢もうかがわれる。

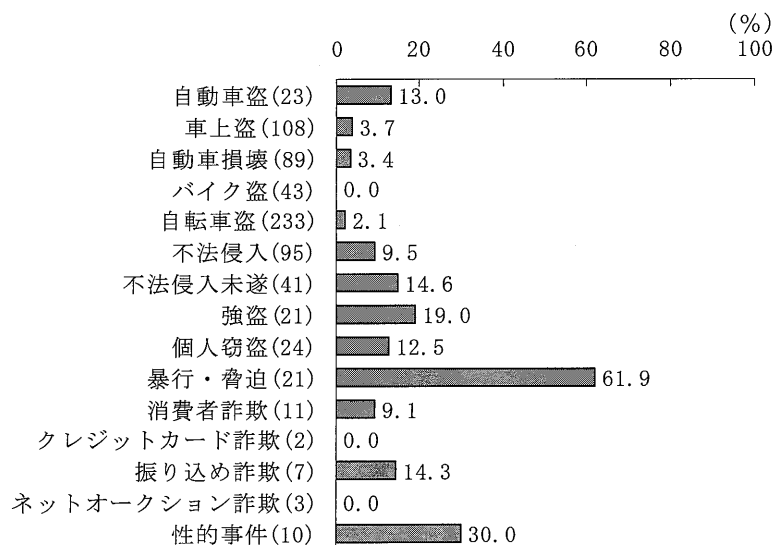
3-2-1-6図 再発防止



7 助けを求めるため

暴行・脅迫の被害についてこの理由が群を抜いて多く（61.9%）、性的事件がそれに続いているが（30.0%）、それ以外の被害態様においては、あまりこの理由に該当する例は見られなかった。推測される理由としては、これらの2つの被害態様については、現実の加害行為が継続しているか（乗り物内での痴漢、職場等でのセクハラ等）、加害者を知っていて、被害が繰り返して起こることが予想される場合（ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する暴力）、高齢者虐待、セクハラ等）が含まれているからではないかと思われる（3-2-1-7図）。

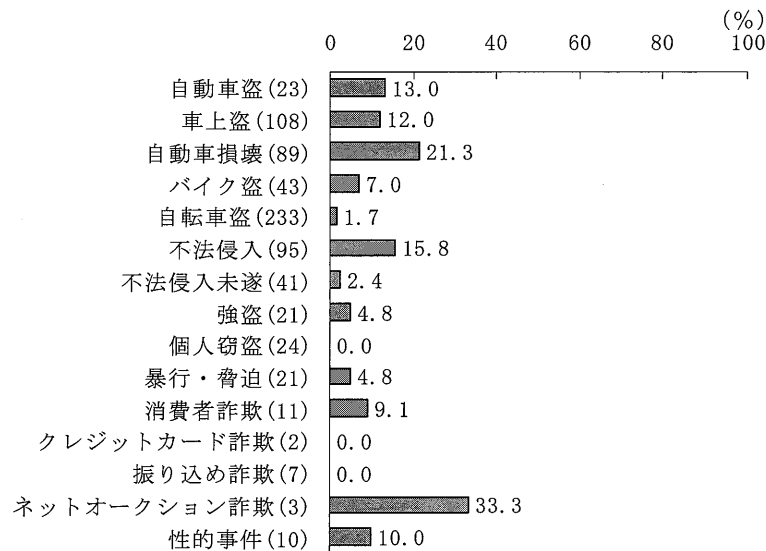
3-2-1-7図 助けを求めるため



8 犯人からの弁償を得るため

ネットオークション詐欺（33.3％）と自動車損壊（21.3％）以外、ほとんど選択されなかった被害の届け出理由である。クレジットカード詐欺については、被害者に重大な過失のないカード情報の第三者による悪用は保険の対象となることから捜査機関へこの理由によって被害を申告する必要性は低いが、ネットオークション詐欺については、このような被害填補の方法がないため、実数は少ないものの、このようにニーズが高まる要因があると推測される（3－2－1－8図）。

3－2－1－8図 犯人からの弁償を得るため



第2節 被害態様別の被害申告理由の分析

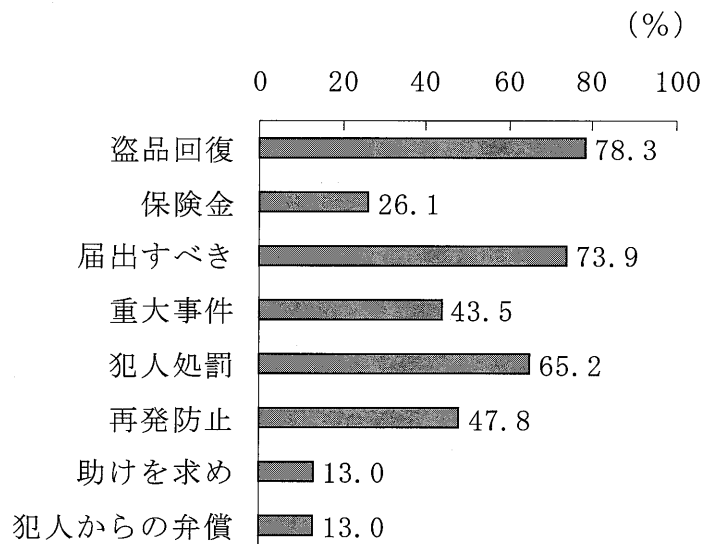
第1節とは視点を変えて、ここでは、それぞれの被害態様ごとに、どのような理由が被害申告の根拠となっているかについて、被害態様別の特徴等を検討する。

なお、本節において、図の表題の右横に掲げたカッコ内の数字は、当該被害に関して回答した者の数である。

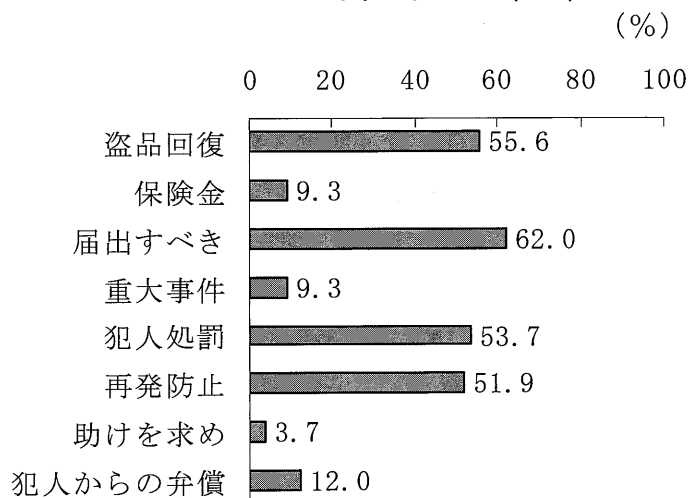
1 自動車関係の被害

自動車盗、車上盗及び自動車損壊という自動車関係の3つの被害については、共通して、原状回復、届け出についての市民の規範的理由、犯人検挙・処罰、再発防止が上位を占めており、いずれも高い比率である。自動車盗については、重大な事件だからという点も、自動車の資産価値に照らして、大きな届け出の要因となっていると考えられる（車上盗及び自動車損壊については、重大な事件だからという理由の選択者は少ない。）（3－2－2－1図から2－3図）。

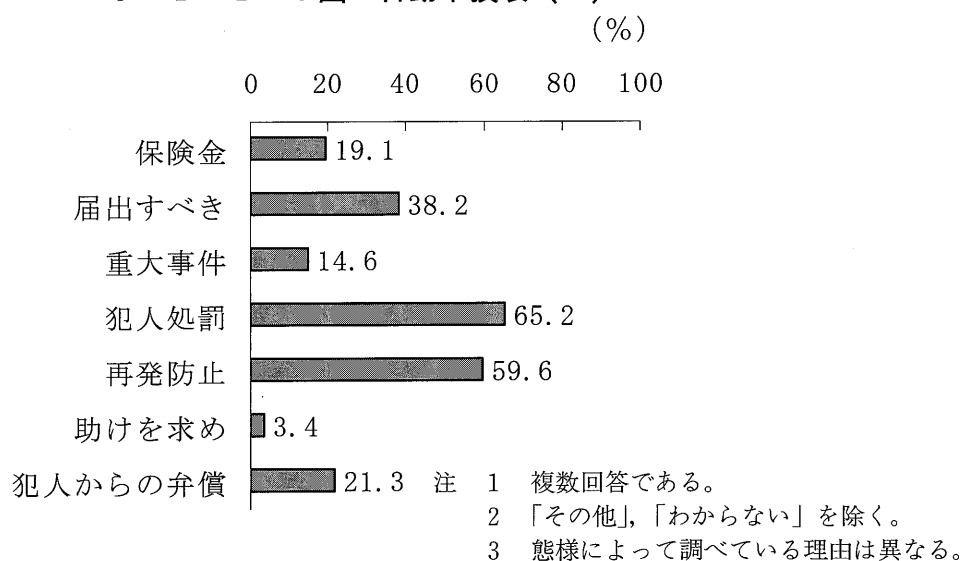
3－2－2－1図 自動車盗（23）



3-2-2-2 図 車上盗 (108)



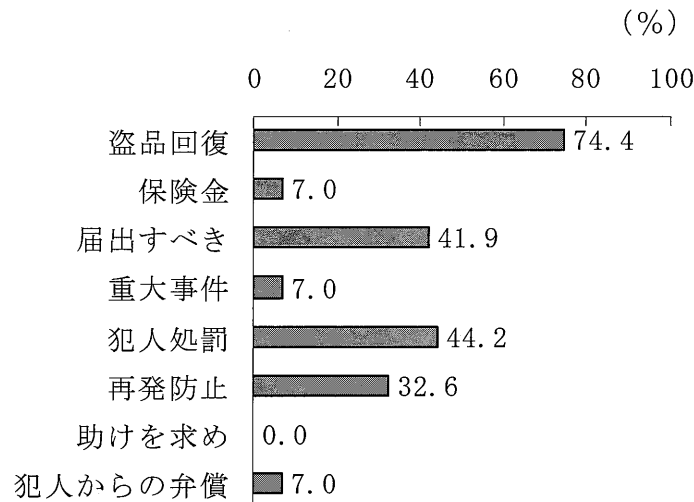
3-2-2-3 図 自動車損壊 (89)



2 バイク盗

バイク盗についても、バイクの資産価値などから、ほぼ自動車関係の被害者と同じ原状回復、届け出についての市民の規範的理由、犯人検挙・処罰、再発防止が届け出の主たる理由となっている (3-2-2-4 図)。

3-2-2-4 図 バイク盗（43）



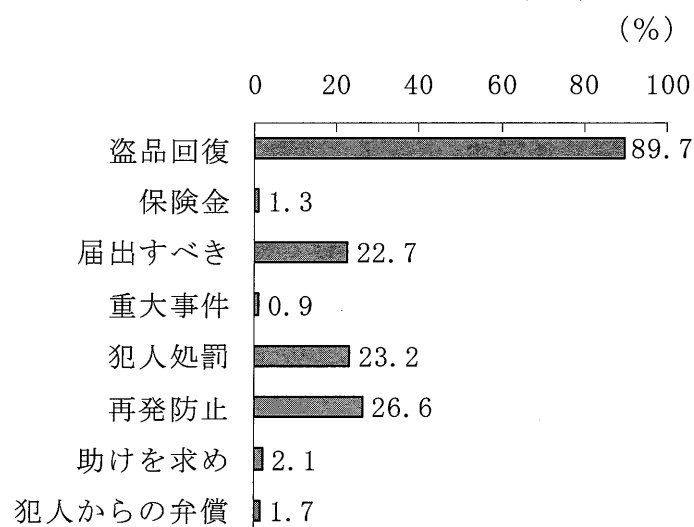
注 1 複数回答である。

2 「その他」、「わからない」を除く。

3 自転車盗

同じ乗り物関係の被害でも、自転車盗は、他の被害と異なり、原状回復が89.7%と圧倒的に高い届け出理由となっているが、届け出についての市民の規範的理由、犯人検挙・処罰、再発防止については2割程度と低い選択率になっている。自転車盗については、保険による補填が期待できないのが通常であること、日常的に使用している足を失う利便性上の問題などが、原状回復ニーズを高めているものと推測される（3-2-2-5 図）。

3-2-2-5 図 自転車盗（233）



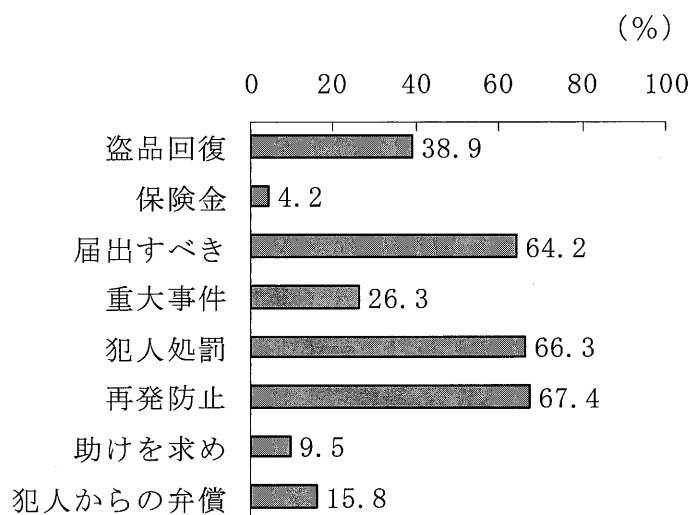
注 1 複数回答である。

2 「その他」、「わからない」を除く。

4 不法侵入・同未遂

届け出についての市民の規範的理由、犯人検挙・処罰、再発防止が、不法侵入・同未遂に共通して多く選ばれており、不法侵入については、実際に窃盗の被害に遭ったことも、届け出の要因となっている。居宅や事務所等、生活や仕事の基礎となる場所に対する侵害行為に対して、検挙・処罰及び再発防止のニーズが高まることは自然な傾向であると考えられる（3-2-2-6図から2-7図）。

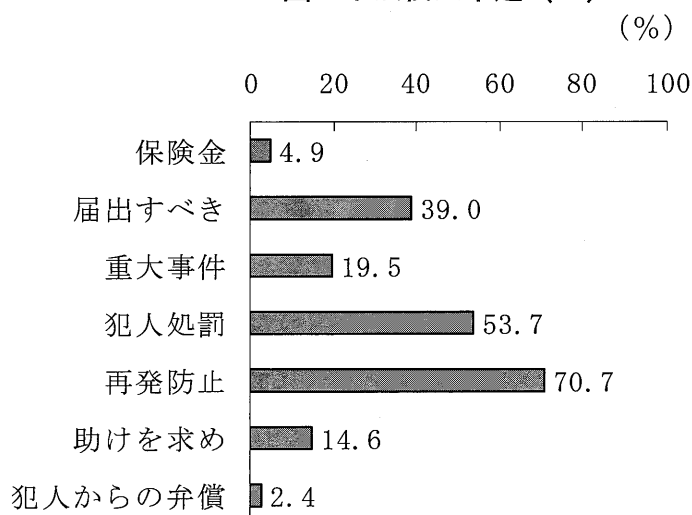
3-2-2-6図 不法侵入 (95)



注 1 複数回答である。

2 「その他」, 「わからない」を除く。

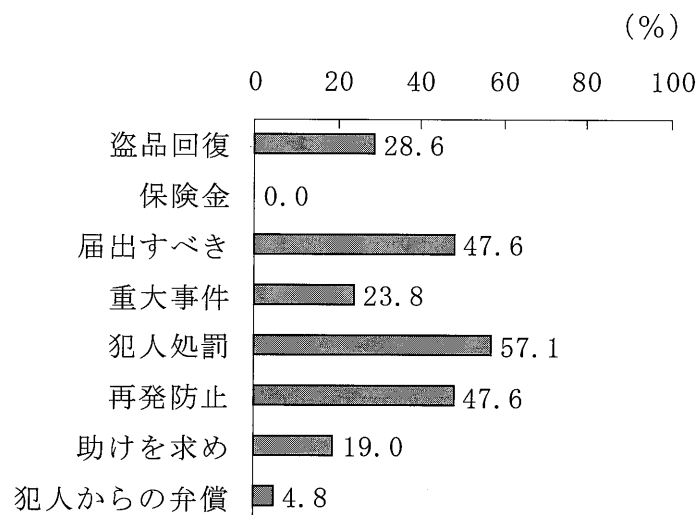
3-2-2-7図 不法侵入未遂 (41)



5 強盗及び個人に対する窃盗

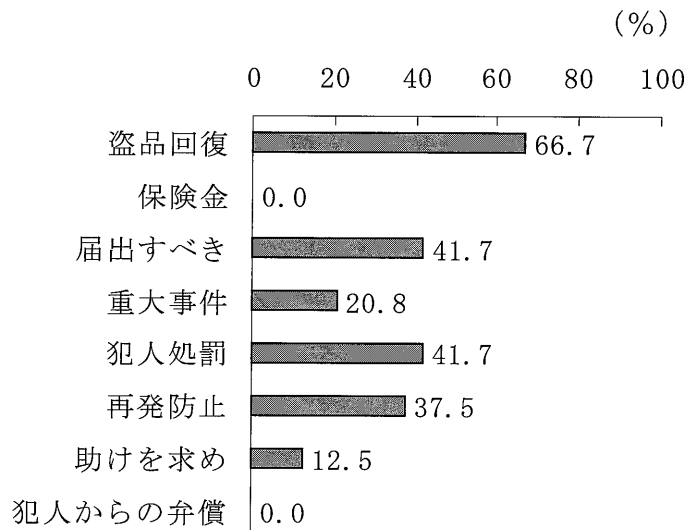
届け出についての市民の規範的理由、犯人検挙・処罰、再発防止については、強盗及び個人に対する窃盗に共通して選択されることが多い届け出の理由となっているが、原状回復については、強盗が28.6%と比較的低いものに対して、個人に対する窃盗では66.7%と他の理由と比較して最も高い理由となっており、同じ個人の財産を対象とした犯罪被害であっても、被害者側の意識にはかなり違いがあることが分かる（3-2-2-8図から2-9図）。

3-2-2-8図 強盗（21）



- 注 1 複数回答である。
 2 「その他」、「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

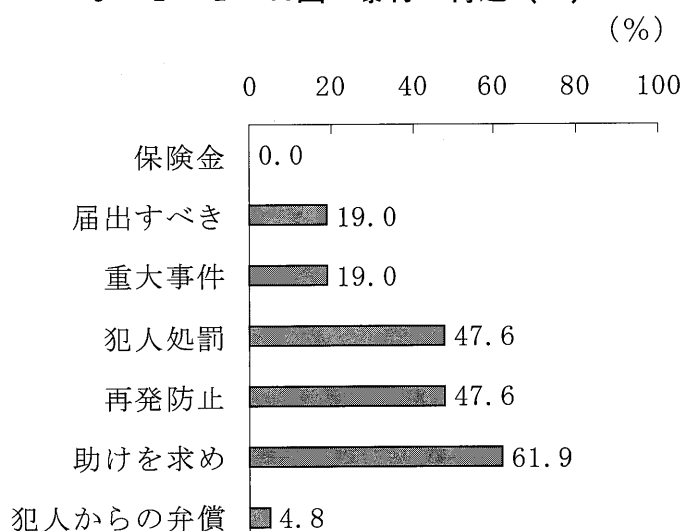
3-2-2-9図 個人に対する窃盗（24）



6 暴行・脅迫

大きな特徴は、助けを求める者が61.9%と、他の犯罪被害に比べて突出して高い届け出理由となっていることである。また、犯人検挙・処罰及び再発防止も比較的多く選択されている。暴行・脅迫については、被害が続いているか、被害発生又は再発の要因が目前にある場合が少なくないと考えられることから、それが、捜査機関等に助けを求める大きな要因となっていると思われる（3-2-2-10図）。

3-2-2-10図 暴行・脅迫（21）



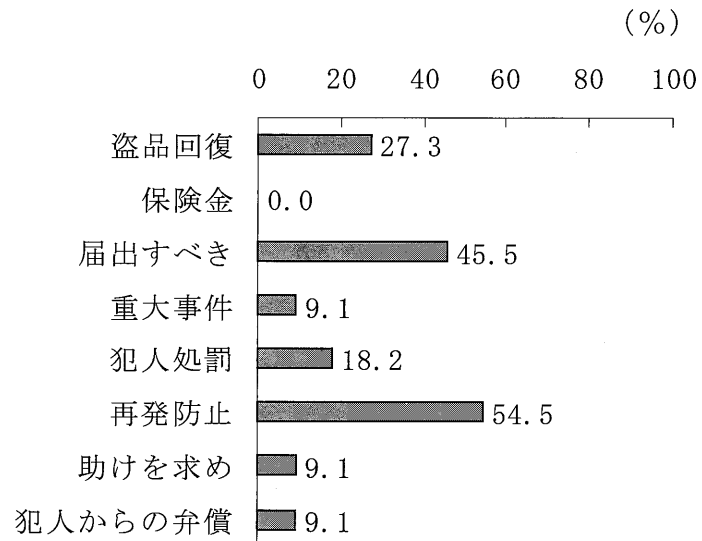
注 1 複数回答である。

2 「その他」、「わからない」を除く。

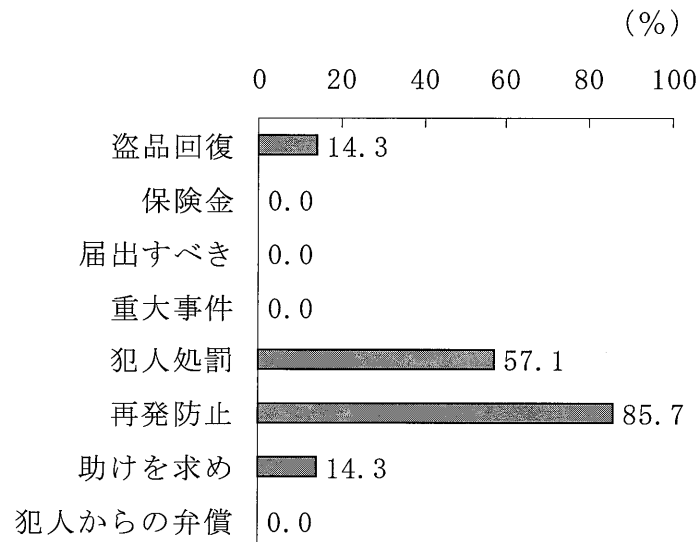
7 詐欺

詐欺被害の態様によって、被害者の届け出理由に特徴が見られる。消費者詐欺では、被害の規模が広範にわたることもあり得る関係で、届け出についての市民の規範的理由及び再発防止が主要な届け出理由となっており、振り込め詐欺では、再発防止が群を抜いて多い届け出理由となっているほか、悪質な行為に対する怒りも反映して、犯人検挙・処罰を選択した者が多い。ネットオークション詐欺では、数は少ないながらも、原状回復を届け出理由とする者が際だって多い（100%）。なお、クレジットカード詐欺については、実数で2名に留まるため、被害態様別届け出理由の傾向分析は省略した（3-2-2-11図から2-13図）。

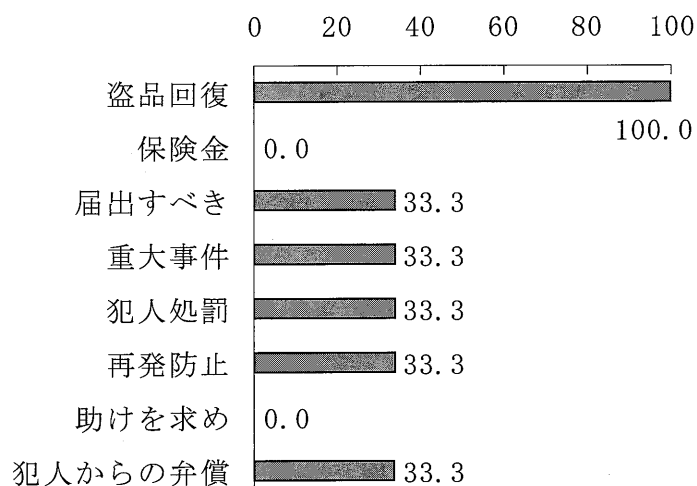
3-2-2-11図 消費者詐欺（11）



3-2-2-12図 振り込め詐欺（7）



3-2-2-13図 ネットオークション詐欺 (3)
(%)

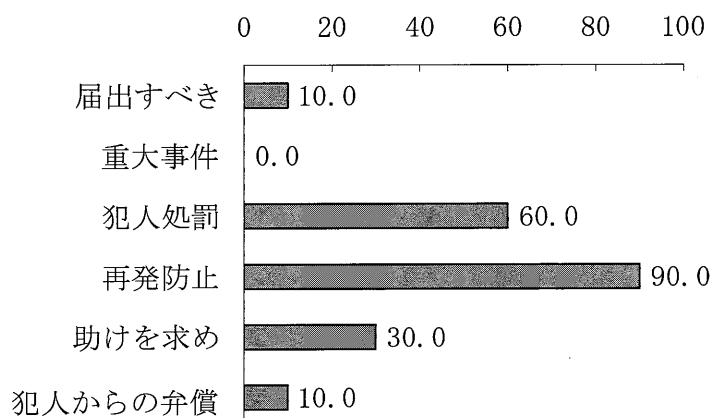


- 注 1 複数回答である。
 2 「その他」、「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

8 性的事件

特徴的なのは、他の被害態様と比べて、再発防止が90%と極めて高い選択理由となっていることである。また犯人検挙・処罰も60%の者が選択しているほか、暴行・脅迫と同じく、被害の継続性・緊急性が推測される場合、30%の者が助けを求めるために届け出をしている (3-2-2-14図)。

3-2-2-14図 性的事件 (10)
(%)



- 注 1 複数回答である。
 2 「その他」、「わからない」を除く。

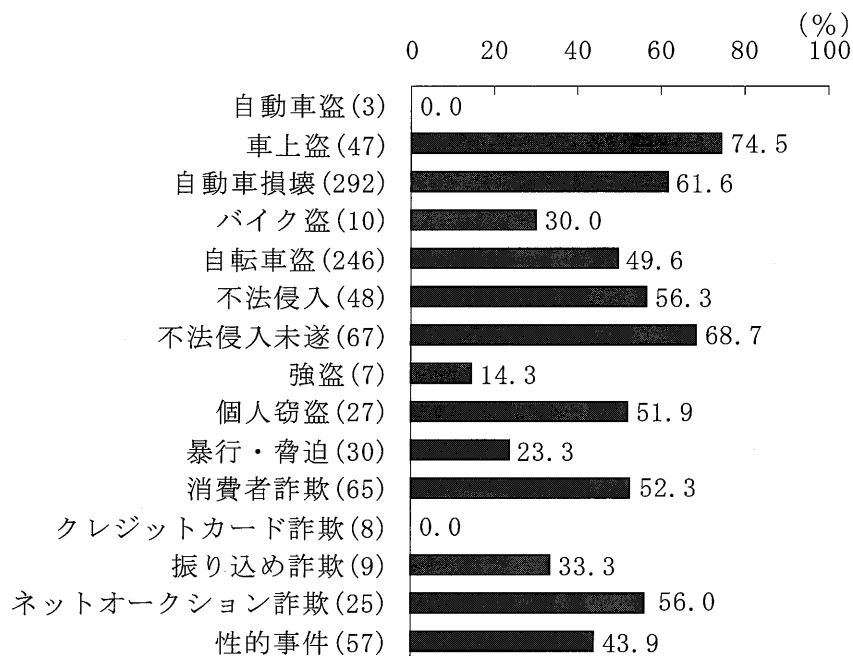
第3章 犯罪被害を申告しなかった理由

第1節 犯罪被害不申告の理由別分析

1 被害の重大性

不申告理由の中では、最も多く選択された回答は、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」を理由とするものである。強盗及び暴行・脅迫の被害においてこの理由を選択した者の比率が低いので、それ以外の被害については、比較的軽微な被害を受けた場合に関して、この理由が選択されたものと推測される（3-3-1-1図）。

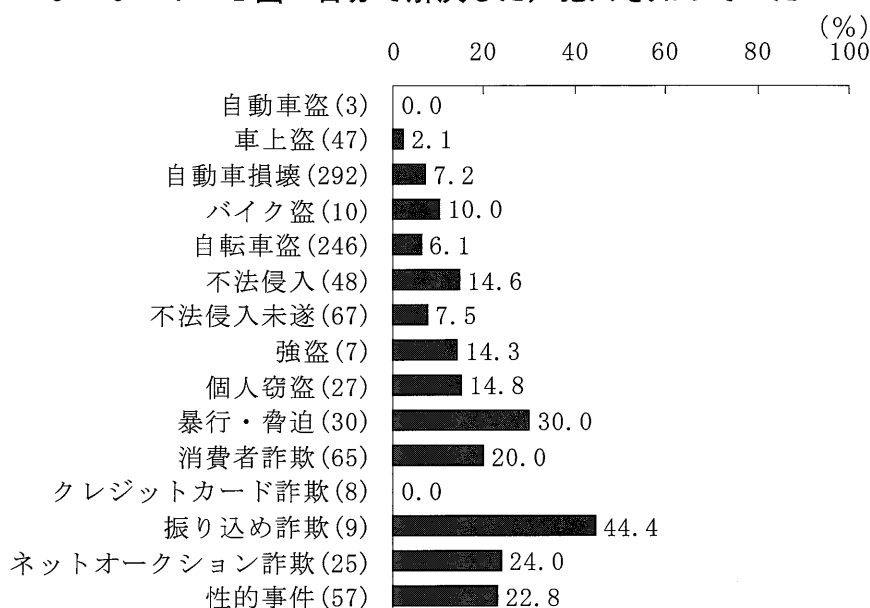
3-3-1-1図 被害の重大性



2 自分で解決した／犯人を知っていた

振り込め詐欺及び暴行・脅迫においてこの理由を選択した者の比率が、他の被害態様に比べて高い（3-3-1-2図）。暴行・脅迫については、身近な者からの被害の場合に、この理由に該当すると解釈する余地があるが、振り込め詐欺については、その詳細は推測不能である。

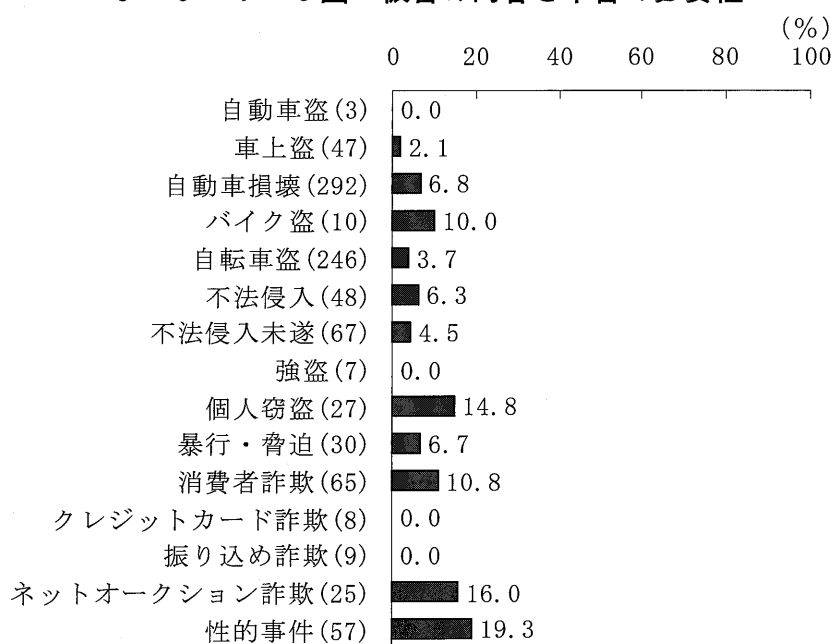
3-3-1-2 図 自分で解決した／犯人を知っていた



3 被害の内容と申告の必要性

「捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない」とする選択肢で、性的事件、ネットオークション詐欺、個人に対する窃盗において、他の被害と比較して、ある程度の比率で選択した者が見られる。性的事件については、被害者のプライバシーに関する配慮も働いていると推測される（3-3-1-3 図）。

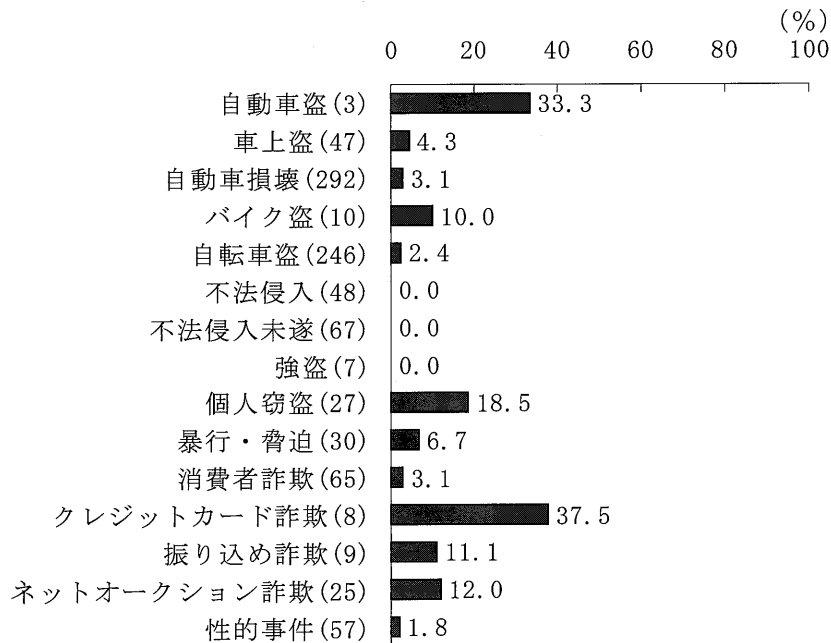
3-3-1-3 図 被害の内容と申告の必要性



4 代わりに別の機関に知らせた

クレジットカード詐欺に関しては、カード会社の窓口等専門の対応機関に通報したものと推測される。自動車盗に関しては、保険会社への通報とともに、盗難証明の関係で捜査機関への通報は不可欠であるため、本来は、捜査機関に全く不申告であることは考えにくい（3-3-1-4図）。

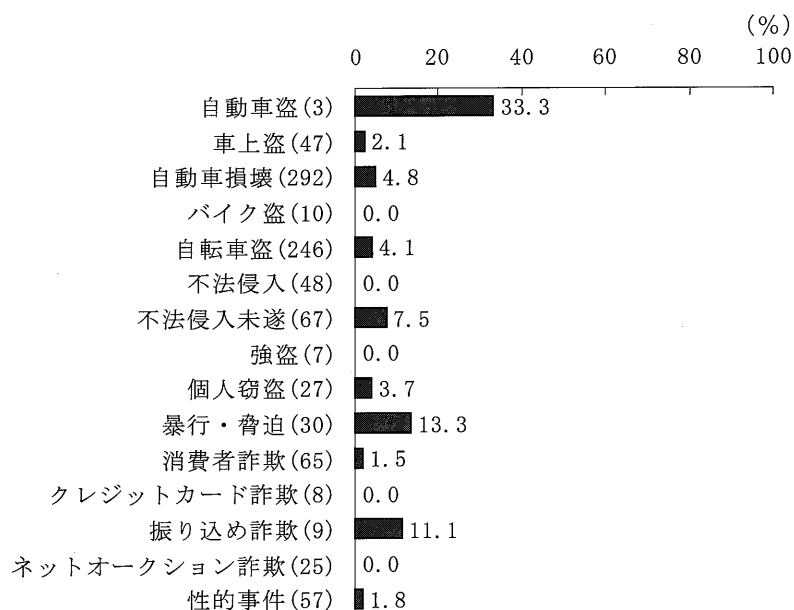
3-3-1-4図 代わりに別の機関に知らせた



5 家族が解決した

自動車盗，暴行・脅迫，個人に対する窃盗等について一定比率見られるが，多くはない（3-3-1-5図）。

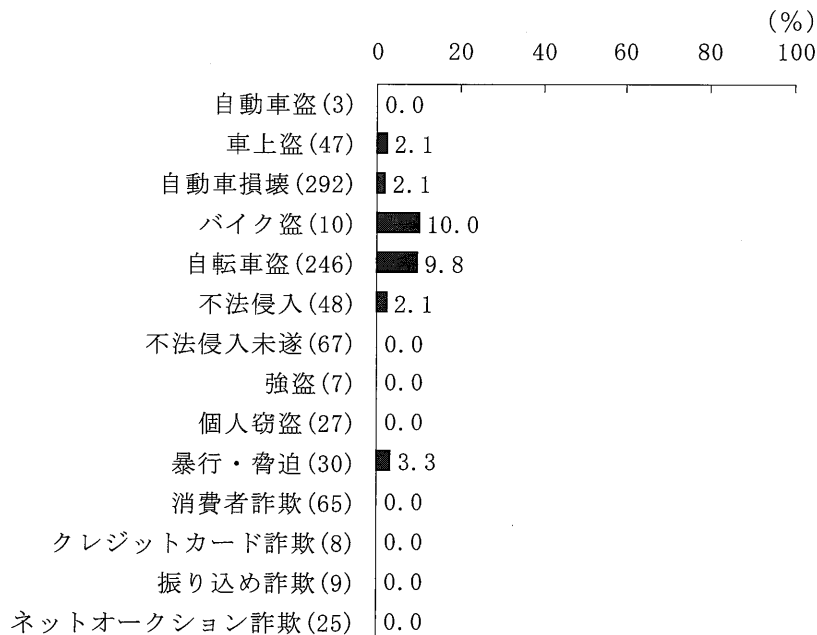
3-3-1-5図 家族が解決した



6 保険に入っていない

バイク盗及び自転車盗についてある程度の者が選択している以外、特徴的な傾向は見られなかった（3-3-1-6図）。

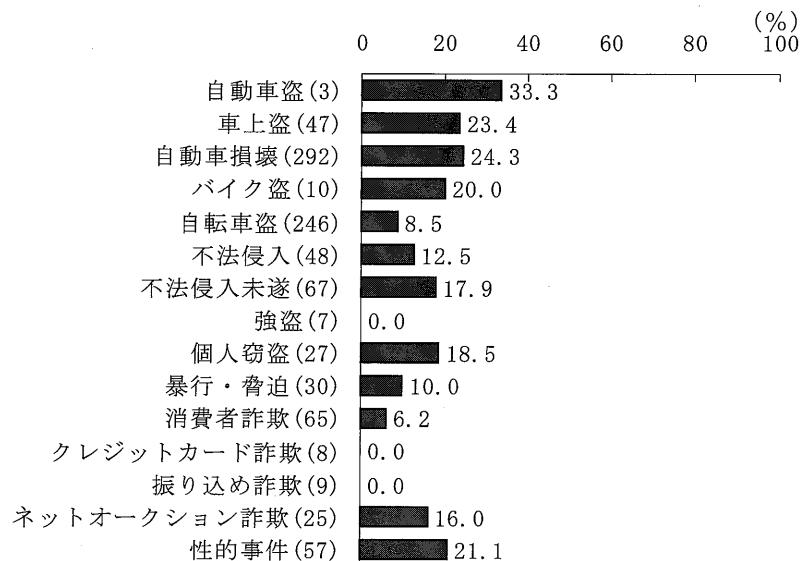
3-3-1-6図 保険に入っていない



7 捜査機関は何もできない／証拠がない

犯人検挙・被害回復へのあきらめを示すもので、被害者自身が、事件として立件することの困難性を自ら判断して、不申告としたものと思われる。「自分で解決した／犯人を知っていた」と並んで、多くの被害態様において選択された不申告の理由である（3-3-1-7図）。

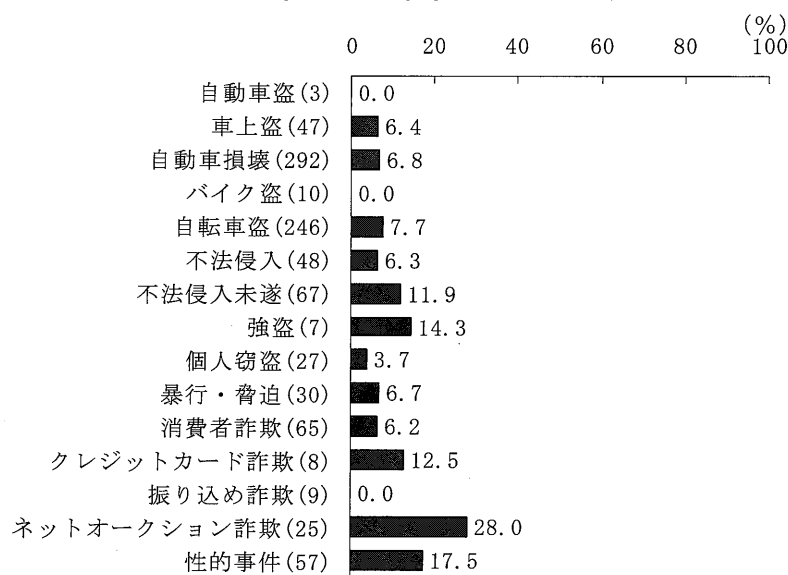
3-3-1-7図 捜査機関は何もできない／証拠がない



8 捜査機関は何もしてくれない

本項の総説で述べたように、捜査機関への信頼感の低さを理由とするものである。一部の被害を除いて、全般的にいずれの被害においても見られる。ネットオークション詐欺と性的事件について、他の種類の被害と比べて選択した者が多くなっている（**3-3-1-8図**）。ちなみに、前回（2004年調査）の調査結果に関する不法侵入被害についての諸外国との比較では、調査対象30か国の平均で、この理由の選択率は20%となっているが（研究部報告39号，2008，表15，p.66参照。），今回（2008年）の日本の調査結果では、6.3%となっている。

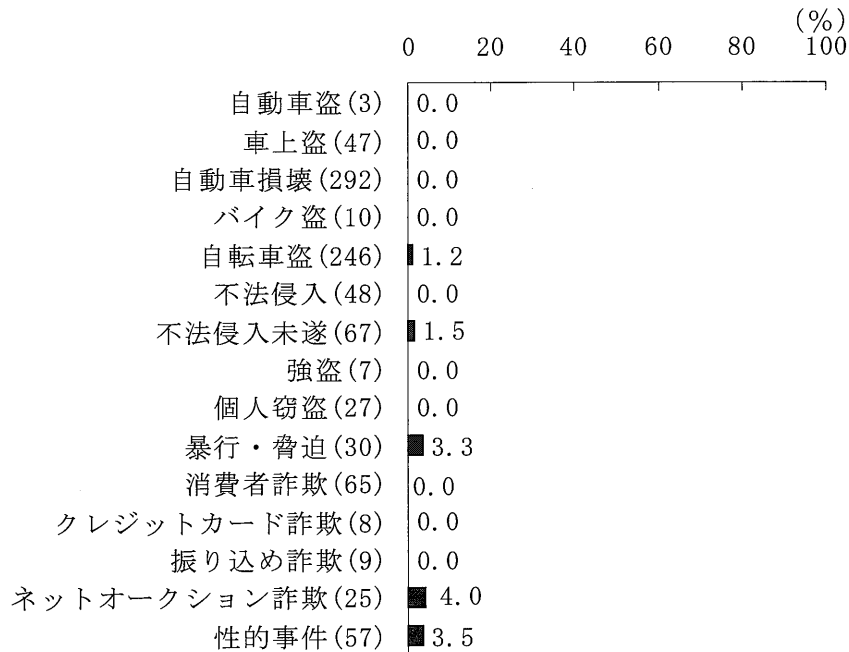
3-3-1-8図 捜査機関は何もしてくれない



9 捜査機関に対する忌避・嫌悪

「捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない」を理由とする不申告であるが、日本では、諸外国と異なり、あまり例が見られない（**3-3-1-9図**）。

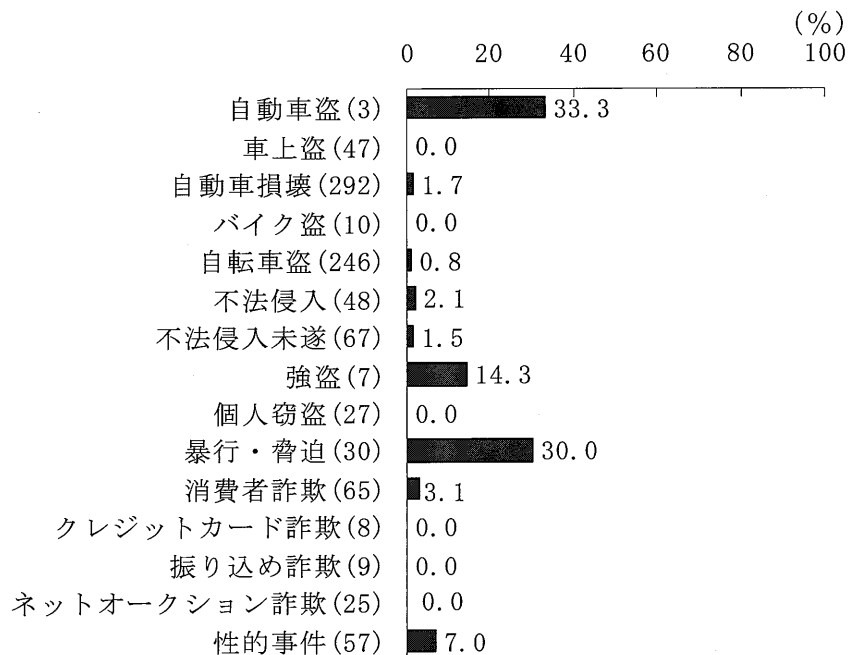
3-3-1-9 図 捜査機関に対する忌避・嫌悪



10 申告の積極的回避

「(復讐の恐れから) あえてしない」を理由とする不申告で、暴行・脅迫、強盗、性的事件については、いずれも個人被害で、かつ、加害者と面識があったり、加害者の顔を見ていたりする場合などに生じる理由の一つと考えられる (3-3-1-10図)。

3-3-1-10 図 申告の積極的回避



第2節 被害態様別の被害不申告理由の分析

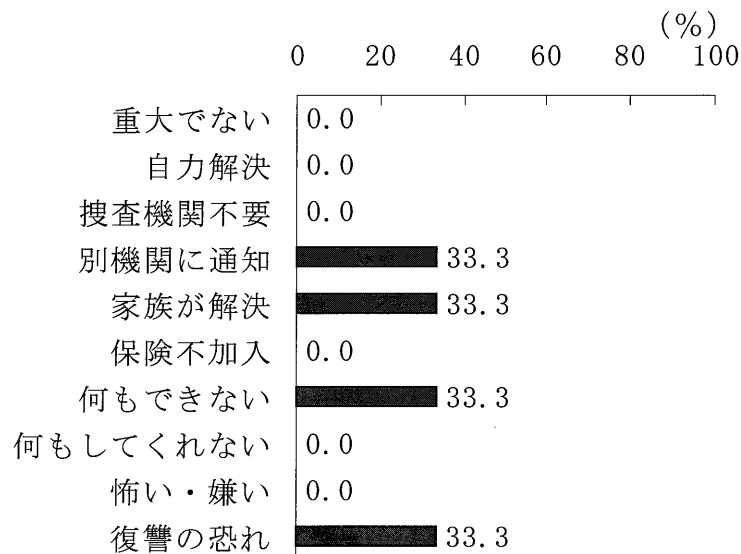
第1節とは視点を変えて、ここでは、それぞれの被害態様ごとに、どのような理由が被害を申告しない根拠となっているかについて、被害態様別の特徴等を検討する。

なお、本節において、図の表題の右横に掲げたカッコ内の数字は、当該被害に関して回答した者の数である。

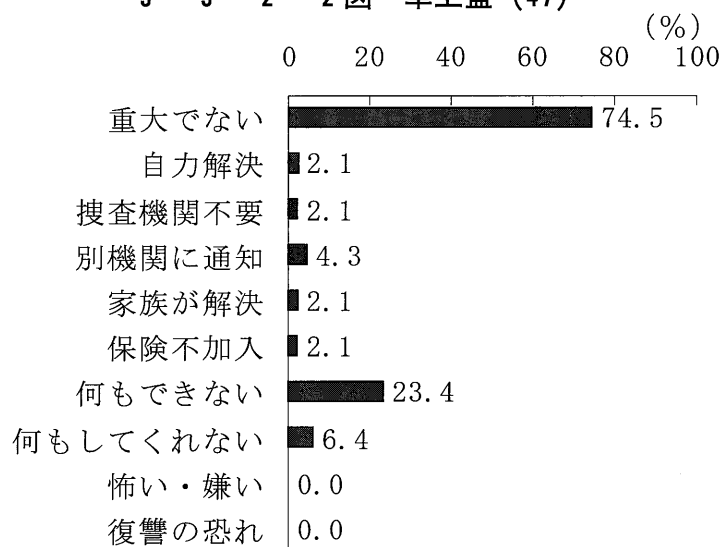
1 自動車関係の被害

自動車盗、車上盗及び自動車損壊という自動車関係の3つの被害については、共通して、「捜査機関は何もできない／証拠がない」が一定の比率で選択されていた。また、車上盗及び自動車損壊については、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」を理由とするものが高い比率を占めた（3-3-2-1図から2-3図）。

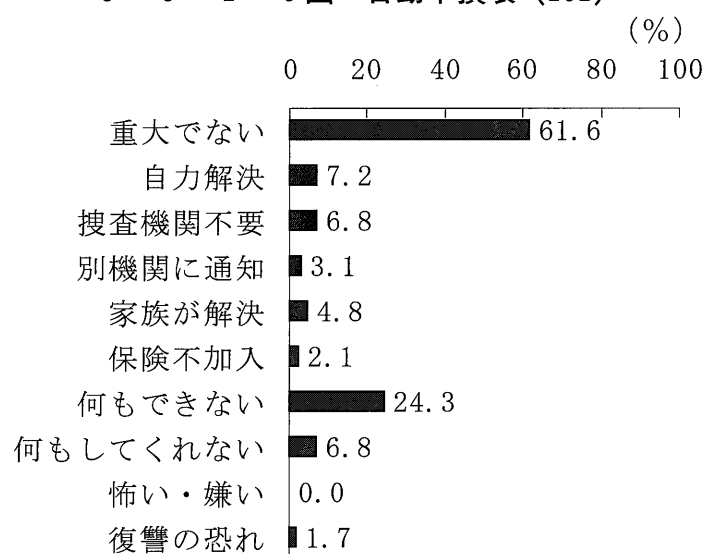
3-3-2-1図 自動車盗（3）



3-3-2-2図 車上盗 (47)



3-3-2-3図 自動車損壊 (292)

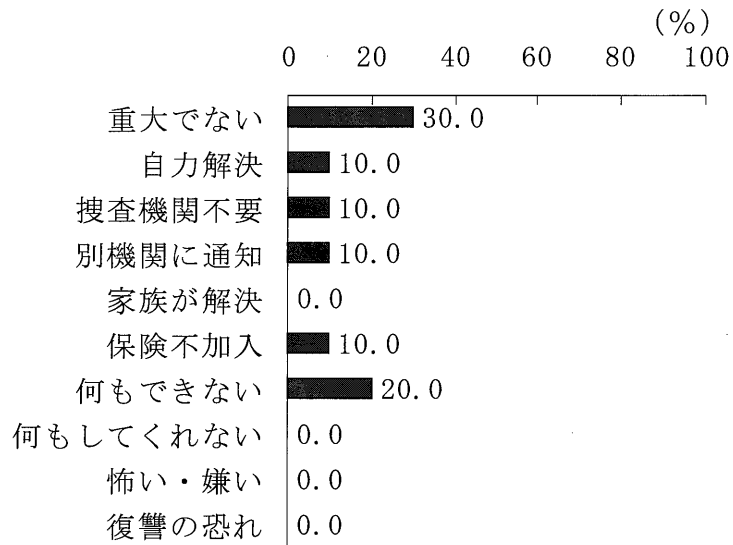


- 注 1 複数回答。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

2 バイク盗

バイク盗についても、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」及び「捜査機関は何もできない／証拠がない」が一定の比率で選択された(3-3-2-4図)。

3-3-2-4図 バイク盗（10）



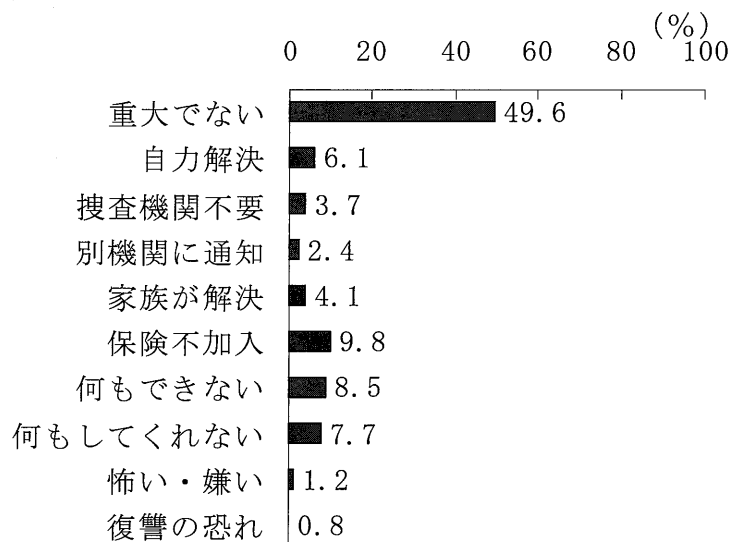
注 1 複数回答。

2 「その他」、「わからない」を除く。

3 自転車盗

同じ乗り物関係の被害でも、自転車盗は、他の被害と異なり、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」が、他の被害に比べて高い比率で選択された（3-3-2-5図）。

3-3-2-5図 自転車盗（246）



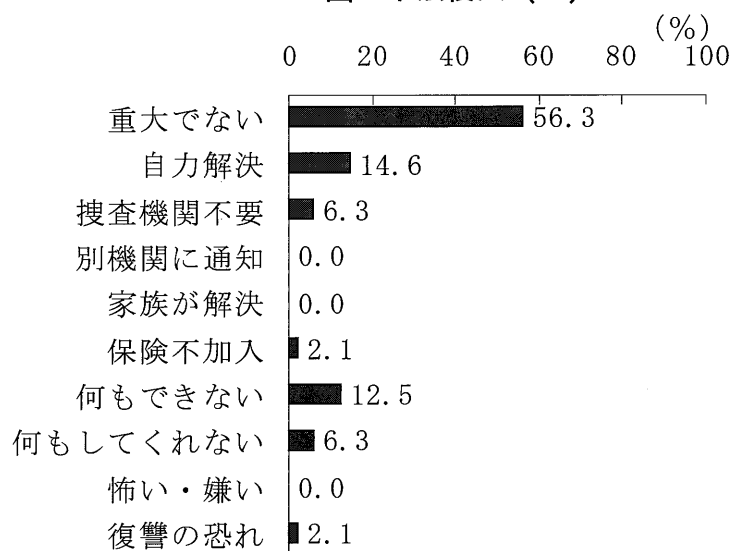
注 1 複数回答。

2 「その他」、「わからない」を除く。

4 不法侵入・同未遂

被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」が，不法侵入・同未遂に共通して被害不申告の理由として多く選ばれている（3－3－2－6図から2－7図）。

3－3－2－6図 不法侵入（48）

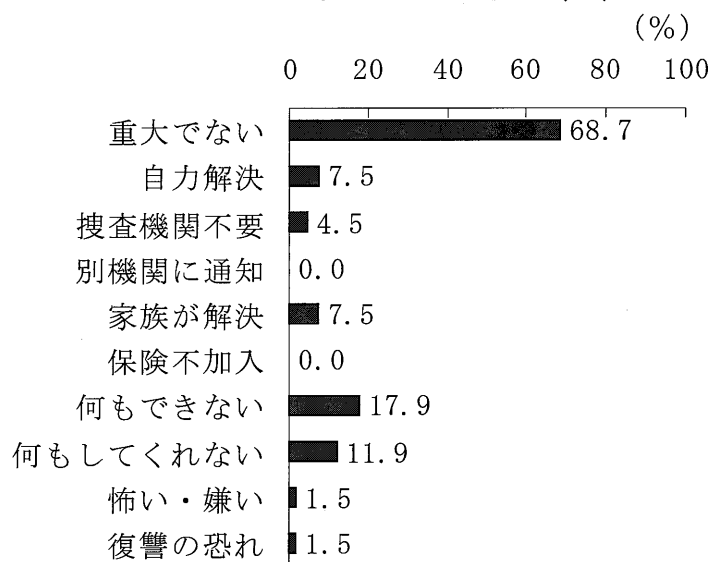


注 1 複数回答。

2 「その他」，「わからない」を除く。

3 態様によって調べている理由は異なる。

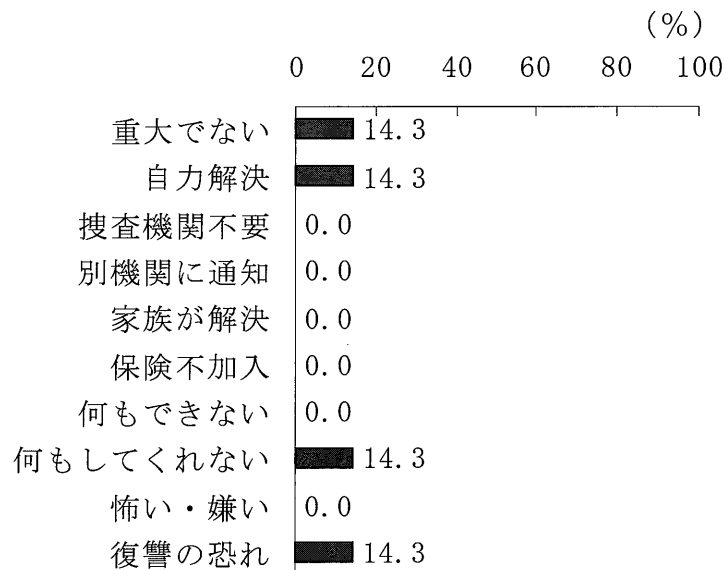
3－3－2－7図 不法侵入未遂（67）



5 強盗及び個人に対する窃盗

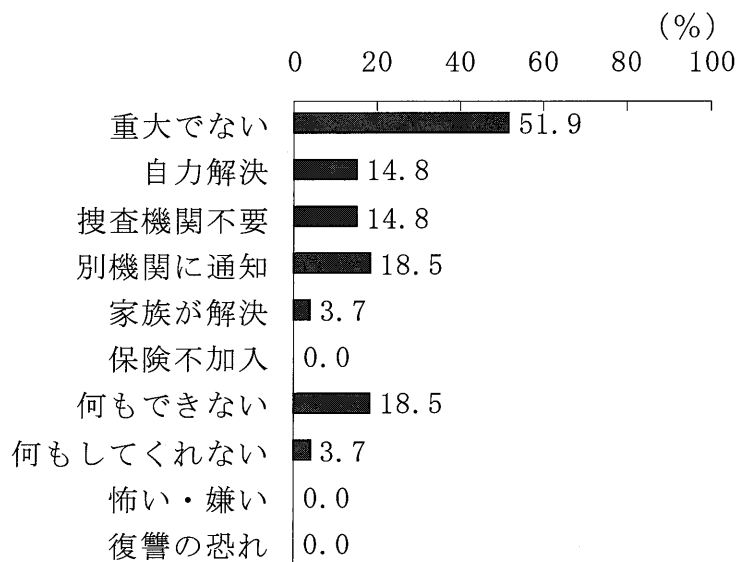
個人に対する窃盗では、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」が選択された比率が高い。それ以外では、強盗及び個人に対する窃盗における不申告の理由として顕著な特徴は見られなかった（3-3-2-8図から2-9図）。

3-3-2-8図 強盗（7）



- 注 1 複数回答。
 2 「その他」、「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

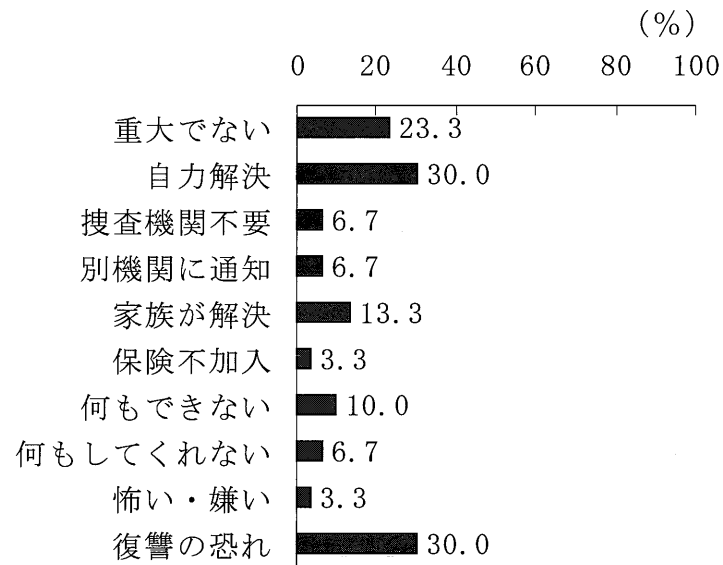
3-3-2-9図 個人に対する窃盗（27）



6 暴行・脅迫

特徴としては、自分で解決した及び復讐の恐れを理由とする不申告が、それぞれ約3分の1を占めていることである。また、他の被害と比べて、家族が解決したとする者が13.3%見られる（3-3-2-10図）。

3-3-2-10図 暴行・脅迫（30）



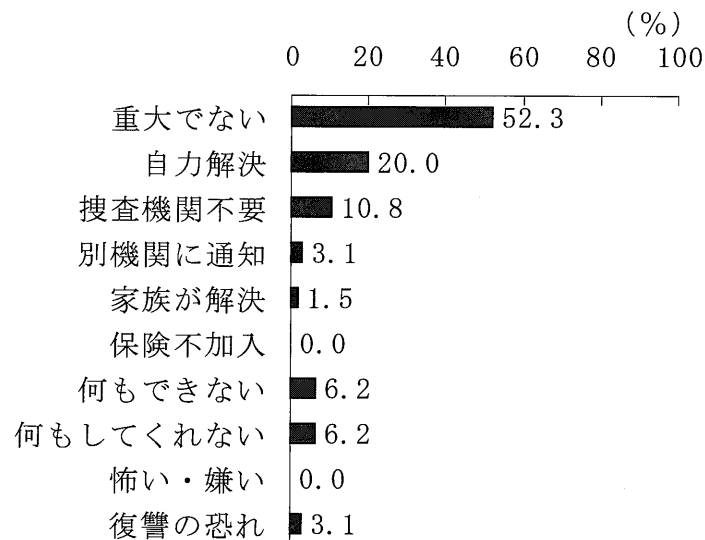
注 1 複数回答。

2 「その他」、「わからない」を除く。

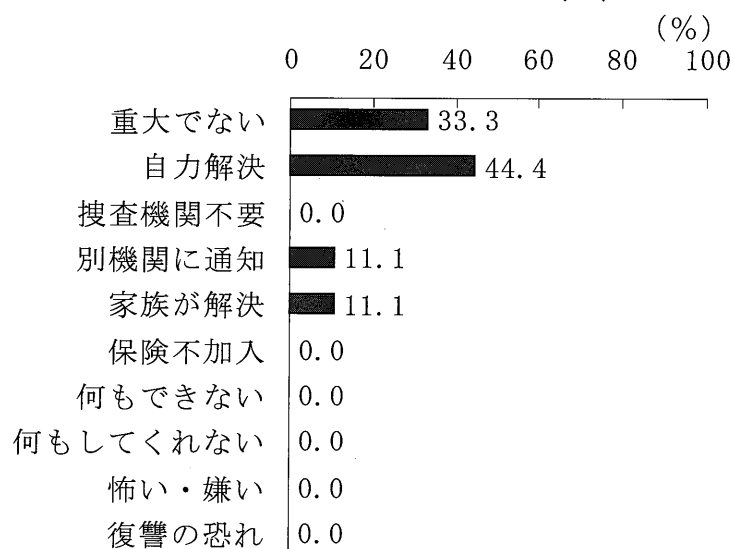
7 詐欺

詐欺被害に共通して見られる特徴は、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」とするものである。振り込め詐欺では、自分で解決した者が比較的多い。なお、クレジットカード詐欺については、実数で2名に留まるため、被害態様別不申告理由の傾向分析は省略した（3-3-2-11図から2-13図）。

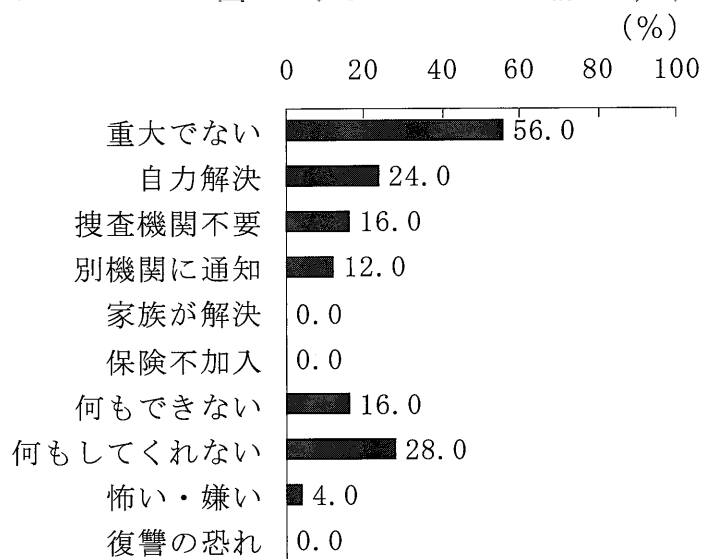
3-3-2-11図 消費者詐欺（65）



3-3-2-12図 振り込め詐欺（9）



3-3-2-13図 ネットオークション詐欺 (25)

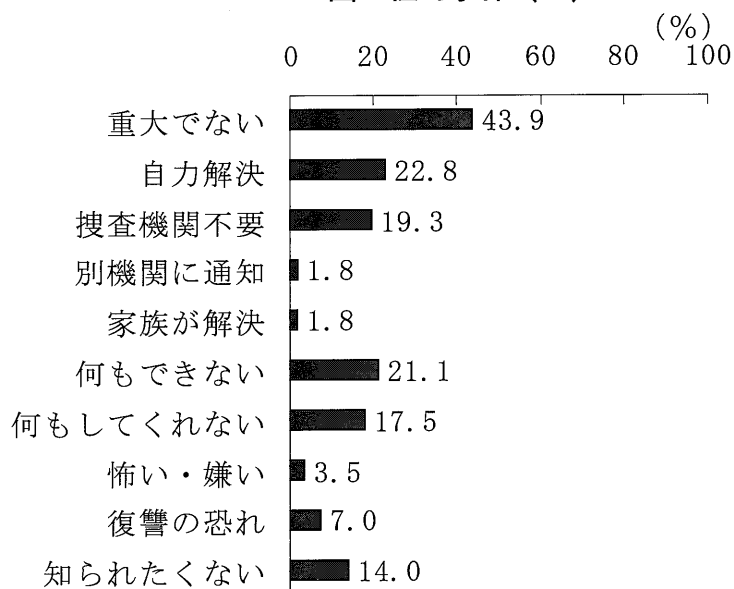


- 注 1 複数回答。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

8 性的事件

特徴的なのは、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」とするものが比較的多いこと、「知られたくない」を選択した者が一定比率存在することである（3-3-2-14図）。

3-3-2-14図 性的事件 (57)



- 注 1 複数回答。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。

第 4 編

治安に関する認識及び犯罪対策に関する意見

第1章 治安に関する認識

第1節 総説

治安に関する認識については、①身近な場所等の状況認識を反映した、回答者の居住地域の治安に関する認識と②日本全国の治安に関する認識に分けて継続的に調査してきた。①は、居住地域において犯罪被害を受けることに対する不安として、(ア)夜間の一人歩きに対する不安、(イ)自宅に夜間1人であることへの不安、(ウ)不法侵入の被害に遭う不安の3つの場面における不安の程度を調査するものである。②は、自己の体験のみならず、伝聞や報道等の情報も踏まえて、日本全国の治安に関するイメージを問うものである。①と異なり、治安の良し悪しについて回答した根拠についても調査した。

ここでは、まず、身近な犯罪不安に関する①について述べ、続いて、日本全国の治安に関するイメージに関する②について、それぞれ概要とその分析を紹介する。

第2節 居住地域における犯罪に対する不安

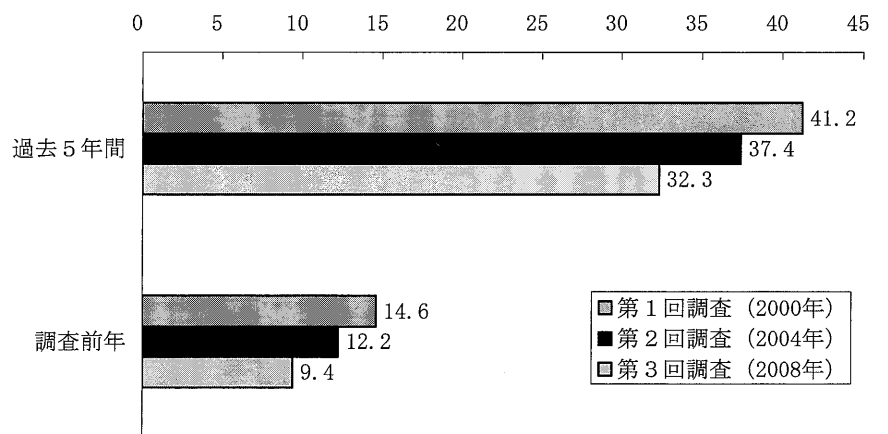
1 総説

居住地域において犯罪被害を受けることに対する不安に関しては、①夜間の一人歩きに対する不安、②自宅に夜間1人であることの不安、③不法侵入の被害に遭う不安の3つの場面について、本調査において継続的に調査してきた。それぞれ、①「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」、②「暗くなってから自宅に一人でいるとき、どの程度安全であると感じますか。」、③「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入しようとするについて考えてみてください。」という問に対する回答者の認識を問うものである。

国際犯罪被害実態調査に基づく参加国間の比較分析の結果を踏まえると（研究部報告18号（2002）、39号（2008））、日本は、犯罪被害の状況が、全犯罪被害、世帯犯罪被害、個人犯罪被害いずれにおいても、世界的に見て、継続的に最も低い水準にあるが、他方、居住地域における犯罪に対する不安は、参加国中最も高いグループに属している。

全犯罪被害の状況と居住地域における犯罪に対する不安について、それぞれの経年変化を比較すると、まず、全犯罪被害の被害率（すべての種類の犯罪被害のうち、いずれかの被害に遭った者の比率）は、第1回調査から第3回調査まで、過去5年間及び調査前年の被害率ともに、一貫して低下傾向にあることが分かる（4-1-2-1図）。

4-1-2-1図 過去5年間・調査前年の全犯罪被害の被害率
(%)

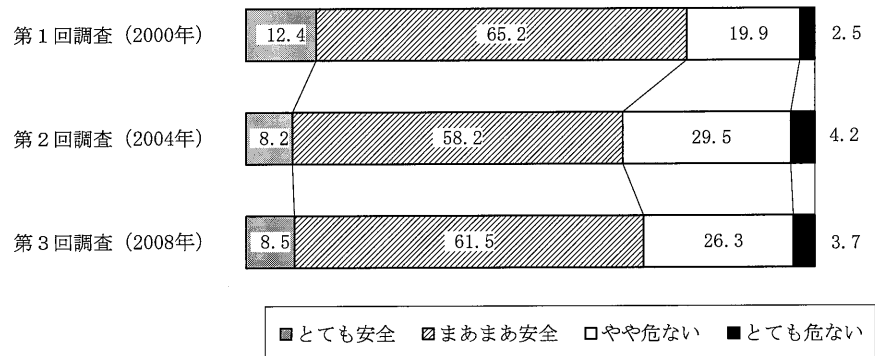


- 注 1 「過去5年間」とは、第1回調査（2000年）においては、2000年2月以前の5年間、第2回調査（2004年）においては、2004年2月以前の5年間、第3回調査（2008年）においては、2008年1月以前の5年間をいう。
- 2 「全犯罪被害」は、「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」、「不法侵入未遂」、「強盗」、「個人に対する窃盗」、「暴行・脅迫」及び「性的事件」のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。

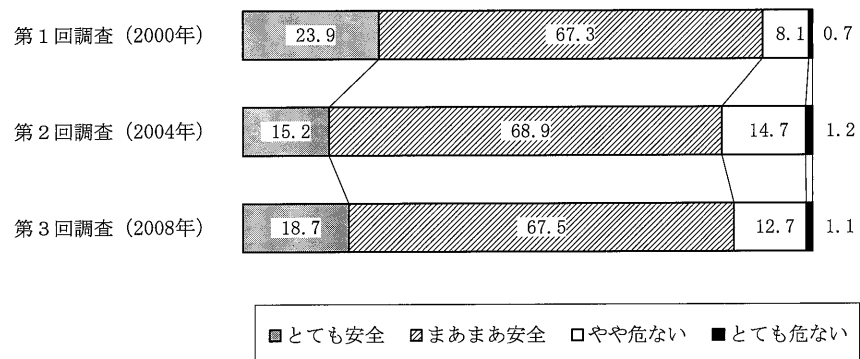
他方、居住地域における犯罪に対する不安は、前記①から③の調査項目すべてに関して、第1回調査（2000年）の時の最も低く、第2回調査（2004年）において不安が高まったが、第3回調査（2008年）においては、やや改善した（4-1-2-2図①～③）。

4-1-2-2図 犯罪に対する不安の経年比較

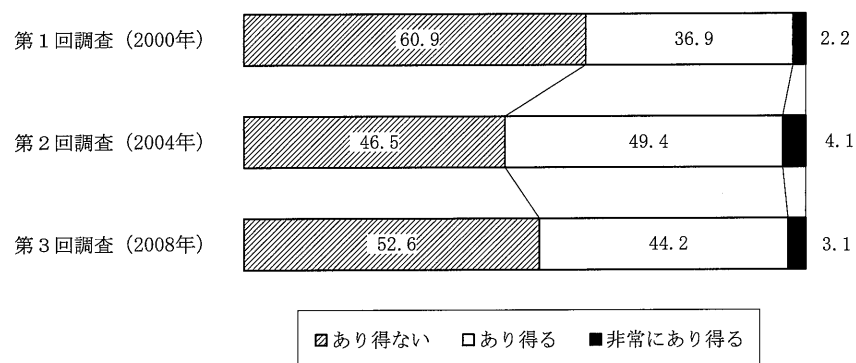
① 夜間の一人歩きに対する不安



② 自宅に夜間一人でいることの不安



③ 不法侵入の被害に遭う不安



注 「わからない」と答えた者を除く。

全犯罪被害率の低さと居住地域における犯罪不安の高さという不一致の原因について検討すると、まず、この間の刑法犯の認知件数の推移は、2002年に全体として戦後最高を記録した後、2007年まで5年連続で減少した。しかし、犯罪に対する不安に影響を及ぼすと考えられる身近な犯罪である傷害、住居侵入及び器物損壊は、2003年に、いずれも最近20年間に於いて最高を記録し、以後やや減少傾向にあるものの、刑法犯全体の傾向とは異なっており2007年まで依然として高い認知件数を維持している。また、暴行の認知件数は1994年以降2007年まで一貫して増加してきた。これらを総合すると、刑法犯全体の傾向とは別に、身近な犯罪がなお高水準を維持していた第2回調査時は、居住地域における犯罪不安がそれ以外の2回の調査と比べて高かったものと考えられる。また、第2回調査時に、暴行・脅迫の被害率自体は、第1回調査時に比べて減少したものの、被害申告率が第1回調査時の約2.3倍となっており、この種の犯罪に関する暗数の顕在化が見られた。第3回調査時は、暴行・脅迫、不法侵入未遂の被害率に微増傾向が見られ、前記のように暴行の認知件数の増加も続いていることから、全体としての被害率の低下は見られるものの、居住地域における犯罪に対する不安の改善状況は小幅なものに留まったと考えられる。

以下では、それぞれの不安について、項目別及び属性別に検討する。

2 居住地域における犯罪に対する不安の経年比較

(1) 夜間の一人歩きに対する不安

第2回調査で減少した「とても安全」、「まあまあ安全」とする者の比率が、第3回調査では、やや回復し、「とても危ない」、「やや危ない」とする者の比率が少し低下した（4-1-2-2 図①）。

(2) 自宅に夜間一人でいることの不安

第2回調査では「とても安全」とする者の比率が8.7ポイント低下し、その分「やや危ない」とする者の比率が増加したが、第3回調査では、「とても安全」とする者の比率が3.5ポイント上昇し、「やや危ない」とする者の比率が2.0ポイント低下した（4-1-2-2 図②）。

(3) 自宅において不法侵入の被害に遭う不安

「あり得ない」とする者の比率が6.2ポイント上昇し、その分「あり得る」及び「非常にあり得る」とする者の比率が低下した（4-1-2-2 図③）。

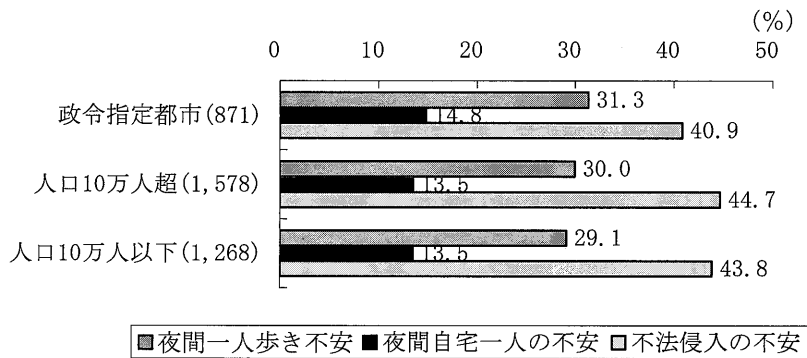
3 回答者の属性等と3種類の居住地域における犯罪不安との関係

以下の本項の図において、「夜間一人歩き不安」及び「夜間自宅一人の不安」については、「とても危ない」及び「やや危ない」と回答した者の比率であり、「不法侵入の不安」については、「非常にあり得る」及び「あり得る」と回答した者の比率である。

① 都市規模

都市規模と3種類の犯罪不安との間で、顕著な関連は見られなかった（4-1-2-3図）。

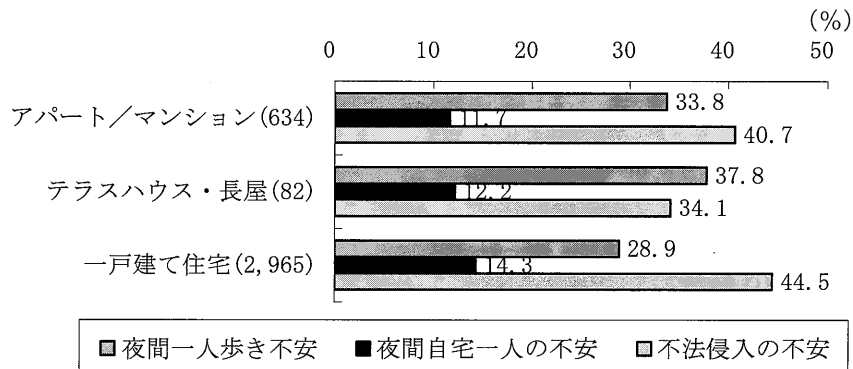
4-1-2-3図 都市規模別犯罪被害不安



② 住居形態

一戸建て住宅に居住する者は、自宅に夜間1人であることの不安及び不法侵入の被害に遭う不安ともに、他の居住形態の者に比べて高い（4-1-2-4図）。自宅に夜間1人であることの不安及び不法侵入の被害に遭う不安に関しては、統計的な有意差が認められた（4-1-2-5表、4-1-2-6表）。

4-1-2-4図 住居形態別犯罪被害不安



注 「その他」を除く。

4-1-2-5表 住居形態別夜間自宅一人の不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
アパート／マンション	149 (23.5) [3.4]	411 (64.8) [-1.6]	69 (10.9) [-1.5]	5 (0.8) [-0.8]	634 (100.0)	(m) p=0.031*
テラスハウス・長屋	12 (14.6) [-0.9]	60 (73.2) [1.1]	10 (12.2) [-0.1]	— (0.0) [-1.0]	82 (100.0)	
一戸建て住宅	522 (17.6) [-3.3]	2,018 (68.1) [1.4]	389 (13.1) [1.5]	36 (1.2) [1.3]	2,965 (100.0)	
その他	11 (30.6) [1.8]	21 (58.3) [-1.2]	4 (11.1) [-0.3]	— (0.0) [-0.6]	36 (100.0)	
計	694 (18.7)	2,510 (67.5)	472 (12.7)	41 (1.1)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4 「その他」には、「公共の施設（病院，老人ホーム）」を含む。

4-1-2-6表 住居形態別不法侵入の不安

区 分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない	計	検定結果
アパート／マンション	18 (2.8) [-0.1]	240 (37.9) [-1.6]	345 (54.4) [3.4]	31 (4.9) [-3.3]	634 (100.0)	(m) p=0.011*
テラスハウス・長屋	1 (1.2) [-0.9]	27 (32.9) [-1.4]	46 (56.1) [1.4]	8 (9.8) [0.5]	82 (100.0)	
一戸建て住宅	87 (2.9) [0.4]	1,231 (41.5) [2.2]	1,385 (46.7) [-3.9]	262 (8.8) [2.9]	2,965 (100.0)	
その他	1 (2.8) [-0.0]	12 (33.3) [-0.9]	20 (55.6) [0.9]	3 (8.3) [0.0]	36 (100.0)	
計	107 (2.9)	1,510 (40.6)	1,796 (48.3)	304 (8.2)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

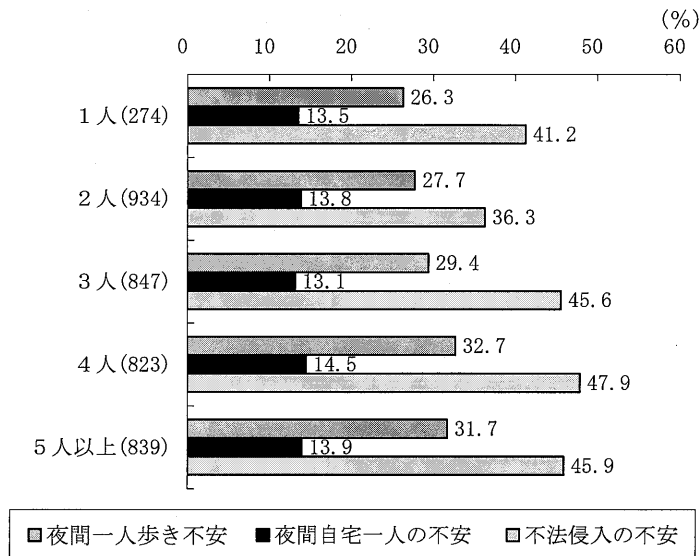
3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4 「その他」には、「公共の施設（病院，老人ホーム）」を含む。

③ 世帯人数

世帯人数2人において、不法侵入の不安が若干少なく、統計的に有意であった（4-1-2-8表）。それ以外は、世帯人数の多寡による違いは見られなかった（4-1-2-7図）。

4-1-2-7図 世帯人数別犯罪被害不安



4-1-2-8表 世帯人数別不法侵入の不安

区 分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない	計	検定結果
1 人	5 (1.8) [-1.1]	108 (39.4) [-0.4]	141 (51.5) [1.1]	20 (7.3) [-0.6]	274 (100.0)	$\chi^2(12)=34.811$ $p=0.001^{**}$
2 人	18 (1.9) [-2.0]	321 (34.4) [-4.5]	514 (55.0) [4.7]	81 (8.7) [0.6]	934 (100.0)	
3 人	29 (3.4) [1.1]	357 (42.1) [1.0]	389 (45.9) [-1.6]	72 (8.5) [0.4]	847 (100.0)	
4 人	26 (3.2) [0.5]	368 (44.7) [2.7]	369 (44.8) [-2.3]	60 (7.3) [-1.1]	823 (100.0)	
5 人以上	29 (3.5) [1.1]	356 (42.4) [1.2]	383 (45.6) [-1.8]	71 (8.5) [0.3]	839 (100.0)	
計	107 (2.9)	1,510 (40.6)	1,796 (48.3)	304 (8.2)	3,717 (100.0)	

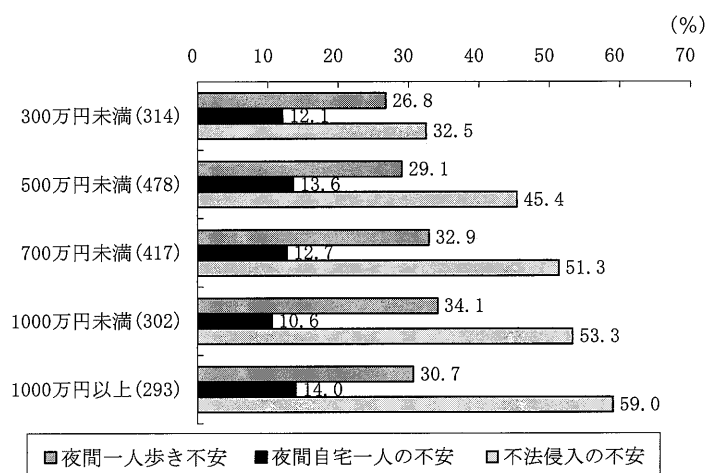
注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

④ 世帯収入

所得が高くなるにつれて、不法侵入の被害に遭う不安が高くなる（４－１－２－９図）。1,000万円以上の層では、不法侵入の被害が「あり得る」と考える者が統計的に有意に多い（４－１－２－10表）。

４－１－２－９図 世帯収入別犯罪被害不安



注 不詳の者を除く。

４－１－２－10表 世帯収入別不法侵入の不安

区 分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない	計	検定結果
300万円未満	7 (2.2) [-1.1]	95 (30.3) [-5.7]	190 (60.5) [5.6]	22 (7.0) [1.0]	314 (100.0)	$\chi^2(12)=53.752$ $p=0.000^{**}$
500万円未満	17 (3.6) [0.5]	200 (41.8) [-1.5]	229 (47.9) [0.9]	32 (6.7) [1.0]	478 (100.0)	
700万円未満	11 (2.6) [-0.8]	203 (48.7) [1.8]	182 (43.6) [-1.2]	21 (5.0) [-0.7]	417 (100.0)	
1,000万円未満	10 (3.3) [0.1]	151 (50.0) [2.0]	127 (42.1) [-1.6]	14 (4.6) [-0.9]	302 (100.0)	
1,000万円以上	13 (4.4) [1.3]	160 (54.6) [3.7]	105 (35.8) [-3.9]	15 (5.1) [-0.5]	293 (100.0)	
計	58 (3.2)	809 (44.8)	833 (46.2)	104 (5.8)	1,804 (100.0)	

注 1 不詳の者を除く。

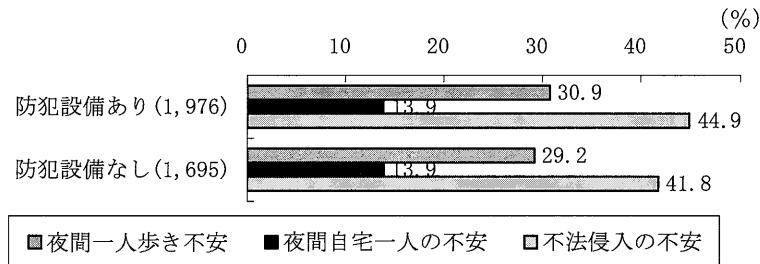
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑤ 防犯設備

防犯設備の有無と3種類の犯罪不安との間で、顕著な関連は見られなかった（4-1-2-11図）。

4-1-2-11図 防犯設備別犯罪被害不安

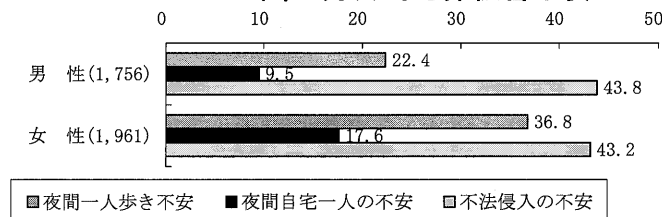


注 1 不詳の者を除く。
2 「回答拒否」を除く。

⑥ 男女別

女性の方が、3種類を問わず犯罪被害不安は男性よりも高い傾向が見られ（4-1-2-12図）、特に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅に夜間一人であることの不安が男性よりも高い点については、統計的な有意差が認められた（4-1-2-13表、4-1-2-14表）。

4-1-2-12図 男女別犯罪被害不安



4-1-2-13表 男女別夜間一人歩きの不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
男 性	200 (11.4) [5.9]	1,163 (66.2) [5.6]	360 (20.5) [-7.5]	33 (1.9) [-5.7]	1,756 (100.0)	$\chi^2(3)=117.003$ $p=0.000^{**}$
女 性	117 (6.0) [-5.9]	1,122 (57.2) [-5.6]	616 (31.4) [7.5]	106 (5.4) [5.7]	1,961 (100.0)	
計	317 (8.5)	2,285 (61.5)	976 (26.3)	139 (3.7)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4-1-2-14表 男女別夜間自宅一人の不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
男 性	414 (23.6) [7.3]	1,175 (66.9) [-0.8]	159 (9.1) [-6.3]	8 (0.5) [-3.6]	1,756 (100.0)	$\chi^2(3)=90.531$ $p=0.000^{**}$
女 性	280 (14.3) [-7.3]	1,335 (68.1) [0.8]	313 (16.0) [6.3]	33 (1.7) [3.6]	1,961 (100.0)	
計	694 (18.7)	2,510 (67.5)	472 (12.7)	41 (1.1)	3,717 (100.0)	

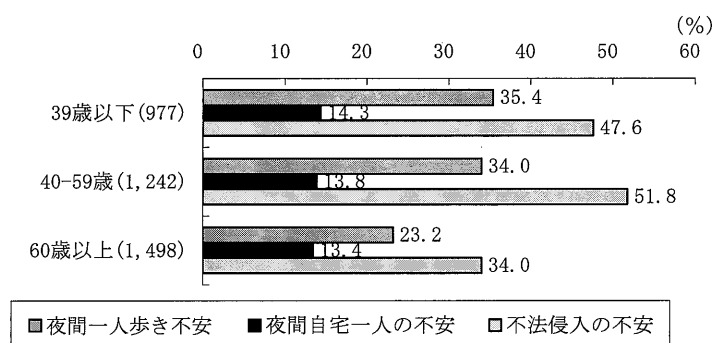
注 1 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑦ 年齢層

60歳以上の者の方が，3種類のすべての犯罪不安が低い傾向にある（4-1-2-15図）。また，自宅に夜間一人でいることの不安に関しては，統計的な有意差が認められ，39歳以下の者についても，とても安全とする者が22.2%いた（4-1-2-16表）。

4-1-2-15図 年齢層別犯罪被害不安



4-1-2-16表 年齢層別夜間自宅一人の不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
39歳以下	217 (22.2) [3.3]	620 (63.5) [-3.2]	129 (13.2) [0.6]	11 (1.1) [0.1]	977 (100.0)	$\chi^2(6)=18.012$ $p=0.006^{**}$
40-59歳	223 (18.0) [-0.8]	847 (68.2) [0.6]	164 (13.2) [0.7]	8 (0.6) [-1.9]	1,242 (100.0)	
60歳以上	254 (17.0) [-2.2]	1,043 (69.6) [2.2]	179 (11.9) [-1.1]	22 (1.5) [1.8]	1,498 (100.0)	
計	694 (18.7)	2,510 (67.5)	472 (12.7)	41 (1.1)	3,717 (100.0)	

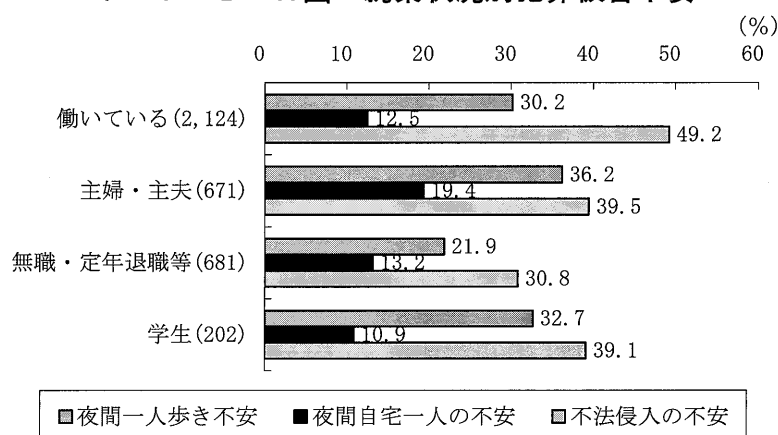
注 1 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑧ 就業状況

主婦・主夫に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅に夜間1人でのいることの不安が高く、働いている者に、不法侵入の被害に遭う不安が高い傾向が見られる（4-1-2-17図）。これらは、いずれも統計的に有意であった（4-1-2-18表、4-1-2-19表、4-1-2-20表）。

4-1-2-17図 就業状況別犯罪被害不安



注 「その他」を除く。

4-1-2-18表 就業状況別夜間一人歩きの不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
働いている	179 (8.4) [-0.3]	1,304 (61.4) [-0.1]	562 (26.5) [0.3]	79 (3.7) [-0.1]	2,124 (100.0)	(m) p=0.000**
主婦・主夫	47 (7.0) [-1.6]	381 (56.8) [-2.8]	213 (31.7) [3.6]	30 (4.5) [1.1]	671 (100.0)	
無職・定年退職等	65 (9.5) [1.1]	467 (68.6) [4.2]	132 (19.4) [-4.5]	17 (2.5) [-1.9]	681 (100.0)	
学生	21 (10.4) [1.0]	115 (56.9) [-1.4]	57 (28.2) [0.7]	9 (4.5) [0.6]	202 (100.0)	
その他	5 (12.8) [1.0]	18 (46.2) [-2.0]	12 (30.8) [0.6]	4 (10.3) [2.2]	39 (100.0)	
計	317 (8.5)	2,285 (61.5)	976 (26.3)	139 (3.7)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4-1-2-19表 就業状況別夜間自宅一人の不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
働いている	424 (20.0) [2.3]	1,434 (67.5) [-0.0]	249 (11.7) [-2.1]	17 (0.8) [-2.0]	2,124 (100.0)	(m) p=0.000**
主婦・主夫	97 (14.5) [-3.1]	444 (66.2) [-0.8]	115 (17.1) [3.8]	15 (2.2) [3.1]	671 (100.0)	
無職・定年退職等	104 (15.3) [-2.5]	487 (71.5) [2.5]	82 (12.0) [-0.6]	8 (1.2) [0.2]	681 (100.0)	
学生	62 (30.7) [4.5]	118 (58.4) [-2.8]	22 (10.9) [-0.8]	— (0.0) [-1.5]	202 (100.0)	
その他	7 (17.9) [-0.1]	27 (69.2) [0.2]	4 (10.3) [-0.5]	1 (2.6) [0.9]	39 (100.0)	
計	694 (18.7)	2,510 (67.5)	472 (12.7)	41 (1.1)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4-1-2-20表 就業状況別不法侵入の不安

区 分	非常に あり得る	あり得る	まずあり得 ない	わからない	計	検定結果
働いている	67 (3.2) [1.2]	979 (46.1) [7.8]	936 (44.1) [-6.0]	142 (6.7) [-3.8]	2,124 (100.0)	(m) p=0.000**
主婦・主夫	20 (3.0) [0.2]	245 (36.5) [-2.4]	329 (49.0) [0.4]	77 (11.5) [3.4]	671 (100.0)	
無職・定年退職等	14 (2.1) [-1.4]	196 (28.8) [-7.0]	409 (60.1) [6.8]	62 (9.1) [1.0]	681 (100.0)	
学生	3 (1.5) [-1.2]	76 (37.6) [-0.9]	104 (51.5) [0.9]	19 (9.4) [0.7]	202 (100.0)	
その他	3 (7.7) [1.8]	14 (35.9) [-0.6]	18 (46.2) [-0.3]	4 (10.3) [0.5]	39 (100.0)	
計	107 (2.9)	1,510 (40.6)	1,796 (48.3)	304 (8.2)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

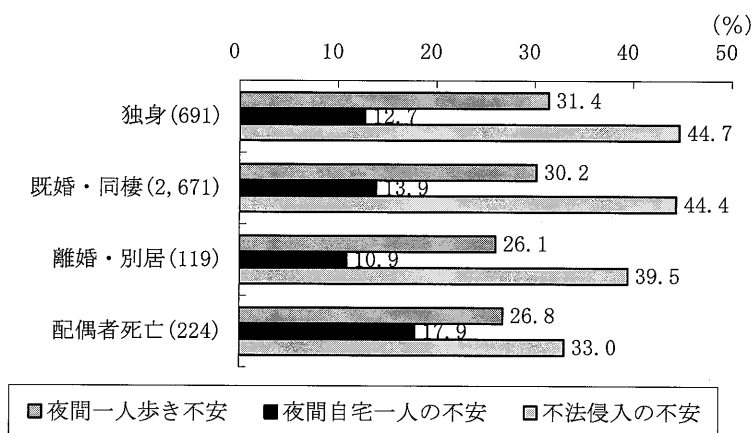
2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑨ 婚姻状況

独身の者に夜間の一人歩きに対する不安が、独身及び既婚・同棲の者に、不法侵入の被害に遭う不安及び自宅に夜間一人でいることの不安が、他の婚姻状況にある者よりも高い傾向が見られた(4-1-2-21図)。ただし、統計的な有意差が認められたのは、夜間の一人歩き及び自宅に夜間一人でいることに対する不安のみであった(4-1-2-22表, 4-1-2-23表)。

4-1-2-21図 婚姻状況別犯罪被害不安



4-1-2-22表 婚姻状況別夜間一人歩きの不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
独身	73 (10.6) [2.2]	401 (58.0) [-2.0]	180 (26.0) [-0.2]	37 (5.4) [2.5]	691 (100.0)	(m) p=0.021*
既婚・同棲	206 (7.7) [-2.8]	1,659 (62.1) [1.4]	714 (26.7) [0.9]	92 (3.4) [-1.6]	2,671 (100.0)	
離婚・別居	8 (6.7) [-0.7]	80 (67.2) [1.3]	28 (23.5) [-0.7]	3 (2.5) [-0.7]	119 (100.0)	
配偶者死亡	28 (12.5) [2.2]	136 (60.7) [-0.2]	53 (23.7) [-0.9]	7 (3.1) [-0.5]	224 (100.0)	
計	315 (8.5)	2,276 (61.4)	975 (26.3)	139 (3.8)	3,705 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準 5 % 以下で，「**」は有意水準 1 % 以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4-1-2-23表 婚姻状況別夜間自宅一人の不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
独身	177 (25.6) [5.2]	426 (61.6) [-3.6]	82 (11.9) [-0.7]	6 (0.9) [-0.7]	691 (100.0)	(m) p=0.001**
既婚・同棲	461 (17.3) [-3.6]	1,839 (68.9) [2.8]	343 (12.8) [0.4]	28 (1.0) [-0.5]	2,671 (100.0)	
離婚・別居	18 (15.1) [-1.0]	88 (73.9) [1.5]	11 (9.2) [-1.2]	2 (1.7) [0.6]	119 (100.0)	
配偶者死亡	36 (16.1) [-1.0]	148 (66.1) [-0.5]	35 (15.6) [1.3]	5 (2.2) [1.7]	224 (100.0)	
計	692 (18.7)	2,501 (67.5)	471 (12.7)	41 (1.1)	3,705 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

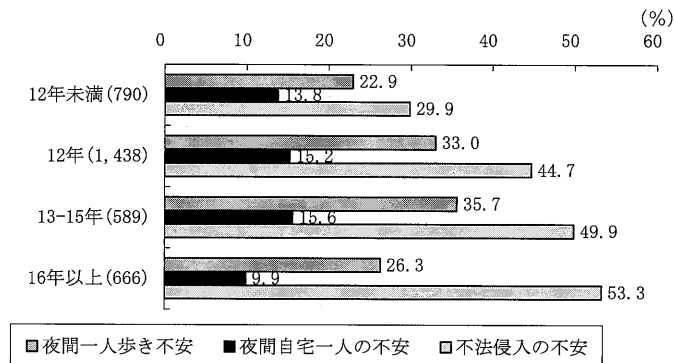
3 検定結果欄における「*」は有意水準 5 % 以下で，「**」は有意水準 1 % 以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑩ 教育年数

夜間の一人歩きに対する不安は、教育年数12年～15年の者で高く、自宅に夜間1人でいることの不安は、教育年数16年以上の者で低く、教育年数13年以上の者で、不法侵入の被害に遭う不安が高い傾向が見られる（4-1-2-24図）。これらは、いずれも統計的に有意であった（4-1-2-25表～4-1-2-27表）。

4-1-2-24図 教育年数別犯罪被害不安



4-1-2-25表 教育年数別夜間一人歩きの不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
12年未満	82 (10.4) [2.2]	527 (66.7) [3.3]	164 (20.8) [-4.0]	17 (2.2) [-2.6]	790 (100.0)	$\chi^2(9)=45.030$ $p=0.000^{**}$
12年	119 (8.3) [-0.3]	844 (58.7) [-3.0]	409 (28.4) [2.5]	66 (4.6) [2.4]	1,438 (100.0)	
13-15年	38 (6.5) [-1.9]	341 (57.9) [-2.1]	182 (30.9) [2.8]	28 (4.8) [1.5]	589 (100.0)	
16年以上	56 (8.4) [-0.1]	435 (65.3) [2.2]	158 (23.7) [-1.6]	17 (2.6) [-1.7]	666 (100.0)	
計	295 (8.5)	2,147 (61.6)	913 (26.2)	128 (3.7)	3,483 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 学生を除く。

4-1-2-26表 教育年数別夜間自宅一人の不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
12年未満	130 (16.5) [-1.3]	551 (69.7) [1.2]	98 (12.4) [-0.4]	11 (1.4) [0.8]	790 (100.0)	$\chi^2(9)=25.881$ $p=0.002^{**}$
12年	240 (16.7) [-1.7]	979 (68.1) [0.1]	200 (13.9) [1.6]	19 (1.3) [0.9]	1,438 (100.0)	
13-15年	103 (17.5) [-0.4]	394 (66.9) [-0.6]	86 (14.6) [1.4]	6 (1.0) [-0.3]	589 (100.0)	
16年以上	155 (23.3) [3.9]	445 (66.8) [-0.7]	63 (9.5) [-2.9]	3 (0.5) [-1.8]	666 (100.0)	
計	628 (18.0)	2,369 (68.0)	447 (12.8)	39 (1.1)	3,483 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 学生を除く。

4-1-2-27表 教育年数別不法侵入の不安

区 分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない	計	検定結果
12年未満	9 (1.1) [-3.4]	227 (28.7) [-7.9]	493 (62.4) [9.1]	61 (7.7) [-0.3]	790 (100.0)	$\chi^2(9)=124.418$ $p=0.000^{**}$
12年	48 (3.3) [1.1]	595 (41.4) [0.5]	646 (44.9) [-3.2]	149 (10.4) [4.3]	1,438 (100.0)	
13-15年	26 (4.4) [2.3]	268 (45.5) [2.5]	260 (44.1) [-2.1]	35 (5.9) [-2.0]	589 (100.0)	
16年以上	20 (3.0) [0.1]	335 (50.3) [5.5]	277 (41.6) [-3.7]	34 (5.1) [-3.1]	666 (100.0)	
計	103 (3.0)	1,425 (40.9)	1,676 (48.1)	279 (8.0)	3,483 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

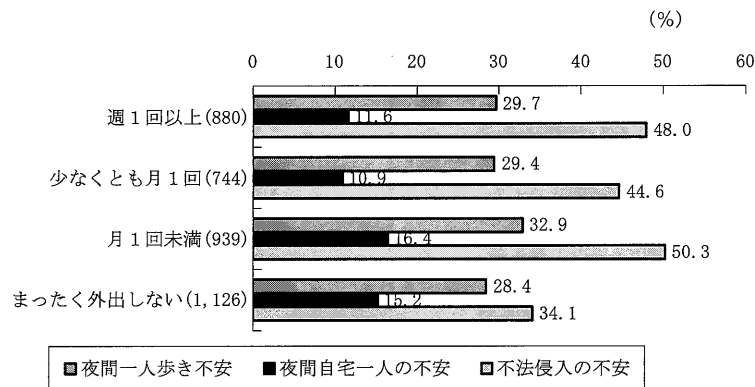
3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 学生を除く。

⑪ 夜間外出頻度

論理的には、夜間外出頻度の高い者は、夜間の一人歩きに対する不安が高く、外出頻度の低い者は、自宅に夜間一人でいることの不安及び不法侵入の被害に遭う不安が高い傾向が見られるのが自然である。しかし今回の調査結果によると、夜間外出頻度の高い者は、夜間一人でいることの不安及び不法侵入の被害に遭う不安ともに高く、他方、外出頻度の低い者は、それらに関する不安がいずれも低く（4-1-2-28図）、検定の結果、いずれも統計的な有意差が認められた。

4-1-2-28図 夜間外出頻度別犯罪被害不安



注 不詳の者を除く。

⑫ 犯罪被害の有無

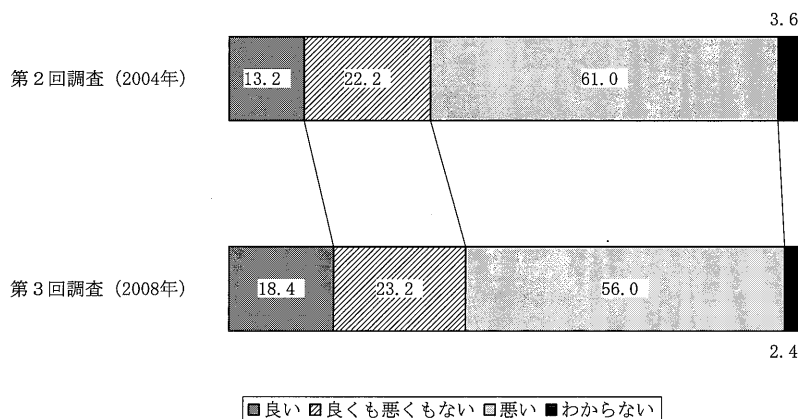
全犯罪被害、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害のすべてについて、それぞれ犯罪被害経験のある者は、ない者に比べて、3種類の犯罪不安すべてにおいて高い傾向が見られた。調査対象とした11種類の被害態様との関係では、一部を除いて、被害に遭った者は、犯罪不安が高い傾向が見られ、統計的に有意な場合も複数見られた。

第3節 日本全国の治安に関する認識

1 総説

治安に対する認識の経年変化を見ると、第2回調査に比べて第3回調査では、「良い」とする者の比率が5.2ポイント上昇し、その分「悪い」とする者の比率が低下した。しかし、依然として「悪い」とする者の比率は過半数を超えており、国民の治安に関する認識は依然厳しいことが分かる（4-1-3-1図）。

4-1-3-1図 現在の日本全国の治安に関する認識の経年比較



注 1 「良い」は、「とても良い」と「まあまあ良い」を合計したものであり、「悪い」は「やや悪い」と「とても悪い」を合計したものである。

また、治安が良い又は悪いと回答した理由は次のとおりである。両者の回答を比べると、設問内容に若干の相違はあるが、治安が良いとした回答者は、自分自身又は家族の実体験をもとに回答しているのに対して、治安が悪いとした回答者は、そのような体験ではなく、イメージないし報道を理由とする回答が圧倒多数を占め、実体験に基づいて悪いと回答した者は少なかった。

(1) 治安が良いと思う理由

複数選択回答については、①自分又は家族が犯罪被害に遭ったことがないから／遭いそうになったことがないから(60.1%)、②近所で犯罪が起こったという話を聞いたことがないから(48.0%)、③犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがないから(41.2%)の順であった（基礎集計表 Q27SQ 1 (1)）。

単一回答（最も大きな理由）については、1位（33.0%）と2位（20.0%）は、複数選択回答と同様の理由であるが、3位は、全体的に犯罪が少ない（と感じる）から（16.2%）となっている（基礎集計表 Q27SQ 1 (2)）。

(2) 治安が悪いと思う理由

複数選択回答については、①凶悪な犯罪が多い（と感じる）から（73.2%）、②犯罪の報

道によく接するから（71.9%）、③全体的に犯罪が多い（と感じる）から（67.9%）の順であった（基礎集計表 Q27SQ 2(1)）。

単一回答（最も大きな理由）についても順位は複数選択回答と同じで、1位（32.2%）、2位（29.2%）3位（25.5%）となっている（基礎集計表 Q27SQ 2(2)）。

2 居住地域における犯罪に対する不安と日本全国の治安に対する認識との関係

居住地域における犯罪に対する不安に関する指標である、①夜間の一人歩きに対する不安、②自宅に夜間一人でいることの不安及び③自宅において不法侵入の被害に遭う不安のいずれについても、日本全国の治安に対する認識との関係では同じ傾向が見られ、かつ、統計的に有意であった。すなわち、これら3つの居住地域における犯罪不安の認識を表す指標については、いずれも、不安がある（やや危ない、とても危ない、非常にあり得る、あり得る）とした回答者は、治安が「やや悪い」、「とても悪い」と判断する傾向にあり、他方、不安がない（少ない）とした回答者は、治安が「まあまあ良い」と判断する傾向が見られた（4-1-3-2表～4-1-3-4表）。

4-1-3-2表 夜間一人歩き不安と治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
夜間の一人 歩き・安全	25 (1.0) [1.0]	543 (21.4) [8.2]	633 (25.0) [2.5]	1,062 (41.9) [-4.6]	272 (10.7) [-6.0]	2,535 (100.0)	$\chi^2(4)=104.824$ $p=0.000^{**}$
夜間の一人 歩き・危険	7 (0.6) [-1.0]	109 (10.0) [-8.2]	231 (21.1) [-2.5]	549 (50.2) [4.6]	197 (18.0) [6.0]	1,093 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4-1-3-3表 夜間自宅一人不安と治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
夜間自宅 一人滞在・安全	31 (1.0) [1.8]	619 (19.8) [7.2]	759 (24.3) [1.7]	1,345 (43.1) [-4.1]	370 (11.8) [-4.8]	3,124 (100.0)	(m) p=0.000**
夜間自宅 一人滞在・危険	1 (0.2) [-1.8]	33 (6.5) [-7.2]	105 (20.8) [-1.7]	266 (52.8) [4.1]	99 (19.6) [4.8]	504 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4-1-3-4表 不法侵入不安と治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
不法侵入・ あり得ない	21 (1.2) [1.5]	365 (20.8) [4.1]	464 (26.5) [4.0]	707 (40.4) [-4.7]	194 (11.1) [-3.2]	1,751 (100.0)	$\chi^2(4)=49.528$ p=0.000**
不法侵入・ あり得る	11 (0.7) [-1.5]	246 (15.4) [-4.1]	329 (20.6) [-4.0]	775 (48.5) [4.7]	236 (14.8) [3.2]	1,597 (100.0)	
計	32 (1.0)	611 (18.2)	793 (23.7)	1,482 (44.3)	430 (12.8)	3,348 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 回答者の属性等と日本全国の治安に対する認識との関係

以下，属性等別に検討する。

① 都市規模

4-1-3-5表 都市規模別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
政令指定都市	11 (1.3) [1.4]	157 (18.3) [0.3]	214 (25.0) [0.9]	382 (44.6) [0.1]	93 (10.9) [-2.1]	857 (100.0)	$\chi^2(8)=14.866$ $p=0.062$
人口10万人超	10 (0.6) [-1.3]	254 (16.5) [-2.0]	376 (24.4) [0.7]	705 (45.7) [1.3]	198 (12.8) [-0.1]	1,543 (100.0)	
人口10万人以下	11 (0.9) [0.1]	241 (19.6) [1.9]	274 (22.3) [-1.5]	524 (42.7) [-1.5]	178 (14.5) [2.0]	1,228 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

② 住居形態

アパート／マンションに居住する者は，治安が「とても悪い」とする者が少なく，一戸建て住宅に居住する者は，それが多い。したがって，一戸建て住宅に居住する者の方が，犯罪不安が強い傾向が見られる（4-1-3-6表）。

4-1-3-6表 住居形態別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
アパート／ マンション	7 (1.1) [0.7]	110 (17.5) [-0.3]	188 (29.9) [4.0]	267 (42.5) [-1.0]	56 (8.9) [-3.3]	628 (100.0)	(m) p=0.003**
テラスハウス・ 長屋	— (0.0) [-0.8]	16 (20.5) [0.6]	17 (21.8) [-0.4]	33 (42.3) [-0.4]	12 (15.4) [0.7]	78 (100.0)	
一戸建て住宅	24 (0.8) [-0.6]	514 (17.8) [-0.5]	651 (22.5) [-3.5]	1,298 (45.0) [1.3]	400 (13.9) [3.3]	2,887 (100.0)	
その他	1 (2.9) [1.3]	12 (34.3) [2.5]	8 (22.9) [-0.1]	13 (37.1) [-0.9]	1 (2.9) [-1.8]	35 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

5 「その他」には，「公共の施設（病院，老人ホーム）」を含む。

③ 世帯人数

世帯人数2人において，治安が「とても悪い」とする者が多く，世帯人数5人以上において，それが少ない。また，世帯人数1人において，治安が「まあまあ良い」とする者が多い一方，世帯人数5人以上において，治安が「とても良い」とする者が，実数は別として，比較的多く，統計的有意差が認められた。それゆえ，世帯人数5人以上の場合，犯罪不安が低い傾向にあることがうかがわれる（4-1-3-7表）。

4-1-3-7表 世帯人数別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
1人	3 (1.1) [0.4]	54 (20.2) [1.0]	76 (28.5) [1.9]	99 (37.1) [-2.5]	35 (13.1) [0.1]	267 (100.0)	(m) p=0.003**
2人	3 (0.3) [-2.1]	165 (18.2) [0.2]	198 (21.8) [-1.7]	399 (43.9) [-0.4]	144 (15.8) [3.0]	909 (100.0)	
3人	4 (0.5) [-1.4]	148 (17.9) [-0.0]	191 (23.1) [-0.5]	368 (44.6) [0.1]	115 (13.9) [1.0]	826 (100.0)	
4人	9 (1.1) [0.8]	129 (15.9) [-1.7]	201 (24.8) [0.8]	375 (46.3) [1.2]	96 (11.9) [-1.0]	810 (100.0)	
5人以上	13 (1.6) [2.5]	156 (19.1) [1.0]	198 (24.3) [0.3]	370 (45.3) [0.6]	79 (9.7) [-3.1]	816 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

④ 世帯収入

4-1-3-8 表 世帯収入別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
300万円未満	1 (0.3) [-1.2]	57 (18.6) [-0.2]	77 (25.2) [0.8]	127 (41.5) [-0.9]	44 (14.4) [1.1]	306 (100.0)	(m) p=0.137
500万円未満	4 (0.8) [-0.3]	84 (17.8) [-0.8]	109 (23.1) [-0.2]	205 (43.5) [-0.2]	69 (14.6) [1.6]	471 (100.0)	
700万円未満	5 (1.2) [0.6]	80 (19.3) [0.1]	100 (24.2) [0.4]	171 (41.3) [-1.2]	58 (14.0) [1.0]	414 (100.0)	
1,000万円未満	1 (0.3) [-1.2]	55 (18.3) [-0.4]	69 (22.9) [-0.2]	148 (49.2) [2.0]	28 (9.3) [-1.9]	301 (100.0)	
1,000万円以上	6 (2.1) [2.1]	65 (22.3) [1.5]	63 (21.6) [-0.8]	133 (45.5) [0.6]	25 (8.6) [-2.3]	292 (100.0)	
計	17 (1.0)	341 (19.1)	418 (23.4)	784 (43.9)	224 (12.6)	1,784 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準 5 % 以下で，「**」は有意水準 1 % 以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑤ 防犯設備

4-1-3-9 表 防犯設備の有無別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
防犯設備なし	16 (1.0) [0.5]	288 (17.5) [-0.7]	407 (24.7) [1.2]	719 (43.7) [-0.7]	216 (13.1) [0.3]	1,646 (100.0)	$\chi^2(4)=2.132$ p=0.711
防犯設備あり	16 (0.8) [-0.5]	358 (18.4) [0.7]	447 (23.0) [-1.2]	872 (44.9) [0.7]	248 (12.8) [-0.3]	1,941 (100.0)	
計	32 (0.9)	646 (18.0)	854 (23.8)	1,591 (44.4)	464 (12.9)	3,587 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準 5 % 以下で，「**」は有意水準 1 % 以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 「回答拒否」を除く。

⑥ 男女別

女性の方が、統計的有意差をもって、男性よりも不安が高い（4-1-3-10表）。男性では、治安が「とても良い」、「まあまあ良い」とする者が多く、女性では、治安が「やや悪い」とする者が多い。

4-1-3-10表 男女別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
男性	23 (1.3) [2.8]	375 (21.7) [5.6]	412 (23.8) [0.0]	713 (41.2) [-3.7]	206 (11.9) [-1.7]	1,729 (100.0)	$\chi^2(4)=43.008$ $p=0.000^{**}$
女性	9 (0.5) [-2.8]	277 (14.6) [-5.6]	452 (23.8) [-0.0]	898 (47.3) [3.7]	263 (13.8) [1.7]	1,899 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑦ 年齢層

60歳以上の者に、治安が「とても悪い」とする者が多く、39歳以下の者については、治安は「良くも悪くもない」とする者が多く、いずれも、統計的な有意差が認められた（4-1-3-11表）。高齢者に、より犯罪不安が強い傾向が見られる。

4-1-3-11表 年齢層別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
39歳以下	14 (1.5) [2.2]	157 (16.4) [-1.5]	281 (29.3) [4.7]	408 (42.6) [-1.3]	98 (10.2) [-2.9]	958 (100.0)	$\chi^2(8)=47.940$ $p=0.000^{**}$
40-59歳	8 (0.7) [-1.0]	225 (18.4) [0.5]	282 (23.1) [-0.7]	571 (46.7) [2.0]	136 (11.1) [-2.3]	1,222 (100.0)	
60歳以上	10 (0.7) [-1.0]	270 (18.6) [0.9]	301 (20.8) [-3.5]	632 (43.6) [-0.7]	235 (16.2) [4.8]	1,448 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑧ 就業状況

主婦・主夫に、治安が「やや悪い」とする者が多く、学生に、治安が「やや悪い」及び「とても悪い」とする者が少ない。学生は、治安は「良くも悪くもない」とする者が、比較的多い。これらは、いずれも統計的に有意であった（４－１－３－１２表）。

４－１－３－１２表 就業状況別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
働いている	20 (1.0) [0.5]	383 (18.3) [0.6]	500 (23.9) [0.1]	928 (44.3) [-0.2]	265 (12.6) [-0.6]	2,096 (100.0)	(m) p=0.001**
主婦・主夫	1 (0.2) [-2.2]	98 (15.0) [-2.2]	140 (21.4) [-1.6]	314 (48.1) [2.1]	100 (15.3) [2.0]	653 (100.0)	
無職・定年退職等	5 (0.8) [-0.3]	130 (20.1) [1.6]	148 (22.9) [-0.6]	278 (43.0) [-0.8]	85 (13.2) [0.2]	646 (100.0)	
学生	5 (2.6) [2.6]	37 (19.0) [0.4]	68 (34.9) [3.7]	72 (36.9) [-2.2]	13 (6.7) [-2.7]	195 (100.0)	
その他	1 (2.6) [1.2]	4 (10.5) [-1.2]	8 (21.1) [-0.4]	19 (50.0) [0.7]	6 (15.8) [0.5]	38 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑨ 婚姻状況

独身の者に、治安が「とても悪い」とする者が少なく、既婚・同棲の者に、治安が「やや悪い」する者が多い傾向が見られた（４－１－３－13表）。

４－１－３－13表 婚姻状況別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
独身	10 (1.5) [1.9]	113 (16.9) [-0.9]	197 (29.4) [3.8]	281 (41.9) [-1.4]	69 (10.3) [-2.2]	670 (100.0)	(m) p=0.012*
既婚・同棲	20 (0.8) [-1.3]	474 (18.0) [-0.0]	591 (22.5) [-3.1]	1,194 (45.4) [2.0]	351 (13.3) [1.3]	2,630 (100.0)	
離婚・別居	－ (0.0) [-1.0]	20 (17.4) [-0.2]	31 (27.0) [0.8]	48 (41.7) [-0.6]	16 (13.9) [0.3]	115 (100.0)	
配偶者死亡	2 (1.0) [0.2]	45 (22.3) [1.6]	42 (20.8) [-1.0]	82 (40.6) [-1.1]	31 (15.3) [1.1]	202 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	861 (23.8)	1,605 (44.4)	467 (12.9)	3,617 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準５％以下で，「**」は有意水準１％以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑩ 教育年数

教育年数12年～15年の者で、治安が「やや悪い」又は「とても悪い」とする者が多く、教育年数12年未満及び教育年数16年以上の者で、治安が「まあまあ良い」とする者が多い傾向が見られた（４－１－３－14表）。

4-1-3-14表 教育年数別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
12年未満	5 (0.7) [-0.2]	153 (20.5) [2.0]	179 (23.9) [0.6]	302 (40.4) [-2.8]	109 (14.6) [1.1]	748 (100.0)	(m) p=0.000**
12年	9 (0.6) [-0.6]	229 (16.2) [-2.3]	331 (23.4) [0.2]	636 (44.9) [0.1]	210 (14.8) [2.2]	1,415 (100.0)	
13-15年	6 (1.0) [0.9]	80 (13.7) [-2.9]	139 (23.9) [0.4]	283 (48.6) [2.0]	74 (12.7) [-0.5]	582 (100.0)	
16年以上	5 (0.8) [0.1]	149 (22.6) [3.5]	140 (21.2) [-1.3]	304 (46.1) [0.8]	61 (9.3) [-3.4]	659 (100.0)	
計	25 (0.7)	611 (17.9)	789 (23.2)	1,525 (44.8)	454 (13.3)	3,404 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準 5 % 以下で，「**」は有意水準 1 % 以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 学生を除く。

⑪ 夜間外出頻度

4-1-3-15表 夜間外出頻度別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
週1回以上	13 (1.5) [2.2]	152 (17.5) [-0.4]	222 (25.6) [1.3]	382 (44.1) [-0.2]	98 (11.3) [-1.6]	867 (100.0)	$\chi^2(12)=18.119$ p=0.112
少なくとも 月1回	3 (0.4) [-1.5]	136 (18.6) [0.5]	179 (24.5) [0.4]	330 (45.1) [0.5]	83 (11.4) [-1.4]	731 (100.0)	
月1回未満	5 (0.5) [-1.3]	166 (17.9) [-0.0]	218 (23.5) [-0.3]	419 (45.2) [0.7]	118 (12.7) [-0.2]	926 (100.0)	
まったく 外出しない	11 (1.0) [0.5]	194 (18.0) [-0.0]	244 (22.6) [-1.2]	465 (43.1) [-1.0]	166 (15.4) [2.9]	1,080 (100.0)	
計	32 (0.9)	648 (18.0)	863 (23.9)	1,596 (44.3)	465 (12.9)	3,604 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準 5 % 以下で，「**」は有意水準 1 % 以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑫ 犯罪被害の有無

全犯罪被害及び世帯犯罪被害については、有意な差は認められなかった（4-1-3-16, 4-1-3-17表）。実数は少ないが、個人犯罪被害に遭遇した者は、統計的有意差をもって、治安が「とても悪い」とする者が多く、「まあまあ良い」とする者が少ない（4-1-3-18表）。これは、実体験に基づく判断であり、自然な結果であると考えられる。

4-1-3-16表 全犯罪被害の有無別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
全犯罪被害なし	22 (0.9) [0.2]	464 (19.0) [2.2]	595 (24.3) [1.0]	1,063 (43.4) [-1.7]	303 (12.4) [-1.4]	2,447 (100.0)	$\chi^2(4)=8.219$ p=0.084
全犯罪被害あり	10 (0.8) [-0.2]	188 (15.9) [-2.2]	269 (22.8) [-1.0]	548 (46.4) [1.7]	166 (14.1) [1.4]	1,181 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4-1-3-17表 世帯犯罪被害の有無別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
世帯犯罪被害 なし	23 (0.9) [0.2]	474 (18.6) [1.6]	616 (24.2) [0.9]	1,111 (43.7) [-1.3]	318 (12.5) [-1.1]	2,542 (100.0)	$\chi^2(4)=4.907$ p=0.297
世帯犯罪被害 あり	9 (0.8) [-0.2]	178 (16.4) [-1.6]	248 (22.8) [-0.9]	500 (46.0) [1.3]	151 (13.9) [1.1]	1,086 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4－1－3－18表 個人犯罪被害の有無別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
個人犯罪被害 なし	31 (0.9) [0.6]	633 (18.5) [3.2]	822 (24.0) [1.0]	1,517 (44.3) [－0.8]	425 (12.4) [－3.9]	3,428 (100.0)	(m) p=0.001**
個人犯罪被害 あり	1 (0.5) [－0.6]	19 (9.5) [－3.2]	42 (21.0) [－1.0]	94 (47.0) [0.8]	44 (22.0) [3.9]	200 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

第4節 犯罪不安・治安に対する認識に関する統計的解析

本節では、犯罪被害の不安や治安認識に対して、各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析と、CHAID(Chi-Squared Automatic Interaction Detection)分析を行う。説明変数は、第2編第3章と同様の属性変数に加え、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害の有無を使用した。目的変数は以下のとおりである。

・犯罪に対する不安の有無

夜間の一人歩きに対する不安、自宅に夜間一人でいることの不安

(「とても危ない」、「やや危ない」を1,「とても安全」、「まあまあ安全」を0)

不法侵入の不安

(「非常にあり得る」、「あり得る」を1,「まずあり得ない」を0)

・我が国の治安に関する認識

(「とても悪い」、「やや悪い」を1,「とても良い」、「まあまあ良い」、「良くも悪くもない」を0)

1 居住地域における犯罪に対する不安

ロジスティック回帰分析においては、「夜間の一人歩きに対する不安」、「自宅に夜間一人でいることの不安」及び「不法侵入の不安」に共通して影響を及ぼしている要因として、実際に世帯犯罪被害に遭ったことがあるということが採用された(4-1-4-1表～4-1-4-3表)。

4-1-4-1表 夜間の一人歩きに対する不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
性別	女 / (男)	0.702	0.077	83.067	0.000	2.018	1.735	2.347
年齢	39歳以下 / (60歳以上)	0.518	0.096	29.371	0.000	1.679	1.392	2.026
	40～59歳 / (60歳以上)	0.490	0.090	29.824	0.000	1.633	1.369	1.947
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.413	0.081	26.143	0.000	1.511	1.290	1.771
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.464	0.157	8.806	0.003	1.591	1.171	2.162
	定数	-1.714	0.081	443.462	0.000	0.180		

注 1 分析に使用したケース数は、3,540件である。

2 「都市規模」、「住居形態」、「世帯人数」、「防犯設備」、「就業状況」、「婚姻状況」、「教育年数」及び「夜間外出頻度」は、モデルに採用されなかった。

4-1-4-2 表 自宅に夜間一人でいることの不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート・長屋等)	0.270	0.131	4.214	0.040	1.310	1.012	1.695
性別	女 / (男)	0.739	0.104	50.917	0.000	2.093	1.709	2.564
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.343	0.103	11.148	0.001	1.410	1.152	1.724
	定数	-2.596	0.144	323.186	0.000	0.075		

注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。

2 分析に使用したケース数は、3,540件である。

3 「都市規模」, 「世帯人数」, 「防犯設備」, 「年齢」, 「就業状況」, 「婚姻状況」, 「教育年数」, 「夜間外出頻度」及び「個人犯罪被害」は、モデルに採用されなかった。

4-1-4-3 表 不法侵入の不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート・長屋等)	0.453	0.094	23.122	0.000	1.573	1.308	1.891
年齢	39歳以下 / (60歳以上)	0.483	0.111	19.052	0.000	1.621	1.305	2.013
	40～59歳 / (60歳以上)	0.522	0.096	29.901	0.000	1.686	1.398	2.033
就業状況	働いている / (無職・定年・主婦等)	0.244	0.087	7.830	0.005	1.276	1.076	1.514
	学生 / (無職・定年・主婦等)	-0.325	0.189	2.955	0.086	0.723	0.499	1.047
教育年数	13年以上 / (12年以下)	0.267	0.078	11.745	0.001	1.307	1.121	1.522
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.445	0.079	31.315	0.000	1.560	1.335	1.823
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.456	0.164	7.702	0.006	1.578	1.143	2.179
	定数	-1.150	0.110	109.156	0.000	0.317		

注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。

2 「教育年数」については、「学生」は「非該当」であるが、ロジスティック回帰分析を行う際には、「学生」を分析対象とするため、回答者の年齢から調査時の教育年数を推定して分析に加えている。

3 分析に使用したケース数は、3,254件である。

4 「都市規模」, 「世帯人数」, 「防犯設備」, 「性別」, 「婚姻状況」及び「夜間外出頻度」は、モデルに採用されなかった。

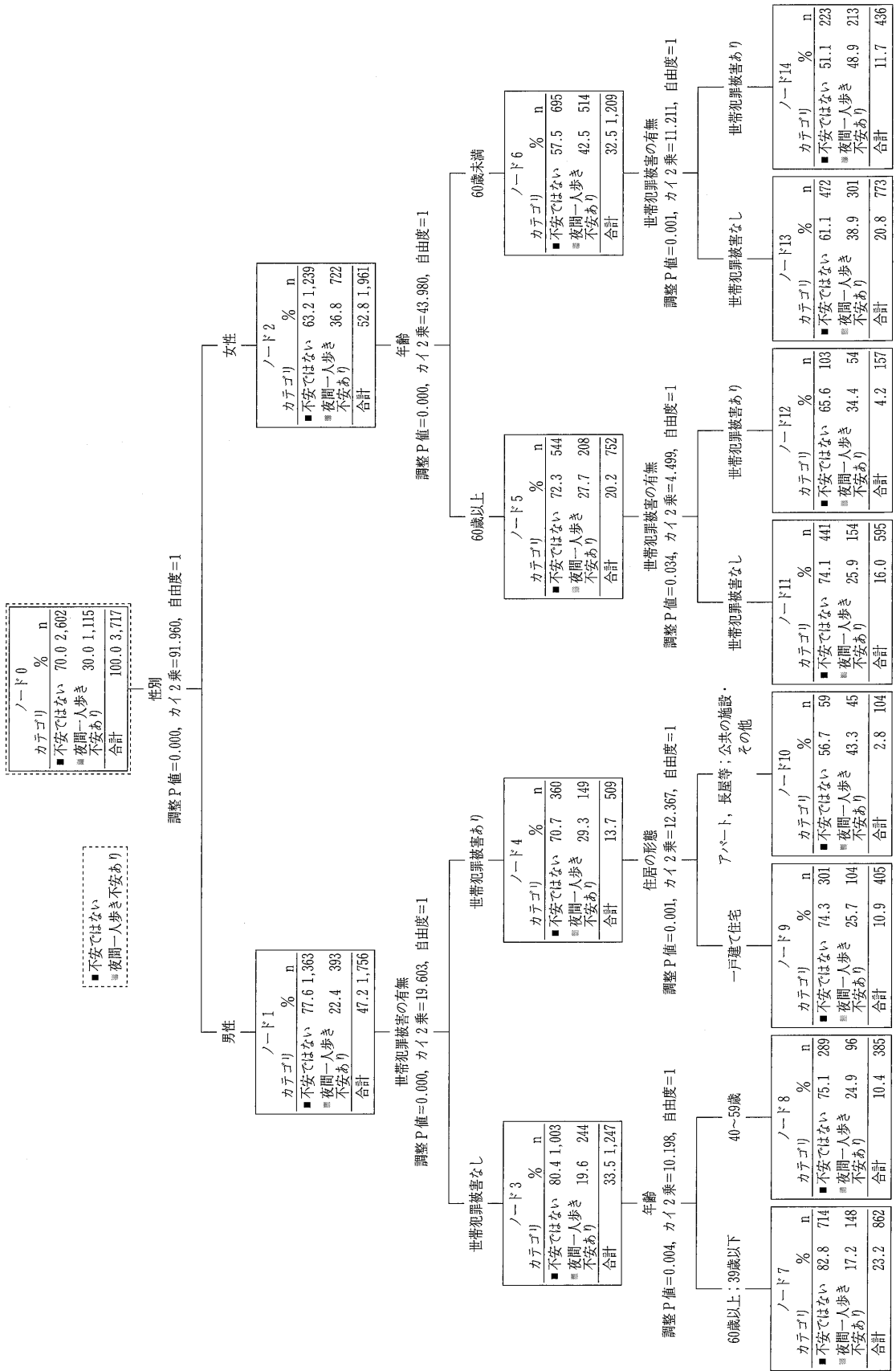
「夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人でいることへの不安」という夜間の犯罪被害に関しては、女性の方が、男性より不安を感じる傾向がある。

また、「夜間の一人歩きに対する不安」及び「不法侵入の不安」については、個人犯罪被害に遭った人や、60歳未満の人が、不安を感じやすい。「自宅に夜間一人でいること」、「不法侵入」という自宅に関する犯罪被害の不安については、「アパート・長屋等」に居住する人よりも、「一戸建て住宅」に居住する人の方が不安を感じる傾向がある。これは、世帯犯罪被害全体や自動車損壊、バイク・自転車盗において、「一戸建て住宅」よりも「アパート・長屋等」に居住している方が被害に遭う可能性が高いという、実際の犯罪被害の傾向とは逆の傾向を示しており、特徴的である。

CHAID分析においても、「夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人でいることへの不安」については、性別が最も影響を与える変数である（4-1-4-4図、4-1-4-5図）。夜間の一人歩きに不安を感じる人の比率が高いのは、「60歳未満の女性で世帯犯罪被害に遭った」人であった（48.9%が不安と回答。）。自宅に夜間一人でいることに不安を感じる人の比率が高いのは、「女性で世帯犯罪被害に遭った」人（21.1%が不安と回答。）であった。「不法侵入の不安」については、年齢が最も影響を与える変数となっており（60歳未満が不安を感じやすい。）、60歳未満のうち「一戸建て住宅」に居住し、世帯犯罪被害に遭ったことがある人に「不法侵入の不安」を感じる人の比率が最も高かった（61.6%が不安と回答。）（4-1-4-6図）。

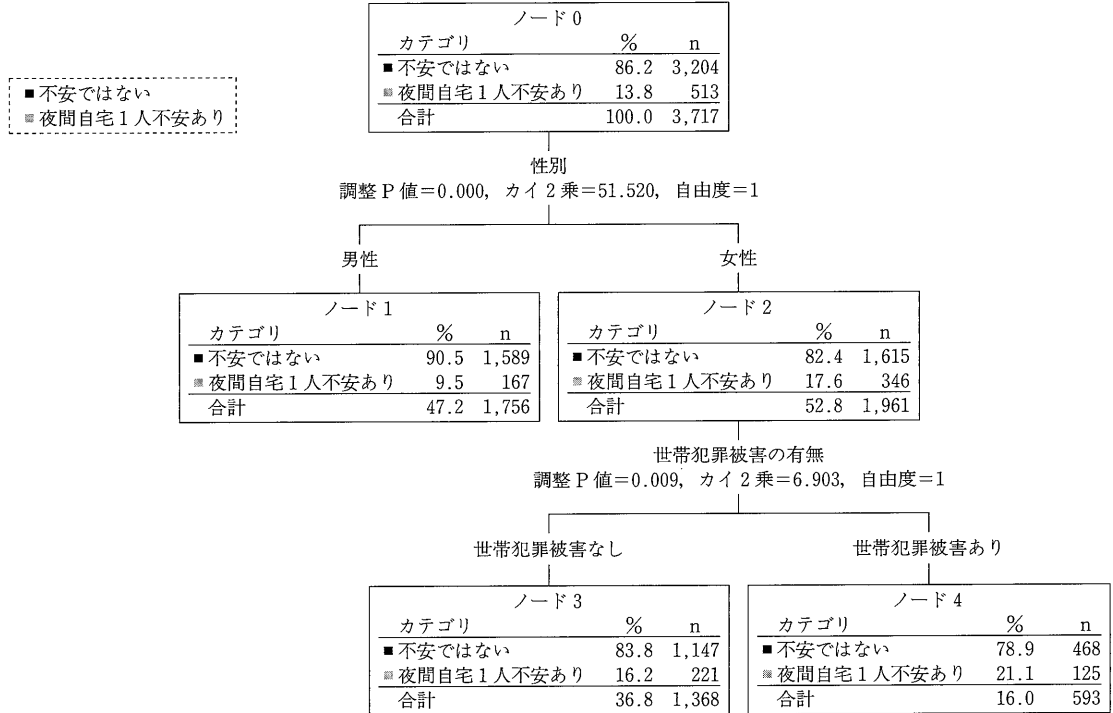
4-1-4-4 図 夜間の一人歩きに対する不安

夜間一人歩き不安

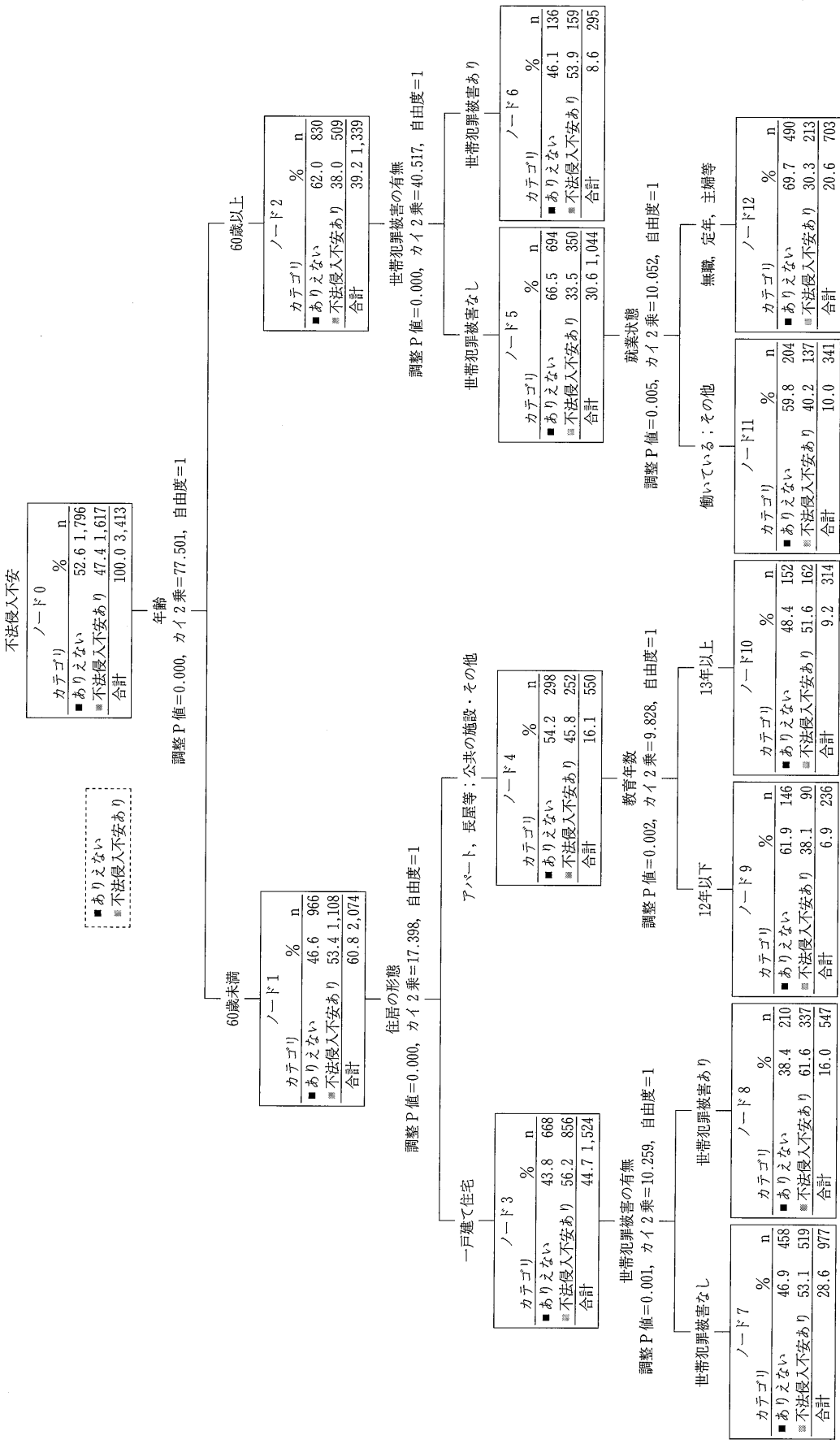


4-1-4-5 図 自宅に夜間一人でいることの不安

夜間自宅1人滞在不安



4-1-4-6図 不法侵入の不安



2 日本全国の治安に対する認識

ロジスティック回帰分析の結果、日本全国の治安について、①個人犯罪被害に遭った人、②「無職・定年・主婦等」（「学生」と比較）、③「一戸建て住宅」に居住する人（「アパート・長屋等」と比較）、④女性、⑤世帯犯罪被害に遭った人が、治安が「悪い」と認識する傾向がある（4-1-4-7表）。特に住居形態や就業状況については、実際の犯罪被害の傾向（一部の被害態様では、「アパート・長屋等」に居住する人、「学生」の方が犯罪被害に遭う可能性が高いことを示している。）と逆の認識を示していることが分かる。

CHAID分析で見ると、治安に対する認識に最も影響を与えるものとして、性別が挙げられている（4-1-4-8図）。「女性で個人犯罪被害に遭っている」人に治安を悪いと認識する人の比率が高い。また、女性で個人犯罪被害に遭っていない人の中では、「働いている」人、「主婦」及び「無職」の人などの方が、学生よりも治安が悪いと思っている比率が高い。逆に「40歳以上の男性で単身世帯」の人では、治安が良いと認識している人が多い。

4-1-4-7表 日本全国の治安に対する認識

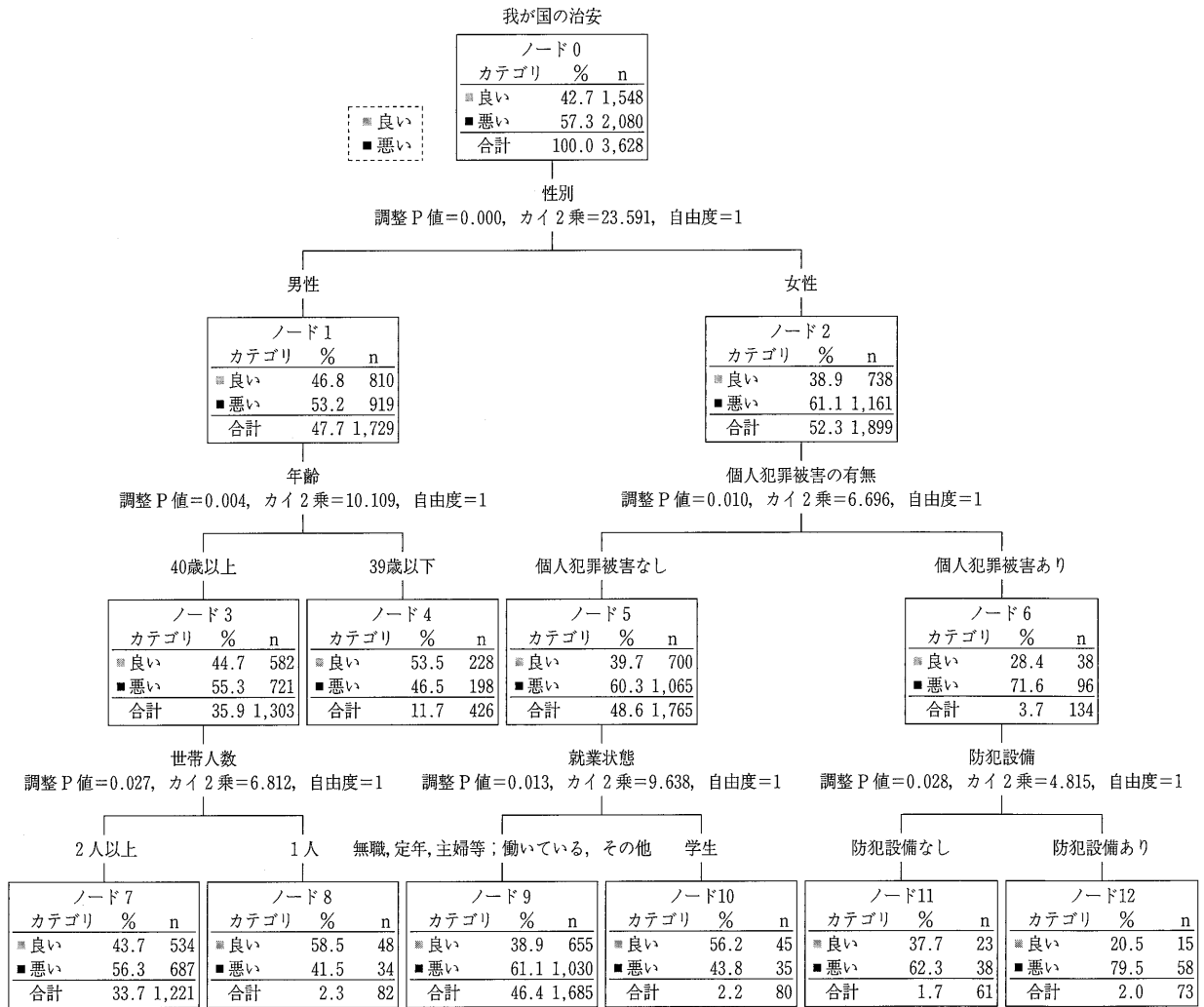
説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
住居形態	一戸建て ／(アパート・長屋等)	0.294	0.087	11.399	0.001	1.342	1.131	1.591
性別	女 ／(男)	0.277	0.071	15.110	0.000	1.319	1.147	1.517
就業状況	働いている ／(無職・定年・主婦等)	-0.063	0.076	0.687	0.407	0.939	0.809	1.090
	学生 ／(無職・定年・主婦等)	-0.716	0.162	19.662	0.000	0.489	0.356	0.671
世帯犯罪被害	あり ／(なし)	0.153	0.077	3.978	0.046	1.166	1.003	1.356
個人犯罪被害	あり ／(なし)	0.514	0.165	9.671	0.002	1.672	1.209	2.312
	定数	-0.087	0.106	0.680	0.409	0.917		

注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。

2 分析に使用したケース数は、3,462件である。

3 「都市規模」、「世帯人数」、「防犯設備」、「年齢」、「婚姻状況」、「教育年数」及び「夜間外出頻度」は、モデルに採用されなかった。

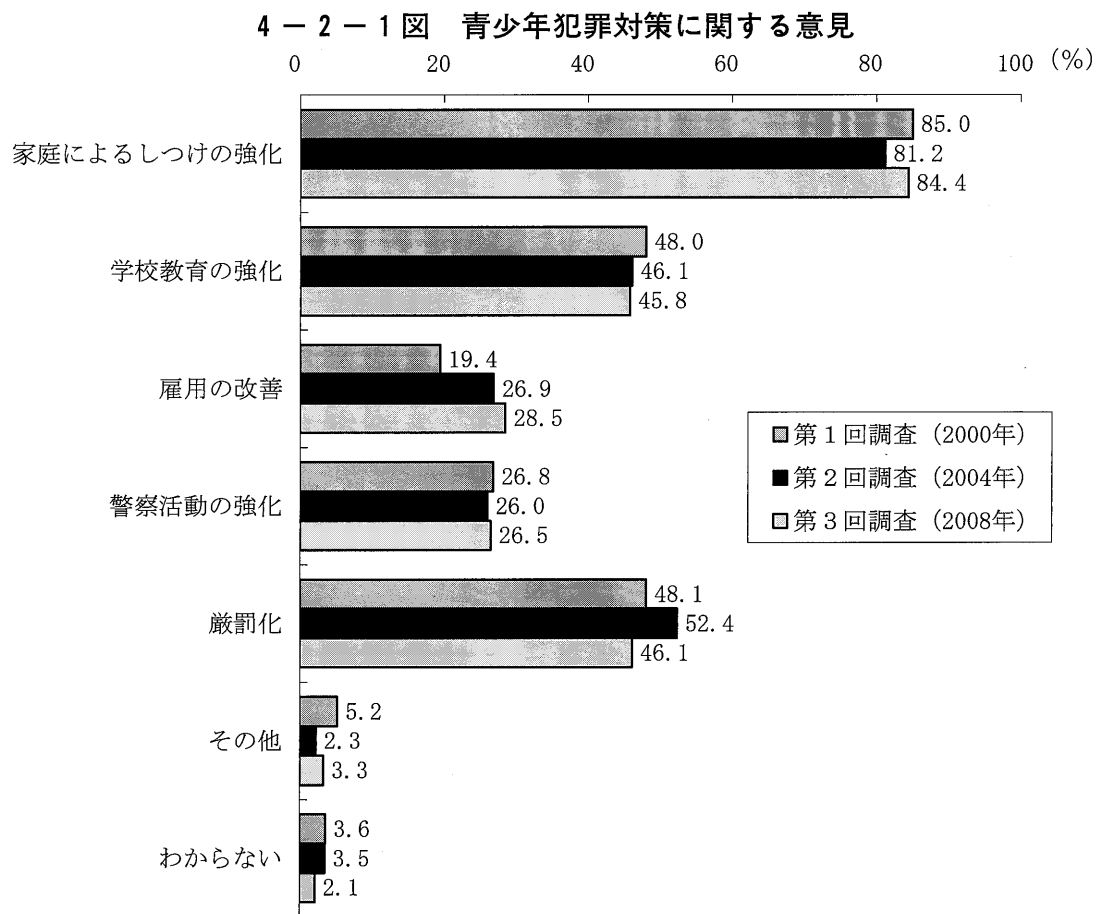
4-1-4-8 図 日本全国の治安に対する認識



第2章 青少年犯罪対策に関する意見

近年、日本においては、実数は少ないものの、青少年による重大犯罪が社会の耳目をしょう動させることがあり、2000年及び2007年の少年法等改正を経て、少年に関する制度の整備が図られてきた。

本調査では、継続的に、青少年による犯罪を減らすために最も効果的だと思われる措置等について調査してきた。その措置等に関して、最大3つまでの複数選択回答を求めた結果が4-2-1図（3回の調査の経年比較）及び4-2-2表である。



4-2-2表 青少年犯罪対策に関する意見

① 男女別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
男性	1,446 (82.3)	893 (50.9)	497 (28.3)	465 (26.5)	776 (44.2)	62 (3.5)	28 (1.6)	1,756
女性	1,692 (86.3)	808 (41.2)	562 (28.7)	520 (26.5)	939 (47.9)	60 (3.1)	50 (2.5)	1,961
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

② 年齢層別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
39歳以下	801 (82.0)	435 (44.5)	257 (26.3)	289 (29.6)	528 (54.0)	18 (1.8)	12 (1.2)	977
40～59歳	1,087 (87.5)	563 (45.3)	427 (34.4)	336 (27.1)	595 (47.9)	51 (4.1)	11 (0.9)	1,242
60歳以上	1,250 (83.4)	703 (46.9)	375 (25.0)	360 (24.0)	592 (39.5)	53 (3.5)	55 (3.7)	1,498
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

③ 就業状況別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
働いている	1,832 (86.3)	990 (46.6)	648 (30.5)	538 (25.3)	1,030 (48.5)	72 (3.4)	21 (1.0)	2,124
主婦・主夫	582 (86.7)	282 (42.0)	188 (28.0)	178 (26.5)	313 (46.6)	19 (2.8)	16 (2.4)	671
無職・定年	544 (79.9)	326 (47.9)	161 (23.6)	178 (26.1)	254 (37.3)	27 (4.0)	36 (5.3)	681
学生	154 (76.2)	86 (42.6)	50 (24.8)	82 (40.6)	96 (47.5)	2 (1.0)	5 (2.5)	202
その他	26 (66.7)	17 (43.6)	12 (30.8)	9 (23.1)	22 (56.4)	2 (5.1)	0 (0.0)	39
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

④ 婚姻関係別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
独身	546 (79.0)	310 (44.9)	185 (26.8)	212 (30.7)	346 (50.1)	15 (2.2)	15 (2.2)	691
既婚・同棲	2,308 (86.4)	1,246 (46.6)	784 (29.4)	692 (25.9)	1,216 (45.5)	94 (3.5)	40 (1.5)	2,671
離婚・別居	100 (84.0)	46 (38.7)	47 (39.5)	25 (21.0)	57 (47.9)	4 (3.4)	2 (1.7)	119
配偶者死亡	174 (77.7)	94 (42.0)	42 (18.8)	54 (24.1)	88 (39.3)	9 (4.0)	21 (9.4)	224
計	3,128	1,696	1,058	983	1,707	122	78	3,705

⑤ 教育年数別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
12年未満	624 (79.0)	340 (43.0)	175 (22.2)	190 (24.1)	297 (37.6)	20 (2.5)	47 (5.9)	790
12年	1,242 (86.4)	667 (46.4)	408 (28.4)	381 (26.5)	687 (47.8)	44 (3.1)	16 (1.1)	1,438
13～15年	513 (87.1)	285 (48.4)	187 (31.7)	163 (27.7)	305 (51.8)	22 (3.7)	3 (0.5)	589
16年以上	580 (87.1)	308 (46.2)	232 (34.8)	163 (24.5)	315 (47.3)	33 (5.0)	5 (0.8)	666
計	2,959	1,600	1,002	897	1,604	119	71	3,483

⑥ 夜間外出頻度別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
週1回以上	717 (81.5)	412 (46.8)	245 (27.8)	252 (28.6)	454 (51.6)	28 (3.2)	16 (1.8)	880
少なくとも 月1回	645 (86.7)	354 (47.6)	228 (30.6)	188 (25.3)	374 (50.3)	21 (2.8)	5 (0.7)	744
月1回未満	839 (89.4)	440 (46.9)	283 (30.1)	260 (27.7)	401 (42.7)	32 (3.4)	10 (1.1)	939
まったく 外出しない	920 (81.7)	485 (43.1)	292 (25.9)	278 (24.7)	475 (42.2)	40 (3.6)	44 (3.9)	1,126
計	3,121	1,691	1,048	978	1,704	121	75	3,689

⑦ 都市規模別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
政令 指定都市	720 (82.7)	379 (43.5)	258 (29.6)	253 (29.0)	429 (49.3)	25 (2.9)	13 (1.5)	871
人口 10万人超	1,343 (85.1)	724 (45.9)	472 (29.9)	406 (25.7)	725 (45.9)	54 (3.4)	34 (2.2)	1,578
人口 10万人以下	1,075 (84.8)	598 (47.2)	329 (25.9)	326 (25.7)	561 (44.2)	43 (3.4)	31 (2.4)	1,268
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

⑧ 住居形態別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
アパート／ マンション	526 (83.0)	273 (43.1)	186 (29.3)	160 (25.2)	309 (48.7)	17 (2.7)	5 (0.8)	634
テラスハウ ス・長屋	68 (82.9)	32 (39.0)	28 (34.1)	21 (25.6)	34 (41.5)	6 (7.3)	5 (6.1)	82
一戸建て 住宅	2,513 (84.8)	1,377 (46.4)	834 (28.1)	791 (26.7)	1,361 (45.9)	97 (3.3)	68 (2.3)	2,965
公共の施設 (病院, 老人 ホーム)	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2
その他	29 (85.3)	18 (52.9)	11 (32.4)	12 (35.3)	10 (29.4)	2 (5.9)	0 (0.0)	34
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

⑨ 世帯人数別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
1 人	220 (80.3)	125 (45.6)	78 (28.5)	61 (22.3)	127 (46.4)	8 (2.9)	9 (3.3)	274
2 人	808 (86.5)	433 (46.4)	250 (26.8)	227 (24.3)	395 (42.3)	27 (2.9)	18 (1.9)	934
3 人	707 (83.5)	375 (44.3)	268 (31.6)	241 (28.5)	379 (44.7)	27 (3.2)	17 (2.0)	847
4 人	704 (85.5)	367 (44.6)	244 (29.6)	222 (27.0)	401 (48.7)	26 (3.2)	16 (1.9)	823
5 人以上	699 (83.3)	401 (47.8)	219 (26.1)	234 (27.9)	413 (49.2)	34 (4.1)	18 (2.1)	839
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

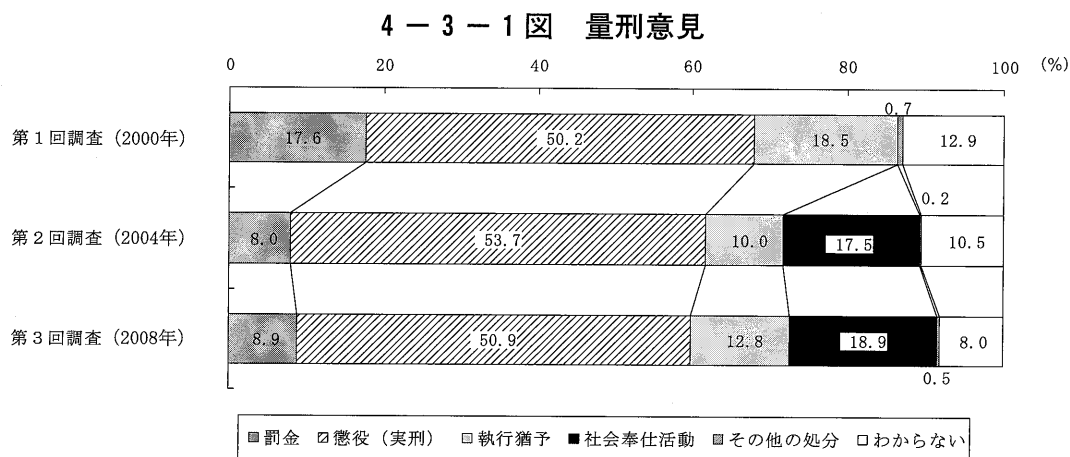
経年変化を見ると（４－２－１図），第１位と第２位は，しつけの強化と厳罰化であり，前２回の調査と順位の変更はない。しかし，今回は，第２回と比べて厳罰化が6.3ポイント減少し，第３位の学校教育の強化との差が0.4ポイントに縮小した。また，第４位は，雇用の改善であり，前回に続いて警察活動の強化を上回った。雇用の改善は，これまで３回の調査において一貫して増加しており，厳罰化の減少とも相まって，単なる締め付けではなく，定職に就くことなど，青少年を取り巻く環境の実質的な改善が，青少年犯罪の減少に効果的であるとの考え方が徐々に浸透してきたものと考えられる。

今回の調査結果について特徴的な点を概観すると（４－２－２表），年齢層では，40～59歳の働き盛りの層において，雇用の改善の支持率が他の年齢層に比べて高い（34.4％）。厳罰化については，39歳以下の層が最も厳しく（54.0％），以後加齢とともに，厳罰化の支持率は低下する。教育年数との関係では，厳罰化について12年以上の層とそれ未満の層で相違が見られ，前者では，ほぼ半数が厳罰化を支持している。それ以外の調査区分と意見との関係で，顕著な違いが見られたものはなかった。

第3章 量刑に関する意見

本調査では、継続的に、市民の犯罪者に対する処遇の意識について、具体的な設例を示して、それに対する刑事処分の在り方を調査してきた。設例の内容は、「21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。」となっている。

経年変化を見ると（4-3-1図）、今回は、実刑を選択した者が2.8ポイント減少し、他方、実刑以外の処分である罰金、執行猶予、社会奉仕活動を選択した者が増えた。特に、社会奉仕活動については、諸外国で広く普及しているが現在の日本の法制度には導入されていないものの、処分の選択肢として選んだ回答者が18.9%とほぼ5人に1人となっている点が注目される。



注 2000年調査においては、「社会奉仕活動」は選択肢に入っていない。

今回の調査結果について、以下、属性別及び属性間の関係で特徴的な点を概観する（4-3-2表及び4-3-6図）。

まず、属性間の関係で特徴的な点は、①39歳以下で、無職等であり、13年以上の教育歴の者は、実刑を選択した者が統計上有意に多い。②また、40～59歳で、人口10万人超の都市居住者であり、男性の場合、同様に実刑を選択した者が統計上有意に多い。③他方、60歳以上で、女性の場合、実刑を選択した者が統計上有意に少ない（4-3-6図）。

属性別に見た特徴は、次のとおりである（4-3-2表）。

- ① 男女別では、実刑を選択した者に差はなかったが、「わからない」とした者については、女性の方が統計上有意多かった。
- ② 年齢層では、60歳以上の層において、実刑を選択した者が、それ以外の年齢層に比

べて統計上有意に少なく、罰金及び社会奉仕活動を選択した者が、それ以外の年齢層に比べて統計上有意に多い。39歳以下の層では、60歳以上の層と逆の傾向が見られ、実刑を選択した者が統計上有意に多い。39歳以下の層の厳罰化傾向は、青少年犯罪対策における意見において、この年齢層に最も厳罰化の意見が多かったのと同じ傾向である。

- ③ 就業状態との関係では、働いている層に、実刑を選択した者が統計上有意に多く、罰金を選択した者が統計上有意に少ない。
- ④ 婚姻関係別では、独身の者に、実刑を選択した者が、既婚・同棲では社会奉仕を選択した者が、それぞれ統計上有意多く、配偶者死亡の場合、実刑を選択した者が、統計上有意に少ない。
- ⑤ 教育年数との関係では、12年未満の層において、実刑を選択した者が、それ以外の層に比べて統計上有意に少なく、罰金を選択した者が、統計上有意に多い。
- ⑥ 夜間外出頻度との関係では、週1回以上外出する者に、実刑を選択した者が多く、まったく外出しない者では、逆に実刑を選択した者が少ない（いずれも統計上有意）。この理由の解釈としては、前記のように、39歳以下で働いている層に、実刑を選択した者が統計上有意に多く、これらの者の生活形態としては週1回以上外出する者と重なり合う部分が少なくないと考えられることから、夜間外出頻度の高い者は、自分の安全に対して敏感である上、もともと実刑を支持しているので、厳罰化による治安維持を希望しているのではないかと考えられる。
- ⑦ 都市規模との関係では、人口10万人超の都市居住者において、社会奉仕を選択した者が、若干多い傾向が見られる。
- ⑧ 住居形態との関係では、実刑を選択した者が、アパート・マンション居住者では、統計上有意に多く、一戸建て住宅居住者では、逆に統計上有意に少ない。
- ⑨ 世帯人数との関係では、世帯人数4人の世帯において、実刑を選択した者が、統計上有意に多い。

4-3-2表 量刑意見

① 男女別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
男性	175 (10.0) [2.3]	907 (51.7) [0.8]	225 (12.8) [-0.0]	346 (19.7) [1.2]	9 (0.5) [0.5]	94 (5.4) [-5.7]	1,756 (100.0)	$\chi^2(5)=36.379$ $p=0.000^{**}$
女性	154 (7.9) [-2.3]	986 (50.3) [-0.8]	252 (12.9) [0.0]	356 (18.2) [-1.2]	8 (0.4) [-0.5]	205 (10.5) [5.7]	1,961 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

② 年齢層別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
39歳以下	82 (8.4) [-0.6]	574 (58.8) [5.7]	142 (14.5) [1.9]	131 (13.4) [-5.1]	3 (0.3) [-0.8]	45 (4.6) [-4.6]	977 (100.0)	(m) $p=0.000^{**}$
40～59歳	83 (6.7) [-3.3]	672 (54.1) [2.7]	159 (12.8) [-0.0]	258 (20.8) [2.1]	5 (0.4) [-0.4]	65 (5.2) [-4.5]	1,242 (100.0)	
60歳以上	164 (10.9) [3.7]	647 (43.2) [-7.8]	176 (11.7) [-1.6]	313 (20.9) [2.6]	9 (0.6) [1.1]	189 (12.6) [8.4]	1,498 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

③ 就業状況別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
働いている	161 (7.6) [-3.2]	1,149 (54.1) [4.5]	284 (13.4) [1.1]	421 (19.8) [1.7]	6 (0.3) [-1.8]	103 (4.8) [-8.3]	2,124 (100.0)	(m) p=0.000**
主婦・主夫	50 (7.5) [-1.4]	326 (48.6) [-1.3]	90 (13.4) [0.5]	121 (18.0) [-0.6]	3 (0.4) [-0.0]	81 (12.1) [4.2]	671 (100.0)	
無職・定年	84 (12.3) [3.5]	285 (41.9) [-5.2]	73 (10.7) [-1.8]	131 (19.2) [0.3]	8 (1.2) [3.1]	100 (14.7) [7.0]	681 (100.0)	
学生	29 (14.4) [2.8]	113 (55.9) [1.5]	25 (12.4) [-0.2]	22 (10.9) [-3.0]	0 (0.0) [-1.0]	13 (6.4) [-0.9]	202 (100.0)	
その他	5 (12.8) [0.9]	20 (51.3) [0.0]	5 (12.8) [-0.0]	7 (17.9) [-0.2]	0 (0.0) [-0.4]	2 (5.1) [-0.7]	39 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

④ 婚姻関係別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
独身	67 (9.7) [0.8]	379 (54.8) [2.3]	97 (14.0) [1.1]	103 (14.9) [-3.0]	2 (0.3) [-0.7]	43 (6.2) [-2.0]	691 (100.0)	(m) p=0.000**
既婚・同棲	228 (8.5) [-1.2]	1,359 (50.9) [-0.0]	347 (13.0) [0.5]	528 (19.8) [2.2]	14 (0.5) [0.9]	195 (7.3) [-2.7]	2,671 (100.0)	
離婚・別居	6 (5.0) [-1.5]	69 (58.0) [1.6]	12 (10.1) [-0.9]	26 (21.8) [0.8]	0 (0.0) [-0.8]	6 (5.0) [-1.2]	119 (100.0)	
配偶者死亡	28 (12.5) [2.0]	79 (35.3) [-4.8]	19 (8.5) [-2.0]	43 (19.2) [0.1]	1 (0.4) [-0.0]	54 (24.1) [9.1]	224 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,886 (50.9)	475 (12.8)	700 (18.9)	17 (0.5)	298 (8.0)	3,705 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑤ 教育年数別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
12年未満	99 (12.5) [4.7]	332 (42.0) [-5.5]	95 (12.0) [-0.9]	131 (16.6) [-2.3]	4 (0.5) [0.1]	129 (16.3) [9.6]	790 (100.0)	(m) p=0.000**
12年	115 (8.0) [-0.8]	744 (51.7) [1.1]	194 (13.5) [0.8]	277 (19.3) [-0.1]	5 (0.3) [-1.0]	103 (7.2) [-1.7]	1,438 (100.0)	
13～15年	34 (5.8) [-2.6]	326 (55.3) [2.5]	79 (13.4) [0.4]	119 (20.2) [0.6]	3 (0.5) [0.1]	28 (4.8) [-3.3]	589 (100.0)	
16年以上	47 (7.1) [-1.5]	362 (54.4) [2.1]	82 (12.3) [-0.5]	148 (22.2) [2.1]	5 (0.8) [1.1]	22 (3.3) [-5.0]	666 (100.0)	
計	295 (8.5)	1,764 (50.6)	450 (12.9)	675 (19.4)	17 (0.5)	282 (8.1)	3,483 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

5 学生を除く。

⑥ 夜間外出頻度別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
週1回以上	78 (8.9) [-0.1]	484 (55.0) [2.8]	130 (14.8) [2.0]	150 (17.0) [-1.7]	3 (0.3) [-0.6]	35 (4.0) [-5.0]	880 (100.0)	(m) p=0.000**
少なくとも 月1回	68 (9.1) [0.2]	391 (52.6) [1.0]	99 (13.3) [0.4]	149 (20.0) [0.8]	1 (0.1) [-1.5]	36 (4.8) [-3.5]	744 (100.0)	
月1回未満	77 (8.2) [-0.9]	469 (49.9) [-0.7]	117 (12.5) [-0.4]	188 (20.0) [1.0]	5 (0.5) [0.4]	83 (8.8) [1.2]	939 (100.0)	
まったく 外出しない	106 (9.4) [0.7]	534 (47.4) [-2.8]	128 (11.4) [-1.8]	212 (18.8) [-0.1]	8 (0.7) [1.5]	138 (12.3) [6.5]	1,126 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,878 (50.9)	474 (12.8)	699 (18.9)	17 (0.5)	292 (7.9)	3,689 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑦ 都市規模別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
政令指定都市	74 (8.5) [-0.4]	452 (51.9) [0.7]	111 (12.7) [-0.1]	168 (19.3) [0.3]	4 (0.5) [0.0]	62 (7.1) [-1.1]	871 (100.0)	(m) p=0.072
人口10万人超	130 (8.2) [-1.1]	808 (51.2) [0.3]	193 (12.2) [-0.9]	324 (20.5) [2.2]	4 (0.3) [-1.6]	119 (7.5) [-1.0]	1,578 (100.0)	
人口10万人以下	125 (9.9) [1.6]	633 (49.9) [-0.9]	173 (13.6) [1.1]	210 (16.6) [-2.6]	9 (0.7) [1.6]	118 (9.3) [2.0]	1,268 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑧ 住居形態別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
アパート/ マンション	40 (6.3) [-2.5]	363 (57.3) [3.5]	86 (13.6) [0.6]	112 (17.7) [-0.9]	2 (0.3) [-0.6]	31 (4.9) [-3.2]	634 (100.0)	(m) p=0.057
テラスハウス・ 長屋	7 (8.5) [-0.1]	38 (46.3) [-0.8]	7 (8.5) [-1.2]	17 (20.7) [0.4]	0 (0.0) [-0.6]	13 (15.9) [2.6]	82 (100.0)	
一戸建て住宅	279 (9.4) [2.4]	1,472 (49.6) [-3.1]	380 (12.8) [-0.1]	566 (19.1) [0.6]	15 (0.5) [0.9]	253 (8.5) [2.2]	2,965 (100.0)	
公共の施設 (病院, 老人 ホーム)	0 (0.0) [-0.4]	2 (100.0) [1.4]	0 (0.0) [-0.5]	0 (0.0) [-0.7]	0 (0.0) [-0.1]	0 (0.0) [-0.4]	2 (100.0)	
その他	3 (8.8) [-0.0]	18 (52.9) [0.2]	4 (11.8) [-0.2]	7 (20.6) [0.3]	0 (0.0) [-0.4]	2 (5.9) [-0.5]	34 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑨ 世帯人数別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
1 人	23 (8.4) [-0.3]	125 (45.6) [-1.8]	40 (14.6) [0.9]	46 (16.8) [-0.9]	1 (0.4) [-0.2]	39 (14.2) [3.9]	274 (100.0)	(m) p=0.039*
2 人	80 (8.6) [-0.4]	465 (49.8) [-0.8]	118 (12.6) [-0.2]	182 (19.5) [0.5]	4 (0.4) [-0.2]	85 (9.1) [1.4]	934 (100.0)	
3 人	70 (8.3) [-0.7]	429 (50.6) [-0.2]	101 (11.9) [-0.9]	179 (21.1) [1.9]	4 (0.5) [0.1]	64 (7.6) [-0.6]	847 (100.0)	
4 人	71 (8.6) [-0.3]	448 (54.4) [2.3]	107 (13.0) [0.2]	134 (16.3) [-2.2]	4 (0.5) [0.1]	59 (7.2) [-1.0]	823 (100.0)	
5 人以上	85 (10.1) [1.5]	426 (50.8) [-0.1]	111 (13.2) [0.4]	161 (19.2) [0.3]	4 (0.5) [0.1]	52 (6.2) [-2.2]	839 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

次に、犯罪不安と量刑意見の関係について分析する（4-3-3表から3-5表）。

夜間の一人歩き不安と量刑意見の関係を見ると、とても安全、まあまあ安全とする者に、罰金を選択した者が統計上有意に多く、やや危ない、とても危ないとする者に実刑を選択した者が統計上有意に多い。しかし、夜間の一人歩き不安の程度とは関係なく、実刑を選択した者は、回答者の過半数を超えており(50.9%)、その意味で、犯罪不安の程度以上に実刑が選択される傾向が見られる。

4－3－3表 夜間一人歩きの不安と量刑意見

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
とても安全	39 (12.3) [2.3]	153 (48.3) [-1.0]	35 (11.0) [-1.0]	62 (19.6) [0.3]	1 (0.3) [-0.4]	27 (8.5) [0.3]	317 (100.0)	(m) p=0.000**
まあまあ安全	220 (9.6) [2.1]	1,100 (48.1) [-4.3]	303 (13.3) [1.0]	453 (19.8) [1.8]	13 (0.6) [1.3]	196 (8.6) [1.5]	2,285 (100.0)	
やや危ない	66 (6.8) [-2.7]	552 (56.6) [4.1]	129 (13.2) [0.4]	160 (16.4) [-2.3]	3 (0.3) [-0.8]	66 (6.8) [-1.7]	976 (100.0)	
とても危ない	4 (2.9) [-2.5]	88 (63.3) [3.0]	10 (7.2) [-2.0]	27 (19.4) [0.2]	— (0.0) [-0.8]	10 (7.2) [-0.4]	139 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

夜間自宅に一人でいることの不安を示す「夜間自宅一人の不安」と量刑意見との関係では、まあまあ安全とする者に、執行猶予を選択した者が統計上有意に多い。

4-3-4表 夜間自宅一人の不安と量刑意見

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
とても安全	70 (10.1) [1.3]	374 (53.9) [1.7]	71 (10.2) [-2.3]	133 (19.2) [0.2]	2 (0.3) [-0.7]	44 (6.3) [-1.8]	694 (100.0)	(m) p=0.027*
まあまあ安全	228 (9.1) [0.7]	1,242 (49.5) [-2.5]	342 (13.6) [2.1]	481 (19.2) [0.6]	13 (0.5) [0.8]	204 (8.1) [0.3]	2,510 (100.0)	
やや危ない	28 (5.9) [-2.4]	257 (54.4) [1.6]	60 (12.7) [-0.1]	77 (16.3) [-1.5]	1 (0.2) [-0.8]	49 (10.4) [2.0]	472 (100.0)	
とても危ない	3 (7.3) [-0.3]	20 (48.8) [-0.3]	4 (9.8) [-0.6]	11 (26.8) [1.3]	1 (2.4) [1.9]	2 (4.9) [-0.7]	41 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

最後に、不法侵入の不安と量刑意見の関係では、あり得る、非常にあり得るとした者に、実刑を選択した者が統計上有意に多かった。他方、まずあり得ないとした者に、罰金を選択した者が統計上有意に多かった。

4－3－5表 不法侵入の不安と量刑意見

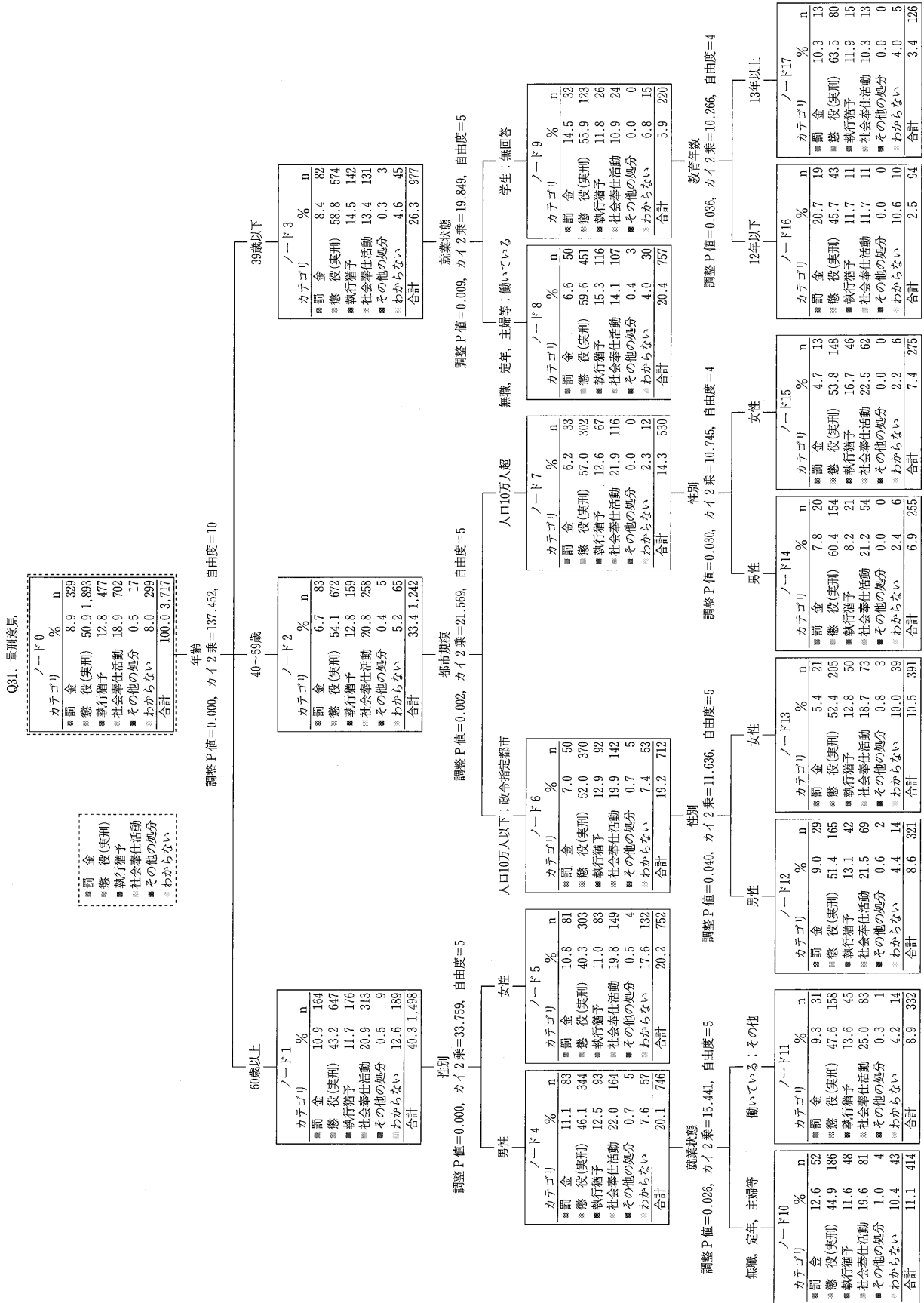
区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
非常に あり得る	7 (6.5) [-0.9]	70 (65.4) [3.0]	10 (9.3) [-1.1]	14 (13.1) [-1.6]	2 (1.9) [2.2]	4 (3.7) [-1.7]	107 (100.0)	(m) p=0.000**
あり得る	119 (7.9) [-1.7]	824 (54.6) [3.7]	188 (12.5) [-0.6]	313 (20.7) [2.4]	8 (0.5) [0.5]	58 (3.8) [-7.8]	1,510 (100.0)	
まず あり得ない	176 (9.8) [2.0]	855 (47.6) [-3.9]	246 (13.7) [1.5]	336 (18.7) [-0.3]	6 (0.3) [-1.1]	177 (9.9) [3.9]	1,796 (100.0)	
わからない	27 (8.9) [0.0]	144 (47.4) [-1.3]	33 (10.9) [-1.1]	39 (12.8) [-2.8]	1 (0.3) [-0.3]	60 (19.7) [7.8]	304 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 ()内は、構成比であり，[]内は，調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4-3-6図 量刑意見に関する決定木



お わ り に

今回の調査では、犯罪被害者等基本計画に基づいて、犯罪被害の実態をより詳細に調査するため、調査サンプル数を前2回の倍としたほか、性的事件については、初めて性別を問わず全員に被害調査を実施した。

その結果、性的事件については、75件（3,717人の2.0%）の被害が報告され、うち4件は、男性を被害者とするものであった。第2回調査が、女性のみを対象として27件（1,099人の2.5%）の被害報告であったのと比べて、被害率は減少しているが、被害報告数は増加し、被害の状況について、より詳細な情報が得られた。

また、暴行・脅迫の被害に関しては、今回の調査において、被害者の年齢と被害の態様から判断して高齢者虐待を推測させる事例や、被害者と加害者の関係、被害場所及び被害の態様から判断してドメスティック・バイオレンスを推測させる事例が見られた。これらは、いずれも暗数化しやすい犯罪の典型であり、それらについても、調査サンプル数の増加によって、ある程度の情報が得られるようになった。

犯罪被害全体については、日本国内を対象に法務省が4年ごとに実施している第1回調査（2000年）から今回まで、一貫して減少していることが確認された。しかし、回答者の犯罪不安は依然強く、第2回調査（2004年）より若干改善したものの、日本全体における治安に関する認識では、「悪い」とする者の比率が過半数を超えている。これが、具体的設例に対する処分を調査する「量刑に対する意見」において、過半数（50.9%）が実刑を選択するという厳罰化の要請の一つの背景となっていると推測される。しかし、日本は、英米独仏との比較において、主要な犯罪の人口10万人当たりの発生率は、過去一貫して低く（各年の犯罪白書「諸外国の犯罪動向との対比」参照）、日本国内を対象とした第1回調査及び第2回調査に対応するICVSの第4回及び第5回の調査結果を踏まえた国際比較においても、日本はほとんどの犯罪被害について、最も低いレベルにある。しかしながら、ICVSの調査結果を踏まえた国際比較における「量刑に対する意見」において日本はメキシコ（日本よりもはるかに犯罪被害率が高い）に次いで実刑を選択した者が多い（研究部報告39号、2008）。

このような犯罪不安の認識と現実の犯罪被害実態との乖離傾向については、ロジスティック回帰分析においても確認されている。例えば、居住地域における犯罪に対する不安の中で、「自宅に夜間一人でいること」、「不法侵入の不安」という自宅に関する犯罪不安については、「一戸建て住宅」に居住する人の方が、他の居住形態の人に比べ不安が高い。しかし、実際に世帯犯罪被害全体や自動車損壊、バイク・自転車盗、個人に対する窃盗の被害を受ける可能性は、「一戸建て住宅」よりも「アパート・長屋等」に居住している人の方が高い。このような逆転現象は、日本全国における治安に関する認識においても見られ

る。例えば、「一戸建て住宅」に居住する人、「無職・定年・主婦等」の人の方が、治安を「悪い」と認識する傾向が強いが、実際に犯罪被害に遭う可能性が高いのは、「アパート・長屋等」に居住する人、「学生」である。

以上をまとめると、このような認識と実態のずれによって、①日本における犯罪不安の高さや厳罰化志向が維持されている面が見られる一方で、②逆に実際に犯罪被害に遭う可能性が高い人が防犯対策や用心を十分にしない結果、更なる犯罪被害を受けている可能性も考えられる。①については、日本における犯罪被害の実態について、諸外国との比較も含めて市民への正確な情報提供を続けること、②については、犯罪被害を受けやすい人に対する対応強化による犯罪予防(target hardening)のための施策を考える場合、このような点に配慮した重点の置き方の調整が検討される必要があるだろう。

一般国民を対象とした調査は、種々の事情により、年々難しくなっている。犯罪被害実態（暗数）調査についても、第1回から今回まで、有効回収率は一貫して低下している。今回は、その点を予想して、インターネットや雑誌等による事前広報に力を注いだほか、調査対象者本人に対しても、予告文書の送付、及び調査員の訪問時に、調査の意義・内容・過去の調査結果の概要に関する説明資料の配付等を充実させるなど、限られた予算の中で有効回収率の維持に最大限の工夫を凝らした。犯罪被害実態（暗数）調査は、本書冒頭で述べた英米のように、できるだけ大規模でかつ定期的（現在、英米ともに毎年実施している。）に実施することが、認知件数統計との比較において重要である。

今後も、日本における犯罪被害実態（暗数）調査が継続的に実施され、本書で一端を紹介した点等も含めて、効果的な刑事政策に有用な資料を提供し続けることができることを願っている。

第 5 編

参考資料

- 1 基礎集計表
- 2 第 3 回犯罪被害実態調査票
- 3 第 3 回犯罪被害実態調査票（自記式記入票）

1 基礎集計表

Q1 回答者の性別

総 数	男 性	女 性
3,717	1,756 (47.2)	1,961 (52.8)

Q2 過去5年間の、世帯における自動車に関する犯罪被害

世帯の自動車の所有の有無

総 数	あ り	な し
3,717	3,128 (84.2)	589 (15.8)

SQ1 世帯の自動車の所有台数

総 数	1 台	2 台	3 台	4 台	5 台以上
3,128	1,249 (39.9)	1,004 (32.1)	503 (16.1)	232 (7.4)	140 (4.5)

SQ2 自動車盗の被害の有無

総 数	あ り	な し	わからない
3,128	27 (0.9)	3,096 (99.0)	5 (0.2)

SQ3 車上盗の被害の有無

総 数	あ り	な し	わからない
3,128	162 (5.2)	2,956 (94.5)	10 (0.3)

SQ4 自動車損壊の被害の有無

総 数	あ り	な し	わからない
3,128	398 (12.7)	2,710 (86.6)	20 (0.6)

Q3 過去5年間の、世帯におけるバイクに関する犯罪被害

世帯のバイクの所有の有無

総 数	あ り	な し
3,717	852 (22.9)	2,865 (77.1)

SQ1 世帯のバイクの所有台数

総 数	1 台	2 台	3 台	4 台	5 台以上
852	662 (77.7)	141 (16.5)	30 (3.5)	15 (1.8)	4 (0.5)

SQ 2 バイク盗の被害の有無

総 数	あ り	な し	わからない
852	58 (6.8)	789 (92.6)	5 (0.6)

Q 4 過去 5 年間の、世帯における自転車に関する犯罪被害**世帯の自転車の所有の有無**

総 数	あ り	な し
3,717	2,877 (77.4)	840 (22.6)

SQ 1 世帯の自転車の所有台数

総 数	1 台	2 台	3 台	4 台	5 台以上
2,877	1,025 (35.6)	942 (32.7)	552 (19.2)	222 (7.7)	136 (4.7)

SQ 2 自転車盗の被害の有無

総 数	あ り	な し	わからない
2,877	503 (17.5)	2,371 (82.4)	3 (0.1)

Q 5 過去 5 年間の、世帯における不法侵入の被害

総 数	あ り	な し	わからない
3,717	148 (4.0)	3,548 (95.5)	21 (0.6)

Q 6 過去 5 年間の、世帯における不法侵入未遂の被害

総 数	あ り	な し	わからない
3,717	117 (3.1)	3,555 (95.6)	45 (1.2)

Q 7 過去 5 年間の、強盗の被害

総 数	あ り	な し	わからない
3,717	32 (0.9)	3,671 (98.8)	14 (0.4)

Q 8 過去 5 年間の、個人に対する窃盗の被害

総 数	あ り	な し	わからない
3,717	64 (1.7)	3,632 (97.7)	21 (0.6)

Q9 過去5年間の、暴行・脅迫の被害

総 数	あ り	な し	わからない
3,717	57 (1.5)	3,640 (97.9)	20 (0.5)

注 女性に対する性的暴力被害を含めない。

Q10 自動車盗の被害に関する詳細**被害に遭った時期**

総 数	今 年	昨 年 (2007年)	それ以前	わからない／ 思い出せない
27	1 (3.7)	5 (18.5)	19 (70.4)	2 (7.4)

注 1 Q2-SQ2で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年(2007年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5回以上	わからない
5	4 (80.0)	—	1 (20.0)	—	—	—

注 前問で「昨年(2007年)」とした者のみが回答

SQ2 被害場所

総 数	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他国内	国 外	わからない
27	9 (33.3)	11 (40.7)	1 (3.7)	3 (11.1)	2 (7.4)	—	1 (3.7)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ3 盗難車が戻ったかどうか

総 数	は い	いいえ
27	12 (44.4)	15 (55.6)

SQ4 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
27	23 (85.2)	3 (11.1)	1 (3.7)

SQ 5 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めるため	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない
23	18(78.3)	6(26.1)	17(73.9)	10(43.5)	15(65.2)	11(47.8)	3(13.0)	3(13.0)	—	—

- 注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 6 捜査機関の対応への満足度

総数	はい	いいえ	わからない
23	14(60.9)	8(34.8)	1(4.3)

- 注 SQ 4で「はい」とした者のみが回答

SQ 7 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の盗まれたものを取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった	到着するのが遅かった	その他	わからない
8	5(62.5)	—	5(62.5)	1(12.5)	2(25.0)	2(25.0)	1(12.5)	1(12.5)	—

- 注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 8 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない／損失がない／たいたいことではない	自分で解決した／犯人を知っていた	捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていない
3	—	—	—	1(33.3)	1(33.3)	—

捜査機関は何もできない／証拠がない	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない	(復讐の恐れから)あえてしない	その他	わからない
1(33.3)	—	—	1(33.3)	1(33.3)	—

- 注 1 SQ 4で「いいえ」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ9 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない
27	17 (63.0)	7 (25.9)	3 (11.1)

Q11 車上盗の被害に関する詳細

被害に遭った時期

総 数	今 年	昨 年 (2007年)	それ以前	わからない／ 思い出せない
162	3 (1.9)	26 (16.0)	125 (77.2)	8 (4.9)

注 1 Q2-SQ3で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年（2007年）」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない
26	25 (96.2)	1 (3.8)	—	—	—	—

注 前問で「昨年（2007年）」とした者のみが回答

SQ2 被害場所

総 数	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他国内	国 外	わからない
162	51 (31.5)	45 (27.8)	34 (21.0)	14 (8.6)	11 (6.8)	—	7 (4.3)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ3 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
162	108 (66.7)	47 (29.0)	7 (4.3)

SQ 4 捜査機関に届け出た理由

総 数	盗まれたもの を取り戻すた め	保険金を得る ため	犯罪は捜査機 関に届け出る べきだから	重大な事件だ から	犯人を捕まえ てほしいから ／処罰してほ しいから
108	60 (55.6)	10 (9.3)	67 (62.0)	10 (9.3)	58 (53.7)

再発を防ぐた め	助けを求める ため	犯人からの弁 償を得るため	その他	わからない
56 (51.9)	4 (3.7)	13 (12.0)	10 (9.3)	—

- 注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 5 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
108	61 (56.5)	34 (31.5)	13 (12.0)

- 注 SQ 3 で「はい」とした者のみが回答

SQ 6 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処を してくれな かった	関心を持って 聞いてくれな かった	犯人を見つけ てくれなかつ た又は捕まえ てくれなかつ た	自分の盗まれ たものを取り 戻してくれな かった	十分な経過通 知をしてくれ なかった	適切な扱いを 受けなかった ／失礼だった
34	17 (50.0)	2 (5.9)	16 (47.1)	13 (38.2)	14 (41.2)	5 (14.7)

到着するのが 遅かった	その他	わからない
2 (5.9)	7 (20.6)	—

- 注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ7 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／た いしたことではない	自分で解決し た／犯 人 を 知っていた	捜査機関には 向かない問題 だった／捜査 機関は必要ない	代わりに別の 機関に知らせ た	家族が解決し た	保険に入っ ていない
47	35 (74.5)	1 (2.1)	1 (2.1)	2 (4.3)	1 (2.1)	1 (2.1)

捜査機関は何 もできない／ 証拠がない	捜査機関は何 もしてくれな い	捜査機関が怖 い／嫌い／捜 査 機 関 に 関 わってほしく ない	(復讐の恐れ から) あえて しない	その他	わからない
11 (23.4)	3 (6.4)	—	—	7 (14.9)	—

注 1 SQ3で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ8 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大 ではない
162	35 (21.6)	73 (45.1)	54 (33.3)

Q12 自動車損壊の被害に関する詳細

被害に遭った時期

総 数	今 年	昨 年 (2007年)	それ以前	わからない／ 思い出せない
398	13 (3.3)	107 (26.9)	258 (64.8)	20 (5.0)

注 1 Q2-SQ4で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年(2007年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない
107	72 (67.3)	21 (19.6)	5 (4.7)	3 (2.8)	4 (3.7)	2 (1.9)

注 前問で「昨年(2007年)」とした者のみが回答

SQ2 被害場所

総 数	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他国内	国 外	わからない
398	82 (20.6)	84 (21.1)	132 (33.2)	37 (9.3)	39 (9.8)	—	24 (6.0)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ 3 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
398	89 (22.4)	292 (73.4)	17 (4.3)

SQ 4 捜査機関に届け出た理由

総 数	保険金を得るため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めるため
89	17 (19.1)	34 (38.2)	13 (14.6)	58 (65.2)	53 (59.6)	3 (3.4)

犯人からの弁償を得るため	その他	わからない
19 (21.3)	3 (3.4)	1 (1.1)

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ 5 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
89	41 (46.1)	41 (46.1)	7 (7.9)

注 SQ 3で「はい」とした者のみが回答

SQ 6 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の受けた損害を回復してくれなかった	十分な経過通知をしなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった
41	22 (53.7)	6 (14.6)	20 (48.8)	7 (17.1)	9 (22.0)	6 (14.6)

到着するのが遅かった	その他	わからない
3 (7.3)	1 (2.4)	1 (2.4)

注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ7 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／たいていしたことではない	自分で解決した／犯人を知っていた	捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていない
292	180 (61.6)	21 (7.2)	20 (6.8)	9 (3.1)	14 (4.8)	6 (2.1)

捜査機関は何もできない／証拠がない	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
71 (24.3)	20 (6.8)	—	5 (1.7)	42 (14.4)	3 (1.0)

注 1 SQ3で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ8 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない
398	46 (11.6)	140 (35.2)	212 (53.3)

Q13 バイク盗の被害に関する詳細

被害に遭った時期

総 数	今 年	昨 年 (2007年)	それ以前	わからない／思い出せない
58	—	10 (17.2)	46 (79.3)	2 (3.4)

注 1 Q3-SQ2で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年(2007年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない
10	9 (90.0)	1 (10.0)	—	—	—	—

注 前問で「昨年(2007年)」とした者のみが回答

SQ2 被害場所

総 数	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他国内	国 外	わからない
58	27 (46.6)	9 (15.5)	9 (15.5)	6 (10.3)	3 (5.2)	—	4 (6.9)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ 3 捜査機関に届けたかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
58	43 (74.1)	10 (17.2)	5 (8.6)

SQ 4 捜査機関に届け出た理由

総 数	盗まれたもの を取り戻すた め	保険金を得る ため	犯罪は捜査機 関に届け出る べきだから	重大な事件だ から	犯人を捕まえ てほしいから ／処罰してほ しいから	再発を防ぐた め
43	32 (74.4)	3 (7.0)	18 (41.9)	3 (7.0)	19 (44.2)	14 (32.6)

助けを求める ため	犯人からの弁 償を得るため	その他	わからない
—	3 (7.0)	—	—

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 5 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
43	17 (39.5)	12 (27.9)	14 (32.6)

注 SQ 3 で「はい」とした者のみが回答

SQ 6 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処を してくれな かった	関心を持って 聞いてくれな かった	犯人を見つけ てくれなかつ た又は捕まえ てくれなかつ た	自分の盗まれ たものを取り 戻してくれな かった	十分な経過通 知をしてくれ なかった	適切な扱いを 受けなかった ／失礼だった
12	3 (25.0)	2 (16.7)	6 (50.0)	4 (33.3)	6 (50.0)	5 (41.7)

到着するのが 遅かった	その他	わからない
—	1 (8.3)	—

注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ7 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／た いしたことではない	自分で解決し た／犯 人 を 知っていた	捜査機関には 向かない問題 だった／捜査 機関は必要ない	代わりに別の 機関に知らせ た	家族が解決し た	保険に入っ ていない
10	3 (30.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	—	1 (10.0)

捜査機関は何 もできない／ 証拠がない	捜査機関は何 もしてくれな い	捜査機関が怖 い／嫌い／捜 査 機 関 に 関 わってほしく ない	(復讐の恐れ から) あえて しない	その他	わからない
2 (20.0)	—	—	—	2 (20.0)	1 (10.0)

注 1 SQ3で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ8 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大 ではない
58	16 (27.6)	24 (41.4)	18 (31.0)

Q14 自転車盗の被害に関する詳細

被害に遭った時期

総 数	今 年	昨 年 (2007年)	それ以前	わからない／ 思い出せない
503	11 (2.2)	116 (23.1)	359 (71.4)	17 (3.4)

注 1 Q4－SQ2で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年(2007年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない
116	92 (79.3)	17 (14.7)	7 (6.0)	—	—	—

注 前問で「昨年(2007年)」とした者のみが回答

SQ2 被害場所

総 数	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他国内	国 外	わからない
503	141 (28.0)	95 (18.9)	204 (40.6)	18 (3.6)	30 (6.0)	—	15 (3.0)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ3 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
503	233 (46.3)	246 (48.9)	24 (4.8)

SQ4 捜査機関に届け出た理由

総 数	盗まれたもの を取り戻すた め	保険金を得る ため	犯罪は捜査機 関に届け出る べきだから	重大な事件だ から	犯人を捕まえ てほしいから ／処罰してほ しいから	再発を防ぐた め
233	209 (89.7)	3 (1.3)	53 (22.7)	2 (0.9)	54 (23.2)	62 (26.6)

助けを求める ため	犯人からの弁 償を得るため	その他	わからない
5 (2.1)	4 (1.7)	6 (2.6)	—

- 注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ5 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
233	132 (56.7)	78 (33.5)	23 (9.9)

注 SQ3で「はい」とした者のみが回答

SQ6 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処を してくれな かった	関心を持って 聞いてくれな かった	犯人を見つけ てくれなかつ た又は捕まえ てくれなかつ た	自分の盗まれ たものを取り 戻してくれな かった	十分な経過通 知をしてくれ なかった	適切な扱いを 受けなかった ／失礼だった
78	32 (41.0)	14 (17.9)	24 (30.8)	39 (50.0)	21 (26.9)	9 (11.5)

到着するのが 遅かった	その他	わからない
5 (6.4)	8 (10.3)	1 (1.3)

- 注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ7 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／たいたいしたことではない	自分で解決した／犯人を知っていた	捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていない
246	122 (49.6)	15 (6.1)	9 (3.7)	6 (2.4)	10 (4.1)	24 (9.8)

捜査機関は何もできない／証拠がない	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
21 (8.5)	19 (7.7)	3 (1.2)	2 (0.8)	65 (26.4)	7 (2.8)

注 1 SQ3で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ8 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない
503	68 (13.5)	193 (38.4)	242 (48.1)

Q15 不法侵入の被害に関する詳細

被害に遭った時期

総 数	今 年	昨 年 (2007年)	それ以前	わからない／思い出せない
148	5 (3.4)	38 (25.7)	101 (68.2)	4 (2.7)

注 1 Q5で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年(2007年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1(1) 昨年の被害回数

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない
38	29 (76.3)	4 (10.5)	3 (7.9)	—	1 (2.6)	1 (2.6)

注 前問で「昨年(2007年)」とした者のみが回答

SQ1(2) 被害時の在宅者の有無

総 数	は い	いいえ	わからない
148	55 (37.2)	82 (55.4)	11 (7.4)

注 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ 1 (3) 不法侵入者に気づいたかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
55	23 (41.8)	32 (58.2)	—

注 前問で「はい」とした者のみが回答

SQ 2 盗難被害の有無

総 数	は い	いいえ
148	102 (68.9)	46 (31.1)

SQ 3 被害金額層

総 数	千円未満	1万円未満	5万円未満	10万円未満	50万円未満	100万円未満
102	—	15 (14.7)	23 (22.5)	10 (9.8)	28 (27.5)	4 (3.9)

500万円未満	1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
6 (5.9)	—	—	16 (15.7)

注 前問で「はい」とした者のみが回答

SQ 4 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
148	95 (64.2)	48 (32.4)	5 (3.4)

SQ 5 捜査機関に届け出た理由

総 数	盗まれたものを取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから	再発を防ぐため
95	37 (38.9)	4 (4.2)	61 (64.2)	25 (26.3)	63 (66.3)	64 (67.4)

助けを求めるため	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない
9 (9.5)	15 (15.8)	3 (3.2)	—

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 6 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
95	52 (54.7)	38 (40.0)	5 (5.3)

注 SQ 4 で「はい」とした者のみが回答

SQ7 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対応をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけられなかった又は捕まえてくれなかった	自分の盗まれたものを取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった
38	21 (55.3)	10 (26.3)	20 (52.6)	16 (42.1)	14 (36.8)	6 (15.8)

到着するのが遅かった	その他	わからない
3 (7.9)	6 (15.8)	—

- 注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ8 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／たいていしたことではない	自分で解決した／犯人を知っていた	捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていない
48	27 (56.3)	7 (14.6)	3 (6.3)	—	—	1 (2.1)

捜査機関は何もできない／証拠がない	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
6 (12.5)	3 (6.3)	—	1 (2.1)	12 (25.0)	1 (2.1)

- 注 1 SQ4で「いいえ」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ9 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない
148	64 (43.2)	38 (25.7)	46 (31.1)

SQ10 犯罪被害者支援機関への連絡

総 数	はい	いいえ
148	6 (4.1)	142 (95.9)

SQ11 犯罪被害者支援機関は役に立ったか

総 数	いいえ(役に立 たなかった)	は い (役に立った)	わからない
6	1 (16.7)	4 (66.7)	1 (16.7)

注 前問で「はい」とした者のみが回答

SQ12 犯罪被害者支援機関は役に立つか

総 数	いいえ(役に立た なかつただろう)	はい(役に立った だろう)	わからない
142	30 (21.1)	21 (14.8)	91 (64.1)

注 SQ10で「いいえ」とした者のみが回答

Q16 不法侵入未遂の被害に関する詳細**被害に遭った時期**

総 数	今 年	昨 年 (2007年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
117	9 (7.7)	35 (29.9)	66 (56.4)	7 (6.0)

注 1 Q6で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年(2007年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない
35	26 (74.3)	4 (11.4)	2 (5.7)	3 (8.6)	—	—

注 前問で「昨年(2007年)」とした者のみが回答

SQ2 捜査機関に届けたかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
117	41 (35.0)	67 (57.3)	9 (7.7)

注 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ3 捜査機関に届け出た理由

総 数	保険金を得るため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めるため
41	2 (4.9)	16 (39.0)	8 (19.5)	22 (53.7)	29 (70.7)	6 (14.6)

犯人からの弁償を得るため	その他	わからない
1 (2.4)	3 (7.3)	1 (2.4)

- 注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ4 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
41	23 (56.1)	11 (26.8)	7 (17.1)

注 SQ2で「はい」とした者のみが回答

SQ5 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の受けた損害を回復してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった
11	7 (63.6)	3 (27.3)	5 (45.5)	3 (27.3)	3 (27.3)	1 (9.1)

到着するのが遅かった	その他	わからない
—	1 (9.1)	—

- 注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 6 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／た いしたことではない	自分で解決し た／犯人を 知っていた	捜査機関には 向かない問題 だった／捜査 機関は必要ない	代わりに別の 機関に知らせ た	家族が解決し た	保険に入っ ていない
67	46 (68.7)	5 (7.5)	3 (4.5)	—	5 (7.5)	—

捜査機関は何 もできない／ 証拠がない	捜査機関は何 もしてくれな い	捜査機関が怖 い／嫌い／捜 査機関に関 わってほしく ない	(復讐の恐れ から) あえて しない	その他	わからない
12 (17.9)	8 (11.9)	1 (1.5)	1 (1.5)	7 (10.4)	2 (3.0)

注 1 SQ2で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ 7 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大 ではない
117	28 (23.9)	38 (32.5)	51 (43.6)

Q17 強盗の被害に関する詳細

被害に遭った時期

総 数	今 年	昨 年 (2007年)	それ以前	わからない／ 思い出せない
32	3 (9.4)	6 (18.8)	19 (59.4)	4 (12.5)

注 1 Q7で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年(2007年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ 1 昨年の被害回数

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない
6	5 (83.3)	1 (16.7)	—	—	—	—

注 前問で「昨年(2007年)」とした者のみが回答

SQ 2 被害場所

総 数	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他国内	国 外	わからない
32	9 (28.1)	9 (28.1)	2 (6.3)	3 (9.4)	3 (9.4)	1 (3.1)	5 (15.6)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ3 犯人の人数

総 数	1 人	2 人	3 人以上	わからない
32	15 (46.9)	4 (12.5)	1 (3.1)	12 (37.5)

SQ4 犯人との面識

総 数	犯人を知らなかった	(少なくとも1人は)顔を 知っていた	(少なくとも1人は)名前 を知っていた	犯人を見 な か つ た ／ 見 え な か つ た
32	18 (56.3)	1 (3.1)	2 (6.3)	11 (34.4)

注 顔も名前も知っていた場合は「名前を知っていた」とする。

SQ5 犯人の凶器所持の有無

総 数	は い	いいえ	わからない
32	—	18 (56.3)	14 (43.8)

SQ6 凶器の種類

総 数	刃 物	銃	その他の武器	その他凶器に なる物	わからない
—	—	—	—	—	—

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ7 銃の種類

総 数	拳 銃	銃身の長い銃 (散弾銃, ライフル, マシンガン)	わからない
—	—	—	—

注 1 前問で「銃」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ8 凶器は使われたか

総 数	は い	いいえ
—	—	—

注 SQ5で「はい」とした者のみが回答

SQ9 何かを奪い取られたか

総 数	は い	いいえ
32	13 (40.6)	19 (59.4)

SQ10 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
32	21 (65.6)	7 (21.9)	4 (12.5)

SQ11 捜査機関に届け出た理由

総 数	奪われたもの を取り戻すた め	保険金を得る ため	犯罪は捜査機 関に届け出る べきだから	重大な事件だ から	犯人を捕まえ てほしいから ／処罰してほ しいから	再発を防ぐた め
21	6 (28.6)	—	10 (47.6)	5 (23.8)	12 (57.1)	10 (47.6)

助けを求める ため	犯人からの弁 償を得るため	その他	わからない
4 (19.0)	1 (4.8)	4 (19.0)	1 (4.8)

- 注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ12 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
21	11 (52.4)	7 (33.3)	3 (14.3)

注 SQ10で「はい」とした者のみが回答

SQ13 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処を してくれな かった	関心を持って 聞いてくれな かった	犯人を見つけ てくれなかつ た又は捕まえ てくれなかつ た	自分の奪われ たものを取り 戻してくれな かった	十分な経過通 知をししてく れなかった	適切な扱いを 受けなかった ／失礼だった
7	4 (57.1)	—	4 (57.1)	2 (28.6)	4 (57.1)	1 (14.3)

到着するのが 遅かった	その他	わからない
1 (14.3)	1 (14.3)	—

- 注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ14 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／た いしたことではない	自分で解決し た／犯 人 を 知っていた	捜査機関には 向かない問題 だった／捜査 機関は必要ない	代わりに別の 機関に知らせ た	家族が解決し た	保険に入っ ていない
7	1 (14.3)	1 (14.3)	—	—	—	—

捜査機関は何 もできない／ 証拠がない	捜査機関は何 もしてくれな い	捜査機関が怖 い／嫌い／捜 査 機 関 に 関 わってほしく ない	(復讐の恐れ から) あえて しない	その他	わからない
—	1 (14.3)	—	1 (14.3)	4 (57.1)	—

注 1 SQ10で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ15 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大 ではない
32	18 (56.3)	4 (12.5)	10 (31.3)

SQ16 犯罪被害者支援機関への連絡

総 数	は い	いいえ
32	1 (3.1)	31 (96.9)

SQ17 犯罪被害者支援機関は役に立ったか

総 数	いいえ(役に立 たなかった)	は い (役に立った)	わからない
1	—	1 (100.0)	—

注 前問で「はい」とした者のみが回答

SQ18 犯罪被害者支援機関は役に立つか

総 数	いいえ(役に立 たなかったらう)	はい(役に立 たらう)	わからない
31	6 (19.4)	7 (22.6)	18 (58.1)

注 SQ16で「いいえ」とした者のみが回答

Q18 個人に対する窃盗の被害に関する詳細**被害に遭った時期**

総 数	今 年	昨 年 (2007年)	それ以前	わからない／ 思い出せない
64	5 (7.8)	19 (29.7)	25 (39.1)	15 (23.4)

注 1 Q8で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年(2007年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない
19	13 (68.4)	5 (26.3)	1 (5.3)	—	—	—

注 前問で「昨年(2007年)」とした者のみが回答

SQ2 被害場所

総 数	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他国内	国 外	わからない
64	18 (28.1)	11 (17.2)	10 (15.6)	5 (7.8)	8 (12.5)	1 (1.6)	11 (17.2)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ3 スリの被害であったか

総 数	は い	いいえ	わからない
64	9 (14.1)	43 (67.2)	12 (18.8)

SQ4 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
64	24 (37.5)	27 (42.2)	13 (20.3)

SQ 5 捜査機関に届け出た理由

総 数	盗まれたもの を取り戻すた め	保険金を得る ため	犯罪は捜査機 関に届け出る べきだから	重大な事件だ から	犯人を捕まえ てほしいから ／処罰してほ しいから	再発を防ぐた め
24	16 (66.7)	—	10 (41.7)	5 (20.8)	10 (41.7)	9 (37.5)

助けを求める ため	犯人からの弁 償を得るため	その他	わからない
3 (12.5)	—	2 (8.3)	—

- 注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 6 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
24	13 (54.2)	9 (37.5)	2 (8.3)

- 注 SQ 4 で「はい」とした者のみが回答

SQ 7 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処を してくれな かった	関心を持って 聞いてくれな かった	犯人を見つけ てくれなかつ た又は捕まえ てくれなかつ た	自分の盗まれ たものを取り 戻してくれな かった	十分な経過通 知をしてくれ なかった	適切な扱いを 受けなかった ／失礼だった
9	3 (33.3)	4 (44.4)	4 (44.4)	2 (22.2)	4 (44.4)	4 (44.4)

到着するのが 遅かった	その他	わからない
1 (11.1)	—	—

- 注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 8 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／たいたいしたことではない	自分で解決した／犯人を知っていた	捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていない
27	14 (51.9)	4 (14.8)	4 (14.8)	5 (18.5)	1 (3.7)	—

捜査機関は何もできない／証拠がない	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
5 (18.5)	1 (3.7)	—	—	3 (11.1)	—

注 1 SQ 4で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ 9 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない
64	13 (20.3)	19 (29.7)	32 (50.0)

Q19 暴行・脅迫の被害に関する詳細

被害に遭った時期

総 数	今 年	昨 年 (2007年)	それ以前	わからない／思い出せない
57	4 (7.0)	17 (29.8)	30 (52.6)	6 (10.5)

注 1 Q 9で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年(2007年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ 1 昨年の被害回数

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない
17	7 (41.2)	3 (17.6)	4 (23.5)	—	3 (17.6)	—

注 前問で「昨年(2007年)」とした者のみが回答

SQ 2 被害場所

総 数	自 宅	自宅付近	市町村内	職 場	その他国内	国 外	わからない
57	21 (36.8)	16 (28.1)	8 (14.0)	4 (7.0)	2 (3.5)	—	6 (10.5)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ3 加害者の人数

総 数	1 人	2 人	3人以上	わからない
57	40 (70.2)	3 (5.3)	5 (8.8)	9 (15.8)

SQ4 加害者との面識

総 数	加害者を知らなかった	(少なくとも1人は)顔を知っていた	(少なくとも1人は)名前を知っていた	加害者を見なかった／見えなかった
57	21 (36.8)	7 (12.3)	18 (31.6)	11 (19.3)

注 顔も名前も知っていた場合は「名前を知っていた」とする。

SQ5 加害者との関係

総 数	夫, 妻, 内縁の夫, 内縁の妻 (被害を受けた時点で)	元夫, 元妻, 元内縁の夫, 元内縁の妻 (被害を受けた時点で)	恋人 (被害を受けた時点で)	元恋人 (被害を受けた時点で)	家族・親戚	親しい友人	一緒に働いていた人／働いたことのある人	上記の誰でもない	回答拒否
18	1 (5.6)	—	—	2 (11.1)	5 (27.8)	—	—	10 (55.6)	—

注 1 前問で「名前を知っていた」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ6 事件の内容

総 数	脅迫のみ	暴行も受けた	わからない
57	29 (50.9)	21 (36.8)	7 (12.3)

SQ7 加害者の凶器所持の有無

総 数	は い	いいえ	わからない
50	8 (16.0)	37 (74.0)	5 (10.0)

注 前問で「わからない」とした者以外が回答

SQ8 凶器の種類

総 数	刃 物	銃	その他の武器	その他凶器になる物	わからない
8	3 (37.5)	—	1 (12.5)	4 (50.0)	—

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ 9 凶器は使われたか

総 数	は い	いいえ
8	5 (62.5)	3 (37.5)

注 SQ 7で「はい」とした者のみが回答

SQ10 暴行によるけがの有無

総 数	は い	いいえ
21	9 (42.9)	12 (57.1)

注 SQ 6で「暴行も受けた」とした者のみが回答

SQ11 医師診断の有無

総 数	は い	いいえ
9	7 (77.8)	2 (22.2)

注 SQ10で「はい」とした者のみが回答

SQ12 事件を犯罪と考えるか

総 数	は い	いいえ	わからない
57	38 (66.7)	10 (17.5)	9 (15.8)

SQ13 捜査機関に届けたかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
57	21 (36.8)	30 (52.6)	6 (10.5)

SQ14 捜査機関に届け出た理由

総 数	保険金を得るため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を捕まえてほしいから／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めるため
21	—	4 (19.0)	4 (19.0)	10 (47.6)	10 (47.6)	13 (61.9)

加害者からの弁償を得るため	その他	わからない
1 (4.8)	1 (4.8)	—

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ15 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
21	15 (71.4)	5 (23.8)	1 (4.8)

注 SQ13で「はい」とした者のみが回答

SQ16 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の受けた損害を回復してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった
5	4 (80.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	4 (80.0)

到着するのが遅かった	その他	わからない
1 (20.0)	—	—

注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ17 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／たいたいしたことではない	自分で解決した／犯人を知っていた	捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていない
30	7 (23.3)	9 (30.0)	2 (6.7)	2 (6.7)	4 (13.3)	1 (3.3)

捜査機関は何もできない／証拠がない	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
3 (10.0)	2 (6.7)	1 (3.3)	9 (30.0)	8 (26.7)	—

注 1 SQ13で「いいえ」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ18 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない
57	27 (47.4)	17 (29.8)	13 (22.8)

SQ19 犯罪被害者支援機関への連絡

総 数	は い	いいえ
57	7 (12.3)	50 (87.7)

SQ20 犯罪被害者支援サービスは役に立ったか

総 数	いいえ(役に立 たなかった)	は い (役に立った)	わからない
7	2 (28.6)	4 (57.1)	1 (14.3)

注 前問で「はい」とした者のみが回答

SQ21 犯罪被害者支援サービスは役に立つか

総 数	いいえ(役に立 たなかっただろう)	はい(役に立っ ただろう)	わからない
50	11 (22.0)	15 (30.0)	24 (48.0)

注 SQ19で「いいえ」とした者のみが回答

Q20a 消費者詐欺の被害の有無

総 数	は い	いいえ	わからない
3,717	77 (2.1)	3,611 (97.1)	29 (0.8)

SQ 1 詐欺にあった商品やサービス

総 数	建設, 建築, 修繕作業	自動車修理 工場で行わ れた作業	ホテル, レ ストラン, 飲食店での サービス	店頭での 買い物	インターネッ トショッピング・通信 販売	訪問販売	それ以外	わからない
77	3 (3.9)	—	3 (3.9)	21 (27.3)	17 (22.1)	17 (22.1)	14 (18.2)	2 (2.6)

注 前問で「はい」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

SQ 2 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
77	11 (14.3)	65 (84.4)	1 (1.3)

SQ3 捜査機関に届け出た理由

総 数	代金を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから	再発を防ぐため
11	3 (27.3)	—	5 (45.5)	1 (9.1)	2 (18.2)	6 (54.5)

助けを求めるため	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない
1 (9.1)	1 (9.1)	2 (18.2)	—

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ4 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
11	4 (36.4)	5 (45.5)	2 (18.2)

注 SQ2で「はい」とした者のみが回答

SQ5 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の受けた損害を回復してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった
5	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	—	—

到着するのが遅かった	その他	わからない
—	—	—

注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 6 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／た いしたことではない	自分で解決した／犯人を 知っていた	捜査機関には向かない問題 だった／捜査機関は必要ない	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていない
65	34 (52.3)	13 (20.0)	7 (10.8)	2 (3.1)	1 (1.5)	—

捜査機関は何もできない／ 証拠がない	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い／嫌い／捜 査機関に関わってほしくない	(復讐の恐れから) あえて しない	その他	わからない
4 (6.2)	4 (6.2)	—	2 (3.1)	15 (23.1)	2 (3.1)

注 1 SQ 2で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ 7 捜査機関以外の機関に知らせたか

総 数	は い	いいえ	わからない
77	9 (11.7)	59 (76.6)	9 (11.7)

SQ 8 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない
77	11 (14.3)	27 (35.1)	39 (50.6)

Q20b クレジットカード等の悪用被害の有無

総 数	は い	いいえ	わからない
3,717	12 (0.3)	3,684 (99.1)	21 (0.6)

SQ 1 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
12	2 (16.7)	8 (66.7)	2 (16.7)

注 前問で「はい」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

SQ2 捜査機関に届け出た理由

総 数	被害金を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから	再発を防ぐため
2	1 (50.0)	—	—	—	—	1 (50.0)

助けを求めるため	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない
—	—	—	—

- 注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ3 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
2	2 (100.0)	—	—

- 注 SQ1で「はい」とした者のみが回答

SQ4 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の受けた損害を回復してくれなかった	十分な経過通知をしなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった
—	—	—	—	—	—	—

到着するのが遅かった	その他	わからない
—	—	—

- 注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 5 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／た いしたことではない	自分で解決した／犯人を 知っていた	捜査機関には向かない問題 だった／捜査機関は必要ない	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていない
8	—	—	—	3 (37.5)	—	—

捜査機関は何もできない／ 証拠がない	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い／嫌い／捜 査 機 関 に 関 わってほしくない	(復讐の恐れから) あえて しない	その他	わからない
—	1 (12.5)	—	—	5 (62.5)	—

注 1 SQ1で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ 6 捜査機関以外の機関に知らせたか

総 数	は い	いいえ	わからない
12	1 (8.3)	8 (66.7)	3 (25.0)

SQ 7 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない
12	3 (25.0)	7 (58.3)	2 (16.7)

Q20c 振り込め詐欺の被害の有無

総 数	は い	いいえ	わからない
3,717	17 (0.5)	3,677 (98.9)	23 (0.6)

SQ 1 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
17	7 (41.2)	9 (52.9)	1 (5.9)

注 前問で「はい」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

SQ2 捜査機関に届け出た理由

総 数	被害金を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから	再発を防ぐため
7	1 (14.3)	—	—	—	4 (57.1)	6 (85.7)

助けを求めるため	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない
1 (14.3)	—	1 (14.3)	1 (14.3)

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ3 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
7	4 (57.1)	—	3 (42.9)

注 SQ1で「はい」とした者のみが回答

SQ4 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の受けた損害を回復してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった
—	—	—	—	—	—	—

到着するのが遅かった	その他	わからない
—	—	—

注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ 5 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／た いしたことではない	自分で解決した／犯人を 知っていた	捜査機関には向かない問題 だった／捜査機関は必要ない	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていない
9	3 (33.3)	4 (44.4)	—	1 (11.1)	1 (11.1)	—

捜査機関は何もできない／ 証拠がない	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い／嫌い／捜 査機関に関わってほしくない	(復讐の恐れから) あえて しない	その他	わからない
—	—	—	—	1 (11.1)	—

注 1 SQ1で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ 6 捜査機関以外の機関に知らせたか

総 数	は い	いいえ	わからない
17	4 (23.5)	11 (64.7)	2 (11.8)

SQ 7 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない
17	2 (11.8)	5 (29.4)	10 (58.8)

Q20d インターネットオークション詐欺の被害の有無

総 数	は い	いいえ	わからない
3,717	29 (0.8)	3,665 (98.6)	23 (0.6)

SQ 1 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
29	3 (10.3)	25 (86.2)	1 (3.4)

注 前問で「はい」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

SQ2 捜査機関に届け出た理由

総 数	被害金を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから	再発を防ぐため
3	3 (100.0)	—	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)

助けを求めるため	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない
—	1 (33.3)	—	—

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ3 捜査機関の対応への満足度

総 数	は い	いいえ	わからない
3	2 (66.7)	1 (33.3)	—

注 SQ1で「はい」とした者のみが回答

SQ4 捜査機関の対応への不満理由

総 数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の受けた損害を回復してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった
1	—	—	—	1 (100.0)	—	—

到着するのが遅かった	その他	わからない
—	—	—

注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ5 捜査機関に届け出なかった理由

総 数	それほど重大ではない／損失がない／た いしたことではない	自分で解決し た／犯人を 知っていた	捜査機関には 向かない問題 だった／捜査 機関は必要ない	代わりに別の 機関に知らせ た	家族が解決し た	保険に入っ ていない
25	14 (56.0)	6 (24.0)	4 (16.0)	3 (12.0)	—	—

捜査機関は何 もできない／ 証拠がない	捜査機関は何 もしてくれな い	捜査機関が怖 い／嫌い／捜 査機関に関 わってほしく ない	(復讐の恐れ から) あえて しない	その他	わからない
4 (16.0)	7 (28.0)	1 (4.0)	—	2 (8.0)	—

注 1 SQ1で「いいえ」とした者のみが回答

2 複数選択による。

SQ6 捜査機関以外の機関に知らせたか

総 数	は い	いいえ	わからない
29	1 (3.4)	25 (86.2)	3 (10.3)

SQ7 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大 ではない
29	3 (10.3)	10 (34.5)	16 (55.2)

Q21 公務員からの賄賂要求の有無

総 数	は い	いいえ	回答拒否
3,717	3 (0.1)	3,666 (98.6)	48 (1.3)

SQ1 賄賂を要求してきた公務員の種類

総 数	回答あり	回答拒否
3	3 (100.0)	—

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答。以下の設問も同じ

2 回答については、自由記述である（省略）。

SQ2 捜査機関に届け出たかどうか

総 数	は い	いいえ	わからない
3	—	3 (100.0)	—

SQ3 捜査機関以外の機関に知らせたか

総 数	は い	いいえ	わからない
3	—	3 (100.0)	—

Q22 地域の防犯活動に関する評価

総 数	非常によく やっている	まあまあよく やっている	やや不十分で ある	非常に不十分 である	わからない
3,717	296 (8.0)	1,817 (48.9)	649 (17.5)	195 (5.2)	760 (20.4)

Q23 地域の防犯活動の有効性

総 数	役立っている	どちらかとい えば役立って いる	どちらかとい えば役立って いない	役立って いない	わからない
3,717	809 (21.8)	1,577 (42.4)	384 (10.3)	234 (6.3)	713 (19.2)

Q24 夜間の一人歩きに対する不安

総 数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない
3,717	317 (8.5)	2,285 (61.5)	976 (26.3)	139 (3.7)

Q25 自宅に夜間一人でいることの不安

総 数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない
3,717	694 (18.7)	2,510 (67.5)	472 (12.7)	41 (1.1)

Q26 不法侵入の被害に遭う不安

総 数	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない
3,717	107 (2.9)	1,510 (40.6)	1,796 (48.3)	304 (8.2)

Q27 我が国の治安に関する認識

総 数	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くも ない	やや悪い	とても悪い	わからない
3,717	32 (0.9)	652 (17.5)	864 (23.2)	1,611 (43.3)	469 (12.6)	89 (2.4)

SQ 1 (1) 治安が良いと思う理由（複数選択）

総数	全体的に犯罪が少ない（と感じる）から	凶悪な犯罪が少ない（と感じる）から	自分又は家族が犯罪被害に遭ったことがないから／遭いそうになったことがないから	近所で犯罪が起こったという話を聞いたことがないから	犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがないから	何となくそう思うから	その他	わからない
684	210 (30.7)	136 (19.9)	411 (60.1)	328 (48.0)	282 (41.2)	94 (13.7)	33 (4.8)	6 (0.9)

注 前問で「とても良い」「まあまあ良い」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

SQ 1 (2) 治安が良いと思う理由（最大理由）

総数	全体的に犯罪が少ない（と感じる）から	凶悪な犯罪が少ない（と感じる）から	自分又は家族が犯罪被害に遭ったことがないから／遭いそうになったことがないから	近所で犯罪が起こったという話を聞いたことがないから	犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがないから	何となくそう思うから	その他	わからない
684	111 (16.2)	55 (8.0)	226 (33.0)	137 (20.0)	72 (10.5)	37 (5.4)	27 (3.9)	19 (2.8)

SQ 2 (1) 治安が悪いと思う理由（複数選択）

総数	全体的に犯罪が多い（と感じる）から	凶悪な犯罪が多い（と感じる）から	自分又は家族が犯罪被害に遭ったから／遭いそうになったから	近所で犯罪が起こったから	犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがあるから	犯罪の報道によく接するから
2,080	1,412 (67.9)	1,522 (73.2)	115 (5.5)	344 (16.5)	59 (2.8)	1,496 (71.9)

何となくそう思うから	その他	わからない
153 (7.4)	107 (5.1)	3 (0.1)

注 Q27で「やや悪い」「とても悪い」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

SQ 2 (2) 治安が悪いと思う理由（最大理由）

総 数	全体的に犯罪が多い（と感じる）から	凶悪な犯罪が多い（と感じる）から	自分又は家族が犯罪被害に遭ったから／遭いそうになったから	近所で犯罪が起こったから	犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがあるから	犯罪の報道によく接するから
2,080	530 (25.5)	670 (32.2)	44 (2.1)	87 (4.2)	8 (0.4)	608 (29.2)
何となくそう思うから	その他	わからない				
32 (1.5)	64 (3.1)	37 (1.8)				

Q28 薬物問題との接触頻度

総 数	よくある	時々ある	まれにある	一度もない	わからない
3,717	5 (0.1)	21 (0.6)	60 (1.6)	3,593 (96.7)	38 (1.0)

Q29 警察の防犯活動に関する評価

総 数	非常によくやっている	まあまあよくやっている	やや不十分である	非常に不十分である	わからない
3,717	208 (5.6)	1,831 (49.3)	970 (26.1)	227 (6.1)	481 (12.9)

Q30 効果的と思う青少年犯罪対策

総 数	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪（非行）に対する対処を厳しくする	その他	わからない
3,717	3,138 (84.4)	1,701 (45.8)	1,059 (28.5)	985 (26.5)	1,715 (46.1)	122 (3.3)	78 (2.1)

注 複数選択（最大3つまで）による。

Q31 犯罪者に適当な処分

総 数	罰 金	懲役（実刑）	執行猶予	社会奉仕活動	その他の処分	わからない
3,717	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)

SQ1 犯罪者に適当な懲役期間

総 数	1 か月未満	1 か月以上 6 か月未満	6 か月以上 12 か月未満	1 年 (以上 2 年未満)	2 年 (以上 3 年未満)	3 年 (以上 4 年未満)	4 年 (以上 5 年未満)
1,893	89 (4.7)	333 (17.6)	339 (17.9)	444 (23.5)	218 (11.5)	179 (9.5)	19 (1.0)

5 年 (以上 6 年未満)	6 年 (以上 11 年未満)	11 年 (以上 16 年未満)	16 年 (以上 21 年未満)	21 年 (以上 25 年未満)	25 年以上の 有期刑	無期刑	わからない
98 (5.2)	27 (1.4)	22 (1.2)	4 (0.2)	1 (0.1)	3 (0.2)	10 (0.5)	107 (5.7)

注 前問で「懲役 (実刑)」とした者のみが回答

Q32 年 齢

総 数	16～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
3,717	128 (3.4)	155 (4.2)	174 (4.7)	216 (5.8)	304 (8.2)	279 (7.5)

45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
290 (7.8)	300 (8.1)	373 (10.0)	392 (10.5)	386 (10.4)	720 (19.4)

Q33 住居形態

総 数	アパート／マ ンション	テラスハウス・ 長屋	一戸建て住宅	公共の施設 (病院, 老人 ホーム)	その他
3,717	634 (17.1)	82 (2.2)	2,965 (79.8)	2 (0.1)	34 (0.9)

Q34 防犯設備

総 数	侵入防止警報 機	特別のドア鍵	特別の窓／ド ア格子	番 犬	高い塀	管理人／ガー ドマン
3,717	207 (5.6)	631 (17.0)	364 (9.8)	563 (15.1)	65 (1.7)	141 (3.8)

自治会等によ る自警組織	隣近所で注意 し合うことの 申合せ	防犯カメラ	その他	何の防犯設備 もない	回答拒否
237 (6.4)	506 (13.6)	196 (5.3)	232 (6.2)	1,695 (45.6)	44 (1.2)

注 複数選択による。

Q35 銃器の所有

総 数	は い	いいえ	回答拒否	わからない
3,717	25 (0.7)	3,673 (98.8)	6 (0.2)	13 (0.3)

SQ1 所有している銃の種類

総 数	拳銃	散弾銃	ライフル	空気銃	その他の銃	回答拒否	わからない
25	3 (12.0)	12 (48.0)	4 (16.0)	8 (32.0)	—	—	2 (8.0)

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

2 複数選択による。

SQ2 銃の所持理由

総 数	狩猟のため	射撃（スポーツ）のため	収集品（コレクターズアイテム）として	犯罪の防止／自衛のため	これまでずっと家にあったから	その他の理由	回答拒否
25	13 (52.0)	3 (12.0)	5 (20.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	7 (28.0)	1 (4.0)

注 複数選択による。

Q36 夜間外出頻度

総 数	ほとんど毎日	少なくとも週1回	少なくとも月1回	月1回未満	全く外出しない	わからない
3,717	133 (3.6)	747 (20.1)	744 (20.0)	939 (25.3)	1,126 (30.3)	28 (0.8)

Q37 就労状況

総 数	働いている	求職中である（失業中）	主婦・主夫	定年退職者、身体・精神障害者	学校に行っている（学生）	その他無職	その他
3,717	2,124 (57.1)	27 (0.7)	671 (18.1)	180 (4.8)	202 (5.4)	501 (13.5)	12 (0.3)

Q38 教育歴（学校教育年数）

総 数	12年未満	12年間	13～15年	16～18年	19年以上	無回答
3,515	790 (22.5)	1,438 (40.9)	589 (16.8)	625 (17.8)	41 (1.2)	32 (0.9)

注 前問で「学校に行っている」とした者以外が回答

Q39 世帯収入

総 数	100万円未満	300万円未満	500万円未満	700万円未満	1,000万円未満	1,500万円未満	1,500万円以上	無回答
3,717	29 (0.8)	285 (7.7)	478 (12.9)	417 (11.2)	302 (8.1)	202 (5.4)	91 (2.4)	1,913 (51.5)

SQ 1 金額回答の有無

総 数	回答あり	回答なし
3,717	1,804 (48.5)	1,913 (51.5)

Q40 世帯収入への満足度

総 数	満足している	ある程度満足している	不満である	とても不満である
3,717	517 (13.9)	1,916 (51.5)	1,147 (30.9)	137 (3.7)

Q41 婚姻関係

総 数	独身（未婚）	既 婚	同棲（結婚はしていない）	離婚／別居	配偶者が死亡	回答拒否
3,717	691 (18.6)	2,663 (71.6)	8 (0.2)	119 (3.2)	224 (6.0)	12 (0.3)

Q42 世帯あたりの人員

総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
3,717	274 (7.4)	934 (25.1)	847 (22.8)	823 (22.1)	439 (11.8)	400 (10.8)

SQ 1 世帯の16歳以上の人数

総 数	1 人	2 人	3 人	4人以上	無回答
3,443	32 (0.9)	1,391 (40.4)	890 (25.8)	1,108 (32.2)	22 (0.6)

注 前問で「1人」とした者以外が回答。以下の設問も同じ。

SQ 2 世帯の16歳以上の男性の人数

総 数	1 人	2 人	3 人	4人以上	0 人	無回答
3,443	1,850 (53.7)	1,041 (30.2)	373 (10.8)	82 (2.4)	83 (2.4)	14 (0.4)

自記式記入表

Q1 過去5年間の、個人における性的事件の被害

総数	あり	なし	わからない	無回答
3,717	75 (2.0)	3,579 (96.3)	41 (1.1)	22 (0.6)

Q2 性的事件の被害に関する詳細

被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (2007年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
75	2 (2.7)	33 (44.0)	34 (45.3)	6 (8.0)

注 1 Q1で「あり」とした者のみが回答

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが2007年に1回あった場合は「昨年(2007年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
33	11 (33.3)	9 (27.3)	3 (9.1)	1 (3.0)	5 (15.2)	4 (12.1)

注 前問で「昨年(2007年)」とした者のみが回答

SQ2 被害場所

総数	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他国内	国外	わからない
75	6 (8.0)	9 (12.0)	16 (21.3)	23 (30.7)	13 (17.3)	1 (1.3)	7 (9.3)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件について質問している。以下の設問も同じ。

SQ3 加害者の人数

総数	1人	2人	3人以上	わからない
75	59 (78.7)	2 (2.7)	4 (5.3)	10 (13.3)

SQ4 加害者との面識

総数	加害者を知らなかった	(少なくとも1人は)顔を 知っていた	(少なくとも1人は)名前 を知っていた	加害者を見なかった/ 見えなかった
75	30 (40.0)	15 (20.0)	22 (29.3)	8 (10.7)

注 顔も名前も知っていた場合は「名前を知っていた」とする。

SQ 5 加害者との関係

総数	夫, 妻, 内縁の夫, 内縁の妻 (被害を受けた時点で)	元夫, 元妻, 元内縁の夫, 元内縁の妻 (被害を受けた時点で)	恋人 (被害を受けた時点で)	元恋人 (被害を受けた時点で)	家族・親戚	親しい友人	一緒に働いていた人／働いたことのある人	上記の誰でもない	回答拒否
22	1 (4.5)	—	—	—	1 (4.5)	1 (4.5)	13 (59.1)	4 (18.2)	2 (9.1)

- 注 1 前問で「名前を知っていた」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 6 加害者の凶器所持の有無

総数	はい	いいえ	わからない
75	—	61 (81.3)	14 (18.7)

SQ 7 凶器の種類

総数	刃物	銃	その他の武器	その他凶器になる物	わからない
—	—	—	—	—	—

- 注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ 8 凶器は使われたか

総数	はい	いいえ
—	—	—

注 SQ 6 で「はい」とした者のみが回答

SQ 9 被害の種類

総数	強姦	強姦未遂	強制わいせつ	不快な行為 (痴漢, セクハラなど)	わからない
75	2 (2.7)	4 (5.3)	4 (5.3)	52 (69.3)	13 (17.3)

SQ10 事件を犯罪と考えるか

総数	はい	いいえ	わからない
75	54 (72.0)	3 (4.0)	18 (24.0)

SQ11 捜査機関に届け出たかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
75	10 (13.3)	57 (76.0)	8 (10.7)

SQ12 捜査機関に届け出た理由

総数	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を捕まえてほしいから／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	その他	わからない
10	1 (10.0)	—	6 (60.0)	9 (90.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	—

- 注 1 前問で「はい」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ13 捜査機関の対応への満足度

総数	はい	いいえ	わからない
10	5 (50.0)	5 (50.0)	—

- 注 SQ11で「はい」とした者のみが回答

SQ14 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対応をしていなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	十分な経過通知をしていなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった	到着するのが遅かった	その他	わからない
5	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	—	2 (40.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	—

- 注 1 前問で「満足しない」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ15 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない／損失がない／たいたいことではない	自分で解決した／加害者を知っていた	捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	被害に遭ったことを知られたくなかった
57	25 (43.9)	13 (22.8)	11 (19.3)	1 (1.8)	1 (1.8)	8 (14.0)

捜査機関は何もできない／証拠がない	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
12 (21.1)	10 (17.5)	2 (3.5)	4 (7.0)	7 (12.3)	2 (3.5)

- 注 1 SQ11で「いいえ」とした者のみが回答
2 複数選択による。

SQ16 事件の重大性

総 数	とても重大	ある程度重大	それほど重大 ではない
75	17 (22.7)	27 (36.0)	31 (41.3)

SQ17 犯罪被害者支援機関への連絡

総 数	は い	いいえ
75	3 (4.0)	72 (96.0)

SQ18 犯罪被害者支援サービスは役に立ったか

総 数	いいえ(役に立 たなかった)	は い (役に立った)	わからない
3	—	2 (66.7)	1 (33.3)

注 前問で「はい」とした者のみが回答

SQ19 犯罪被害者支援サービスは役立つか

総 数	いいえ(役に立 たなかっただろう)	はい(役に立っ ただろう)	わからない
72	19 (26.4)	8 (11.1)	45 (62.5)

注 SQ17で「いいえ」とした者のみが回答

総務省承認 No. 27004
承認期限 平成20年 5 月31日

犯罪被害実態調査票

非該当はblank, 無回答は原則9とする。

Q 1 (性 別)

036	1	2
	男 性	女 性

《まずはじめに、車に関する犯罪被害について、お伺いします。》

Q2 過去5年間、すなわち平成15年から（2003年から）の5年間に、あなたの世帯で、自家用の普通乗用車、バン、トラックを持っていた人はいましたか。

037

1	2
は い	いいえ $\rightarrow (Q\ 3\ \sim)$
↓	

Q2-SQ1 過去5年間に、あなたの世帯で持っていた車は、何台であることが多かったですか。

038	1	2	3	4	5
	1台	2台	3台	4台	5台以上

Q2-SQ2 過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、自家用の普通乗用車、バン、トラックを盗まれたことがありましたか。

043

1	2	9
あ る	な い	わからない

Q2-SQ3 過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、車の中に置いてあったバック等の物、又はタイヤ等の車の部品を盗まれたことがありましたか。車の破損はここに含めないでください。車ごと盗難に遭った場合も含めないでください。

044 1 2 9
 あ る な い わからない

Q2-SQ4 過去5年間に、盗難とは別に、あなたの世帯で持っている自家用の普通乗用車、バン、トラックを、わざと傷つけられたり、壊されたりしたことがありますか。わざとであるとあなたが考える場合は、それを含めてください。なお、交通事故は含めないでください。

045 1 2 9
 あ る な い わからない

049 1 2 9
 あ　　る な　　い わ　　か　　ら　　な　　い

《次に、あなた自身に起こったことについて、お伺いします。あなたの世帯の他の人に起こったことは、含めないでください。》

Q7 過去5年間に、あなたは、誰かから暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったこと（強盗、恐喝、ひったくりの被害に遭ったこと）がありましたか。スリの被害は含めないでください。

050 1 2 9
 あ　　る な　　い わ　　か　　ら　　な　　い

Q8 既にお伺いした自動車盗、車からの盗難、バイク盗、自転車盗、住居侵入盗、強盗、恐喝、ひったくりとは別に、過去5年間に、あなたは、盗難の被害に遭ったことがありましたか。

051 1 2 9
 あ　　る な　　い わ　　か　　ら　　な　　い

Q9 既にお伺いした被害とは別に、過去5年間に、あなたは、自宅又はその他の場所で、本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか。家庭内での暴力を含めてください。性的暴力は含めないでください。

【調査員注：性的暴力については、男女を問わず、最後に質問するので含めない。】

053 1 2 9
 あ　　る な　　い わ　　か　　ら　　な　　い

《ここからは、あなた又はあなたの世帯に対して起こった被害について、詳しくお伺いします。》

Q2-SQ2で「1 車を盗まれたことがある」と答えた方に、それ以外はQ11へ

Q10 車の盗難について、お伺いします。それが起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成19年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成19年に1回あった場合は、「2 昨年（平成19年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

060 1 2 3 9
 今年 昨年（平成19年）それ以前 わ　　か　　ら　　な　　い／思　　い　　出　　せ　　な　　い
 ↳（Q10-SQ2へ） ↓ ↳（Q10-SQ2へ） ↳（Q10-SQ2へ）

Q10-SQ1 それは昨年（平成19年）に何回ありましたか。

061 1 2 3 4 5 9
 1回 2回 3回 4回 5回以上 わ　　か　　ら　　な　　い

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q10-SQ2 車の盗難にあったのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、その他国内又は国外のいずれでしたか。

【調査員注：「自宅」は、車庫、納屋、私設車道を含む。】

062 1 2 3 4 5 6 9
 自宅 自宅付近 市町村内 職場 その他国内 国外 わ　　か　　ら　　な　　い

- Q11-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

Q11-SQ 5 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- | | | | |
|------------|----------------|-------------|----------------|
| 082 | 1 | 2 | 9 |
| | はい (満足した) | いいえ (満足しない) | わからない |
| | ↳ (Q11-SQ 8 へ) | ↓ | ↳ (Q11-SQ 8 へ) |

Q11-SQ 6 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

083-091

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

(ここまで聞けば Q11-SQ 8 へ)

《Q11-SQ 3 で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q11-SQ 7 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

092-103

- 1それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

Q11-SQ8 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

104 1 2 3
 とても重大 ある程度重大 それほど重大ではない

Q2-SQ4で「1 車をわざと傷つけられたり、壊されたりしたことがある」と答えた方に、それ以外はQ13へ

Q12 あなたの世帯の車が、傷つけられたり、壊されたりしたのはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成19年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成19年に1回あった場合は、「2 昨年（平成19年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

110 1 2 3 9
 今年 昨年（平成19年）それ以前 わからない／思い出せない
 ↳ (Q12-SQ2へ) ↓ ↳ (Q12-SQ2へ) ↳ (Q12-SQ2へ)

Q12-SQ1 それは昨年（平成19年）に何回ありましたか。

111 1 2 3 4 5 9
 1回 2回 3回 4回 5回以上 わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q12-SQ2 車を傷つけられたり、壊されたりしたのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、その他国内又は国外のいずれでしたか。

【調査員注：「自宅」は、車庫、納屋、私設車道を含む。】

112 1 2 3 4 5 6 9
 自宅 自宅付近 市町村内 職場 その他国内 国外 わからない

Q12-SQ3 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

113 1 2 9
 はい いいえ わからない
 ↓ ↳ (Q12-SQ7へ) ↳ (Q12-SQ8へ)

Q12-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。

- 1 (欠番)
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()

10 わからない

Q12-SQ 5 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1	2	9
はい (満足した)	いいえ (満足しない)	わからない
↳ (Q12-SQ 8 へ)	↓	↳ (Q12-SQ 8 へ)

Q12-SQ 6 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

(ここまで聞けば Q12-SQ 8 へ)

《Q12-SQ 3 で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q12-SQ 7 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

Q12-SQ 8 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

114	1	2	3
	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない

Q3-SQ 2 で「1 原付自転車、スクーター、オートバイを盗まれた」と答えた方に、それ以外は Q14 へ

Q13 原付自転車、スクーター、オートバイの盗難について、お伺いします。それが起こったのはい

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成19年に1回あった場合は、「2 昨年（平成19年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

120	1	2	3	9
	今年	昨年（平成19年）	それ以前	わからない／思い出せない
	↳（Q13-SQ 2 へ）	↓	↳（Q13-SQ 2 へ）	↳（Q13-SQ 2 へ）

Q13-SQ1 それは昨年（平成19年）に何回ありましたか。

121	1	2	3	4	5	9
	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q13-SQ2 原付自転車、スクーター、オートバイを盗まれたのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、その他国内又は国外のいずれでしたか。

【調査員注：「自宅」は，車庫，納屋，私設車道を含む。】

122	1	2	3	4	5	6	9
	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他国内	国外	わからない

Q13-SQ3 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

123	1	2	9
	は い	いいえ	わからない
	↓	↳ (Q13-SQ 7 へ)	↳ (Q13-SQ 8 へ)

Q13-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

Q13-SQ5 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1	2	9
はい (満足した)	いいえ (満足しない)	わからない
↳ (Q13-SQ 8へ)	↓	↳ (Q13-SQ 8へ)

Q13-SQ6 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった

- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

(ここまで聞けば Q13-SQ 8 へ)

《Q13-SQ 3 で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q13-SQ 7 どうして届け出なかったのですか。いくつかもお答えください。

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

Q13-SQ 8 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|-----|-------|--------|------------|
| 124 | 1 | 2 | 3 |
| | とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

Q 4-SQ 2 で「1 自転車を盗まれたことがある」と答えた方に、それ以外は Q15へ

Q14 自転車の盗難について、お伺いします。それが起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年(平成19年)ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成19年に1回あった場合は、「2 昨年(平成19年)」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

- | | | | | |
|-----|----------------|-----------|----------------|----------------|
| 130 | 1 | 2 | 3 | 9 |
| | 今年 | 昨年(平成19年) | それ以前 | わからない／思い出せない |
| | ↳ (Q14-SQ 2 へ) | ↓ | ↳ (Q14-SQ 2 へ) | ↳ (Q14-SQ 2 へ) |

Q14-SQ 1 それは昨年(平成19年)に何回ありましたか。

- | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 131 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 9 |
| | 1 回 | 2 回 | 3 回 | 4 回 | 5 回以上 | わからない |

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q14-SQ2 自転車被盗まれたのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、その他国内又は国外のいずれでしたか。

【調査員注：「自宅」は、車庫、納屋、私設車道を含む。】

132	1	2	3	4	5	6	9
	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他国内	国外	わからない

Q14-SQ3 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

133	1	2	9
	はい	いいえ	わからない
	↓	↳ (Q14-SQ7へ)	↳ (Q14-SQ8へ)

Q14-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

Q14-SQ5 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1	2	9
はい (満足した)	いいえ (満足しない)	わからない
↳ (Q14-SQ8へ)	↓	↳ (Q14-SQ8へ)

Q14-SQ6 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

(ここまで聞けば Q14-SQ8へ)

《Q14-SQ3で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q14-SQ7 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

Q14-SQ 8 すべてのことを考慮に入ると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|-----|-------|--------|------------|
| 134 | 1 | 2 | 3 |
| | とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

Q 5 で「1 不法侵入があった」と答えた方に、それ以外は Q16へ

Q15 あなたは先ほど、誰かがあなたの自宅に侵入して、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがあったと答えられましたが、それはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成19年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成19年に1回あった場合は、「2 昨年（平成19年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

- | | | | | |
|-----|---------------|-----------|---------------|---------------|
| 140 | 1 | 2 | 3 | 9 |
| | 今年 | 昨年（平成19年） | それ以前 | わからない／思い出せない |
| | ↳ (Q15-SQ 2へ) | ↓ | ↳ (Q15-SQ 2へ) | ↳ (Q15-SQ 2へ) |

Q15-SQ 1 (1) それは昨年（平成19年）に何回ありましたか。

- | | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|------|-------|
| 141 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 9 |
| | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 | わからない |

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q15-SQ 1 (2) その被害にあったとき、あなたの自宅に誰か家族の方はいましたか。

- | | | | |
|-----|----|---------------|---------------|
| New | 1 | 2 | 3 |
| | はい | いいえ | わからない |
| | ↓ | ↳ (Q15-SQ 2へ) | ↳ (Q15-SQ 2へ) |

Q15-SQ 1 (3) その家族の方は不法侵入者がいることに気づきましたか。

- | | | | |
|-----|----|-----|-------|
| New | 1 | 2 | 3 |
| | はい | いいえ | わからない |

142

1	2
はい	いいえ (→ Q15-SQ 4へ)
↓	

143-152 □□億□□□□万□千円相当

164

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	↳ (Q15-SQ 8 へ)	↳ (Q15-SQ 9 へ)

165-172

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

173	1	2	9
	はい (満足した)	いいえ (満足しない)	わからない
	$\hookrightarrow (Q15-SQ9 \sim)$	$\downarrow$	$\hookrightarrow (Q15-SQ9 \sim)$

174-182

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

(ここまで聞けば Q15-SQ 9 へ)

《Q15-SQ 4 で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q15-SQ 8 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

183-194

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関に向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

Q15-SQ 9 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

195	1	2	3
	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない

Q15-SQ10 その被害のあとで、あなたやあなたの世帯の人は、犯罪被害者の方への情報提供や実際の又は精神的な支援を行うための機関・団体に、連絡しましたか。

196	1	2
	はい	いいえ
	↓	↳ (Q15-SQ12へ)

Q15-SQ11 その機関・団体の対応・支援は役に立ちましたか。

	1	2	9
	いいえ (役に立たなかった)	はい (役に立った)	わからない

(ここまで聞けば Q16へ)

Q15-SQ12 被害のあとで、そのような機関・団体から対応・支援を受けていたとしたら、あなたやあなたの世帯の人にとって役に立ったと思いますか。

197	1	2	9
	いいえ (役に立たなかった)	はい (役に立った)	わからない

Q 6 で「1 不法侵入の形跡に気付いたことがあった」と答えた方に、それ以外は Q17へ

Q16 あなたが先ほど回答された、不法侵入の形跡に気付いたのはいつでしたか。今年ですか、昨年(平成19年)ですか、それともそれ以前ですか。

200 1 2 3 9
今年 昨年（平成19年） それ以前 わからない／思い出せない
↳ (Q16-SQ 2 へ) ↓ ↳ (Q16-SQ 2 へ) ↳ (Q16-SQ 2 へ)

201	1	2	3	4	5	9
	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない

202

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	↳ (Q16-SQ 6 ～)	↳ (Q16-SQ 7 ～)

- 1 (欠番)
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

1	2	9
はい (満足した)	いいえ (満足しない)	わからない
↳ (Q16-SQ 7へ)	↓	↳ (Q16-SQ 7へ)

1 十分な対処をしてくれなかった
2 関心を持って聞いてくれなかった
3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
4 自分の受けた損害を回復してくれなかった
5 十分な経過通知をしてくれなかった
6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
7 到着するのが遅かった
8 その他 ()
9 わからない

(ここまで聞けば Q16-SQ 7 へ)

《Q16-SQ 2 で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q16-SQ 6 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

Q16-SQ 7 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

203

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

Q 7 で「1 強盗、恐喝、ひったくりの被害に遭ったことがある」と答えた方に、それ以外は Q18 へ

Q17 あなたは先ほど、強盗、恐喝、ひったくりの被害に遭ったことがあると回答されましたが、それはいつでしたか。今年ですか、昨年(平成19年)ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成19年に1回あった場合は、「2 昨年(平成19年)」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

210

- | | | | |
|----------------|-----------|----------------|----------------|
| 1 | 2 | 3 | 9 |
| 今年 | 昨年(平成19年) | それ以前 | わからない／思い出せない |
| ↳ (Q17-SQ 2 へ) | ↓ | ↳ (Q17-SQ 2 へ) | ↳ (Q17-SQ 2 へ) |

Q17-SQ 1 それは昨年(平成19年)に何回ありましたか。

211

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 9 |
| 1 回 | 2 回 | 3 回 | 4 回 | 5 回以上 | わからない |

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q17-SQ 2 被害に遭ったのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、その他国内又は国外のいずれでしたか。

【調査員注：「自宅」は、車庫、納屋、私設車道を含む。】

212

- | | | | | | | |
|----|------|------|----|-------|----|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 9 |
| 自宅 | 自宅付近 | 市町村内 | 職場 | その他国内 | 国外 | わからない |

Q17-SQ3 犯人は何人でしたか。

213	1	2	3	9
	1 人	2 人	3人以上	わからない

Q17-SQ4 あなたはその時に、犯人の名前や顔を知っていましたか。

【調査員注：犯人が複数の場合、そのうち少なくとも1人を知っていれば、「知っていた」とする。また、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」に○をする。】

214	1	2	3	4
	犯人を知らなかった	(少なくとも1人は) 顔を知っていた	(少なくとも1人は) 名前を知っていた	犯人を見なかった／見えなかった

Q17-SQ5 犯人（の中の誰か）は、刃物や銃、その他の武器、又はその他凶器になる物を持っていたか。

【調査員注：「その他の武器」とは、本来、武器としてつくられた物、例えば、スタンガン、エアガン、特殊警棒などをいう。】

215	1	2	9
	はい	いいえ	わからない
	↓	↳ (Q17-SQ9へ)	↳ (Q17-SQ9へ)

Q17-SQ6 それは何でしたか。いくつでもお答えください。

216-220	1	2	3	4	9
	刃物	銃	その他の	その他凶器	わからない
		↓	武器	になる物	

【調査員注：2以外の回答については、Q17-SQ8へ】

Q17-SQ7 それは拳銃でしたか。銃身の長い銃でしたか。銃身の長い銃には、散弾銃、ライフル、マシンガンを含みます。

221-223	1	2	9
	拳銃	銃身の長い銃（散弾銃、ライフル、マシンガン）	わからない

Q17-SQ8 それらの凶器は実際に使われましたか。

【調査員注：「実際に使われた」とは、それらの凶器を用いて脅されたり、それが身体に触れた場合又は銃が発砲された場合をいう。】

224	1	2
	はい	いいえ

Q17-SQ9 犯人は実際に、あなたからお金や物を奪い取りましたか。

225	1	2
	はい	いいえ

Q17-SQ10 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

- 226
- | | | |
|----|---------------|---------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| ↓ | ↳ (Q17-SQ14へ) | ↳ (Q17-SQ15へ) |

Q17-SQ11 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。

227-234

- 1 奪われたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

Q17-SQ12 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 235
- | | | |
|---------------|-------------|---------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい (満足した) | いいえ (満足しない) | わからない |
| ↳ (Q17-SQ15へ) | ↓ | ↳ (Q17-SQ15へ) |

Q17-SQ13 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

236-244

- 1 十分な対処をしてくれなかった
 - 2 関心を持って聞いてくれなかった
 - 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
 - 4 自分の奪われたものを取り戻してくれなかった
 - 5 十分な経過通知をしてくれなかった
 - 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
 - 7 到着するのが遅かった
 - 8 その他 ()
 - 9 わからない
- (ここまで聞けば Q17-SQ15へ)

《Q17-SQ10で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q17-SQ14 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

245-257

- 1それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2自分で解決した／犯人を知っていた
- 3捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4代わりに別の機関に知らせた
- 5家族が解決した

- 《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q18-SQ 2 被害に遭ったのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、その他国内又は国外のいずれでしたか。

【調査員注：「自宅」は、車庫、納屋、私設車道を含む。】

272	1	2	3	4	5	6	9
	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他国内	国外	わからない

Q18-SQ 3 あなたが盗まれた物は持ち歩いていたものですか（それはスリの被害でしたか。）。

273	1	2	9
	はい	いいえ	わからない

Q18-SQ 4 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

274	1	2	9
	はい	いいえ	わからない
	↓	↳ (Q18-SQ 8 へ)	↳ (Q18-SQ 9 へ)

Q18-SQ 5 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
 - 2 保険金を得るため
 - 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
 - 4 重大な事件だから
 - 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
 - 6 再発を防ぐため
 - 7 助けを求めるため
 - 8 犯人からの弁償を得るため
 - 9 その他 ()
 - 10 わからない
-

Q18-SQ 6 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1	2	9
はい（満足した）	いいえ（満足しない）	わからない
↳ (Q18-SQ 9 へ)	↓	↳ (Q18-SQ 9 へ)

Q18-SQ 7 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

(ここまで聞けば Q18-SQ 9 へ)

《Q18-SQ4で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q18-SQ8 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

Q18-SQ9 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたにとってどれくらい重大でしたか。
とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|-----|-------|--------|------------|
| 275 | 1 | 2 | 3 |
| | とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

Q9で「1 暴行や脅迫を受けたことがある」と答えた方に、それ以外はQ20aへ

Q19 あなたが先ほど回答された、暴行や脅迫の被害に遭ったのはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成19年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成19年に1回あった場合は、「2 昨年（平成19年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

- | | | | | |
|-----|--------------|-----------|--------------|--------------|
| 350 | 1 | 2 | 3 | 9 |
| | 今年 | 昨年（平成19年） | それ以前 | わからない／思い出せない |
| | ↳ (Q19-SQ2へ) | ↓ | ↳ (Q19-SQ2へ) | ↳ (Q19-SQ2へ) |

Q19-SQ1 それは昨年（平成19年）に何回ありましたか。

- | | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|------|-------|
| 351 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 9 |
| | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 | わからない |

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q19-SQ2 被害に遭ったのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、その他国内又は国外のいずれでしたか。

【調査員注：「自宅」は、車庫、納屋、私設車道を含む。】

- | | | | | | | | |
|-----|----|------|------|----|-------|----|-------|
| 352 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 9 |
| | 自宅 | 自宅付近 | 市町村内 | 職場 | その他国内 | 国外 | わからない |

Q19-SQ3 加害者は何人でしたか。

- | | | | | |
|-----|----|----|------|-------|
| 353 | 1 | 2 | 3 | 9 |
| | 1人 | 2人 | 3人以上 | わからない |

Q19-SQ 4 あなたはその時に、加害者の名前又は顔を知っていましたか。

【調査員注：加害者が複数の場合、そのうち少なくとも1人を知っていれば、「知っていた」とする。また、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」に○をする。】

- 354
- 1 加害者を知らなかった
 - 2 (少なくとも1人は) 顔を知っていた
 - 3 (少なくとも1人は) 名前を知っていた
 - 4 加害者を見なかった／見えなかった

【調査員注：1, 2, 4は, Q19-SQ 6へ】

Q19-SQ 5 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。いくつでもお答え下さい。

【調査員注：明確でない場合、被害を受けた時点で元配偶者、元内縁の夫又は妻、元恋人であったかをはっきりさせること】

355-363

- 1 夫、妻、内縁の夫、内縁の妻（被害を受けた時点で）
- 2 元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻（被害を受けた時点で）
- 3 恋人（被害を受けた時点で）
- 4 元恋人（被害を受けた時点で）
- 5 家族・親戚
- 6 親しい友人
- 7 一緒に働いていた人／働いたことのある人
- 8 上記の誰でもない
- 9 回答拒否

Q19-SQ 6 実際に何が起こったのか教えていただけますか。脅迫のみでしたか、暴行も受けましたか。

- 364
- | | | |
|------|--------|---------------|
| 1 | 2 | 9 |
| 脅迫のみ | 暴行も受けた | わからない |
| ↓ | ↓ | ↳ (Q19-SQ12へ) |

Q19-SQ 7 加害者（の中の誰か）は、刃物や銃、その他の武器、又は凶器になる物を持っていたか。

【調査員注：「その他の武器」とは、本来、武器としてつくられた物、例えば、スタンガン、エアガン、特殊警棒などをいう。】

- 365
- | | | |
|----|---------------|---------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| ↓ | ↳ (Q19-SQ10へ) | ↳ (Q19-SQ10へ) |

Q19-SQ 8 それは何でしたか。いくつでもお答えください。

- 366-370
- | | | | | |
|----|---|--------|-----------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 9 |
| 刃物 | 銃 | その他の武器 | その他凶器になる物 | わからない |

Q19-SQ 9 それらの凶器は実際に使われましたか。

【調査員注：「実際に使われた」とは、それらの凶器を用いて脅されたり、それが身体に触れた場合又は銃が発砲された場合をいう。】

【調査員注：Q19-SQ6で「1 脅迫のみ」と回答した人は、ここから Q19-SQ12へ】

372

1	2
はい	いいえ → (Q19-SQ12へ)
↓	

373 1 2
 は い い い え

407 1 2 9
 は い いいえ わからない

374

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	↳ (Q19-SQ17へ)	↳ (Q19-SQ18へ)

375-382

- 1 (欠番)
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 加害者を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 加害者からの損害賠償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

383

1	2	9
はい (満足した)	いいえ (満足しない)	わからない
↳ (Q19-SQ18へ)	↓	↳ (Q19-SQ18へ)

384-392

- 1 十分な対処をしてくれなかった

- 2 関心をもって聞いてくれなかった
 - 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
 - 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった
 - 5 十分な経過通知をしてくれなかった
 - 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
 - 7 到着するのが遅かった
 - 8 その他 ()
 - 9 わからない
- (ここまで聞けば Q19-SQ18へ)

《Q19-SQ13で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q19-SQ17 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

393-404

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／加害者を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

Q19-SQ18 すべてを考慮に入れると、その被害はあなたにとってどれくらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

406

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

Q19-SQ19 その被害のあとで、あなたやあなたの世帯の人は、犯罪被害者の方への情報提供や实际的又は精神的な支援を行うための機関・団体に、連絡しましたか。

408

- | | |
|----|---------------|
| 1 | 2 |
| はい | いいえ |
| ↓ | ↳ (Q19-SQ21へ) |

Q19-SQ20 その機関・団体の対応・支援は役に立ちましたか。

- | | | |
|----------------|------------|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| いいえ (役に立たなかった) | はい (役に立った) | わからない |
- (ここまで聞けば Q20a へ)

Q19-SQ21 被害のあとで、そのような機関・団体から対応・支援を受けていたとしたら、あなたにとって役に立ったと思いますか。

(消費者詐欺)

420	1	2	9
	は い	はいえ	わからない
	↓	↳ (Q20b へ)	↳ (Q20b へ)

421 1 建設，建築，修繕作業
2 自動車修理工場で行われた作業
3 ホテル，レストラン，飲食店でのサービス
4 店頭での買い物
5 インターネットショッピング・通信販売
6 訪問販売
7 それ以外
8 わからない

422

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	↳ (Q20a-SQ 6 へ)	↳ (Q20a-SQ 7 へ)

- 1 代金を取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

1	2	9
はい (満足した)	いいえ (満足しない)	わからない
↳ (Q20a-SQ 7へ)	↓	↳ (Q20a-SQ 7へ)

Q20a-SQ 5 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心をもって聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

(ここまで聞けば Q20a-SQ 7 へ)

《Q20a-SQ 2 で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q20a-SQ 6 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

- 1それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2自分で解決した／犯人を知っていた
- 3捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4代わりに別の機関に知らせた
- 5家族が解決した
- 6保険に入っていない
- 7捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8捜査機関は何もしてくれない
- 9捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10(復讐の恐れから) あえてしない
- 11その他 ()
- 12わからない

Q20a-SQ 7 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関以外の機関(消費者センターなど公的又は民間の団体を含む)に知らせましたか。

- | | | | |
|-----|----|-----|-------|
| 423 | 1 | 2 | 9 |
| | はい | いいえ | わからない |

Q20a-SQ 8 すべてを考慮に入れると、その被害はあなたにとってどれくらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

(クレジットカード等の悪用)

Q20b 昨年(平成19年)中に、あなたはクレジットカード又はクレジットカード情報を悪用されたことがありますか。

【調査員注：「悪用された」とは、クレジットカード又はその情報を不正使用されたことを意味し、実際に損害が発生したかどうかを問わない。】

- | | | |
|----|------------|------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| ↓ | ↳ (Q20c へ) | ↳ (Q20c へ) |

Q20b-SQ 1 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

- | | | |
|----|-----------------|-----------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| ↓ | ↳ (Q20b-SQ 5 へ) | ↳ (Q20b-SQ 6 へ) |

Q20b-SQ 2 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。

- 1 被害金を取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

Q20b-SQ 3 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- | | | |
|-----------------|-------------|-----------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい (満足した) | いいえ (満足しない) | わからない |
| ↳ (Q20b-SQ 6 へ) | ↓ | ↳ (Q20b-SQ 6 へ) |

Q20b-SQ 4 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
 - 2 関心を持って聞いてくれなかった
 - 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
 - 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった
 - 5 十分な経過通知をしてくれなかった
 - 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
 - 7 到着するのが遅かった
 - 8 その他 ()
 - 9 わからない
- (ここまで聞けば Q20b-SQ 6 へ)

《Q20b-SQ 1 で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q20b-SQ 5 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

- 1それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない

- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

Q20b-SQ 6 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関以外の機関(消費者センターなど公的又は民間の団体を含む。ただし、クレジットカード会社を除く。)に知らせましたか。

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |

Q20b-SQ 7 すべてを考慮に入れると、その被害はあなたにとってどれくらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

(振り込め詐欺)

Q20c 昨年(平成19年)中に、あなたは振り込め詐欺の被害に遭ったことがありましたか。

【調査員注:「被害に遭った」とは、実際にお金を支払った場合に限る。】

- | | | |
|-----|------------|------------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |
| ↓ | ↳ (Q20d へ) | ↳ (Q20d へ) |

Q20c-SQ 1 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

- | | | |
|-----|-----------------|-----------------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |
| ↓ | ↳ (Q20c-SQ 5 へ) | ↳ (Q20c-SQ 6 へ) |

Q20c-SQ 2 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。

- 1 被害金を取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

Q20c-SQ 3 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

Q20d 昨年（平成19年）中に、あなたはインターネットオークション詐欺の被害に遭ったことがありますか。

【調査員注：「被害に遭った」とは、実際にお金を支払った場合に限る。】

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	↳ (Q21へ)	↳ (Q21へ)

Q20d-SQ 1 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	↳ (Q20d-SQ 5 へ)	↳ (Q20d-SQ 6 へ)

Q20d-SQ 2 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。

- 1 被害金を取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ()
- 10 わからない

Q20d-SQ 3 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1	2	9
はい (満足した)	いいえ (満足しない)	わからない
↳ (Q20d-SQ 6 へ)	↓	↳ (Q20d-SQ 6 へ)

Q20d-SQ 4 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
 - 2 関心を持って聞いてくれなかった
 - 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
 - 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった
 - 5 十分な経過通知をしてくれなかった
 - 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
 - 7 到着するのが遅かった
 - 8 その他 ()
 - 9 わからない
- (ここまで聞けば Q20d-SQ 6 へ)

《Q20d-SQ 1 で「2 捜査機関に届け出なかった」と答えた方に伺います。》

Q20d-SQ 5 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた

- Q22 ここで、あなたの住んでいる地域における防犯活動をどのように評価するか、お伺いします。
非常によくやっている、まあまあよくやっている、やや不十分である、非常に不十分である、
のいずれだと思いますか。

【調査員注：地域の警察の防犯活動については、後に質問するので含めない。】

1	2	3	4	9
非常に	まあまあ	やや不十分	非常に不十分	わからない
よくやっている	よくやっている	である	である	

Q23 それでは、防犯活動の有効性についてお伺いします。防犯活動は役立っている、どちらかといえば役立っている、どちらかといえば役立っていない、役立っていない、のいずれだと思いますか。

1	2	3	4	9
役立っている	どちらかといえば	どちらかといえば	役立っていない	わからない
	役立っている	役立っていない		

(治安に対する意識について)

Q24 あなたの住んでいる地域と、その地域における犯罪について、あなたの御意見をお聞かせください。暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。とても安全である、まあまあ安全である、やや危ない、とても危ない、のいずれだと思いますか。

440	1	2	3	4
	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない

Q25 暗くなってから自宅に一人でいるとき、どの程度安全であると感じますか。とても安全である、まあまあ安全である、やや危ない、とても危ない、のいずれだと思いますか。

441	1	2	3	4
	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない

Q26 今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入しようとするということについて考えてみてください。それは非常にあり得ますか、あり得ますか、それとも、まずあり得ませんか。

442	1	2	3	9
	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない

Q27 今度は地域だけでなく、我が国全体の治安について、あなたの御意見をお聞かせください。あなたは、今の我が国の治安について、どう思いますか。現時点のことについて、考えてみてください。とても良い、まあまあ良い、良くも悪くもない、やや悪い、とても悪い、のいずれだと思いますか。

1	2	3	4	5	9
とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	わからない
↓	↓	↓	↓	↓	↓
		(Q28へ)	(Q27-SQ 2へ)	(Q27-SQ 2へ)	(Q28へ)

Q27-SQ 1

(1) 治安が良いと思うのはなぜですか。いくつでも挙げてください。

- 1 全体的に犯罪が少ない(と感じる)から
- 2 凶悪な犯罪が少ない(と感じる)から
- 3 自分又は家族が犯罪被害に遭ったことがないから/遭いそうになったことがないから

- 4 近所で犯罪が起こったという話を聞いたことがないから
 - 5 犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがないから
 - 6 何となくそう思うから
 - 7 その他（ ）
 - 8 わからない
- (2) その中で最も大きな理由は何ですか。
- 1 全体的に犯罪が少ない（と感じる）から
 - 2 凶悪な犯罪が少ない（と感じる）から
 - 3 自分又は家族が犯罪被害に遭ったことがないから／遭いそうになったことがないから
 - 4 近所で犯罪が起こったという話を聞いたことがないから
 - 5 犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがないから
 - 6 何となくそう思うから
 - 7 その他（ ）
 - 8 わからない
- （ここまで聞けば Q28へ）
-

Q27-SQ 2

- (1) 治安が悪いと思うのはなぜですか。いくつでも挙げてください。
- 1 全体的に犯罪が多い（と感じる）から
 - 2 凶悪な犯罪が多い（と感じる）から
 - 3 自分又は家族が犯罪被害に遭ったから／遭いそうになったから
 - 4 近所で犯罪が起こったから
 - 5 犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがあるから
 - 6 犯罪の報道によく接するから
 - 7 何となくそう思うから
 - 8 その他（ ）
 - 9 わからない
- (2) その中で最も大きな理由は何ですか。
- 1 全体的に犯罪が多い（と感じる）から
 - 2 凶悪な犯罪が多い（と感じる）から
 - 3 自分又は家族が犯罪被害に遭ったから／遭いそうになったから
 - 4 近所で犯罪が起こったから
 - 5 犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがあるから
 - 6 犯罪の報道によく接するから
 - 7 何となくそう思うから
 - 8 その他（ ）
 - 9 わからない
-

（薬物の問題について）

- Q28 過去12か月間にわたって、あなたは自分の住んでいる地域で、薬物の問題に接したことがありますか。例えば、薬物を取引している人々や公共の場で薬物を使用している人々を見たり、あるいは、薬物乱用者が放置した注射器を見たことなど、どのくらいの頻度でありますか。よくある、時々ある、まれにある、一度もない、のいずれだと思いますか。

めに、あなたの生まれた年を教えてください。

【調査員注：元号で答えた場合、右欄に記入し、あとで西暦換算すること】…大正・昭和・平成□□年
480-481 19□□年

Q33 あなたが現在お住まいになっているのは、アパート／マンション、テラスハウス(長屋)、一戸建て住宅などのどれですか。

482	1	2	3	4	5
	アパート／ マンション	テラスハウス・長屋（隣同 士が壁でくっついている家）	一戸建て住宅	公共の施設 （病院、老人ホーム）	その他
	↓	↓	↓	↳ (Q35へ)	↓

Q34 あなたの住居の防犯設備について、お伺いします。あなたの住居は、次にあげるようなものによって守られていますか。いくつでもお答え下さい。

【調査員注：「2 特別のドア鍵」は、複数鍵、特別仕様鍵などをいう。「3 特別の窓」は、格子付き窓、強化ガラスなどをいい、「3 ドア格子」は、ドア自体又はドアの小窓に格子が付いているものをいう。】

483-492	1 侵入防止警報機	7 自治会等による自警組織
	2 特別のドア鍵	8 隣近所で注意し合うことの申合せ
	3 特別の窓／ドア格子	9 防犯カメラ
	4 番 犬	10 その他（ ）
	5 高い塀	11 何の防犯設備もない
	6 管理人／ガードマン	12 回答拒否

Q35 あなたの世帯の誰かが、拳銃、散弾銃、ライフル、又は空気銃を持っていますか。

500	1	2	3	9
	は い	いいえ	回答拒否	わからない
	↓	↳ (Q36へ)	↳ (Q36へ)	↳ (Q36へ)

Q35-SQ1 どのような種類の銃をお持ちか、教えてください。

501-507	1	2	3	4	5	6	9
	拳 銃	散弾銃	ライフル	空気銃	その他の銃	回答拒否	わからない

Q35-SQ2 銃を所持している理由は何ですか。いくつでもお答え下さい。

508-518

1 狩猟のため
2 射撃（スポーツ）のため
3 収集品（コレクターズアイテム）として
4 犯罪の防止／自衛のため
5 これまでずっと家にあったから
6 その他の理由（ ）
9 回答拒否

Q36 娯楽目的のために、例えば飲食店や映画に行ったり、友達と会ったりするために、夕方以降どのくらい外出されますか。それは、ほとんど毎日ですか、少なくとも週に1回ですか、少なく

とも月に1回ですか、それとも、月1回未満ですか、全く外出しませんか。

519	1	2	3	4	5	9
	ほとんど毎日	少なくとも 週1回	少なくとも 月1回	月1回未満	全く 外出しない	わからない

Q37 あなたは働いておられますか。

- 520
- 1 働いている
 - 2 求職中である（失業中）
 - 3 主婦・主夫
 - 4 定年退職者、身体・精神障害者
 - 5 学校に行っている（学生）→（Q39へ）
 - 6 その他無職
 - 7 その他（ ）

Q38 学校教育を受けた年数を教えてください。

521-522 □□年

Q39 あなたの世帯の合計収入はどれくらいか、教えてください。おおよそで結構ですから、年収（税込み）の額をお答えください。

【調査員注：わからない又は回答拒否の場合、下記金額枠はブランクとし、Q39-SQ1の9に○をつける。】

523 □□億□□□□万□千円

Q39-SQ1（金額回答の有無）

- 1 回答あり 9 回答なし（わからない／回答拒否）

Q40 あなたは、自分の世帯の収入についてどのように思いますか。満足していますか、ある程度満足していますか、不満ですか、とても不満ですか。

526	1	2	3	4
	満足している	ある程度満足している	不満である	とても不満である

Q41 あなたの婚姻関係は、次のどれに当てはまるか、教えてください。

527	1	2	3	4	5	9
	独身（未婚）	既 婚	同棲（結婚は していない）	離婚／別居	配偶者が死亡	回答拒否

Q42 あなたの世帯の人数は何人ですか。

032	1	2	3	4	5	6
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
	↳（終わり）	↓	↓	↓	↓	↓

Q42-SQ1 あなたの世帯で16歳以上の方は、あなたを含めて何人ですか。

033	1	2	3	4
	1 人	2 人	3 人	4人以上

Q42-SQ2 そのうち、男性は何人ですか。

034	1	2	3	4	5
	1 人	2 人	3 人	4人以上	0 人

【調査員注】

- 1 最後に、男女に対する性的被害に関する調査を実施する。この調査項目は、特にプライバシーに深く関わるものなので、被調査者は、回答内容を調査員や自分の家族に知られたくないという場合があり得る。そのため、この調査項目だけは、聞き取り調査の対象外とする。被調査者に自分で「犯罪被害実態調査票（自記式）」に記入していただき、封をしていただく。

- 2 <手順の説明等について>

上記の段取りについて説明した上で、「犯罪被害実態調査票（自記式）」及び封筒を被調査者に渡し、回答していただく。調査票が完成したら、被調査者において調査票を封筒に入れ、厳封していただいたものを、調査員が回収する。

《ご協力ありがとうございました。》

【調査員注】

被調査者の居住する市町村の人口を、次の選択肢から選んで○をする。（政令指定都市の場合、都市全体の人口）

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 10,000人以下 |
| 2 | 10,001～50,000人 |
| 3 | 50,001～100,000人 |
| 4 | 100,001～500,000人 |
| 5 | 500,001～1,000,000人 |
| 6 | 1,000,001人以上 |

調査完了日：2008年□□月□□日

	1	2
調査員性別 →	男 性	女 性

総務省承認 NO. 27005
承認期限 平成20年 5 月31日

犯罪被害実態調査票（自記式）

法務省法務総合研究所

<ご記入のお願い>

次の質問文をお読みになり、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。

この調査票は統計以外の目的には使用しませんので、ありのままをご記入願います。

※ 回答が終わりましたら、一緒にお渡しした封筒にこの用紙を入れ、封をして、調査員に渡してください。

QA （性 別）

036

1

2

男 性

女 性

QB （生まれた年）

480-481

19□□年

これからお尋ねすることはお答えにくい質問かもしれませんが、どうぞご容赦ください。

Q1 人はときとして性的な目的のために、むりやり他人に触ったり、暴行を加えたりすることがあります。これらは例えば飲食店や町中、学校、公共交通機関、映画館、海岸、職場などでも起こります。職場等での性的いやがらせ（以下「セクハラ」という。）や家庭内における性的暴行も含めて考えてみてください。過去5年間に、あなたはこれらの性的な被害に遭われたことがありますか。ゆっくりお考えください。

052

1 ある

2 な い

9 わからない

※ 上記で「1 ある」に○をした方だけ、次のQ2に進んでください。

その他の番号に○をした方は、ここで回答終了です。この用紙を封筒に入れ、封をした上で、調査員に渡してください。ご協力ありがとうございました。

Q2 その性的な被害に遭われたのはいつでしたか。今年でしたか、昨年（平成19年）でしたか、それともそれ以前でしたか。

《もし何回も被害に遭われている場合、そのなかに平成19年に遭われた被害が1回でもある場合は、「2 昨年（平成19年）」に○をしてください。

また、「1 今年」と「3 それ以前」の両方にあてはまる場合は、「1 今年」を優先してください。》

280	1	2	3	9
	今 年	昨年(平成19年)	それ以前	わからない／思い出せない
	↳ (SQ 2 へ)	↳ (SQ 1 へ)	↳ (SQ 2 へ)	↳ (SQ 2 へ)

SQ 1 それは昨年（平成19年）に何回ありましたか。

281	1	2	3	4	5	9
	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない

《一番最近に遭われた被害について、お答えください。》

SQ 2 被害に遭われた場所は、次のいずれでしたか。

- 282 1 自宅《「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含みます。》
 2 自宅付近
 3 市町村内
 4 職場
 5 その他国内
 6 国外
 9 わからない

SQ 3 加害者は何人でしたか。

283	1	2	3	9
	1 人	2 人	3人以上	わからない

SQ 4 あなたは、被害に遭われた時に、加害者の名前または顔を知っていましたか。

《犯人が複数の場合、そのうち少なくとも1人を知っていれば、「知っていた」とし、また、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」に○をしてください。》

- 284 1 知らない人だった → (SQ 6 へ)
 2 (少なくとも1人は) 顔を知っていた → (SQ 6 へ)
 3 (少なくとも1人は) 名前を知っていた → (SQ 5 へ)
 4 加害者を見なかった／見えなかった → (SQ 6 へ)

※ 上記で、「3」に○をしたときは、次のSQ 5に進んでください。
その他の番号に○をしたときは、SQ 6に進んでください。

SQ 5 加害者は誰でしたか。被害を受けた時点での関係をいくつかもお答えください。

285-293

- 1 夫／妻、内縁の夫／内縁の妻
- 2 元夫／元妻、元内縁の夫／元内縁の妻
- 3 恋人
- 4 元恋人
- 5 家族・親戚
- 6 親しい友人
- 7 一緒に働いていた人／働いたことのある人
- 8 上記の誰でもない
- 9 回答拒否

SQ 6 加害者（の中の誰か）は、刃物や銃、その他の武器、又はその他凶器になる物を持っていたか。

《「その他の武器」とは、本来、武器としてつくられた物、例えば、スタンガン、エアガン、特殊警棒などをいいます。》

294	1	2	9
	は い	いいえ	わからない
	↓ (SQ 7へ)	↳ (SQ 9へ)	↳ (SQ 9へ)

SQ 7 それは何でしたか。いくつでもお答えください。

295-299	1	2	3	4	9
	刃物	銃	その他の武器	その他凶器になる物	わからない

SQ 8 それらの凶器は実際に使われましたか。なお、実際に使われたというのは、それらの凶器を用いて脅されたり、それが身体に触れた場合又は銃が発砲された場合をいいます。

300	1	2
	は い	いいえ

SQ 9 その性的な被害は次のどれに当たるとお考えですか。

301	1 強姦
	2 強姦未遂
	3 強制わいせつ
	4 不快な行為（痴漢・セクハラなど）
	9 わからない

SQ10 あなたはその行為を犯罪であると考えますか。

303	1	2	9
	は い	いいえ	わからない

SQ11 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

304	1	2	9
	は い	いいえ	わからない
	↓ (SQ12へ)	↳ (SQ15へ)	↳ (SQ16へ)

SQ12 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。

307-312

- 1 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 2 重大な事件だから
- 3 加害者を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 4 同じようなことが起こるのを防ぐため
- 5 助けを求めるため
- 6 加害者から損害賠償してもらうため
- 7 その他（ ）
- 9 わからない

9 わからない → (SQ16へ)

SQ17 その被害のあとで、あなたやあなたの家族は、犯罪被害者の方への情報の提供や实际的又は精神的な支援を行うための機関・団体に、連絡しましたか。

- 336 1 2
 は い いいえ
 ↓ ↳ (SQ19へ)
-

SQ18 その機関・団体の対応・支援は役に立ちましたか。

- | | | |
|----------------|------------|-----------|
| 1 | 2 | 9 |
| いいえ (役に立たなかった) | はい (役に立った) | わからない |
| ↳ (終わります) | ↳ (終わります) | ↳ (終わります) |
-

SQ19 被害のあとで、そのような機関・団体の対応・支援を受けていたとしたら、あなたにとって役に立ったと考えますか。

- 337 1 いいえ (役に立たなかった)
 2 はい (役に立った)
 9 わからない
-

※ <終わりに>

御回答ありがとうございました。
記入漏れはございませんでしょうか。
よろしければ、封筒に入れ、封をした上で、調査員に渡してください。

平成 21 年 3 月 印 刷

平成 21 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼
発行人 法 務 総 合 研 究 所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
